

第2部 平成12年（2000年）産業連関表部門分類表 及び部門別概念・定義・範囲

第5章 部門分類表

- (注) 1 基本分類の部門名称欄の★印は、生産活動主体を次のように示す。
 ★★・・・政府サービス生産者
 ★・・・対家計民間非営利サービス生産者
 無印・・・産業
 2 Pは仮設部門を示す。

1 基本分類と統合分類

1 基本分類 (行 517×列 405)				2 統合分類			
分類コード		部門名	コード	統合小分類 (188部門)		統合中分類 (104部門)	
列コード	行コード			部門名	コード	部門名	コード
0111-01		米	0111	穀類	001	耕種農業	01
	0111-011	米					
	0111-012	稲わら					
0111-02		麦類					
	0111-021	小麦 (国産)					
	0111-022	小麦 (輸入)					
	0111-023	大麦 (国産)					
	0111-024	大麦 (輸入)					
0112-01		いも類	0112	いも・豆類			
	0112-011	かんしょ					
	0112-012	ばれいしょ					
0112-02		豆類					
	0112-021	大豆 (国産)					
	0112-022	大豆 (輸入)					
	0112-029	その他の豆類					
0113-01		野菜	0113	野菜			
0113-02		野菜 (露地)					
		野菜 (施設)					
0114-01		果実	0114	果実			
	0114-011	かんきつ					
	0114-012	りんご					
	0114-019	その他の果実					
0115-01		砂糖原料作物	0115	その他の食用作物			
0115-02		飲料用作物					
	0115-021	コーヒー豆・カカオ豆 (輸入)					
	0115-029	その他の飲料用作物					
0115-09		その他の食用耕種作物					
	0115-091	雑穀					
	0115-092	油糧作物					
	0115-093	食用工業作物 (除別掲)					
0116-01		飼料作物	0116	非食用作物			
0116-02		種苗					
0116-03		花き・花木類					
0116-09		その他の非食用耕種作物					
	0116-091	葉たばこ					
	0116-092	生ゴム (輸入)					
	0116-093	綿花 (輸入)					
	0116-099	その他の非食用耕種作物 (除別掲)					
0121-01		酪農	0121	畜産	002	畜産	
	0121-011	生乳					
	0121-019	その他の酪農生産物					
0121-02		鶏卵					
0121-03		肉鶏					
0121-04		豚					
0121-05		肉用牛					
0121-09		その他の畜産					
	0121-091	羊毛					
	0121-099	その他の畜産					
0131-01		獣医薬	0131	農業サービス	003	農業サービス	
0131-02		農業サービス (除獣医薬)					
0211-01		育林	0211	育林	004	林業	
0212-01		素材	0212	素材			
	0212-011	素材 (国産)					
	0212-012	素材 (輸入)					
0213-01		特用林産物 (含狩猟業)	0213	特用林産物			
	0311-001	海面漁業 (国産)	0311	海面漁業	005	漁業	
0311-01		沿岸漁業					
0311-02		沖合漁業					
0311-03		遠洋漁業					
	0311-002	海面漁業 (輸入)					
0311-04		海面養殖業					
	0312-001	内水面漁業・養殖業	0312	内水面漁業			
0312-01		内水面漁業					
0312-02		内水面養殖業					
0611-01		金属鉱物	0611	金属鉱物	006	金属鉱物	02
	0611-011	鉄鉱石					
	0611-012	非鉄金属鉱物					
0621-01		窯業原料鉱物	0621	窯業原料鉱物	007	非金属鉱物	
	0621-011	石灰石					
	0621-019	その他の窯業原料鉱物					
0622-01		砂利・採石	0622	砂利・砕石			
0622-02		砕石					
0629-09		その他の非金属鉱物	0629	その他の非金属鉱物			
0711-01		石炭	0711	石炭	008	石炭	
0721-01		原油・天然ガス	0721	原油・天然ガス	009	原油・天然ガス	
	0721-011	原油					
	0721-012	天然ガス					

1 基本分類 (行 517×列 405)			2 統 合 分 類					
分類コード		部 門 名	統合小分類 (188部門)		統合中分類 (104部門)		統合大分類 (32部門)	
列コード	行コード		コード	部 門 名	コード	部 門 名	コード	部 門 名
1111-01		と畜 (含肉鶏処理)	1111	と畜	010	食料品	03	食料品
	1111-011	牛肉 (枝肉)						
	1111-012	豚肉 (枝肉)						
	1111-013	鶏肉						
	1111-014	その他の肉 (枝肉)						
	1111-015	と畜副産物 (含肉鶏処理副産物)						
1112-01	1112-011	肉加工品	1112	畜産食料品				
1112-02	1112-021	畜産びん・かん詰						
1112-03		酪農品						
	1112-031	飲用牛乳						
	1112-032	乳製品						
1113-01	1113-011	冷凍魚介類	1113	水産食料品				
1113-02	1113-021	塩・干・くん製品						
1113-03	1113-031	水産びん・かん詰						
1113-04	1113-041	ねり製品						
1113-09	1113-099	その他の水産食品						
1114-01		精穀	1114	精穀・製粉				
	1114-011	精米						
	1114-019	その他の精穀						
1114-02		製粉						
	1114-021	小麦粉						
	1114-029	その他の製粉						
1115-01	1115-011	めん類	1115	めん・パン・菓子類				
1115-02	1115-021	パン類						
1115-03	1115-031	菓子類						
1116-01	1116-011	農産びん・かん詰	1116	農産保存食料品				
1116-02	1116-021	農産保存食料品 (除びん・かん詰)						
1117-01		砂糖	1117	砂糖・油脂・調味料類				
	1117-011	精製糖						
	1117-019	その他の砂糖・副産物						
1117-02	1117-021	でん粉						
1117-03	1117-031	ぶどう糖・水あめ・異性化糖						
1117-04		植物油脂						
	1117-041	植物油脂						
	1117-042	加工油脂						
	1117-043	植物油原油かす						
1117-05	1117-051	動物油脂						
1117-06	1117-061	調味料						
1119-01	1119-011	冷凍調理食品	1119	その他の食料品				
1119-02	1119-021	レトルト食品						
1119-03	1119-031	そう菜・すし・弁当						
1119-04	1119-041	学校給食 (国公立) ★★						
1119-05	1119-051	学校給食 (私立) ★						
1119-09	1119-099	その他の食料品						
1121-01	1121-011	清酒	1121	酒類	011	飲料		
1121-02	1121-021	ビール						
1121-03	1121-031	ウィスキー類						
1121-09	1121-099	その他の酒類						
1129-01	1129-011	茶・コーヒー	1129	その他の飲料				
1129-02	1129-021	清涼飲料						
1129-03	1129-031	製氷						
1131-01	1131-011	飼料	1131	飼料・有機質肥料 (除別掲)	012	飼料・有機質肥料 (除別掲)		
1131-02	1131-021	有機質肥料 (除別掲)						
1141-01	1141-011	たばこ	1141	たばこ	013	たばこ		
1511-01	1511-011	紡績糸	1511	紡績	014	繊維工業製品	04	繊維製品
1512-01	1512-011	綿・スフ織物 (含合繊短繊維織物)	1512	織物				
1512-02	1512-021	絹・人絹織物 (含合繊長繊維織物)						
1512-03	1512-031	毛織物・麻織物・その他の織物						
1513-01	1513-011	ニット生地	1513	ニット生地				
1514-01	1514-011	染色整理	1514	染色整理				
1519-01	1519-011	網・網	1519	その他の繊維工業製品				
1519-02	1519-021	じゅうたん・床敷物						
1519-03	1519-031	繊維製衛生材料						
1519-09	1519-099	その他の繊維工業製品						
1521-01	1521-011	織物製衣服	1521	衣服	015	衣服・その他の繊維既製品		
1521-02	1521-021	ニット製衣服						
1522-09	1522-099	その他の衣服・身の回り品	1522	その他の衣服・身の回り品				
1529-01	1529-011	寝具	1529	その他の繊維既製品				
1529-09	1529-099	その他の繊維既製品						
1611-01	1611-011	製材	1611	製材・合板・チップ	016	製材・木製品	05	パルプ・紙・木製品
1611-02	1611-021	合板						
1611-03	1611-031	木材チップ						
1619-09		その他の木製品	1619	その他の木製品				
	1619-091	建設用木製品						
	1619-099	その他の木製品 (除別掲)						
1711-01	1711-011	木製家具・装備品	1711	家具・装備品	017	家具・装備品		
1711-02	1711-021	木製建具						
1711-03	1711-031	金属製家具・装備品						
1811-01		パルプ	1811	パルプ	018	パルプ・紙・板紙・加工紙		
	1811-011	パルプ						
	1811-012P	古紙						
1812-01	1812-011	洋紙・和紙	1812	紙・板紙				
1812-02	1812-021	板紙						
1813-01	1813-011	段ボール	1813	加工紙				
1813-02	1813-021	塗工紙・建設用加工紙						
1821-01	1821-011	段ボール箱	1821	紙製容器	019	紙加工品		
1821-09	1821-099	その他の紙製容器						
1829-01	1829-011	紙製衛生材料・用品	1829	その他の紙加工品				
1829-09	1829-099	その他のパルプ・紙・紙加工品						

1 基本分類 (行 517×列 405)			2 統 合 分 類			
分類コード			統合小分類 (188部門)		統合中分類 (104部門)	
列コード	行コード	部 門 名	コード	部 門 名	コード	部 門 名
1911-01	1911-011	新聞	1911	出版・印刷	020	出版・印刷
1911-02	1911-021	印刷・製版・製本				
1911-03	1911-031	出版				
2011-01	2011-011	化学肥料	2011	化学肥料	021	化学肥料
2021-01		ソーダ工業製品	2021	ソーダ工業製品	022	無機化学基礎製品
2021-011		ソーダ灰				
2021-012		酸性ソーダ				
2021-013		液体塩素	2029	その他の無機化学基礎製品		06 化学製品
2021-019		その他のソーダ工業製品				
2029-01		無機顔料				
2029-011		酸化チタン				
2029-012		カーボンブラック				
2029-019		その他の無機顔料				
2029-02	2029-021	圧縮ガス・液化ガス				
2029-03		塩				
	2029-031	原塩				
	2029-032	塩				
2029-09	2029-099	その他の無機化学工業製品	2031	石油化学基礎製品	023	有機化学基礎製品
2031-01		石油化学基礎製品				
	2031-011	エチレン				
	2031-012	プロピレン				
	2031-019	その他の石油化学基礎製品				
2031-02		石油化学系芳香族製品	2031	石油化学系芳香族製品		
	2031-021	純ベンゼン				
	2031-022	純トルエン				
	2031-023	キシレン				
	2031-029	その他の石油化学系芳香族製品				
2032-01		脂肪族中間物	2032	有機化学中間製品	024	有機化学製品
	2032-011	合成アルコール類				
	2032-012	酢酸				
	2032-013	二塩化エチレン				
	2032-014	アクリロニトリル				
	2032-015	エチレングリコール				
	2032-016	酢酸ビニルモノマー				
	2032-019	その他の脂肪族中間物				
2032-02		環式中間物				
	2032-021	スチレンモノマー				
	2032-022	合成石炭酸	2033	合成ゴム		
	2032-023	テレフタル酸 (高純度)				
	2032-024	カプロラクタム				
	2032-029	その他の環式中間物				
2033-01	2033-011	合成ゴム				
2039-01	2039-011	メタン誘導品	2039	その他の有機化学基礎製品		
2039-02	2039-021	油脂加工製品				
2039-03	2039-031	可塑剤				
2039-04	2039-041	合成染料				
2039-09	2039-099	その他の有機化学工業製品				
2041-01	2041-011	熱硬化性樹脂	2041	合成樹脂	025	合成樹脂
2041-02		熱可塑性樹脂				
	2041-021	ポリエチレン (低密度)				
	2041-022	ポリエチレン (高密度)				
	2041-023	ポリスチレン				
	2041-024	ポリプロピレン				
	2041-025	塩化ビニル樹脂				
2041-03	2041-031	高機能性樹脂				
2041-09	2041-099	その他の合成樹脂				
2051-01	2051-011	レーヨン・アセテート	2051	化学繊維	026	化学繊維
2051-02	2051-021	合成繊維				
2061-01	2061-011	医薬品				
2071-01		石けん・合成洗剤・界面活性剤	2071	石けん・界面活性剤・化粧品	028	化学最終製品 (除医薬品)
	2071-011	石けん・合成洗剤				
	2071-012	界面活性剤				
2071-02	2071-021	化粧品・歯磨	2072	塗料・印刷インキ		
2072-01	2072-011	塗料				
2072-02	2072-021	印刷インキ				
2073-01	2073-011	写真感光材料	2073	写真感光材料		
2074-01	2074-011	農薬				
2079-01	2079-011	ゼラチン・接着剤				
2079-09		その他の化学最終製品	2079	その他の化学最終製品		
	2079-091	触媒				
	2079-099	その他の化学最終製品 (除別掲)				
2111-01		石油製品	2111	石油製品	029	石油・石炭製品
	2111-011	ガソリン				
	2111-012	ジェット燃料油				
	2111-013	灯油				
	2111-014	軽油				
	2111-015	A重油				
	2111-016	B重油・C重油				
	2111-017	ナフサ				
	2111-018	液化石油ガス				
	2111-019	その他の石油製品				
2121-01		石炭製品	2121	石炭製品	030	石炭製品
	2121-011	コークス				
	2121-019	その他の石炭製品				
2121-02	2121-021	舗装材料				

1 基本分類 (行 517×列 405)			2 統 合 分 類					
分類コード		部 門 名	統合小分類 (188部門)		統合中分類 (104部門)		統合大分類 (32部門)	
列コード	行コード		コード	部 門 名	コード	部 門 名	コード	部 門 名
2211-01		プラスチック製品	2211	プラスチック製品	031	プラスチック製品	16	その他の製造工業製品 (2／3)
	2211-011	プラスチックフィルム・シート						
	2211-012	プラスチック板・管・棒						
	2211-013	プラスチック発泡製品						
	2211-014	工業用プラスチック製品						
	2211-015	強化プラスチック製品						
	2211-016	プラスチック製容器						
	2211-017	プラスチック製日用雑貨・食卓用品						
	2211-019	その他のプラスチック製品						
2311-01	2311-011	タイヤ・チューブ	2311	タイヤ・チューブ	032	ゴム製品		
2319-01	2319-011	ゴム製履物	2319	その他のゴム製品				
2319-02	2319-021	プラスチック製履物						
2319-09	2319-099	その他のゴム製品						
2411-01	2411-011	革製履物	2411	革製履物	033	なめし革・毛皮・同製品		
2412-01	2412-011	製革・毛皮	2412	なめし革・毛皮・ その他の革製品				
2412-02	2412-021	かばん・袋物・その他の革製品						
2511-01		板ガラス・安全ガラス	2511	板ガラス・安全ガラス	034	ガラス・ガラス製品	08	窯業・土石製品
	2511-011	板ガラス						
	2511-012	安全ガラス・複層ガラス						
2512-01	2512-011	ガラス繊維・同製品	2512	ガラス繊維・同製品				
2519-09		その他のガラス製品	2519	その他のガラス製品				
	2519-091	ガラス製加工素材						
	2519-099	その他のガラス製品 (除別掲)						
2521-01	2521-011	セメント	2521	セメント	035	セメント・セメント製品		
2522-01	2522-011	生コンクリート	2522	生コンクリート				
2523-01	2523-011	セメント製品	2523	セメント製品				
2531-01		陶磁器	2531	陶磁器	036	陶磁器		
	2531-011	建設用陶磁器						
	2531-012	工業用陶磁器						
	2531-013	日用陶磁器						
2599-01	2599-011	耐火物	2599	その他の窯業・ 土石製品	037	その他の窯業・ 土石製品		
2599-02	2599-021	その他の建設用土石製品						
2599-03	2599-031	炭素・黒鉛製品						
2599-04	2599-041	研磨材						
2599-09	2599-099	その他の窯業・土石製品						
2611-01	2611-011	鉄鉄	2611	鉄鉄・粗鋼	038	鉄鉄・粗鋼	09	鉄鋼
2611-02	2611-021	フェロアロイ						
2611-03	2611-031	粗鋼 (転炉)						
2611-04	2611-041	粗鋼 (電気炉)						
	2612-011P	鉄屑	2612	鉄屑				
2621-01		熱間圧延鋼材	2621	熱間圧延鋼材	039	鋼材		
	2621-011	普通鋼形鋼						
	2621-012	普通鋼鋼板						
	2621-013	普通鋼鋼帯						
	2621-014	普通鋼小棒						
	2621-015	その他の普通鋼熱間圧延鋼材						
	2621-016	特殊鋼熱間圧延鋼材						
2622-01		鋼管	2622	鋼管				
	2622-011	普通鋼鋼管						
	2622-012	特殊鋼鋼管						
2623-01		冷間仕上鋼材	2623	冷延・めっき鋼材				
	2623-011	普通鋼冷間仕上鋼材						
	2623-012	特殊鋼冷間仕上鋼材						
2623-02	2623-021	めっき鋼材						
2631-01		鍛造鋼	2631	鍛造造品	040	鍛造造品		
	2631-011	鍛鋼						
	2631-012	鍛鋼						
2631-02	2631-021	鍛鉄管						
2631-03		鍛鉄品及び鍛工品 (鉄)						
	2631-031	鍛鉄品						
	2631-032	鍛工品 (鉄)						
2649-01	2649-011	鉄鋼シャースリット業	2649	その他の鉄鋼製品	041	その他の鉄鋼製品		
2649-09	2649-099	その他の鉄鋼製品						
2711-01	2711-011	銅	2711	非鉄金属製錬・精製	042	非鉄金属製錬・精製	10	非鉄金属
2711-02	2711-021	鉛・亜鉛 (含再生)						
2711-03	2711-031	アルミニウム (含再生)						
2711-09	2711-099	その他の非鉄金属地金						
	2712-011P	非鉄金属屑	2712	非鉄金属屑				
2721-01	2721-011	電線・ケーブル	2721	電線・ケーブル	043	非鉄金属加工製品		
2721-02	2721-021	光ファイバケーブル						
2722-01	2722-011	伸銅品	2722	その他の非鉄金属製品				
2722-02	2722-021	アルミ圧延製品						
2722-03	2722-031	非鉄金属素形材						
2722-04	2722-041	核燃料						
2722-09	2722-099	その他の非鉄金属製品						
2811-01	2811-011	建設用金属製品	2811	建設用金属製品	044	建設・建築用金属製品	11	金属製品
2812-01	2812-011	建築用金属製品	2812	建築用金属製品				
2891-01	2891-011	ガス・石油機器及び暖房機器	2891	ガス・石油機器 及び暖房機器	045	その他の金属製品		
2899-01	2899-011	ボルト・ナット・リベット及びスプリング	2899	その他の金属製品				
2899-02	2899-021	金属製容器及び製缶板金製品						
2899-03		配管工事付属品・ 粉末や金製品・道具類						
	2899-031	配管工事付属品						
	2899-032	粉末や金製品						
	2899-033	刃物及び道具類						
2899-09		その他の金属製品						
	2899-091	金属プレス製品						
	2899-092	金属線製品						
	2899-099	その他の金属製品 (除別掲)						

1 基本分類 (行 517×列 405)			2 統 合 分 類				
			統合小分類 (188部門)		統合中分類 (104部門)		統合大分類 (32部門)
分類コード		部 門 名	コード	部 門 名	コード	部 門 名	コード 部 門 名
列コード	行コード						
3011-01	3011-011	ボイラ	3011	原動機・ボイラ	046	一般産業機械	12 一般機械
3011-02	3011-021	タービン					
3011-03	3011-031	原動機					
3012-01	3012-011	運搬機械	3012	運搬機械			
3013-01	3013-011	冷凍機・温調調整装置	3013	冷凍機・温調調整装置			
3019-01	3019-011	ポンプ及び圧縮機	3019	その他の一般産業機械			
3019-02	3019-021	機械工具					
3019-09	3019-099	その他の一般産業機械及び装置					
3021-01	3021-011	建設・鉱山機械	3021	建設・鉱山機械	047	特殊産業機械	
3022-01	3022-011	化学機械	3022	化学機械			
3023-01	3023-011	産業用ロボット	3023	産業用ロボット			
3024-01	3024-011	金属工作機械	3024	金属加工・工作機械			
3024-02	3024-021	金属加工機械					
3029-01	3029-011	農業用機械	3029	その他の特殊産業用機械			
3029-02	3029-021	繊維機械					
3029-03	3029-031	食料品加工機械					
3029-04	3029-041	半導体製造装置					
3029-09		その他の特殊産業用機械					
	3029-091	製材・木工・合板機械					
	3029-092	パルプ装置・製紙機械					
	3029-093	印刷・製本・紙工機械					
	3029-094	鋳造装置					
	3029-095	プラスチック加工機械					
	3029-099	その他の特殊産業用機械 (除別掲)					
3031-01	3031-011	金型	3031	その他の一般機械器具及び部品	048	その他の一般機器	
3031-02	3031-021	ベアリング					
3031-09	3031-099	その他の一般機械器具及び部品					
3111-01	3111-011	複写機	3111	事務用機械	049	事務用・サービス用機器	
3111-09	3111-099	その他の事務用機械					
3112-01		サービス用機器	3112	サービス用機器			
	3112-011	自動販売機					
	3112-012	娯楽用機器					
	3112-019	その他のサービス用機器					
3211-01	3211-011	電気音響機器	3211	民生用電子機器	050	民生用電子・電気機器	13 電気機械
3211-02	3211-021	ラジオ・テレビ受信機					
3211-03	3211-031	ビデオ機器					
3212-01	3212-011	民生用エアコンディショナ	3212	民生用電気機器			
3212-02	3212-021	民生用電気機器 (除エアコン)					
3311-01	3311-011	パーソナルコンピュータ	3311	電子計算機・同付属装置	051	電子計算機・同付属装置	
3311-02	3311-021	電子計算機本体 (除パソコン)					
3311-03	3311-031	電子計算機付属装置					
3321-01	3321-011	有線電気通信機器	3321	通信機械	052	通信機械	
3321-02	3321-021	携帯電話機					
3321-03	3321-031	無線電気通信機器 (除携帯電話機)					
3321-09	3321-099	その他の電気通信機器					
3331-01	3331-011	電子応用装置	3331	電子応用装置	053	電子応用装置・電気計測器	
3332-01	3332-011	電気計測器	3332	電気計測器			
3341-01	3341-011	半導体素子	3341	半導体素子・集積回路	054	半導体素子・集積回路	
3341-02	3341-021	集積回路					
3359-01	3359-011	電子管	3359	電子部品	055	電子部品	
3359-02	3359-021	液晶素子					
3359-03	3359-031	磁気テープ・磁気ディスク					
3359-09	3359-099	その他の電子部品					
3411-01		回転電気機械	3411	重電機器	056	重電機器	
	3411-011	発電機器					
	3411-012	電動機					
3411-02	3411-021	開閉制御装置及び配電盤					
3411-03	3411-031	変圧器・変成器					
3411-09	3411-099	その他の産業用重電機器					
3421-01	3421-011	電気照明器具	3421	その他の電気機器	057	その他の電気機器	
3421-02	3421-021	電池					
3421-03	3421-031	電球類					
3421-04	3421-041	配線器具					
3421-05	3421-051	内燃機関電装品					
3421-09	3421-099	その他の電気機械器具					
3511-01	3511-011	乗用車	3511	乗用車	058	乗用車	14 輸送機械
3521-01	3521-011	トラック・バス・その他の自動車	3521	トラック・バス・その他の自動車	059	その他の自動車	
3531-01	3531-011	二輪自動車	3531	二輪自動車			
3541-01	3541-011	自動車車体	3541	自動車部品・同付属品			
3541-02	3541-021	自動車用内燃機関・同部分品					
3541-03	3541-031	自動車部品					
3611-01	3611-011	船舶	3611	船舶・同修理	060	船舶・同修理	
3611-02	3611-021	その他の船舶					
3611-03	3611-031	船用内燃機関					
3611-10	3611-101	船舶修理					
3621-01	3621-011	鉄道車両	3621	鉄道車両・同修理	061	その他の輸送機械・同修理	
3621-10	3621-101	鉄道車両修理					
3622-01	3622-011	航空機	3622	航空機・同修理			
3622-10	3622-101	航空機修理					
3629-01	3629-011	自転車	3629	その他の輸送機械			
3629-09		その他の輸送機械					
	3629-091	産業用運搬車両					
	3629-099	その他の輸送機械 (除別掲)					
3711-01	3711-011	カメラ	3711	光学機械	062	精密機械	15 精密機械
3711-09	3711-099	その他の光学機械					
3712-01	3712-011	時計	3712	時計			
3719-01	3719-011	理化学機械器具	3719	その他の精密機械			
3719-02	3719-021	分析器・試験機・計量器・測定器					
3719-03	3719-031	医療用機械器具					

1 基本分類 (行 517×列 405)			2 統 合 分 類										
分類コード			統合小分類 (188部門)		統合中分類 (104部門)		統合大分類 (32部門)						
列コード	行コード	部 門 名	コード	部 門 名	コード	部 門 名	コード	部 門 名					
3911-01	3911-011	玩具	3911	玩具・運動用品	063	その他の製造工業製品	16	その他の製造工業製品 (3/3)					
3911-02	3911-021	運動用品											
3919-01	3919-011	楽器											
3919-02	3919-021	情報記録物											
3919-03	3919-031	筆記具・文具											
3919-04	3919-041	身辺細貨品											
3919-05	3919-051	量・わら加工品											
3919-06	3919-061	武器	3921	再生資源回収・加工処理	064	再生資源回収・加工処理							
3919-09	3919-099	その他の製造工業製品											
3921-01	3921-011	再生資源回収・加工処理	4111-01	4111-011	住宅建築 (木造)	065	建築	17	建設				
4111-02	4111-021	住宅建築 (非木造)	4111-02	4111-021	住宅建築 (非木造)								
4112-01	4112-011	非住宅建築 (木造)	4112	非住宅建築									
4112-02	4112-021	非住宅建築 (非木造)											
4121-01	4121-011	建設補修	4121	4121-011	建設補修	066	建設補修						
4131-01	4131-011	道路関係公共事業	4131	公共事業		067	公共事業						
4131-02	4131-021	河川・下水道・その他の公共事業											
4131-03	4131-031	農林関係公共事業	4132	その他の土木建設	068	その他の土木建設							
4132-01	4132-011	鉄道軌道建設											
4132-02	4132-021	電力施設建設											
4132-03	4132-031	電気通信施設建設											
4132-09	4132-099	その他の土木建設											
5111-01	5111-001	事業用電力	5111	電力	069	電力	18	電力・ガス・熱供給					
5111-02		事業用原子力発電											
5111-03		事業用火力発電											
5111-04	5111-041	水力・その他の事業用発電											
5121-01	5121-011	自家発電	5121	5121-011	都市ガス	070	ガス・熱供給						
5122-01	5122-011	都市ガス	5122	5122-011	熱供給業								
5211-01	5211-011	水道	5211	水道	071	水道	19	水道・廃棄物処理					
5211-02	5211-021	工業用水											
5211-03	5211-031	下水道★★	5212	廃棄物処理	072	廃棄物処理							
5212-01	5212-011	廃棄物処理 (公営)★★											
5212-02	5212-021	廃棄物処理 (産業)	6111-01	6111-011	卸売	073	商業	20	商業				
6111-01	6111-011	卸売	6112-01	6112-011	小売								
6112-01	6112-011	小売	6211-01	6211-011	金融	074	金融・保険	21	金融・保険				
6211-01		金融	6211	公的金融 (帰属利子)	6212	保険							
6211-02	6211-011	民間金融 (帰属利子)											
6211-03	6211-012	公的金融 (手数料)											
6211-04	6211-013	民間金融 (手数料)											
6212-01	6212-011	生命保険	6212	6212-011	生命保険	6411	不動産仲介及び賃貸	22	不動産				
6212-02	6212-021	損害保険	6411	不動産仲介及び賃貸	6421	住宅賃貸料	076	住宅賃貸料					
6411-01	6411-011	不動産仲介・管理業											
6411-02	6411-021	不動産賃貸業	6422-01	6422-011	住宅賃貸料 (帰属家賃)	077	住宅賃貸料 (帰属家賃)	23	運輸				
6422-01	6422-011	住宅賃貸料 (帰属家賃)	7111-01	7111-011	鉄道旅客輸送	078	鉄道輸送						
7111-01	7111-011	鉄道旅客輸送	7112-01	7112-011	鉄道貨物輸送	079	道路輸送						
7112-01	7112-011	鉄道貨物輸送	7121-01	7121-011	バス								
7121-01	7121-011	バス	7122-01	7122-011	ハイヤー・タクシー	080	自家輸送						
7122-01	7122-011	ハイヤー・タクシー	7131-01P	7131-011P	自家輸送 (旅客自動車)								
7131-01P	7131-011P	自家輸送 (旅客自動車)	7132-01P	7132-011P	自家輸送 (貨物自動車)	081	水運						
7132-01P	7132-011P	自家輸送 (貨物自動車)	7141-01	7141-011	外洋輸送								
7141-01	7141-011	外洋輸送	7142-01	7142-011	沿海・内水面輸送	082	航空輸送						
7142-01	7142-011	沿海・内水面輸送	7143	港湾運送	7151	航空輸送							
7143-01	7143-011	港湾運送											
7151-01	7151-011	航空輸送	7161	貨物運送取扱	083	貨物運送取扱							
7151-02	7151-012	国際航空輸送											
7151-03	7151-013	国内航空旅客輸送											
7151-04	7151-014	国内航空貨物輸送											
7161-01	7161-011	航空機使用事業	7171-01	7171-011	倉庫	084	倉庫						
7171-01	7171-011	倉庫	7181-01	7181-011	郵便	086	通信						
7181-01	7181-011	郵便	7189-01	7189-011	道路輸送施設提供		24	通信・放送					
7189-01	7189-011	道路輸送施設提供	7189-02	7189-021	水運施設管理★★	087			放送				
7189-02	7189-021	水運施設管理★★	7189-03	7189-031	その他の水運付帯サービス								
7189-03	7189-031	その他の水運付帯サービス	7189-04	7189-041	航空施設管理 (国営)★★								
7189-04	7189-041	航空施設管理 (国営)★★	7189-05	7189-051	航空施設管理 (産業)								
7189-05	7189-051	航空施設管理 (産業)	7189-06	7189-061	その他の航空付帯サービス								
7189-06	7189-061	その他の航空付帯サービス	7189-09	7189-099	旅行・その他の運輸付帯サービス								
7189-09	7189-099	旅行・その他の運輸付帯サービス	7311-01	7311-011	郵便	088	公務	25	公務				
7311-01	7311-011	郵便	7312-01	7312-011	固定電気通信								
7312-01	7312-011	固定電気通信	7312-02	7312-021	移動電気通信	089	放送						
7312-02	7312-021	移動電気通信	7312-03	7312-031	その他の電気通信								
7312-03	7312-031	その他の電気通信	7319-09	7319-099	その他の通信サービス	090	放送						
7319-09	7319-099	その他の通信サービス	7321-01	7321-011	公共放送								
7321-01	7321-011	公共放送	7321-02	7321-021	民間放送	091	放送						
7321-02	7321-021	民間放送	7321-03	7321-031	有線放送								
7321-03	7321-031	有線放送	8111-01	8111-011	公務 (中央)★★	092	公務						
8111-01	8111-011	公務 (中央)★★	8112-01	8112-011	公務 (地方)★★								
8112-01	8112-011	公務 (地方)★★											

1 基本分類 (行 517×列 405)			2 統合分類							
分類コード			統合小分類 (188部門)		統合中分類 (104部門)		統合大分類 (32部門)			
列コード	行コード	部 門 名	コード	部 門 名	コード	部 門 名	コード	部 門 名		
8211-01	8211-011	学校教育 (国公立) ★★	8211	学校教育	089	教育	26	教育・研究		
8211-02	8211-021	学校教育 (私立) ★								
8213-01	8213-011	社会教育 (国公立) ★★	8213	社会教育・ その他の教育						
8213-02	8213-021	社会教育 (非営利) ★								
8213-03	8213-031	その他の教育訓練機関 (国公立) ★★	8221	学術研究機関	090	研究				
8213-04	8213-041	その他の教育訓練機関 (産業)								
8221-01	8221-011	自然科学研究機関 (国公立) ★★								
8221-02	8221-021	人文科学研究機関 (国公立) ★★								
8221-03	8221-031	自然科学研究機関 (非営利) ★								
8221-04	8221-041	人文科学研究機関 (非営利) ★								
8221-05	8221-051	自然科学研究機関 (産業)								
8221-06	8221-061	人文科学研究機関 (産業)								
8222-01	8222-011	企業内研究開発								
8311-01	8311-011	医療 (国公立)	8311	医療	091	医療・保健	27	医療・保健・ 社会保障・介護		
8311-02	8311-021	医療 (公益法人等)								
8311-03	8311-031	医療 (医療法人等)	8312	保健						
8312-01	8312-011	保健衛生 (国公立) ★★								
8312-02	8312-021	保健衛生 (産業)	8313	社会保障	092	社会保障				
8313-01	8313-011	社会保険事業 (国公立) ★★								
8313-02	8313-021	社会保険事業 (非営利) ★								
8313-03	8313-031	社会福祉 (国公立) ★★								
8313-04	8313-041	社会福祉 (非営利) ★								
8314-01	8314-011	介護 (居宅)	8314	介護	093	介護				
8314-02	8314-021	介護 (施設)								
8411-01	8411-011	対企業民間非営利団体	8411	その他の公共サービス	094	その他の公共サービス	28	その他の公共サービス		
8411-02	8411-021	対家計民間非営利団体 (除別掲) ★								
8511-01		広告	8511	広告	095	広告・調査・情報サー ビス	29	対事業所サービス		
	8511-011	テレビ・ラジオ広告								
	8511-012	新聞・雑誌・その他の広告	8512	調査・情報サービス						
8512-01		情報サービス								
	8512-011	ソフトウェア業								
	8512-012	情報処理・提供サービス								
8512-02	8512-021	ニュース供給・興信所	8513	物品賃貸業 (除貸自動車業)	096	物品賃貸サービス				
8513-01		物品賃貸業 (除貸自動車)								
	8513-011	産業用機械器具 (除建設機械器具)								
	8513-012	貸貨業								
	8513-013	建設機械器具賃貸業								
	8513-014	電子計算機・同関連機器賃貸業								
	8513-015	事務用機械器具 (除電算機等) 貸貨 業								
	8513-016	スポーツ・娯楽用品・その他の物品 賃貸業								
8514-01	8514-011	貸自動車業	8514	貸自動車業	097	自動車・機械修理				
8515-10	8515-101	自動車修理	8515	自動車修理						
8516-10	8516-101	機械修理	8516	機械修理						
8519-01	8519-011	建物サービス	8519	その他の対事業所サー ビス	098	その他の対事業所サー ビス				
8519-02	8519-021	法務・財務・会計サービス								
8519-03	8519-031	土木建築サービス								
8519-04	8519-041	労働者派遣サービス								
8519-09	8519-099	その他の対事業所サービス								
8611-01	8611-011	映画・ビデオ制作・配給業	8611	娯楽サービス	099	娯楽サービス	30	対個人サービス		
8611-02	8611-021	映画館								
8611-03	8611-031	劇場・興行場								
8611-04	8611-041	遊藝場								
8611-05	8611-051	競輪・競馬等の競走場・競技団								
8611-06	8611-061	スポーツ施設提供業・公園・遊園地								
8611-07	8611-071	興行団								
8611-09	8611-099	その他の娯楽								
8612-01	8612-011	一般飲食店 (除喫茶店)	8612	飲食店	100	飲食店				
8612-02	8612-021	喫茶店								
8612-03	8612-031	遊興飲食店								
8613-01	8613-011	旅館・その他の宿泊所	8613	旅館・その他の宿泊所	101	旅館・その他の宿泊所	31	事務用品		
8619-01	8619-011	洗濯・洗滌・染物業	8619	その他の対個人サービス	102	その他の対個人サービス				
8619-02	8619-021	理容業								
8619-03	8619-031	美容業								
8619-04	8619-041	浴場業								
8619-05	8619-051	写真業								
8619-06	8619-061	冠婚葬祭業								
8619-07	8619-071	各種修理業 (除別掲)								
8619-08	8619-081	個人教授所								
8619-09	8619-099	その他の対個人サービス								
8900-00P	8900-000P	事務用品	8900	事務用品	103	事務用品	32	分類不明		
9000-00	9000-000	分類不明	9000	分類不明	104	分類不明	32	分類不明		
9099-00	9099-000	内生部門計	9099	内生部門計	105	内生部門計	33	内生部門計		

最 終 需 要 部 門												
1 基本分類 (行 517×列 405)			2 統 合 分 類									
			統合小分類 (188部門)		統合中分類 (104部門)		統合大分類 (32部門)					
分類コード		部 門 名	コード	部 門 名	コード	部 門 名	コード	部 門 名				
列コード	行コード											
9110-00		家計外消費支出 (列)	9110	家計外消費支出 (列)	107	家計外消費支出 (列)	35	家計外消費支出 (列)				
9121-00		家計消費支出	9121	家計消費支出	108	民間消費支出	36	民間消費支出				
9122-00		対家計民間非営利団体消費支出	9122	対家計民間非営利団体消費支出								
9131-10		中央政府集合の消費支出	9131	一般政府消費支出	109	一般政府消費支出	37	一般政府消費支出				
9131-20		地方政府集合の消費支出										
9131-30		中央政府個別の消費支出										
9131-40		地方政府個別の消費支出										
9132-10		中央政府集合の消費支出 (社会資本等減耗分)	9132	一般政府消費支出 (社会資本等減耗分)	110	一般政府消費支出 (社会資本等減耗分)						
9132-20		地方政府集合の消費支出 (社会資本等減耗分)										
9132-30		中央政府個別の消費支出 (社会資本等減耗分)										
9132-40		地方政府個別の消費支出 (社会資本等減耗分)										
9141-00		国内総固定資本形成 (公的)	9141	国内総固定資本形成 (公的)	111	国内総固定資本形成 (公的)	38	国内総固定資本形成 (公的)				
9142-00		国内総固定資本形成 (民間)	9142	国内総固定資本形成 (民間)	112	国内総固定資本形成 (民間)	39	国内総固定資本形成 (民間)				
9150-10		生産者製品在庫純増	9150	在庫純増	113	在庫純増	40	在庫純増				
9150-20		半製品・仕掛品在庫純増										
9150-30		流通在庫純増										
9150-40		原材料在庫純増										
9200-00		国内最終需要計	9200	国内最終需要計	114	国内最終需要計	41	国内最終需要計				
9210-00		国内需要合計	9210	国内需要合計	115	国内需要合計	42	国内需要合計				
9211-10		輸出 (普通貿易)	9211	輸出	116	輸出	43	輸出				
9211-20		輸出 (特殊貿易)										
9212-00		輸出 (直接購入)	9212	輸出 (直接購入)								
9213-00		調整項	9213	調整項	117	調整項	44	調整項				
9220-00		輸出計	9220	輸出計	118	輸出計	45	輸出計				
9300-00		最終需要計	9300	最終需要計	119	最終需要計	46	最終需要計				
9350-00		需要合計	9350	需要合計	120	需要合計	47	需要合計				
9411-10		(控除) 輸入 (普通貿易)	9411	(控除) 輸入	121	(控除) 輸入	48	(控除) 輸入				
9411-20		(控除) 輸入 (特殊貿易)										
9412-00		(控除) 輸入 (直接購入)	9412	(控除) 輸入 (直接購入)								
9413-00		(控除) 関税	9413	(控除) 関税	122	(控除) 関税	49	(控除) 関税				
9414-00		(控除) 輸入品商品税	9414	(控除) 輸入品商品税	123	(控除) 輸入品商品税	50	(控除) 輸入品商品税				
9420-00		(控除) 輸入計	9420	(控除) 輸入計	124	(控除) 輸入計	51	(控除) 輸入計				
9500-00		最終需要部門計	9500	最終需要部門計	125	最終需要部門計	52	最終需要部門計				
9510-00		商業マージン (卸売)	9510	商業マージン (卸売)	126	商業マージン	53	商業マージン				
9520-00		商業マージン (小売)	9520	商業マージン (小売)								
9610-00		貨物運賃 (鉄道)	9610	貨物運賃 (鉄道)	127	貨物運賃	54	貨物運賃				
9620-00		貨物運賃 (道路)	9620	貨物運賃 (道路)								
9630-10		貨物運賃 (沿海内水面)	9630	貨物運賃 (水運)								
9630-20		貨物運賃 (港湾運送)										
9640-00		貨物運賃 (航空)	9640	貨物運賃 (航空)								
9650-00		貨物運賃 (運送取扱)	9650	貨物運賃 (運送取扱)								
9660-00		貨物運賃 (倉庫)	9660	貨物運賃 (倉庫)								
9700-00		国内生産額	9700	国内生産額	128	国内生産額	55	国内生産額				

粗 付 加 価 値 部 門							
1 基本分類 (行 517×列 405)				2 統 合 分 類			
				統合小分類 (188部門)		統合中分類 (104部門)	
分類コード		部 門 名	コード	部 門 名	コード	部 門 名	コード
列コード	行コード						
	9110-010	宿泊・日当	9110	家計外消費支出 (行)	107	家計外消費支出 (行)	35
	9110-020	交際費					
	9110-030	福利厚生費					
	9311-000	賃金・俸給	9311	賃金・俸給	108	雇用者所得	36
	9312-000	社会保険料 (雇用主負担)	9312	社会保険料 (雇用主負担)			
	9313-000	その他の給与及び手当	9313	その他の給与及び手当			
	9401-000	営業余剰	9401	営業余剰	109	営業余剰	37
	9402-000	資本減耗引当	9402	資本減耗引当	110	資本減耗引当	38
	9403-000	資本減耗引当 (社会資本等減耗分)	9403	資本減耗引当 (社会資本等減耗分)	111	資本減耗引当 (社会資本等減耗分)	
	9404-000	間接税 (除関税・輸入品商品税)	9404	間接税 (除関税・輸入品商品税)	112	間接税 (除関税・輸入品商品税)	39
	9405-000	(控除) 経常補助金	9405	(控除) 経常補助金	113	(控除) 経常補助金	40
	9500-000	粗付加価値部門計	9500	粗付加価値部門計	125	粗付加価値部門計	52
	9700-000	国内生産額	9700	国内生産額	128	国内生産額	55

2 特殊分類

コード	特殊分類名
2	屑投入
3	屑発生
4	副産物投入
5	副産物発生
6	商業マージン
7	国内貨物運賃

3 13部門分類と統合大分類の対応

コード	部 門 名	32部門 コード
01	農 林 水 産 業	01
02	鉱 業	02
03	製 造 業	03～16, 31
04	建 設	17
05	電 力 ・ ガ ス ・ 水 道	18, 19
06	商 業	20
07	金 融 ・ 保 險	21
08	不 動 産	22
09	運 輸	23
10	通 信 ・ 放 送	24
11	公 務	25
12	サ ー ビ ス	26～30
13	分 類 不 明	32

第6章 部門別概念・定義・範囲

本章は、平成12年表の基本分類の各部門について、その概念・定義・範囲を規定したものである。平成12年表の部門分類は、原則として、平成7年表を踏襲しているが、一部に変更が加えられており、それらは、各部門ごとに変更内容を記載しているほか、第1部の【別表2】として、新旧対照表が示されている。また、本章で言及している日本標準産業分類（JSIC）は、平成5年10月改訂のものである。

部門概念・定義・範囲は、おおむね次のとおり記述している。

〔列・行コード、名称〕

内生部門、最終需要部門、粗付加価値部門については、コード順に、それぞれ概念の大きな列（行）部門ごとに整理して規定している。

（担当府省庁）

当該部門の担当府省庁名を記載している。

（定義・範囲）

当該部門の概念・定義・範囲を規定している。

（品目例示）

当該部門の活動により産出される主な財又はサービスを行部門ごとに例示したものである。

ただし、行部門名から産出される主な財又はサービスが明らかな場合には例示を省略している。

（平成7年表からの変更点）

平成12年表において平成7年表の概念・定義・範囲を変更したもの等について記載している。

（注意点）

概念・定義・範囲に関する留意点、平成2年表から平成7年表における変更点について記述している。

（対応するISIC）

当該部門が主に属する国際標準産業分類（改訂第3版）のコード及び名称を参考として記述した。

（注）1 基本分類の部門名称欄の★印は、生産活動主体を次のように示す。

★★・・・政府サービス生産者

★・・・対家計民間非営利サービス生産者

無印・・・産業

2 Pは仮設部門を示す。

第1節 内生部門

1 農林水産業

列コード	行コード	部門名称
0111-01	0111-011 0111-012	米 米 稲わら

（担当府省庁） 農林水産省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類0111「米作農業」の生産活動を範囲とする。

（品目例示） 米、稲わら

（対応するISIC）

0111 穀物及び他に分類されない作物栽培
農業

列コード	行コード	部門名称
0111-02	0111-021 0111-022 0111-023 0111-024	麦類 小麦（国産） 小麦（輸入） 大麦（国産） 大麦（輸入）

（担当府省庁） 農林水産省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類0112「米作以外の穀作農業」のうち、麦類の生産活動を範囲とする。

（品目例示） 小麦、大麦（二条、六条）、裸麦

（対応するISIC）

0111 穀物及び他に分類されない作物栽培
農業

列コード	行コード	部門名称
0112-01	0112-011 0112-012	いも類 かんしょ ばれいしょ

（担当府省庁） 農林水産省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類0117「ばれいしょ・かんしょ作農業」の生産活動を範囲とする。

（品目例示） かんしょ、ばれいしょ

（注意点） さといも、やまのいも等は「野菜（露地）」に含まれる。

（対応するISIC）

0111 穀物及び他に分類されない作物栽培
農業

列コード	行コード	部門名称
0112-02		豆類
	0112-021	大豆（国産）
	0112-022	大豆（輸入）
	0112-029	その他の豆類

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0112「米作以外の穀作農業」のうち、豆類の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 大豆（国産）、大豆（輸入）、その他の豆類（えんどう、そらまめ、いんげん豆、小豆、ささげ、らっかせい、その他の豆類）

(注意点) 未成熟の大豆、えんどう、そらまめ、いんげん豆は「野菜（露地）」に含まれる。

(対応するISIC)

0111 穀物及び他に分類されない作物栽培農業

列コード	行コード	部門名称
0113-01 0113-02	0113-001	野菜 野菜（露地） 野菜（施設）

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0113「野菜作農業（きのこ類の栽培を含む）」のうち、野菜の生産活動を範囲とする。

なお、野菜（施設）の範囲は、「野菜生産出荷統計」の区分に従い、ガラス室（主たる資材としてガラスを用いた恒久的施設）、ハウス（ガラス以外で被覆され、作業者が中に入り得る高さの施設）及びトンネル（ガラス以外で被覆され、作業者が中に入り得ない高さの施設）による野菜の生産活動とし、野菜（露地）の範囲は、それ以外の方法による野菜の生産活動とする。

(品目例示) 果菜類（露地）：かぼちゃ、ピーマン、きゅうり、露地メロン、すいか、なす、トマト、いちご、さやえんどう（未成熟えんどう）、未成熟とうもろこし、えだまめ（未成熟大豆）、さやいんげん（未成熟いんげん）、その他の果菜類

葉茎菜類（露地）：キャベツ、はくさい、非結球つげな、ほうれんそう、ねぎ、たまねぎ、にら、みつば、しゅんぎく、にんにく、レタス、セルリー、カリフラワー、ブロッコリー、アスパラガス、たけのこ、その他の葉茎菜類

根菜類：だいこん、かぶ、にんじん、ごぼう、さといも、やまのいも、れんこん、しょうが、その他の根菜類

果菜類（施設）：かぼちゃ、ピーマン、きゅうり、温室メロン、すいか、なす、トマト、いちご

葉茎菜類（施設）：レタス

(対応するISIC)

0112 野菜、園芸作物及び苗の栽培農業

列コード	行コード	部門名称
0114-01		果実
	0114-011	かんきつ
	0114-012	りんご
	0114-019	その他の果実

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0114「果樹作農業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) かんきつ：みかん、なつみかん、ネーブルオレンジ、はっさく、いよかん、その他のかんきつ、かんきつ類の植物成長

りんご：りんご、りんごの植物成長

その他の果実：ぶどう、日本なし、西洋なし、もも、すもも、おうとう、うめ、びわ、かき、くり、キウイフルーツ、パイナップル、その他の果実、その他の果実の植物成長
主な輸入品：オレンジ、グレープフルーツ、パイナップル、バナナ、レモン、キウイフルーツ

(対応するISIC)

0113 果実、ナッツ、飲料用作物及び香辛料作物の栽培農業

列コード	行コード	部門名称
0115-01	0115-011	砂糖原料作物

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0116「工芸農作物農業」のうち、砂糖原料作物の生産活動を範囲とする。

(品目例示) さとうきび、てんさい

(対応するISIC)

0111 穀物及び他に分類されない作物栽培農業

列コード	行コード	部門名称
0115-02		飲料用作物
	0115-021	コーヒー豆・カカオ豆（輸入）
	0115-029	その他の飲料用作物

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0116「工芸農作物農業」のうち、飲料用作物の生産活動を範囲とする。

(品目例示) コーヒー豆・カカオ豆（輸入）、茶（生葉）、ホップ、茶の植物成長

(対応するISIC)

0113 果実、ナッツ、飲料用作物及び香辛料作物の栽培農業

列コード	行コード	部門名称
0115-09		その他の食用耕種作物
	0115-091	雑穀
	0115-092	油糧作物
	0115-093	食用工芸作物（除別掲）

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類011「耕種農業」のうち、他に分類されない食用耕種作物の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 雑穀（食用穀物）：らい麦，そば
 雑穀（粗粒穀物）：えん麦，とうもろこし，あわ，きび，ひえ
 雑穀（主な輸入品）：とうもろこし，グリーンソングラム，そば
 油糧作物：なたね（種実），ごま，オリーブ
 食用工芸作物（除別掲）：こんにゃくいも，香辛料作物（輸入），飼料用カッサバいも（輸入）

(注意点) 平成7年表において，平成2年表「0111-03 雑穀」を「0115-09 その他の食用耕作物」に統合。

(対応するISIC)

- 0111 穀物及び他に分類されない作物栽培農業
- 0112 野菜，園芸作物及び苗の栽培農業
- 0113 果実，ナッツ，飲料用作物及び香辛料作物の栽培農業

列コード	行コード	部門名称
0116-01	0116-011	飼料作物

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0119「その他の耕種農業」のうち，飼料作物の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 青刈とうもろこし，牧草，飼料用かぶ

(対応するISIC)

- 0111 穀物及び他に分類されない作物栽培農業

列コード	行コード	部門名称
0116-02	0116-021	種苗

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0119「その他の耕種作物」のうち，種苗の生産活動を範囲とする。なお，生産物を直接自部門投入して生産活動を行うものを除く。

(品目例示) 農産物（畜産物，蛋を除く）の種子，球根，苗木（山行き苗木を除く）

(注意点) 花き苗は，「0116-03，-031 花き・花木類」に含まれる。

(対応するISIC)

- 0112 野菜，園芸作物及び苗の栽培農業

列コード	行コード	部門名称
0116-03	0116-031	花き・花木類

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0115「花き作農業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 切花，鉢物，花木，花き苗，芝

(対応するISIC)

- 0112 野菜，園芸作物及び苗の栽培農業

列コード	行コード	部門名称
0116-09		その他の非食用耕種作物
	0116-091	葉たばこ
	0116-092	生ゴム（輸入）
	0116-093	綿花（輸入）
	0116-099	その他の非食用耕種作物（除別掲）

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類011「耕種農業」のうち，他に分類されない非食用耕種作物の生産活動を範囲とする。

なお，他部門で発生する屑・副産物（落綿）は綿花を競合部門とする。

(品目例示) 葉たばこ，生ゴム（輸入），綿花（輸入），薬用作物（薬用人参，あまちゃづる等），製紙原料作物（こうぞ，みつまた等），敷物原料作物（いぐさ等），織物原料作物（麻），その他の工芸作物（あい，紅花等）

(注意点) 平成7年表において，平成2年表の列部門「0116-02 葉たばこ」を「0116-09 その他の非食用耕種作物」に統合。

(対応するISIC)

- 0111 穀物及び他に分類されない作物栽培農業
- 0112 野菜，園芸作物及び苗の栽培農業
- 0113 果実，ナッツ，飲料用作物及び香辛料作物の栽培農業

列コード	行コード	部門名称
0121-01		酪農
	0121-011	生乳
	0121-019	その他の酪農生産物

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0121「酪農業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 生乳，乳子牛（と畜向け，肥育向け），乳用牛の頭数増・肥大，きゅう肥

(対応するISIC)

- 0121 牛，羊，山羊，馬，ろば，らば及びけつてい飼育業；酪農業

列コード	行コード	部門名称
0121-02	0121-021	鶏卵

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0124「養鶏業」のうち、鶏卵の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 鶏卵、成鶏(含む成鶏換算飼養羽数の増減)、不正常卵、鶏ふん

(対応するISIC)

0122 その他の畜産農業；他に分類されない動物製品製造業

列コード	行コード	部門名称
0121-03	0121-031	肉鶏

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0124「養鶏業」のうち、肉鶏の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ブロイラー、鶏ふん

(対応するISIC)

0122 その他の畜産農業；他に分類されない動物製品製造業

列コード	行コード	部門名称
0121-04	0121-041	豚

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0123「養豚業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 豚(含む成豚換算飼養頭数の増減)、きゅう肥

(対応するISIC)

0122 その他の畜産農業；他に分類されない動物製品製造業

列コード	行コード	部門名称
0121-05	0121-051	肉用牛

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0122「肉用牛生産業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) と畜向け(含む牛換算飼養頭数の増減)、肥育向け子畜、きゅう肥

(対応するISIC)

0121 牛、羊、山羊、馬、ろば、らば及びけっ
てい飼育業；酪農業

列コード	行コード	部門名称
0121-09	0121-091 0121-099	その他の畜産 羊毛 その他の畜産

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類012「畜産農業」のうち、他に分類されない畜産物の生産活動及び細分類0131「養蚕農業」の生産活動を範囲とする。

なお、他部門で発生する屑・副産物(毛屑等)は本部門を競合部門とする。

(品目例示)

羊毛、馬(軽種馬を含む)、やぎ、めん羊、毛皮用動物(ミンク、うさぎ等の飼育及びその毛、毛皮等)、食用鳥類、その他の食用畜産物(やぎ乳、はちみつ、うずらの卵)、愛玩動物・鳥類、実験用動物(マウス、モルモット)、きゅう肥、蚕繭(上繭、種繭、玉・屑繭)、蚕種、桑の葉、桑の植物成長

(平成7年表からの変更点)

平成7年表の「0122-01、-011 養蚕」を本部門に統合する。

(対応するISIC)

0121 牛、羊、山羊、馬、ろば、らば及びけっ
てい飼育業；酪農業

0122 その他の畜産農業；他に分類されない動物製品製造業

列コード	行コード	部門名称
0131-01	0131-011	獣医業

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類8441「獣医業」の活動を範囲とする。

(対応するISIC)

8520 獣医業

列コード	行コード	部門名称
0131-02	0131-021	農業サービス(除獣医業)

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類014「農業サービス業(園芸サービスを除く)」の活動を範囲とする。

(品目例示)

カントリーエレベーター、ライスセンター、稲作共同育苗施設、土地改良区、青果物共同選果場、航空防除、稚蚕共同飼育業、種付業、ふ卵業

(対応するISIC)

0140 農業及び畜産サービス業(獣医業を除く)

列コード	行コード	部門名称
0211-01	0211-011	育林

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0211「育林業」及び0241「育林サービス業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 苗木、立木の成長

(注意点) ① 造林用苗木は中間生産物であるが、この部門の生産物に含める。
② 日本標準産業分類の細分類243「山林種苗生産サービス業」は、本部門の範囲とするが、同業に係る費用の受払はすべて自部門取引となるので生産額には計上しない。

(対応するISIC)

0200 林業、伐採業及び関連サービス業

列コード	行コード	部門名称
0212-01	0212-011 0212-012	素材 素材（国産） 素材（輸入）

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0221「素材生産業」及び0242「素材生産サービス業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 丸太（そま角、大割材等を含む）

(対応するISIC)

0200 林業、伐採業及び関連サービス業

列コード	行コード	部門名称
0213-01	0213-011	特用林産物（含狩猟業）

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0113「野菜作農業（きのこ類の栽培を含む）」、小分類023「特用林産物生産業（きのこ類の栽培を除く）」及び029「その他の林業」のうち、一般用材を除く林産物の採取及び生産活動を範囲とする。

(品目例示) きのこと類（まつたけ、しいたけ、えのきたけ等）、種実（くり、くるみ等）、樹皮（しゅる皮等）、生うるし、竹材、薪、木炭（黒炭、白炭）、狩猟による動物原皮

(注意点) ① 種実のうち栽培したものは列部門「0114 - 01 果実」及び行部門「0114-019 その他の果実」に含まれる。
② 日本標準産業分類の細分類249「その他の林業サービス業」は、本部門の範囲とするが、同業に係る費用の受払はすべて自部門取引となるので生産額には計上しない。

(対応するISIC)

0112 野菜、園芸作物及び苗の栽培農業
0150 狩猟業、わなかけ業及び猟鳥・猟獣増殖業（関連サービス業を含む）
0200 林業、伐採業及び関連サービス業

列コード	行コード	部門名称
0311-01 0311-02 0311-03	0311-001	海面漁業（国産） 沿岸漁業 沖合漁業 遠洋漁業
	0311-002	海面漁業（輸入）

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類031「一般海面漁業」及び032「捕鯨業」の生産活動を範囲とする。なお、沿岸漁業、沖合漁業、遠洋漁業の範囲は、「漁業・養殖業生産統計年表」に合わせ、次のとおりとする。

沿岸漁業：漁船非使用漁業、無動力船及び10ト未満の動力漁船を使用する漁業並びに定置網漁業及び地びき網漁業。

沖合漁業：10ト以上の動力漁船を使用する漁業のうち、遠洋漁業、定置網漁業及び地引網漁業を除いたもの。

遠洋漁業：遠洋まぐろはえ縄漁業、遠洋底びき網漁業、以西底びき網漁業等及び捕鯨業

(品目例示) 魚類、えび類、かに類、いか類、たこ類、うに類、なまこ類、貝類、海藻類、鯨類

(対応するISIC)

0500 漁業、魚の人工ふ化業又は養殖業；漁業に付帯するサービス業

列コード	行コード	部門名称
0311-04	0311-041	海面養殖業

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類041「海面養殖業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) まあじ、ぶり類、たい類、くるまえばい、ほや類、ほたてがい、かき類、こんぶ類、わかめ類、のり類、真珠

(対応するISIC)

0500 漁業、魚の人工ふ化業又は養殖業；漁業に付帯するサービス業

列コード	行コード	部門名称
0312-01 0312-02	0312-001	内水面漁業・養殖業 内水面漁業 内水面養殖業

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類033「内水面漁業」及び042「内水面養殖業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 内水面漁業：さけ類、からふとます、さくらます、ひめます、にじます、いわな、わかさぎ、あゆ、しらうお、こい、ふな、うなぎ、しじみ、えび類、藻類

内水面養殖業：ます類、あゆ、こい、ふな、うなぎ、ティラピア、淡水真珠、きんぎょ、錦ごい

(対応するISIC)

0500 漁業，魚の人工ふ化業又は養殖業；
漁業に付帯するサービス業

2 鉱業

列コード	行コード	部門名称
0611-01	0611-011 0611-012	金属鉱物 鉄鉱石 非鉄金属鉱物

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類05「金属鉱業」の掘採及び選鉱活動を範囲とする。

(品目例示) 非鉄金属鉱物：銅鉱，鉛・亜鉛鉱，金鉱，銀鉱，すず鉱，タングステン鉱，硫化鉄鉱

(注意点) 平成7年表において，平成2年表の列部門「0611-01 鉄鉱石」及び「0612-01 非鉄金属鉱物」を統合。行部門「0612-011 銅鉱」，「0612-012 鉛・亜鉛鉱」及び「0612-019 その他の非鉄金属鉱物」を統合。

(対応するISIC)

1200 ウラニウム及びトリウム鉱

1310 鉄鉱業

1320 非鉄金属鉱業（ウラニウム鉱及びトリウム鉱を除く）

列コード	行コード	部門名称
0621-01	0621-011 0621-019	窯業原料鉱物 石灰石 その他の窯業原料鉱物

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類082「窯業原料鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る）」の掘採及び選鉱活動を範囲とする。

なお，他部門で発生する屑・副産物（石こう，化学石こう，高炉ガス灰，フライアッシュ，ガラス屑）は本部門を競合部門とする。

(品目例示) その他の窯業原料鉱物：けい石，けい砂，ドロマイト，ろう石，粘土，長石，陶石，カオリン

(注意点) 平成7年表において，平成2年表の列部門「0621-01 石灰石」及び「0621-09 その他の窯業原料鉱物」を統合。

(対応するISIC)

1410 石・砂及び粘土採取業

1429 他に分類されないその他の鉱業及び採石業

列コード	行コード	部門名称
0622-01	0622-011	砂利・採石

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類081「採石業，砂・砂利・玉石採取業」の掘採，採石及び選鉱活動を範囲とする。

(品目例示) 砂利，砂，かんらん岩（精鉱）

(対応するISIC)

1410 石・砂及び粘土採取業

列コード	行コード	部門名称
0622-02	0622-021	砕石

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2581「砕石製造業」の生産活動を範囲とする。なお、他部門で発生する屑・副産物（鉱さい）は、本部門を競合部門とする。

(品目例示) 砕石、石材

(対応するISIC)

2696 石材切り出し、型削・磨き業

列コード	行コード	部門名称
0629-09	0629-099	その他の非金属鉱物

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類083「粘土鉱業（別掲を除く）及び089「その他の非金属鉱業」の掘採及び選鉱活動を範囲とする。なお、他部門で発生する副産物（硫黄）は本部門を競合部門とする。

(品目例示) 重晶石、ベントナイト・けいそう土等の粘土、オリビンサンド

(対応するISIC)

1410 石・砂及び粘土採取業
1421 化学及び肥料用鉱物鉱業
1422 塩採取業

列コード	行コード	部門名称
0711-01	0711-011	石炭

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類06「石炭・亜炭鉱業」の掘採及び選鉱活動を範囲とする。

(品目例示) 原料炭、一般炭、無煙炭、亜炭、雑炭
(平成7年表からの変更点)

平成7年表の行部門「0711-011 原料炭」及び「0711-012 一般炭・亜炭・無煙炭」を統合。

(対応するISIC)

1010 無煙炭鉱業・固形燃料製造業
1020 亜炭鉱業・固形燃料製造業
1030 泥炭採掘業・固形燃料製造業

列コード	行コード	部門名称
0721-01		原油・天然ガス
	0721-011	原油
	0721-012	天然ガス

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類07「原油・天然ガス鉱業」の掘採及び選鉱活動を範囲とする。

(品目例示) 原油、天然ガス、液化天然ガス、圧縮ガス

(注意点) 平成7年表において、平成2年表の列・行部門「0721-01、-011 原油」及び「0731-01、-011 天然ガス」を統合。

(対応するISIC)

1110 原油及び天然ガス採取業

3 食 料 品

列コード	行コード	部門名称
1111-01		と畜（含肉鶏処理）
	1111-011	牛肉（枝肉）
	1111-012	豚肉（枝肉）
	1111-013	鶏肉
	1111-014	その他の肉（枝肉）
	1111-015	と畜副産物（含肉鶏処理副産物）

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1211「肉製品製造業」のうち冷凍食肉加工業、1219「その他の畜産食料品製造業」のうち食鳥処理加工業及び9521「と畜場」の活動を範囲とする。

(品目例示) 牛肉、豚肉、鶏肉、その他の肉（馬肉、羊肉、山羊肉）、と畜副産物（原皮、内臓及び肉鶏処理副産物等）

(対応するISIC)

1511 肉及び肉製品製造業

列コード	行コード	部門名称
1112-01	1112-011	肉加工品

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1211「肉製品製造業」のうちハム、ベーコン、ソーセージ等の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ハム、ベーコン、ソーセージ、ハンバーグ（冷蔵品）、焼豚

(対応するISIC)

1511 肉及び肉製品製造業

列コード	行コード	部門名称
1112-02	1112-021	畜産びん・かん詰

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1211「肉製品製造業」のうち、畜産物を主な原料とするびん・かん詰の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 食肉びん・かん詰（コンビーフかん詰、うずら卵水煮かん詰等）、調理特殊かん詰（カレーかん詰、ミートソース類かん詰、スープ類かん詰等）

(対応するISIC)

1511 肉及び肉製品製造業

1549 他に分類されないその他の食料品製造業

列コード	行コード	部門名称
1112-03	1112-031 1112-032	酪農品 飲用牛乳 乳製品

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1212「乳製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 飲用牛乳：牛乳，加工乳

乳製品：乳飲料，粉乳，れん乳，バター，チーズ，アイスクリーム，ミックスパウダー，クリーム，発酵乳，乳酸菌飲料

(平成7年表からの変更点)

平成7年表のコード「1112-04，-041～042」を「1112-03，-031～032」に変更する。

(対応するISIC)

1520 酪農製品製造業

列コード	行コード	部門名称
1113-01	1113-011	冷凍魚介類

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1116「冷凍水産物製造業」及び1227「冷凍水産食品製造業」の生産活動を範囲とする。船上冷凍も含める。

(品目例示) 冷凍魚介類，冷凍魚介調理品（丸又は三枚おろし，刺身等の処理をし，凍結したもの），冷凍すり身，副産物の「魚のあら」

(注意点) 船上冷凍魚は，「0311-001 海面漁業（国産）」から本部門に生鮮魚を産出。

(対応するISIC)

1512 魚類及び魚製品加工・保存業

列コード	行コード	部門名称
1113-02	1113-021	塩・干・くん製品

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1229「その他の水産食料品製造業」のうち，魚介類を主な原料とした塩・干・くん製品の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 煮干し品，素干し品，塩干品，くん製品，副産物の「魚のあら」

(注意点) さくら干し，みりん干しは，「1113-09，-099 その他の食品」に含まれる。

(対応するISIC)

1512 魚類及び魚製品加工・保存業

列コード	行コード	部門名称
1113-03	1113-031	水産びん・かん詰

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1221「水産缶詰・瓶詰製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) かに，さけ，まぐろ・かつお，さば，いわし，その他の水産びん，かん詰，副産物の「魚のあら」

(注意点) 水産物つくだ煮は，その容器を問わず，「1113-09，-009 その他の水産食品」に含まれる。

(対応するISIC)

1512 魚類及び魚製品加工・保存業

列コード	行コード	部門名称
1113-04	1113-041	ねり製品

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1224「魚肉ハム・ソーセージ製造業」及び1225「水産練製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 焼きちくわ，かまぼこ，魚肉ハム・ソーセージ，副産物の「魚のあら」

(対応するISIC)

1512 魚類及び魚製品加工・保存業

列コード	行コード	部門名称
1113-09	1113-099	その他の水産食品

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1222「海藻加工業」，1223「寒天製造業」及び1229「その他の水産食料品製造業」のうち塩・干・くん製品製造業を除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) 節類，水産物つくだ煮，寒天，焼・味付けのり，さくら干し，みりん干し

(対応するISIC)

1512 魚類及び魚製品加工・保存業

列コード	行コード	部門名称
1114-01	1114-011 1114-019	精穀 精米 その他の精穀

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1261「精米業」及び1262「精麦業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 精米，くず米，米ぬか，精麦，麦ぬか

(対応するISIC)

1531 精穀・製粉業

列コード	行コード	部門名称
1114-02	1114-021 1114-029	製粉 小麦粉 その他の製粉

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1263「小麦粉製造業」及び1269「その他の精穀・製粉業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 小麦粉, ふすま, そば粉, こんにゃく粉,
米穀粉
(対応するISIC)
1531 精穀・製粉業

列コード	行コード	部門名称
1115-01	1115-011	めん類

(担当府省庁) 農林水産省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1293「めん類製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 乾めん, 即席めん, マカロニ・スパゲッティ, 生めん
(対応するISIC)
1544 マカロニ, スードル, クスクス及び類似製品製造業

列コード	行コード	部門名称
1115-02	1115-021	パン類

(担当府省庁) 農林水産省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1271「パン製造業」, 1299「他に分類されない食料品製造業」のうち, 調理パン製造業及びサンドイッチ製造業の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 食パン, 菓子パン, 調理パン, サンドイッチ
(注意点) 平成7年表において, 平成2年表まで本部門に含まれていた学校給食パンを平成7年表の「1119-04, -041 学校給食(国公立)」, 「1119-05, -051 学校給食(私立)」に変更。
(対応するISIC)
1541 パン製品製造業

列コード	行コード	部門名称
1115-03	1115-031	菓子類

(担当府省庁) 農林水産省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1272「生菓子製造業」, 1273「ビスケット類・干菓子製造業」, 1274「米菓子製造業」及び1279「その他のパン・菓子製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) キャラメル, ドロップ, キャンデー, チョコレート, チューインガム, 焼菓子, ビスケット, 米菓, 和生菓子, 洋生菓子, スナック菓子, 油菓子, ココア
(注意点) アイスcreamは, 「1112-03 酪農品」及び「1112-032 乳製品」に含まれる。
(対応するISIC)
1541 パン製品製造業
1543 ココア, チョコレート及び砂糖菓子製造業
1549 他に分類されないその他の食料品製造業

列コード	行コード	部門名称
1116-01	1116-011	農産びん・かん詰

(担当府省庁) 農林水産省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類123「野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業」のうち, 野菜・果実を主な原料とする保存食品(びん・かん詰)及びジュース原液の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 野菜びん・かん詰, 果実びん・かん詰, ジャム(びん・かん詰), 野菜ジュース, 原料濃縮果汁
(注意点) ① 原料濃縮果汁以外の果実飲料は, 「1129-02, -021 清涼飲料」に, 菓子・かん詰は, 「1115-03, -031 菓子類」に含まれる。
② たれ, つゆ類及びジュースを除くトマト加工品(ケチャップ・ピューレ等)のびん・かん詰は, 「1117-06, -061 調味料」に含まれる。
③ 野菜ジュース, 原料濃縮果汁については, その容器を問わない。
(対応するISIC)
1513 果実及び野菜加工・保存業

列コード	行コード	部門名称
1116-02	1116-021	農産保存食料品 (除びん・かん詰)

(担当府省庁) 農林水産省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類123「野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業」のうち, 野菜・果実を主な原料とする保存食品(びん・かん詰, ジュース原液及び乾燥きのこを除く)の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 乾燥野菜, 冷凍野菜, 漬物, カップジャム, かんぴょう, 切干だいこん, マッシュポテト, 干がき
(対応するISIC)
1513 果実及び野菜加工・保存業

列コード	行コード	部門名称
1117-01	1117-011 1117-019	砂糖 精製糖 その他の砂糖・副産物

(担当府省庁) 農林水産省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1251「砂糖製造業(砂糖精製業を除く)」及び1252「砂糖精製業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 精製糖(てんさい糖, 甘しゅ糖), 含みつ糖, 副産物(糖みつ, ビートパルプ)
(注意点) 本部門には, 国産さとうきびからの粗糖生産活動及びこの粗糖からの精製糖生産活動が含まれるが, 当過程での自部門投入は含めない。

(対応するISIC)

1542 砂糖製造業

列コード	行コード	部門名称
1117-02	1117-021	でん粉

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1292「でんぷん製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) かんしょでん粉, ばれいしょでん粉, 小麦でん粉, コーンスターチ, でん粉かす

(対応するISIC)

1532 でん粉・でん粉製品製造業

列コード	行コード	部門名称
1117-03	1117-031	ぶどう糖・水あめ・異性化糖

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1253「ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業」の生産活動を範囲とする。

(対応するISIC)

1532 でん粉・でん粉製品製造業

列コード	行コード	部門名称
1117-04		植物油脂
	1117-041	植物油脂
	1117-042	加工油脂
	1117-043	植物原油かす

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1281「植物油脂製造業」, 1283「食用油脂加工業」及び2051「脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業」のうち硬化油(食用)の生産活動を範囲とする。
なお, 他部門で発生する屑・副産物(果汁搾りかす, 野菜屑等)は, 植物原油かすを競合部門とする。

(品目例示) 植物油脂: 食用なたね油, 食用大豆油, 非食用向け植物原油(あまに油, ひまし油)
加工油脂: マーガリン, ショートニング
植物原油かす: なたね油かす, 大豆油かす, 米ぬか, 油かす

(対応するISIC)

1514 植物・動物油脂製造業

列コード	行コード	部門名称
1117-05	1117-051	動物油脂

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1282「動物油脂製造業」を範囲とする。

(品目例示) 動物油脂(牛脂, 豚脂等), 精製ラード, 魚油

(平成7年表からの変更点)

- ① 平成7年表の「1113-05, -051 魚油・魚かす」のうち「魚油」のみを当部門に統合。
- ② 平成7年表のコード「1112-03, -031」を「1117-05, -051」に変更。

(注意点)

本部門は動物原油(非食用)の生産と, その原油をさらに加工精製し, 食用動物油脂を生産する活動である。

(対応するISIC)

1511 肉及び肉製品製造業

1514 植物・動物油脂製造業

列コード	行コード	部門名称
1117-06	1117-061	調味料

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類124「調味料製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) みそ, しょうゆ, 食用アミノ酸, ソース, マヨネーズ, トマトケチャップ, トマトピューレ, 食酢, 即席カレー, グルタミン酸ソーダ, 香辛料, 洋風スープ, 発酵調味料, 風味調味料, たれ類, めんつゆ類, お茶漬け・ふりかけ類, 即席みそ汁・お吸いもの, マヨネーズ副産物(卵白)

(平成7年表からの変更点)

平成7年表のコード「1117-05, -051」を「1117-06, -061」に変更。

(対応するISIC)

1549 他に分類されないその他の食料品製造業

列コード	行コード	部門名称
1119-01	1119-011	冷凍調理食品

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1297「冷凍調理食品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 冷凍フライ(コロッケ, カツ, 魚フライ等), 冷凍米穀類, 冷凍ハンバーグ, 冷凍シューマイ

(対応するISIC)

1549 他に分類されないその他の食料品製造業

列コード	行コード	部門名称
1119-02	1119-021	レトルト食品

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1299「他に分類されない食料品製造業」のうち, レトルト食品の生産活動を範囲とする。

(品目例示) レトルト食品(カレー, マーボー豆腐の素, ミートソース類, スープ類等)

(対応するISIC)

1549 他に分類されないその他の食料品製造業

列コード	行コード	部門名称
1119-03	1119-031	そう菜・すし・弁当

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1298「そう(惣)菜製造業」及び1299「他に分類されない食料品製造業」のうち、すし・弁当製造業の生産活動を範囲とする。

(品目例示) そう菜, すし, 弁当

(注意点) 小売店の店舗内で製造・小売されるものの製造分の生産活動を含む。

(対応するISIC)

1549 他に分類されないその他の食料品製造業

列コード	行コード	部門名称
1119-04	1119-041	学校給食(国公立)★★

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 「学校給食法」(昭和29年法律第160号)に基づき、国公立の義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し実施される給食の生産活動を範囲とする。なお、日本標準産業分類の細分類5692「料理品小売業」に属する給食センター及び都道府県学校給食会の委託を受けた食品加工業者による給食の生産活動を含む。

(注意点) ① 学校給食は、本来、教育機関が実施するものであるが、実態としては当該機関が直接行う場合と給食センター等の外部機関に委託して実施する場合がある。それぞれ、実際にサービスを行う機関で分類すると混同を起こすことから、本来実施すべき機関(教育機関)の主体分類に基づいて、「国公立」と「私立」に区分する。

② 平成7年表において、平成2年表の列・行部門「1119-09, -099 その他の食料品」から分割・特掲。

③ 平成7年表まで農林水産省が担当していたが、平成12年表より文部科学省の担当に変更する。

列コード	行コード	部門名称
1119-05	1119-051	学校給食(私立)★

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 「学校給食法」(昭和29年法律第160号)に基づき、私立の義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し実施される給食の生産活動を範囲とする。なお、日本標準産業分類の細分類5692「料理品小売業」に属する給食センター及び都道府県学校給食会の委託を受けた食品加工業者による給食の生産活動を含む。

(注意点) 「1119-04, -041 学校給食(国公立)」と同様。

列コード	行コード	部門名称
1119-09	1119-099	その他の食料品

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1219「その他の畜産食料品製造業」のうち食鳥処理加工業を除く生産活動, 1291「ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業」, 1294「こうじ・種こうじ・麦芽・もやし製造業」, 1295「豆腐・油揚げ製造業」, 1296「あん類製造業」, 1299「他に分類されない食料品製造業」のうち、豆乳、即席ココア、レトルト食品、すし・弁当、サンドイッチ及び調理パン製造業を除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) とうふ, 油揚げ, 生揚げ, がんもどき, 生あん, こんにゃく, 納豆, 麦茶, バナナ熟成加工, 粉末ジュース, もち

(対応するISIC)

1549 他に分類されないその他の食料品製造業

列コード	行コード	部門名称
1121-01	1121-011	清酒

(担当府省庁) 財務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1323「清酒製造業」及び1324「蒸留酒・混成酒製造業」のうち味りんの生産活動を範囲とする。

(品目例示) 清酒, 味りん, 清酒かす, 味りんかす

(対応するISIC)

1551 酒類の蒸留, 精留及び混合業; 発酵原料からのエチルアルコール製造業

1552 ワイン製造業

列コード	行コード	部門名称
1121-02	1121-021	ビール

(担当府省庁) 財務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1322「ビール製造業」及び1324「蒸留酒・混成酒製造業」のうち発泡酒製造業の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ビール, 麦芽根, ビール粕, 乾燥酵母, 生酵母, 発泡酒

(注意点) 平成7年表において、「1121-09, -099 その他の酒類」のうちの細目品「雑酒」のうち、酒税法第4条第1項に定める「発泡酒」を加えている。

(対応するISIC)

1551 酒類の蒸留, 精留及び混合業; 発酵原料からのエチルアルコール製造業

1553 麦芽酒及び麦芽製造業

列コード	行コード	部門名称
1121-03	1121-031	ウイスキー類

(担当府省庁) 財務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1324「蒸留酒・混成酒製造業」のうちウイスキー、ブランデーの生産活動を範囲とする。

(対応するISIC)

1551 酒類の蒸留、精留及び混合業；発酵原料からのエチルアルコール製造業

列コード	行コード	部門名称
1121-09	1121-099	その他の酒類

(担当府省庁) 財務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1321「果実酒製造業」及び1324「蒸留酒・混成酒製造業」のうちウイスキー、ブランデー、味りん、発泡酒を除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) 果実酒類、合成清酒、しょうちゅう、スピリッツ、リキュール類、発泡酒を除く雑種、添加用アルコール

(平成7年表からの変更点)

平成7年表の列・行部門「1121-03、-031 添加用アルコール」を統合。

(注意点) 平成7年表において、細目品「雑酒」から、酒税法第4条第1項定める「発泡酒」を除いている。

(対応するISIC)

1551 酒類の蒸留、精留及び混合業；発酵原料からのエチルアルコール製造業
1552 ワイン製造業

列コード	行コード	部門名称
1129-01	1129-011	茶・コーヒー

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類133「茶・コーヒー製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 緑茶、紅茶、ウーロン茶、コーヒー

(注意点) コーヒー飲料、紅茶飲料、ウーロン茶飲料は、「1129-02、-021 清涼飲料」に、麦茶は「1119-09、-099 その他の食料品」に、ココアは「1115-03、-031 菓子類」に、それぞれ含まれる。

(対応するISIC)

1549 他に分類されないその他の食料品製造業

列コード	行コード	部門名称
1129-02	1129-021	清涼飲料

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類131「清涼飲料製造業」の生産活動及び細分類1299「他に分類されない食料品製造業」のうち豆乳の生産活動を範囲とする。

(品目例示) サイダー、ラムネ、コーラ飲料、フレーバー系炭酸飲料、その他の炭酸飲料、果実飲料、コーヒー・紅茶・ウーロン茶飲料、スポーツドリンク、ミネラルウォーター、豆乳

(注意点) 発酵乳及び乳酸菌飲料は「1112-03 酪農品」及び「1112-032 乳製品」に、野菜ジュース、濃縮果汁及び天然果汁は「1116-01、-011 農産びん・かん詰」に含まれる。

(対応するISIC)

1513 果実及び野菜加工・保存業
1554 清涼飲料製造業；ミネラルウォーター生産業

列コード	行コード	部門名称
1129-03	1129-031	製氷

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類134「製氷業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 販売用水

(対応するISIC)

1554 清涼飲料製造業；ミネラルウォーター生産業

列コード	行コード	部門名称
1131-01	1131-011	飼料

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1361「配合飼料製造業」及び1362「単体飼料製造業」の生産活動を範囲とする。

なお、他部門で発生する屑・副産物（屑肉、副産蛹、くず繭）は、本部門を競合部門とする。

(品目例示) 家畜・家きん用飼料、養魚用飼料、ペットフード、魚かす

(平成7年表からの変更点)

平成7年表の「1113-05、-051 魚油・魚かす」のうち、「魚かす」のみを本部門に統合。

(対応するISIC)

1512 魚類及び魚製品加工・保存業
1533 加工飼料製造業

列コード	行コード	部門名称
1131-02	1131-021	有機質肥料（除別掲）

（担当府省庁） 農林水産省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類1363「有機質肥料製造業」の生産活動を範囲とする。

（品目例示） 動物性有機質肥料（魚かす粉末、肉骨粉、加工家きんふん肥料等）、植物性有機質肥料（なたね油かす、米ぬか油かす、わたみ油かす等）、その他（たい肥）

（注意点） 除別掲とは、「0121-01, -011 その他の酪農」、「0121-02, -021 鶏卵」、「0121-03, -031 肉鶏」、「0121-04, -041 豚」、「0121-05, -051 肉用牛」等に含まれるきゅう肥、鶏ふん等である。

列コード	行コード	部門名称
1141-01	1141-011	たばこ

（担当府省庁） 財務省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類135「たばこ製造業」の生産活動を範囲とする。

（品目例示） 紙巻たばこ、葉巻たばこ、きざみたばこ、パイプたばこ

（注意点） 平成7年表において、平成2年表までは企業ベースであったものをアクティビティベースへ変更。

（対応するISIC）

- 0111 穀物及び他に分類されない作物栽培農業
- 1600 たばこ製造業

4 繊維製品・パルプ・紙・木製品・印刷・出版

列コード	行コード	部門名称
1511-01	1511-011	紡績糸

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類141「製糸業」、142「紡績業」及び143「ねん糸製造業」の生産活動を範囲とする。

（品目例示） 製糸：生糸、副蚕糸

綿糸：純綿糸、混紡綿糸

化学繊維紡績糸：ビスコース・スフ糸、キュプラ・スフ糸、アセテート紡績糸、ビニロン紡績糸、ナイロン紡績糸、アクリル紡績糸、ポリエステル紡績糸、ポリプロピレン紡績糸

毛糸：そ毛糸、紡績糸

その他の紡績糸：絹紡糸、さく紡糸、絹紡ちゅう糸、麻紡績糸、和紡糸、ねん糸、かさ高加工糸

（平成7年表からの変更点）

平成7年表の列・行部門「1511-01, -011 製糸」及び「1511-02, -021 紡績糸」を統合し、「1511-01, -011 紡績糸」とする。

（注意点） 平成7年表において、平成2年表の列・行部門「1511-02, -021 綿糸」、「1511-03, -031 化学繊維紡績糸」、「1511-04, -041 毛糸」及び「1511-09, -091 その他の紡績糸」を統合。

（対応するISIC）

- 1711 織物繊維準備業、紡績業及び織物業

列コード	行コード	部門名称
1512-01	1512-011	綿・スフ織物 （含合繊短繊維織物）

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類1441「綿・スフ織物業」の生産活動を範囲とする。

（品目例示） 綿織物、ビスコース・スフ織物、化学繊維紡績糸織物、綿・スフ・合成繊維毛布地

（平成7年表からの変更点）

平成7年表の「1512-01, -011 綿・スフ織物（含合繊短繊維織物）」を「綿・スフ織物（含合繊短繊維織物）」に名称変更。

（注意点） ① 幅13.0cm未満の織物については、使用される糸の種類にかかわらず、「1519-099 その他の繊維工業製品」のうち細幅織物に分類される（以下、織物部門共通）。
② 生産額には、製造業以外からの委託も含まれる（以下、織物部門共通）。

（対応するISIC）

- 1711 織物繊維準備業、紡績業及び織物業
- 1729 他に分類されないその他の織物製造業

列コード	行コード	部門名称
1512-02	1512-021	絹・人絹織物 (含合繊長繊維織物)

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1442「絹・人絹織物業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 絹織物, 絹紡織物, 人絹織物, 合成繊維長繊維織物, 化学繊維タイヤコード

(平成7年表からの変更点)

平成7年表の「1512-02, -021 絹・人絹織物(含合繊長繊維織物)」を「絹・人絹織物(含合繊長繊維織物)」に名称変更。

(対応するISIC)

1711 織物繊維準備業, 紡績業及び織物業

1729 他に分類されないその他の織物製造業

列コード	行コード	部門名称
1512-03	1512-031	毛織物・麻織物・その他の織物

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1443「毛織物業」, 1444「麻織物業」及び1449「その他の織物業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 毛織物: 毛織物, 紡毛織物, 毛風合成繊維織物, 織フェルト

麻織物: 亜麻織物, ちよ麻織物, 黄麻織物
その他の織物: ホース, モケット, 麻風合成繊維織物

(注意点) 平成7年表において, 平成2年表の列部門「1512-03 毛織物」及び「1512-09 その他の織物」を統合して「1512-03 毛織物・麻織物・その他の織物」とした。また, 行部門「1512-031 毛織物」及び「1519-099 その他の織物(除別掲)」を統合して「1512-031 毛織物・麻織物・その他の織物」とした。行部門「1512-091 細幅織物」は「1519-099 その他の織物工業製品」に統合。

(対応するISIC)

1711 織物繊維準備業, 紡績業及び織物業

列コード	行コード	部門名称
1513-01	1513-011	ニット生地

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 145「ニット生地製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 丸編ニット生地, たて編ニット生地, 横編ニット生地

(注意点) 平成7年表において, 平成2年表の列・行部門「1513-01, -011 ニット製品」より「ニット生地」を分割・新設。これまで中間製品扱いしていた「ニット生地」は製品扱い。

(対応するISIC)

1730 ニット及びクローセ編織物並びに同製品製造業

列コード	行コード	部門名称
1514-01	1514-011	染色整理

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類146「染色整理業」の活動を範囲とする。

(注意点) 生産額は, 販売分(原材料購入分)及び賃加工分(原材料支給分)に分けられる。しかし, 染色整理は, 原反等を購入しない染色活動の部分のみと定義している。このため, 販売分(原材料購入分)については, 販売額から原材料の購入分を差し引いて推計。

(対応するISIC)

1712 織物整理仕上げ業

列コード	行コード	部門名称
1519-01	1519-011	綱・網

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類147「綱・網製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ロープ, コード, トワイン, 漁網, 漁網以外の網地

(対応するISIC)

1723 ひも類, ロープ, より糸及び網製造業

列コード	行コード	部門名称
1519-02	1519-021	じゅうたん・床敷物

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1496「じゅうたん・その他の繊維製床敷物製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) じゅうたん, だん通, タフテッドカーペット, しゅうろマット, 床マット等の繊維製床敷物

(対応するISIC)

1722 じゅうたん及び敷物製造業

列コード	行コード	部門名称
1519-03	1519-031	繊維製衛生材料

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1498「繊維製衛生材料製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 医療用ガーゼ, 包帯, 脱脂綿, ばんそうこう, 綿棒

(注意点) 紙製衛生材料は「1829-01, -011 紙製衛生材料・用品」に含まれる。

(対応するISIC)

1729 他に分類されないその他の織物製造業

列コード	行コード	部門名称
1519-09	1519-099	その他の繊維工業製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類148「レース・繊維雑品製造業」、細分類1491「整毛業」、1492「麻製織業」、1493「せん(剪)毛業」、1494「製綿業」、1495「フェルト・不織布製造業」、1497「上塗りした織物・防水した織物製造業」及び1499「他に分類されない繊維工業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) レース生地、組ひも、細幅織物、その他の繊維雑品(リリヤン、モール、ふさ等)、洗上羊毛、トップ、ふとん綿、製綿、フェルト、不織布、上塗り・防水織物

(注意点) 平成7年表において、平成2年表の列部門「1529-01 製綿・寝具」のうち製綿を「1519-09 その他の繊維工業製品」に統合。行部門「1512-091 細幅織物」及び「1529-01 1 製綿・寝具」のうち製綿を「1519-099 その他の繊維工業製品」に統合。

(対応するISIC)

- 1711 織物繊維準備業、紡績業及び織物業
- 1723 ひも類、ロープ、より糸及び網製造業
- 1729 他に分類されないその他の織物製造業

列コード	行コード	部門名称
1521-01	1521-011	織物製衣服

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類151「織物製(不織布製及びレース製を含む)外衣・シャツ製造業(和式を除く)」及び細分類1531「織物製下着製造業」、1533「織物製寝具類製造業」及び1551「和装製品製造業」の生産活動を範囲とする。また、洋服製造小売業のうち製造に係わる活動及び製造業以外からの委託生産も本部門の生産活動の範囲とする。

(品目例示) 男子・少年用服、婦人・少女用服、乳幼児用服、作業用衣服、スポーツ用衣服、学校服、ワイシャツ、織物製下着・寝着類、既製和服・帯、ショール等の和装製品

(注意点) 平成7年表において、平成2年表の部門名「衣服」から「織物製衣服」へ名称変更。生産額推計に工業統計表(品目編)を採用する場合は、非製造業者(商社等)からの委託生産分が把握できない。しかし、縫製品の場合、商社等の委託生産が多いため、工業統計調査の「加工賃収入-委託生産費」を同業者以外(商社等)からの委託分として、下式により生産額を推計する。「ニット製衣服」も同様。

商社分の生産額 = [同業者以外からの委託費] / [加工賃/生産価格]

(対応するISIC)

- 1810 衣服製造業(毛皮製衣服を除く)

列コード	行コード	部門名称
1521-02	1521-021	ニット製衣服

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類152「ニット製外衣・シャツ製造業」、細分類1532「ニット製下着製造業」、1534「ニット製寝着類製造業」及び1535「補整着製造業」の生産活動を範囲とする。また、製造業以外からの委託生産も本部門の生産活動の範囲とする。

(品目例示) ニット製男子・少年用服、ニット製婦人・少女用服、ニット製スポーツ用服、ニット製海水着、ニット製乳幼児用服、ニット製下着、ニット寝着類、補整着

(注意点) 平成7年表において、平成2年表の列・行部門「1513-01、-011 ニット製品」より「ニット製衣服」を分割・新設した。「1513-01、-011 ニット製品」に含まれていたニット製靴下・手袋は「1522-09、-099 その他の衣服・身の回り品」に分割・統合した。また、列部門「1521-01 衣服」に含まれていた「補整着」を本部門に統合。

(対応するISIC)

- 1730 ニット及びクローセ編織物並びに同製品製造業

列コード	行コード	部門名称
1522-09	1522-099	その他の衣服・身の回り品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類154「毛皮製衣服・身の回り品製造業」、細分類1552「足袋製造業」及び小分類156「その他の衣服・繊維製身の回り品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 帽子、毛皮製衣服・身の回り品、ネクタイ、スカーフ、ネッカチーフ、ハンカチーフ、足袋類、なめし革製衣服、繊維製履物

(注意点) 平成7年表において、平成2年表の列・行部門「1512-01、-011 ニット製品」より、手袋及び靴下を分割・統合し、コードを「1522-01、-011」から「1522-09、-099」に変更。

(対応するISIC)

- 1730 ニット及びクローセ編織物並びに同製品製造業
- 1810 衣服製造業(毛皮製衣服を除く)
- 1820 毛皮仕上げ及び染色業並びに毛皮製衣服製造業

列コード	行コード	部門名称
1529-01	1529-011	寝具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1591「寝具製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ふとん、羽毛ふとん、寝具用カバー、シー

ツ、タオルケット、まくら、クッション、毛布

(注意点) 平成7年表において、平成2年表の列・行部門「1529-01、-011 製綿・寝具」から寝具を分割・新設し、製綿は「1519-099 その他の繊維工業製品」に統合。

(対応するISIC)

1721 織物仕立て製品製造業(衣服を除く)

列コード	行コード	部門名称
1529-09	1529-099	その他の繊維既製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1592「帆布製品製造業」、1593「繊維製袋製造業」、1594「刺しゅう業」、1595「タオル製造業」及び1599「他に分類されない繊維製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 帆布製品(シート、テント、日よけ等)、繊維製袋(麻袋、綿袋、合成繊維袋等)、刺しゅう製品、タオル、カーテン、テーブルクロス

(対応するISIC)

1721 織物仕立て製品製造業(衣服を除く)

列コード	行コード	部門名称
1611-01	1611-011	製材

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1611「一般製材業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 板材、ひき割、ひき角、残材

(対応するISIC)

2010 製材業及び木材プレーナリー業

列コード	行コード	部門名称
1611-02	1611-021	合板

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1612「単板(ベニア板)製造業」、1671「床板製造業」及び1622「合板製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 単板、床板、普通合板、特殊合板、集成材

(対応するISIC)

2010 製材業及び木材プレーナリー業

2021 単板(ベニア)シート、合板、積層板、パーティクルボード及びその他の板製造業

列コード	行コード	部門名称
1611-03	1611-031	木材チップ

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1618「木材チップ製造業」の生産活動を範囲とする。

(対応するISIC)

2010 製材業及び木材プレーナリー業

列コード	行コード	部門名称
1619-09	1619-091 1619-099	その他の木製品 建設用木製品 その他の木製品(除別掲)

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1613「屋根板製造業」、1614「経木・同製品製造業(折箱・マッチ箱を除く)」、1615「木毛製造業」、1616「たる・おけ材製造業」、1619「他に分類されない特殊製材業」、1621「造作材製造業(建具を除く)」、1623「建築用木製組立材料製造業」、1624「パーティクルボード製造業」、1625「銘板・銘木製造業」、小分類163「木製容器製造業(竹、とうを含む)」及び169「その他の木製製造業(竹、とうを含む)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 建設用木製品: 造作材、建築用木製組立材料、パーティクルボード、銘板、銘木、床柱
その他の木製品(除別掲): 経木、木毛、たる・おけ材、竹・とう・きりゅう等容器、折箱、木箱、取枠・巻枠、和たる、洋たる、おけ類、薬品処理木材、靴型、はし、その他の木・竹・とう・きりゅう等の製品、コルク製品

(注意点)

平成7年表において、平成2年表の列・行部門「3919-09、-099 その他の製造工業製品」に含まれていたコルク製品を本部門に分割・統合。

(対応するISIC)

1920 履物製造業

2021 単板(ベニア)シート、合板、積層板、パーティクルボード及びその他の板製造業

2022 建築用材料及び建具製造業

2023 木製容器製造業

2029 その他の木製品、コルク、わら及び編み物素材製品製造業

列コード	行コード	部門名称
1711-01	1711-011	木製家具・装備品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1711「木製家具製造業(漆塗りを除く)」、1713「マットレス・組スプリング製造業」、小分類172「宗教用具製造業」、細分類1793「日本びょうぶ・衣こう・すだれ製造業」、1794「鏡縁・額縁製造業」及び1799「他に分類されない家具・装飾品製造業」の生産活動(製造小売業のうちの製造活動部分を含む)を範囲とする。

(品目例示)

机、テーブル、いす、流し台、調理台、ガス台、たんす、棚、戸棚、音響機器用キャビネット、ベッド等の木製家具並びにベッド用マットレス・組スプリング、宗教用具、日本

(注意点) びょうぶ、衣こう、すだれ、鏡縁、額縁
土石製家具、プラスチック製家具、ガラス
製家具、陶磁器製家具等も本部門に含まれる。
(対応するISIC)
3610 家具製造業

列コード	行コード	部門名称
1711-02	1711-021	木製建具

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類173「建具製造業」の生産活動（製造小売業のうちの製造活動部分を含む）を範囲とする。
(品目例示) 雨戸、格子、障子、ふすま
(対応するISIC)
2022 建築用材料及び建具製造業

列コード	行コード	部門名称
1711-03	1711-031	金属製家具・装備品

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1712「金属製家具製造業」、1791「事務所用・店舗用装備品製造業」及び1792「窓用・扉用日よけ製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 机、いす、テーブル、ベッド、流し台、調理台、ガス台、棚、戸棚等の金属製家具、ついたて、陳列台、アコーディオンカーテン等の事務所用・店舗用装備品、ブラインド等の窓用・扉用日よけ
(対応するISIC)
3610 家具製造業

列コード	行コード	部門名称
1811-01	1811-011 1811-012P	パルプ 古紙

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類181「パルプ製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 溶解パルプ、製紙パルプ
(注意点) 本部門については、古紙を主生産物とする部門（競合部門）が無い場合、行部門のみを仮設部門として設置。
(対応するISIC)
2101 パルプ、紙及び板紙製造業

列コード	行コード	部門名称
1812-01	1812-011	洋紙・和紙

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1821「洋紙製造業」、1823「機械すき和紙製造業」、1824「手すき和紙製造業」及び財務省印刷局が行う紙

幣用和紙の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 新聞巻取紙、印刷・情報用紙、包装用紙、衛生用紙、雑種紙、手すき和紙、紙幣用和紙
(対応するISIC)
2101 パルプ、紙及び板紙製造業

列コード	行コード	部門名称
1812-02	1812-021	板紙

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1822「板紙製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 段ボール原紙、白板紙、色板紙、建材原紙、その他の板紙
(対応するISIC)
2101 パルプ、紙及び板紙製造業

列コード	行コード	部門名称
1813-01	1813-011	段ボール

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1832「段ボール製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 段ボール（シート）
(対応するISIC)
2102 段ボール及び板紙並びに紙製・板紙製容器製造業

列コード	行コード	部門名称
1813-02	1813-021	塗工紙・建設用加工紙

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1831「塗工紙製造業」及び1833「壁紙・ふすま紙製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 絶縁紙、絶縁テープ、アスファルト塗工紙、その他の塗工紙・加工紙、壁紙、ふすま紙
(対応するISIC)
2101 パルプ、紙及び板紙製造業

列コード	行コード	部門名称
1821-01	1821-011	段ボール箱

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1853「段ボール箱製造業」の生産活動を範囲とする。
(対応するISIC)
2101 パルプ、紙及び板紙製造業

列コード	行コード	部門名称
1821-09	1821-099	その他の紙製容器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1851「重包装紙袋製造業」、1852「角底紙袋製造業」、1854「紙器製造業」及び1855「ソリッドファイバー・バルカナイズドファイバー製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) セメント袋、米麦袋等の重包装紙袋、ショッピングバッグ、手提紙袋等の角底紙袋、折たたみ箱、機械箱、張り合わせ箱等の紙箱、紙筒、紙コップ、紙皿等のその他の紙器、ソリッドファイバー・バルカナイズドファイバー製品製造業

(対応するISIC)

- 2102 段ボール及び板紙並びに紙製・板紙製容器製造業
2109 その他の紙及び板紙製品製造業

列コード	行コード	部門名称
1829-01	1829-011	紙製衛生材料・用品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1893「紙製衛生材料製造業」及び1899「他に分類されないパルプ・紙・紙加工品製造業」のうち紙製衛生材料及び紙製衛生用品の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 衛生用紙綿、衛生用綿状パルプ等の紙製衛生材料、紙タオル、紙ナプキン、紙おむつ、生理用品、ティシュペーパー等の紙製衛生用品

(対応するISIC)

- 2109 その他の紙及び板紙製品製造業

列コード	行コード	部門名称
1829-09	1829-099	その他のパルプ・紙・紙加工品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1834「ブックバイディングクロス製造業」、小分類184「紙製品製造業」、細分類1891「セロファン製造業」、1892「繊維板製造業」及び1899「他に分類されないパルプ・紙・紙加工品製造業」のうち紙製衛生材料及び紙製衛生用品を除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) 紙製・織物製ブックバイディングクロス、事務用紙製品、学用紙製品、日用紙製品、セロファン、紙管、紙ひも、紙テープ

(対応するISIC)

- 2109 その他の紙及び板紙製品製造業

列コード	行コード	部門名称
1911-01	1911-011	新聞

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類191「新聞業」の生産活動を範囲とする。なお、生産額には広告料収入を含める。

(対応するISIC)

- 2212 新聞、雑誌及び定期刊行物出版業

列コード	行コード	部門名称
1911-02	1911-021	印刷・製版・製本

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類193「印刷業(謄写印刷業を除く)」、194「製版業」、195「製本業、印刷物加工業」、199「印刷関連サービス業」及び財務省印刷局の印刷・製版・製本活動を範囲とする。なお、生産額には財務省印刷局の広告料収入を含める。また、一般印刷の加工賃収入分は、ほとんど同業者からの委託とみなし、生産額には含めない。

(品目例示) 凸版印刷物(活版)、平版印刷物(オフセット)、凹版印刷物(グラビア)、特殊印刷物、製版、官報印刷、紙幣印刷

(対応するISIC)

- 2221 印刷業
2222 印刷に関連するサービス業

列コード	行コード	部門名称
1911-03	1911-031	出版

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類192「出版業」の活動を範囲とする。なお、生産額には広告料収入を含める。

(品目例示) 書籍、雑誌、定期刊行物、その他の出版物
(対応するISIC)

- 2211 書籍、パンフレット、楽譜及びその他の出版物出版業
2212 新聞、雑誌及び定期刊行物出版業
2219 その他の出版業

5 化学製品、石油・石炭製品

列コード	行コード	部門名称
2011-01	2011-011	化学肥料

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2011「窒素質・りん酸質肥料製造業」のうち硝酸、硝酸ナトリウム及び亜硝酸ナトリウムを除いたもの、2012「複合肥料製造業」、2019「その他の化学肥料製造業」及び2021「ソーダ工業」のうち塩化アンモニウムの生産活動を範囲とする。

なお、他部門で発生する屑・副産物(硫安、塩安、けい酸石灰等)は、本部門を競合部門とする。

(品目例示) アンモニア、アンモニア水
窒素質肥料：尿素、硝酸アンモニウム、石灰窒素
その他の単質肥料：過りん酸石灰、熔成りん肥、重過りん酸石灰、重焼りん
複合肥料：りん酸アンモニウム(肥料用)、高度化成肥料、普通化成肥料、NK化成肥料、配合肥料

(平成7年表からの変更点)

平成7年表の列・行部門「2011-01、-011 アンモニア」及び「2011-02、-021 化学肥料」を統合し、「2011-01、-011 化学肥料」とする。

(注意点) 平成7年表において、平成2年表の列部門「2011-02 単質肥料」及び「2011-03 複合肥料」を統合し、「2011-02 化学肥料」とする。また、行部門も同様に統合し、「2011-021 化学肥料」とする。

(対応するISIC)

2412 肥料及び窒素化合物製造業

列コード	行コード	部門名称
2021-01	2021-011 2021-012 2021-013 2021-019	ソーダ工業製品 ソーダ灰 か性ソーダ 液体塩素 その他のソーダ工業製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2021「ソーダ工業」のうち、塩化アンモニウムを除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) その他のソーダ工業製品：塩素ガス、塩酸ガス、塩酸高度さらし粉、さらし液、塩素酸ナトリウム

(対応するISIC)

2411 基礎化学品製造業(肥料及び窒素化合物を除く)

列コード	行コード	部門名称
2029-01	2029-011 2029-012 2029-019	無機顔料、 酸化チタン カーボンブラック その他の無機顔料

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2023「無機顔料製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) その他の無機顔料：亜鉛華、酸化第二鉄、黄鉛、鉛丹、リサージ、カドミウム顔料、銀朱

(注意点) 平成7年表において、部門コードを「2029-02」から「2029-01」に変更。

(対応するISIC)

2411 基礎化学品製造業(肥料及び窒素化合物を除く)

列コード	行コード	部門名称
2029-02	2029-021	圧縮ガス・液化ガス

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2024「圧縮ガス・液化ガス製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 酸素ガス、窒素、アルゴン、水素、溶解アセチレン、炭酸ガス

(注意点) 平成7年表において、部門コードを「2029-03」から「2029-02」へ変更。

(対応するISIC)

2411 基礎化学品製造業(肥料及び窒素化合物を除く)

列コード	行コード	部門名称
2029-03	2029-031 2029-032	塩 原塩 塩

(担当府省庁) 財務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2025「塩製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 塩、食卓塩、かん水、にがり

(注意点) ① 平成7年表において、統合大分類を平成2年表の「食料品」から「化学製品」に変更。

② 岩塩は「0629-09、-099 その他の非金属鉱物」に含まれる。

(対応するISIC)

2429 他に分類されないその他の化学製品製造業

列コード	行コード	部門名称
2029-09	2029-099	その他の無機化学工業製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2011「窒素質・りん酸質肥料製造業」のうち硝酸、硝酸ナトリウム、亜硝酸ナトリウム及び2022「電炉工業」並びに2029「その他の無機化学工業製品製造業」のうち触媒を除いたものの生産活動を範囲とする。

(品目例示) 亜硫酸塩、硫化物、ふっ化物、りん化合物、カリウム塩、バリウム塩、活性炭

(注意点) 平成7年表において、平成2年表の列・行部門「2029-01、-011 硫酸」を本部門に統合。

(対応するISIC)

2411 基礎化学品製造業（肥料及び窒素化合物を除く）

2412 肥料及び窒素化合物製造業

列コード	行コード	部門名称
2031-01	2031-011 2031-012 2031-019	石油化学基礎製品 エチレン プロピレン その他の石油化学基礎製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2031「石油化学系基礎製品製造業（一貫して生産される誘導品を含む）」のうち、ナフサを分解して得られる石油化学の第一次製品であるエチレン、プロピレン、ブタン、ブチレン、ブタジエン、ノルマルパラフィン、分解ガソリン、トップガスの生産活動を範囲とする。

(対応するISIC)

2320 石油精製業

列コード	行コード	部門名称
2031-02	2031-021 2031-022 2031-023 2031-029	石油化学系芳香族製品 純ベンゼン 純トルエン キシレン その他の石油化学系芳香族製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2031「石油化学系基礎製品製造業（一貫して生産される誘導品を含む）」のうち 改質生成油及び分解ガソリンからつくられる純ベンゼン、純トルエン、キシレン（o-キシレン（精製のもの）、m-キシレン（精製のもの）、p-キシレン（精製のもの）を含む）、芳香族剤の生産活動を範囲とする。

(注意点) 平成7年表において、行部門の名称を「純ベンゾール」から「純ベンゼン」に、「純トルオール」から「純トルエン」に、「キシロール」から「キシレン」にそれぞれ変更。

(対応するISIC)

2411 基礎化学品製造業（肥料及び窒素化合物を除く）

列コード	行コード	部門名称
2032-01	2032-011 2032-012 2032-013 2032-014 2032-015 2032-016 2032-019	脂肪族中間物 合成アルコール類 酢酸 二塩化エチレン アクリロニトリル エチレングリコール 酢酸ビニルモノマー その他の脂肪族中間物

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2032「脂肪族系中間物製造業（脂肪族系溶剤を含む）」の生産活動を範囲とし、その生産物は、エチレン、プロピレン、ブチレン等のオレフィンからの誘導品とする。

(品目例示) 合成アルコール類：エチルアルコール、合成高級アルコール（C9以上のもの）、イソプロピルアルコール、合成オクタノール、合成ブタノール

その他の脂肪族中間物：酸化エチレン、塩化ビニル（モノマー）

(対応するISIC)

2411 基礎化学品製造業（肥料及び窒素化合物を除く）

列コード	行コード	部門名称
2032-02	2032-021 2032-022 2032-023 2032-024 2032-029	環式中間物 スチレンモノマー 合成石炭酸 テレフタル酸（高純度） カプロラクタム その他の環式中間物

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2036「環式中間物・合成染料・有機顔料製造業」のうち、環式中間物の生産活動を範囲とし、その生産物は、ベンゼン、トルエン、キシレンからの誘導品である。

(品目例示) その他の環式中間物：アルキルベンゼン、無水フタル酸、テレフタル酸ジメチル、シクロヘキサン

(対応するISIC)

2411 基礎化学品製造業（肥料及び窒素化合物を除く）

列コード	行コード	部門名称
2033-01	2033-011	合成ゴム

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2038「合成ゴム

「製造業」の生産活動を範囲とする。
(対応するISIC)

2413 プラスチック原料製造業、合成ゴム製造業

列コード	行コード	部門名称
2039-01	2039-011	メタン誘導品

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2033「メタン誘導品製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 精製メタノール、ホルマリン、塩化メチル、フロンガス
(注意点) 平成7年表において、部門コードを「2039-02, -021」から「2039-01, -011」へ変更。
(対応するISIC)

2411 基礎化学品製造業（肥料及び窒素化合物を除く）

列コード	行コード	部門名称
2039-02	2039-021	油脂加工製品

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2051「脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業」のうち、硬化油（食用）を除く生産活動を範囲とする。
(品目例示) 硬化油（工業用）、脂肪酸、グリセリン
(注意点) 平成7年表において、部門コードを「2039-03, -031」から「2039-02, -021」に変更。
(対応するISIC)

2424 石鹸、洗剤、クリーニング、つや出し剤、香水及び化粧品類製造業

列コード	行コード	部門名称
2039-03	2039-031	可塑剤

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2039「その他の有機化学工業製品製造業」のうち、可塑剤の生産活動を範囲とする。
(品目例示) フタル酸系可塑剤、脂肪酸系可塑剤、りん酸系可塑剤、アジピン系可塑剤、ポリエステル系可塑剤、エポキシ系可塑剤
(注意点) 平成7年表において、部門コードを「2039-04, -041」から「2039-03, -031」へ変更。
(対応するISIC)

2411 基礎化学品製造業（肥料及び窒素化合物を除く）

列コード	行コード	部門名称
2039-04	2039-041	合成染料

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2036「環式中間

物・合成染料・有機顔料製造業」のうち、合成染料（ピグメントレジンカラーを含む）の生産活動を範囲とする。

(注意点) 平成7年表において、部門のコードを「2039-05, -051」から「2039-04, -041」に変更。

(対応するISIC)

2411 基礎化学品製造業（肥料及び窒素化合物を除く）

列コード	行コード	部門名称
2039-09	2039-099	その他の有機化学工業製品

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2034「発酵工業」、2035「コールタール製品」、2036「環式中間物・合成染料・有機顔料製造業」のうちレーキ及び2039「その他の有機化学工業製品製造等」のうち可塑剤を除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) 純ベンゼン（非石油系）、クレオソート油、ピッチ、ナフタリン、エチルアルコール、レーキ、ゴム加硫促進剤、ゴム老化防止剤、高級アルコール（油脂製品）

(注意点) 平成7年表において、平成2年表の列・行部門「2039-01, -011 コールタール製品」を本部門に統合。

(対応するISIC)

1551 酒類の蒸留、精留及び混合業；発酵原料からのエチルアルコール製造業
2411 基礎化学品製造業（肥料及び窒素化合物を除く）

列コード	行コード	部門名称
2041-01	2041-011	熱硬化性樹脂

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2037「プラスチック製造業」のうち、フェノール樹脂、ユリア樹脂、メラミン樹脂、不飽和ポリエステル樹脂、アルキド樹脂、エポキシ樹脂、けい素樹脂の生産活動を範囲とする。

(対応するISIC)

2413 プラスチック原料製造業、合成ゴム製造業

列コード	行コード	部門名称
2041-02		熱可塑性樹脂
	2041-021	ポリエチレン（低密度）
	2041-022	ポリエチレン（高密度）
	2041-023	ポリスチレン
	2041-024	ポリプロピレン
	2041-025	塩化ビニル樹脂

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2037「プラスチック製造業」のうち、ポリエチレン、ポリス

チレン、ポリプロピレン、塩化ビニル樹脂の生産活動を範囲とする。

(注意点) E V A (エチレン・酢酸ビニルコポリマー) は、「2041-021 ポリエチレン (低密度)」に含まれる。

(対応する ISIC)

2413 プラスチック原料製造業, 合成ゴム製造業

列コード	行コード	部門名称
2041-03	2041-031	高機能性樹脂

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2037「プラスチック製造業」のうち、ポリアミド系樹脂、ポリカーボネート、ポリアセタール、ポリエチレンテレフタレート (繊維用を除く)、ポリブチレンテレフタレート、変成ポリフェニレンエーテルの生産活動を範囲とする。

(品目例示) ポリアミド系樹脂、ポリカーボネート、ポリアセタール、ポリエチレンテレフタレート (繊維用を除く)、ポリブチレンテレフタレート、変成ポリフェニレンエーテル

(対応する ISIC)

2413 プラスチック原料製造業, 合成ゴム製造業

列コード	行コード	部門名称
2041-09	2041-099	その他の合成樹脂

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2037「プラスチック製造業」のうち、石油系樹脂、メタクリル樹脂、ポリビニルアルコール、塩化ビニリデン樹脂、ふっ素樹脂、アセチルセルロース、ポリエチレンテレフタレート (繊維用) など他に分類されない合成樹脂の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 石油系樹脂 (ポリブテン、石油樹脂)、メタクリル樹脂 (成形材料、板状等材料)、ポリビニルアルコール、塩化ビニリデン、ふっ素樹脂、ポリエチレンテレフタレート (繊維用)

(対応する ISIC)

2413 プラスチック原料製造業, 合成ゴム製造業

列コード	行コード	部門名称
2051-01	2051-011	レーヨン・アセテート

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2041「レーヨン・アセテート製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ビスコース長繊維系・短繊維、キュブラ長繊維系・短繊維、アセテート長繊維系・短繊維

(対応する ISIC)

2430 人造繊維製造業

列コード	行コード	部門名称
2051-02	2051-021	合成繊維

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2042「合成繊維製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ナイロン長繊維系・短繊維、ポリエステル長繊維系・短繊維、アクリル長繊維系・短繊維、ビニロン長繊維系・短繊維、ポリプロピレン長繊維系・短繊維

(対応する ISIC)

2430 人造繊維製造業

列コード	行コード	部門名称
2061-01	2061-011	医薬品

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類206「医薬品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 医薬品製品 (循環器官用薬、抗生物質製剤等)、医薬部外品 (清涼剤、てんか粉剤、腋臭防止剤、防虫剤、殺そ剤、外用消毒剤、軟膏剤、ビタミン剤、カルシウム剤)、動物用医薬品・医薬部外品

(注意点) 化粧品・歯磨は「2071-02、-021 化粧品・歯磨」に、農薬は「2074-01、-011 農薬」に含まれる。

(対応する ISIC)

2421 殺虫剤及びその他の農業化学製品製造業

2423 医薬品、薬用化学品及び植物性薬品製造業

2429 他に分類されないその他の化学製品製造業

列コード	行コード	部門名称
2071-01	2071-011 2071-012	石けん・合成洗剤・界面活性剤 石けん・合成洗剤 界面活性剤

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2052「石けん・合成洗剤製造業」及び2053「界面活性剤製造業 (石けん、合成洗剤を除く)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 界面活性剤: 陰イオン・陽イオン・両性イオン・非イオン界面活性剤、柔軟仕上げ剤

(対応する ISIC)

2424 石鹼、洗剤、クリーニング、つや出し剤、香水及び化粧品類製造業

列コード	行コード	部門名称
2071-02	2071-021	化粧品・歯磨

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類207「化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 香水、オーデコロン、頭髪用化粧品（シャンプー、ヘヤーリンス、養毛剤、整髪料等）、皮膚用化粧品（クリーム、乳液、化粧水、パック等）、仕上用化粧品（ファンデーション、おしろい、口紅、ほほ紅、アイメイクアップ等）、特殊用途化粧品（日やけ止め・ひげそり用化粧品等）、歯磨

(対応するISIC)

2424 石鹼、洗剤、クリーニング、つや出し剤、香水及び化粧品類製造業

列コード	行コード	部門名称
2072-01	2072-011	塗料

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2054「塗料製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 油性塗料、ラッカー、電気絶縁塗料、合成樹脂塗料、シンナー類

(対応するISIC)

2422 ペイント、ワニス及びこれらに類する塗料、印刷用インク、マスティック製造業

列コード	行コード	部門名称
2072-02	2072-021	印刷インキ

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2055「印刷インキ製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 一般インキ、新聞インキ、補助剤、印刷用ワニス

(対応するISIC)

2422 ペイント、ワニス及びこれらに類する塗料、印刷用インク、マスティック製造業

列コード	行コード	部門名称
2073-01	2073-011	写真感光材料

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2095「写真感光材料製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) フィルム、印画紙、感光紙、写真用化学薬品

(対応するISIC)

2109 その他の紙及び板紙製品製造業

2429 他に分類されないその他の化学製品製造業

列コード	行コード	部門名称
2074-01	2074-011	農薬

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2092「農薬製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 殺虫剤、殺菌剤、除草剤、殺そ（鼠）剤、植物成長調整剤、補助剤

(注意点) 殺虫、殺そ（鼠）剤製造業（農薬を除く）及び殺菌・消毒剤製造業（農薬を除く）の活動は、「2061-01、-011 医薬品」に含まれる。

(対応するISIC)

2421 殺虫剤及びその他の農業化学製品製造業

列コード	行コード	部門名称
2079-01	2079-011	ゼラチン・接着剤

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2094「ゼラチン・接着剤製造業」の生産活動を範囲とする。

(注意点) 平成7年表において、部門コードを「2079-02、-021」から「2079-01、-011」に変更。

(対応するISIC)

2429 他に分類されないその他の化学製品製造業

列コード	行コード	部門名称
2079-09		その他の化学最終製品
	2079-091	触媒
	2079-099	その他の化学最終製品(除別掲)

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2029「その他の無機化学工業製品製造業」のうち触媒、2056「洗浄剤・磨用剤製造業」、2057「ろうそく製造業」、2091「火薬類製造業」、2093「香料製造業」、2096「天然樹脂製品・木材化学製品製造業」、2097「試薬製造業」及び2099「他に分類されない化学工業製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 無煙火薬（除武器用）、電気雷管、クレンザー、ワックス、靴クリーム、ろうそく、天然香料、合成香料、調合香料、デキストリン（含可溶性でんぷん）、修正液

(注意点) 平成7年表において、平成2年表の列・行部門「2079-01、-011 火薬類」を本部門に統合。

(対応するISIC)

2424 石鹼、洗剤、クリーニング、つや出し剤、香水及び化粧品類製造業

2429 他に分類されないその他の化学製品製造業

列コード	行コード	部門名称
2111-01		石油製品
	2111-011	ガソリン
	2111-012	ジェット燃料油
	2111-013	灯油
	2111-014	軽油
	2111-015	A重油
	2111-016	B重油・C重油
	2111-017	ナフサ
	2111-018	液化石油ガス
	2111-019	その他の石油製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類211「石油精製業」、212「潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）」及び219「その他の石油製品・石炭製品製造業」の生産活動を範囲とする。なお、他部門で発生するプラスチック屑の一部は、「2111-017 ナフサ」を競合部門とする。また、「2031-01 石油化学基礎製品」で副産物として発生する液化石油ガスは、「2111-018 液化石油ガス」を競合部門とする。

(品目例示) その他の石油製品：グリース、潤滑油、パラフィン、アスファルト、精製・混合用原料油、石油ガス、オイルコークス

(平成7年表からの変更点)

平成7年表の「2111-011 揮発油」を「ガソリン」に名称変更。

(対応するISIC)

2320 石油精製業

列コード	行コード	部門名称
2121-01		石炭製品
	2121-011	コークス
	2121-019	その他の石炭製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類213「コークス製造業」及び214「練炭・豆炭製造業」の生産活動を範囲とする。

また、石炭ガスを冷却する過程で得られるコールタール及びコールタールと石炭ガスから直接抽出される粗ベンゾールが含まれる。

なお、他部門で発生するプラスチック屑の一部は、「2121-011 コークス」及び「2121-019 その他の石炭製品」を競合部門とする。また、他部門で副産物として発生する高炉ガス、転炉ガス、電気炉ガスは、「2121-019 その他の石炭製品」を競合部門とする。

(品目例示) その他の石炭製品：練炭、豆炭、粗ベンゾール、コールタール、コークス炉ガス

(対応するISIC)

1010 無煙炭鉱業・固形燃料製造業

1020 亜炭鉱業・固形燃料製造業

2310 コークス炉製品製造業

列コード	行コード	部門名称
2121-02	2121-021	舗装材料

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類215「舗装材料製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) アスファルト舗装混合材、タール舗装混合材

(対応するISIC)

2310 コークス炉製品製造業

6 プラスチック・ゴム製品、皮革製品、窯業・土石製品

列コード	行コード	部門名称
2211-01		プラスチック製品
	2211-011	プラスチックフィルム・シート
	2211-012	プラスチック板・管・棒
	2211-013	プラスチック発泡製品
	2211-014	工業用プラスチック製品
	2211-015	強化プラスチック製品
	2211-016	プラスチック製容器
	2211-017	プラスチック製日用雑貨・食卓用品
	2211-019	その他のプラスチック製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類22「プラスチック製品製造業（別掲を除く）」の生産活動を範囲とする。なお、他部門で発生するプラスチック屑の一部は、「2211-019 その他のプラスチック製品」を競合部門とする。

(品目例示) プラスチックフィルム・シート：プラスチックフィルム、プラスチックシート、プラスチック床材、合成皮革、プラスチックフィルム・シート・床材加工品、合成皮革加工品

プラスチック板・管・棒：プラスチック製平板・波板・積層品・化粧板・棒、プラスチック硬質管、プラスチックホース、プラスチック継手、雨どい、その他のプラスチック異形押出製品、プラスチック板・管・棒・継手・異形押出製品の加工品

プラスチック発泡製品：ポリウレタンフォーム、ポリエチレンフォーム、塩化ビニルフォーム、ポリスチレンフォーム、ポリスチレンペーパー、板状発泡製品

工業用プラスチック製品：輸送機械用プラスチック製品（バンパー、ダッシュボード、ホイールキャップ等）、電気機械器具用プラスチック製品（TVキャビネット、掃除機ボデー、冷蔵庫内装品等）、その他の工業用プラスチック製品、工業用プラスチック製品の加工品

強化プラスチック製品：強化プラスチック製板・棒・管・継手、強化プラスチック製容器・浴槽・浄化槽、強化プラスチック製保安帽・がい子・橋脚・コンテナ等、発泡・強化プラスチック製品の加工品

プラスチック製容器：プラスチック製灯油缶、工業用薬品缶、洗剤・シャンプー用容器、ビールコンテナ、農林水産用コンテナ、ごみ箱

プラスチック製日用雑貨・食卓用品：プラスチック製のまな板、ボール、食器、盆等の台所・食卓用品、雑貨、浴室用品

その他のプラスチック製品：プラスチック成形材料、廃プラスチック製品（くい、棚、漁礁等）、結束テープ、プラスチック製の絶縁テープ、時計ガラス、止水板、人工芝、プラスチック製品の加工品（他に分類されないもの）

(対応するISIC)

2520 プラスチック製品製造業

列コード	行コード	部門名称
2311-01	2311-011	タイヤ・チューブ

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類231「タイヤ・チューブ製造業」及び細分類2394「更生タイヤ製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 自動車用タイヤ・チューブ、航空機用タイヤ・チューブ、自転車用タイヤ・チューブ、運搬車用タイヤ・チューブ、ソリッドタイヤ、更生タイヤ

(対応するISIC)

2511 ゴムタイヤ及びチューブ製造業並びにゴムタイヤ再生業

列コード	行コード	部門名称
2319-01	2319-011	ゴム製履物

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2321「ゴム製履物・同附属品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 地下足袋、ゴム底布靴、総ゴム靴、ゴム草履・スリッパ（スポンジ製のものを含む）、ゴム製の履物用品（ゴム底、ゴムかかと、草履底、甲など）

(対応するISIC)

1920 履物製造業

列コード	行コード	部門名称
2319-02	2319-021	プラスチック製履物

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2322「プラスチック製履物・同附属品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) プラスチック製靴（合成皮革製靴、プラスチック成形靴など）、プラスチック製サンダル・スリッパ・草履、プラスチック製運動靴、プラスチック製の履物付属品

(対応するISIC)

1920 履物製造業

列コード	行コード	部門名称
2319-09	2319-099	その他のゴム製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類233「ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業」、細分類2391「ゴム引布・同製品製造業」、2392「医療・衛生用ゴム製品製造業」、2393「ゴ

ム練生地製造業」, 2395「再生ゴム製造業」及び2399「他に分類されないゴム製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) コンベアゴムベルト, 平ベルト, Vベルト (ファンベルトを含む), ゴムホース, 工業用ゴム製品 (防振ゴム, ゴム製パッキン等), ゴム引布, ゴム引布製品 (エアーマッテレス等), 医療・衛生用ゴム製品 (乳首, 水まくら, 氷のう, 手術用手袋, 避妊用具等), ゴム練生地, 再生ゴム, その他のゴム製品 (フォーラムラバー, ゴム手袋 (医療用を除く), 消しゴム, ゴムバンド)

(対応するISIC)

2519 その他のゴム製品製造業

列コード	行コード	部門名称
2411-01	2411-011	革製履物

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類243「革製履物用材料・同附属品製造業」及び244「革製履物製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 紳士用革靴 (23cm以上), 婦人用・子供用革靴, 運動用革靴 (登山靴, スケート靴, ゴルフ靴等), 作業用革靴 (保安靴, 帯電靴等), 革製草履・スリッパ・サンダル, 革製の履物用材料・同附属品 (甲, 靴底, かかと)

(対応するISIC)

1920 履物製造業

列コード	行コード	部門名称
2412-01	2412-011	製革・毛皮

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類241「なめし革製造業」及び248「毛皮製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 成牛甲革, 中小牛甲革, 牛底革, 牛ぬめ革, その他の牛革, 馬革, 豚革, 山羊・めん羊革, その他のなめし革 (わに革, とかげ革, へび革等), 毛皮 (調整済で完成品でないもの)

(注意点) 毛皮製衣服, なめし革製衣服及び毛皮製身の回り品 (コート, えり巻, 毛皮装飾品等) は, 「1522-09, -099 その他の衣服・身の回り品」に含まれる。

(対応するISIC)

1820 毛皮仕上げ及び染色業並びに毛皮製衣服製造業

1911 皮なめし及び仕上げ業

列コード	行コード	部門名称
2412-02	2412-021	かばん・袋物・その他の革製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類242「工業用革製品製造業 (手袋を除く)」, 245「革製手袋

製造業」, 246「かばん製造業」, 247「袋物製造業」及び249「その他のなめし革製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示)

工業用革製品 (工業用革ベルト, 革製パッキン, ガスケット), 革製手袋 (合成皮革製を含む) (衣服用, 作業用, スポーツ用), かばん (材料のいかんを問わない) (なめし革製旅行かばん, なめし革製書類入れかばん・学生かばん・ランドセル, プラスチック製かばん, 合成皮革製ケース等), 袋物 (札入れ, 財布, ショッピングバッグ等), ハンドバッグ (材料のいかんを問わない), その他の革製品 (服装用革ベルト, 馬具, むち, 腕時計用革バンド等)

(注意点)

革製の運動用具 (グローブ等) は, 「3911-02, -021 運動用品」に, なめし革衣服は, 「1522-01, -011 その他の衣服・身の回り品」にそれぞれ含まれる。

(対応するISIC)

1912 手荷物かばん, ハンドバッグ及び馬具類製造業

列コード	行コード	部門名称
2511-01	2511-011 2511-012 2511-012	板ガラス・安全ガラス 板ガラス 安全ガラス・複層ガラス

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2511「板ガラス製造業」, 2512「板ガラス加工業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 普通板ガラス, 変り板ガラス, みがき板ガラス, 合わせガラス, 強化ガラス, 複層ガラス, すりガラス, 曲げガラス, 鏡

(対応するISIC)

2610 ガラス及びガラス製品製造業

列コード	行コード	部門名称
2512-01	2512-011	ガラス繊維・同製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2517「ガラス繊維・同製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ガラス短繊維フェルト, ガラス短繊維ボード, ガラス短繊維筒, ガラス長繊維ロービング, ガラス長繊維チョップドストランド, ガラス長繊維糸, ガラス長繊維布, ガラス長繊維マット, 光ファイバ (素線)

(対応するISIC)

2610 ガラス及びガラス製品製造業

列コード	行コード	部門名称
2519-09	2519-091 2519-099	その他のガラス製品 ガラス製加工素材 その他のガラス製品(除別掲)

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2513「ガラス製加工素材製造業」、2514「ガラス容器製造業」、2515「理化学用・医療用ガラス器具製造業」、2516「卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業」及び2519「その他のガラス・同製品製造業」の生産活動を範囲とする。なお、他部門で発生する屑・副産物(ガラスびん)は本部門を競合部門とする。

(品目例示) ガラス製加工素材：光学ガラス素地(眼鏡用を含む)、電球類用ガラスバルブ、電子管用ガラスバルブ、ガラス管・棒・球(電気用を除く)

その他のガラス製品(除別掲)：ガラス容器(飲料用容器、食料用・調味料用容器、化粧品瓶、インキ瓶等)、理化学用・医療用ガラス器具(フラスコ、ビーカー、試験管、アンプル、薬瓶等)、卓上用ガラス器具、ガラス製台所用品・食卓用品、その他のガラス製品(魔法瓶用ガラス製中瓶、照明・信号用ガラス製品、ガラスブロック、ガラススタイル等)

(対応するISIC)

2610 ガラス及びガラス製品製造業

列コード	行コード	部門名称
2521-01	2521-011	セメント

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2521「セメント製造業」の生産活動を範囲とする。なお、セメントクリンカは半製品扱いとする。

(品目例示) ポルトランドセメント、フライアッシュセメント、高炉セメント、白色ポルトランドセメント

(対応するISIC)

2694 セメント、石灰及び石膏製造業

列コード	行コード	部門名称
2522-01	2522-011	生コンクリート

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2522「生コンクリート製造業」の生産活動を範囲とする。

(対応するISIC)

2695 コンクリート製品、セメント製品及び石膏製品製造業

列コード	行コード	部門名称
2523-01	2523-011	セメント製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2523「コンクリート製品製造業」及び2529「その他のセメント製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) コンクリート系パネル、遠心力鉄筋コンクリート管・柱・くい、普通コンクリート管、空洞コンクリートブロック、土木用コンクリートブロック、道路用コンクリート製品、プレストレストコンクリート製品、テラゾー製品、石綿セメント板、波形石綿スレート、その他のセメント製品(セメント瓦、厚形スレート、木材セメント製品、気泡コンクリート製品等)

(対応するISIC)

2695 コンクリート製品、セメント製品及び石膏製品製造業

列コード	行コード	部門名称
2531-01	2531-011 2531-012 2531-013	陶磁器 建設用陶磁器 工業用陶磁器 日用陶磁器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類254「陶磁器・同関連製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 建設用陶磁器：衛生陶器(浴槽、洗面手洗器、便器等)、タイル(モザイクタイル、内装タイル)

工業用陶磁器：電気用陶磁器(がい子、がい管、電気用特殊陶磁器、ファインセラミックス製IC基板・パッケージ(焼結し放しのもの)等)、理化学・工業用陶磁器、理化学・工業用ファインセラミックス(焼結し放しのもの)

日用陶磁器：陶磁器製和・洋飲食器、陶磁器製台所・調理用品、陶磁器製置物、陶磁器絵付品、陶磁器用はい土

(対応するISIC)

2691 非建設用非耐火性窯業製品製造業
2693 建設用非耐火性粘土・セラミック製品製造業

列コード	行コード	部門名称
2599-01	2599-011	耐火物

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類255「耐火物製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 耐火れんが、不定形耐火物(耐火モルタル、キャストブル耐火物等)、人造耐火材(マグネシアクリンカー、合成ムライト等)、その他の耐火物(粘土質るつぽを含む)

(対応するISIC)

2692 耐火性窯業製品製造業

列コード	行コード	部門名称
2599-02	2599-021	その他の建設用土石製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類253「建設用粘土製品製造業（陶磁器製を除く）」及び細分類2596「石こう（膏）製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 石膏ボード、化粧石膏ボード、ラスボード、シーリング石膏ボード、強化石膏ボード、石膏プラスタ、焼石こう、粘土瓦（いぶしかわら、うわ薬かわら、塩焼かわら）、普通れんが、陶管

(対応するISIC)

2694 セメント、石灰及び石膏製造業
2695 コンクリート製品、セメント製品及び石膏製品製造業

列コード	行コード	部門名称
2599-03	2599-031	炭素・黒鉛製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類256「炭素・黒鉛製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 電極（人造黒鉛電極、電解板、炭素電極、連続自焼式電極ペースト）、炭素棒（ガウジング用、電池用等）、ブラシ（人造黒鉛質、金属黒鉛質等）、炭素繊維、黒鉛るつぽ、特殊炭素製品

(対応するISIC)

2699 他に分類されないその他の非金属鉱物製品製造業

列コード	行コード	部門名称
2599-04	2599-041	研磨材

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類257「研磨材・同製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 天然研磨材、人造研磨材、研削砥石、研磨布紙

(対応するISIC)

2699 他に分類されないその他の非金属鉱物製品製造業

列コード	行コード	部門名称
2599-09	2599-099	その他の窯業・土石製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2582「人工骨材製造業」、2583「石工品製造業」、2584「けい

そう土・同製品製造業」、2585「鉱物・土石粉砕等処理業」、2591「ほうろう鉄器製造業」、2592「七宝製品製造業」、2593「人造宝石製造業」、2594「ロックウール・同製品製造業」、2595「石綿製品製造業」、2597「石灰製造業」、2598「鋳型製造業（中子を含む）」及び2599「他に分類されない窯業・土石製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示)

ジョイント・シート、プレーキライニング、ほうろう鉄器（台所・食卓用ほうろう鉄器、ほうろう製衛生用品等・食卓用ほうろう鉄器、ほうろう製衛生用品等）、石灰（生石灰、消石灰、軽質炭酸カルシウム等）、その他の土石製品（人工骨材、石工品、けいそう土・同製品、鉱物・土石粉砕・その他の処理品）、七宝製品、人造宝石、ロックウール・同製品、鋳型、その他の窯業・土石製品（うわ薬、雲母板等）

(注意点)

平成7年表において、平成2年の行部門「2599-091 石綿製品」を「2599-099 その他の窯業・土石製品（除別掲）」に統合し、部門名から（除別掲）を削除。

(対応するISIC)

2696 石材切り出し、型削・磨き業
2699 他に分類されないその他の非金属鉱物製品製造業

7 鉄鋼，非鉄金属，金属製品

列コード	行コード	部門名称
2611-01	2611-011	銑鉄

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 高炉銑及び高炉によらない銑鉄の生産活動を範囲とし、原鉄、純鉄、ベースメタルを範囲に含める。

(品目例示) 高炉銑，電気炉銑

(対応するISIC)

2710 第1次鉄鋼製造業

列コード	行コード	部門名称
2611-02	2611-021	フェロアロイ

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2623「フェロアロイ製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) フェロニッケル，フェロクロム，フェロマンガ，フェロモリブデン，フェロバナジウム

(対応するISIC)

2710 第1次鉄鋼製造業

列コード	行コード	部門名称
2611-03	2611-031	粗鋼（転炉）

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 転炉による鋼塊の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 普通鋼粗鋼，特殊鋼粗鋼

(対応するISIC)

2710 第1次鉄鋼製造業

列コード	行コード	部門名称
2611-04	2611-041	粗鋼（電気炉）

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 電気炉による鋼塊の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 普通鋼粗鋼，特殊鋼粗鋼

(対応するISIC)

2710 第1次鉄鋼製造業

列コード	行コード	部門名称
	2612-011P	鉄屑

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 本部門は、製造業及び建設業の生産活動及び最終需要部門で発生する鉄屑の競合部門である。

(注意点) 本部門については、鉄屑を主生産物とする

部門（競合部門）がないため、行部門のみを仮設部門として設けている。

(対応するISIC)

2710 第1次鉄鋼製造業

列コード	行コード	部門名称
2621-01	2621-011 2621-012 2621-013 2621-014 2621-015 2621-016	熱間圧延鋼材 普通鋼形鋼 普通鋼鋼板 普通鋼鋼帯 普通鋼小棒 その他の普通鋼熱間圧延鋼材 特殊鋼熱間圧延鋼材

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 鋼半製品、軌条、形鋼、棒鋼、線材、鋼板、管材、鋼帯、外輪、工具鋼、構造用鋼、特殊用途鋼の生産活動を範囲とする。なお、鋼半製品は中間製品扱いとする。

(品目例示) 普通鋼形鋼：鋼矢板，H形鋼，大形・中形・小形形鋼

普通鋼鋼板：厚板，中板，薄板

普通鋼鋼帯：冷延用鋼帯，その他用鋼帯

普通鋼小棒：小形鉄筋用丸棒・異形棒，その他の小形棒鋼

その他の普通鋼熱間圧延鋼材：軌条，大形・中形棒鋼，管材，バーインコイル，線材，外輪

特殊鋼熱間圧延鋼材：工具鋼，構造用鋼，ばね鋼，軸受鋼，ステンレス鋼，耐熱鋼，快削鋼，ピアノ線材，高抗張力鋼，高マンガ，鋼，合わせ鋼材

(対応するISIC)

2710 第1次鉄鋼製造業

列コード	行コード	部門名称
2622-01	2622-011 2622-012	鋼管 普通鋼鋼管 特殊鋼鋼管

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 熱間鋼管，冷間鋼管，めっき鋼管の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 普通鋼鋼管：普通鋼熱間鋼管（継目無鋼管，電縫鋼管，電弧溶接鋼管等），普通鋼冷けん鋼管，普通鋼めっき鋼管

特殊鋼鋼管：特殊鋼熱間鋼管（継目無鋼管，電縫鋼管，電弧溶接鋼管等），特殊鋼冷けん鋼管

(対応するISIC)

2710 第1次鉄鋼製造業

列コード	行コード	部門名称
2623-01	2623-011 2623-012	冷間仕上鋼材 普通鋼冷間仕上鋼材 特殊鋼冷間仕上鋼材

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 冷間ロール成型形鋼、磨帯鋼、磨棒鋼、冷延鋼板、冷延広幅帯鋼、冷延電気鋼帯、鉄線、冷間圧造用炭素鋼線、硬鋼線、溶接棒心線、P C鋼線、ピアノ線、ステンレス鋼線、その他の特殊鋼線の生産活動を範囲とする。

(平成7年表からの変更点)

平成7年表の行部門「2623-011 冷間仕上鋼材」を、「2623-011 普通鋼冷間仕上鋼材」と「2623-012 特殊鋼冷間仕上鋼材」に分割。

(対応するISIC)

2710 第1次鉄鋼製造業

列コード	行コード	部門名称
2623-02	2623-021	めっき鋼材

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2651「ブリキ製造業」、2652「亜鉛鉄板製造業」、2654「めっき鉄鋼線製造業」及び2659「その他の表面処理鋼材製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ブリキ、亜鉛めっき鋼板、針金、亜鉛めっき硬鋼線、アルミめっき鋼板、ティンフリースチール

(対応するISIC)

2710 第1次鉄鋼製造業

列コード	行コード	部門名称
2631-01	2631-011 2631-012	鍛鋼 鍛鋼 鍛鋼

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2663「鍛鋼製造業」及び2665「鍛鋼製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 鍛鋼：普通鋼・特殊鋼鍛鋼品（打放）
鍛鋼：普通鋼・特殊鋼鍛鋼品（鍛放）

(対応するISIC)

2710 第1次鉄鋼製造業

列コード	行コード	部門名称
2631-02	2631-021	鍛鉄管

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2694「鍛鉄管製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 直管（普通・強じん鍛鉄）、異形管（普通・強じん鍛鉄）

(対応するISIC)

2710 第1次鉄鋼製造業

列コード	行コード	部門名称
2631-03	2631-031 2631-032	鍛鉄品及び鍛工品（鉄） 鍛鉄品 鍛工品（鉄）

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2661「鍛鉄鑄物製造業（鍛鉄管、可鍛鍛鉄を除く）」、2662「可鍛鍛鉄製造業」及び2664「鍛工品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 鍛鉄品：鍛鉄鑄物、球状黒鉛鍛鉄、合金鍛鉄、可鍛鍛鉄、精密鍛造品、可鍛鍛鉄製鉄管継手

鍛工品（鉄）：鍛工品（自動車用、産業機械器具用等）

(対応するISIC)

2731 鉄鋼鑄造業

2891 金属の鍛造、プレス、打ち抜き及び圧延成形業及び粉末冶金業

列コード	行コード	部門名称
2649-01	2649-011	鉄鋼シャースリット業

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2692「鉄鋼シャースリット業」の生産活動を範囲とする。

(対応するISIC)

2710 第1次鉄鋼製造業

列コード	行コード	部門名称
2649-09	2649-099	その他の鉄鋼製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2691「鉄粉製造業」及び2699「他に分類されない鉄鋼業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 鉄粉、純鉄圧延、ペレット

(注意点) 平成7年表において、平成2年表に含まれていた「P C鋼より線」を「2899-092 金属線製品」に統合。

(対応するISIC)

2710 第1次鉄鋼製造業

列コード	行コード	部門名称
2711-01	2711-011	銅

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2711「銅第1次製錬・精製業」の生産活動を範囲とする。

(対応するISIC)

2720 第1次貴金属・非鉄金属製造業

列コード	行コード	部門名称
2711-02	2711-021	鉛・亜鉛（含再生）

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2712「鉛第1次製錬・精製業」、2713「亜鉛第1次製錬・精製業」、2721「鉛第2次製錬・精製業（鉛合金製造業を含む）」及び2722「亜鉛第2次製錬・精製業（亜鉛合金製造業を含む）」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 鉛、再生鉛、減摩合金、はんだ、亜鉛、再生亜鉛、亜鉛合金

(注意点) 平成7年表において、平成2年表の列・行部門「2711-02、-021 鉛（含再生）」と「2711-03、-031 亜鉛（含再生）」を統合し、「2711-02、-021 鉛・亜鉛（含再生）」とした。

(対応するISIC)

2720 第1次貴金属・非鉄金属製造業

列コード	行コード	部門名称
2711-03	2711-031	アルミニウム（含再生）

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2716「アルミニウム第1次製錬・精製業」及び2723「アルミニウム第2次製錬・精製業（アルミニウム合金製造業を含む）」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) アルミニウム地金、アルミナ、水酸化アルミ、アルミニウム再生地金、アルミニウム合金

(注意点) 平成7年表において、列・行の部門コードを平成2年表の「2711-04、-041」から「2711-03、-031」に変更。

(対応するISIC)

2720 第1次貴金属・非鉄金属製造業

列コード	行コード	部門名称
2711-09	2711-099	その他の非鉄金属地金

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2714「貴金属第1次製錬・精製業」、2715「ニッケル第1次製錬・精製業」、2717「チタン第1次製錬・精製業」、2718「ウラン・トリウム第1次製錬・精製業」、2719「その他の非鉄金属第1次製錬・精製業」及び2729「その他の非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 金地金、銀地金、チタン、タングステン、すず、アンチモン、金再生地金、金合金、銀再生地金、銀合金、銅再生地金、銅合金

(対応するISIC)

2720 第1次貴金属・非鉄金属製造業

列コード	行コード	部門名称
	2712-011P	非鉄金属屑

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 本部門は、製造業の生産活動及び最終需要部門で発生する非鉄金属屑の競合部門である。

(注意点) 本部門については、非鉄金属屑を主生産物とする部門（競合部門）がないため、行部門のみを仮設部門として設ける。

列コード	行コード	部門名称
2721-01	2721-011	電線・ケーブル

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2741「電線・ケーブル製造業（光ファイバケーブルを除く）」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 通信用電線・ケーブル、電力用電線・ケーブル

(注意点) 平成7年表において、行部門「2721-011 銅電線」、「2721-012 アルミ電線」及び「2721-013 ケーブル」のうち光ファイバケーブルを除くものを「2721-011 電線・ケーブル」として統合。

(対応するISIC)

3130 絶縁電線・ケーブル製造業

列コード	行コード	部門名称
2721-02	2721-021	光ファイバケーブル

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細部門2742「光ファイバケーブル（通信複合ケーブルを含む。）」の生産活動を範囲とする。

(注意点) 平成7年表において、行部門「2721-013 ケーブル」から光ファイバケーブルを分割し、列・行部門「2721-02、-021 光ファイバケーブル」として特掲。

(対応するISIC)

3130 絶縁電線・ケーブル製造業

列コード	行コード	部門名称
2722-01	2722-011	伸銅品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2731「伸銅品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 銅、黄銅、青銅等の伸銅品

(対応するISIC)

2720 第1次貴金属・非鉄金属製造業

列コード	行コード	部門名称
2722-02	2722-021	アルミ圧延製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2733「アルミニウム・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) アルミニウム板、アルミニウム円板、アルミニウム条、アルミニウム管、アルミニウム棒、アルミニウム型材、アルミニウム線、アルミニウムはく

(対応するISIC)

2720 第1次貴金属・非鉄金属製造業

列コード	行コード	部門名称
2722-03	2722-031	非鉄金属素形材

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 275「非鉄金属素形材製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 銅合金鋳物、軽合金鋳物、亜鉛・銅・アルミニウムダイカスト、精密鋳造品、鍛工品（アルミニウム）

(注意点) 平成7年表において、部門の名称を「非鉄金属鋳鍛造品」から「非鉄金属素形材」に変更。

(対応するISIC)

2732 非鉄金属鋳造業

2891 金属の鍛造、プレス、打ち抜き及び圧延成形業及び粉末冶金業

列コード	行コード	部門名称
2722-04	2722-041	核燃料

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2791「核燃料製造業」の生産活動を範囲とする。

(対応するISIC)

2330 核燃料加工業

列コード	行コード	部門名称
2722-09	2722-099	その他の非鉄金属製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2732「鉛・同合金圧延業（押出しを含む）」、2739「その他の非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）」及び2799「他に分類されない非鉄金属製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 鉛管、鉛板、鉛合金伸線、亜鉛製品、金・銀・白金・ニッケル等の展伸材、非鉄金属合金粉

(対応するISIC)

2720 第1次貴金属・非鉄金属製造業

列コード	行コード	部門名称
2811-01	2811-011	建設用金属製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2841「建設用金属製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 鉄骨、軽量鉄骨、橋りょう、鉄塔、水門、はしご

(対応するISIC)

2811 構造用金属製品製造業

列コード	行コード	部門名称
2812-01	2812-011	建築用金属製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2842「建築用金属製品製造業（建築用金属を除く）」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) アルミニウム製サッシ・ドア、その他の金属製サッシ・ドア、シャッター、メタルラス、鉄骨系プレハブ住宅、ユニットハウス、建築用板金製品

(対応するISIC)

2811 構造用金属製品製造業

列コード	行コード	部門名称
2891-01	2891-011	ガス・石油機器及び暖厨房機器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2832「ガス機器・石油機器製造業」、2833「温風・温水暖房装置製造業」及び2839「その他の暖房・調理装置製造業（電気機械器具、ガス機器、石油機器を除く）」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ガスこんろ・風呂釜・湯沸器等のガス機器、石油ストーブ等の石油機器、温風暖房器、温水ボイラ等の暖房機器、暖房用・調理用器具、太陽熱利用機器

(対応するISIC)

2930 他に分類されない民生用機械器具製造業

列コード	行コード	部門名称
2899-01	2899-011	ボルト・ナット・リベット及びスプリング

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類288「ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業」及び細分類2892「金属製スプリング製造業」の生産活動を範囲とする。

(対応するISIC)

2899 他に分類されないその他の金属製品製造業

列コード	行コード	部門名称
2899-02	2899-021	金属製容器及び製缶板金製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類281「ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業」及び細分類2843「製缶板金業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ドラム缶, 18リットル缶, 食缶(缶詰用缶), 一般缶, コンテナ, 板金製タンク, 高压容器(ボンベ)

(対応するISIC)

2812 金属製タンク, 貯槽及び容器製造業

列コード	行コード	部門名称
2899-03		配管工事付属品・粉末や金製品・道具類
	2899-031	配管工事付属品
	2899-032	粉末や金製品
	2899-033	刃物及び道具類

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2822「機械刃物製造業」, 2823「利器工匠具・手道具製造業(やすり, のこぎり, 食卓用刃物を除く)」, 2824「作業工具製造業(やすりを除く)」, 2825「やすり製造業」, 2826「手引のこぎり・のこ刃製造業」, 2827「農業用器具製造業(農業用機械を除く)」, 2831「配管工事用附属品製造業(バルブ, コックを除く)」及び2853「粉末や金属製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 配管工事付属品: 金属製管継手, 金属製衛生器具, ノズル, 噴水口, 排水管, 止め栓

粉末や金製品: 機械部分品(粉末や金によるもの), 超硬チップ

刃物及び道具類: 機械刃物, 利器工匠具・手道具(ほう丁, ナイフ類, はさみ, 理髪用刃物, つるはし, ハンマ, ショベル, スコップ等), やすり, 作業工具(手引のこぎり, のこ刃, スパナ, ペンチ, ドライバ等), 農器具(すき, くわ, かま等), 農器具部分品

(対応するISIC)

2891 金属の鍛造, プレス, 打ち抜き及び圧延成形業及び粉末冶金業

2893 刃物, 手道具及び一般金物類製造業

2899 他に分類されないその他の金属製品製造業

列コード	行コード	部門名称
2899-09		その他の金属製品
	2899-091	金属プレス製品
	2899-092	金属線製品
	2899-099	その他の金属製品(除別掲)

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2821「洋食器製

造業」, 2829「その他の金物類製造業」, 2851「アルミニウム・同合金プレス製品製造業」, 2852「金属プレス製品製造業(アルミニウム・同合金プレス製品を除く)」, 小分類286「金属被覆・彫刻業, 熱処理業(ほうろう鉄器を除く)」, 287「金属線製品製造業(ねじ類を除く)」, 細分類2891「金庫製造業」及び2899「他に分類されない金属製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示)

金属プレス製品: アルミニウム製機械部分品, アルミニウム製台所・食卓用品, アルミニウム製飲料用缶, その他の金属プレス製品(打抜・プレス機械部分品, 王冠等)

金属線製品: くぎ, 金属製金網, PC鋼より線, 鋼索, 電気溶接棒

その他の金属製品(除別掲): 金属洋食器, 金物(かぎ, 錠, 建築用金物, 架線金物等), 金属彫刻品, 金属熱処理品, 金庫, 硬貨, 金属製パッキン・ガスケット, 金属板ネームプレート, 金属製押し出しチューブ, 金庫の部分品・取付具・付属品

(対応するISIC)

2892 金属の処理・塗装業; 料金制又は契約制による一般機械エンジニアリング業

2893 刃物, 手道具及び一般金物類製造業

2899 他に分類されないその他の金属製品製造業

2919 その他の一般機械製造業

8 一般機械、電気機械、輸送機械、精密機械、その他の製造工業

列コード	行コード	部門名称
3011-01	3011-011	ボイラ

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2911「ボイラ製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 煙管ボイラ、水管ボイラ、ボイラの部分品・取付具・付属品

(対応するISIC)

2813 蒸気発生装置製造業（セントラルヒーティング温水ボイラーを除く）

列コード	行コード	部門名称
3011-02	3011-021	タービン

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2912「蒸気機関・タービン・水力タービン製造業（船用を除く）」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 蒸気タービン、水力タービン、ガスタービン、蒸気機関・タービン・水力タービンの部分品・取付具・付属品

(対応するISIC)

2911 エンジン及びタービン製造業（航空機用、自動車用及びオートバイ用エンジンを除く）

列コード	行コード	部門名称
3011-03	3011-031	原動機

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2913「はん用内燃機関製造業」及び2919「その他の原動機製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) はん用ガソリン機関、はん用石油機関、はん用ディーゼル機関、原子動力炉、水車（水力タービンを除く）、風力機関、圧縮空気機関、はん用内燃機関・原子動力炉・その他の原動機の部分品・取付具・付属品

(対応するISIC)

2911 エンジン及びタービン製造業（航空機用、自動車用及びオートバイ用エンジンを除く）

列コード	行コード	部門名称
3012-01	3012-011	運搬機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2973「エレベータ・エスカレータ製造業」及び2974「荷役運搬設備製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) エレベータ、エスカレータ、クレーン、巻上機、コンベヤ、運搬機械の部分品・取付具・付属品

(対応するISIC)

2915 つり上げ及びハンドリング装置製造業

列コード	行コード	部門名称
3013-01	3013-011	冷凍機・温湿調整装置

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2983「冷凍機・温湿調整装置製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 冷凍機、冷凍・冷蔵用ショーケース（冷凍陳列棚を含む）、パッケージ形エアコンディショナ、ウォータークーラ、冷却塔、冷蔵装置、凍結装置、製氷装置、除湿機（民生用を除く）、冷凍機・温湿調整装置の部分品・取付具・付属品

(対応するISIC)

2919 その他の一般機械製造業

列コード	行コード	部門名称
3019-01	3019-011	ポンプ及び圧縮機

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2971「ポンプ・同装置製造業」、2972「空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機製造業」及び2977「油圧・空圧機器製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 単段式うず巻ポンプ、多段式うず巻ポンプ、耐しよく性ポンプ、家庭用電気ポンプ、手動ポンプ、往復圧縮機、回転圧縮機、遠心圧縮機、軸流圧縮機、真空ポンプ、油圧ポンプ、油圧モータ、油圧シリンダ、油圧バルブ、空気圧縮機、ポンプ・圧縮機の部分品・取付具・付属品

(対応するISIC)

2912 ポンプ、圧縮機、タップ及び弁製造業

列コード	行コード	部門名称
3019-02	3019-021	機械工具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2944「機械工具製造業（粉末や金業を除く）」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 特殊鋼切削工具、超硬工具（粉末や金業を除く）、空気動工具、電動工具、ダイヤモンド工具、治具・金属加工用付属品

(注意点) 平成7年表において、平成2年表の列・行部門「3019-03、-031 機械工具」の行・列コードを「3019-02、-021」に変更。

(対応するISIC)

2893 刃物、手道具及び一般金物類製造業

列コード	行コード	部門名称
3019-09	3019-099	その他の一般産業機械及び装置

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2975「動力伝導装置製造業（玉軸受，ころ軸受を除く）」，2976「工業窯炉製造業」，2979「その他の一般産業用機械・装置製造業」及び2997「包装・荷造機械製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 変速機，歯車（プラスチック製を含む），ローラチェーン，工業窯炉，重油・ガス燃焼装置，機械式駐車装置，個装・内装機械，外装・荷造機械，その他の一般産業機械・装置の部分品・取付具・付属品

(対応するISIC)

2913 軸受，ギア及び伝導・駆動装置製造業
2914 かま，炉及び炉バーナ製造業
2919 その他の一般機械製造業

列コード	行コード	部門名称
3021-01	3021-011	建設・鉱山機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類293「建設機械・鉱山機械製造業（建設用・農業用・運搬用トラクタを含む）」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 掘さく機，建設用クレーン，整地機械，アスファルト舗装機械，コンクリート機械，基礎工事用機械，せん孔機，さく岩機，鉄柱，破碎機，摩砕機，選別機，装輪式トラクタ，装軌式トラクタ，建設・鉱山機械の部分品・取付具・付属品

(平成7年表からの変更点)

平成7年表の「3021-01，-011 鉱山・土木建設機械」を「建設・鉱山機械」に名称変更。

(対応するISIC)

2924 鉱業，採石業及び建設業用機械製造業

列コード	行コード	部門名称
3022-01	3022-011	化学機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2978「化学機械・同装置製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 熱交換器（分縮機，熱換器を含む），焼成機，圧搾機器，ろ過機器，分離機器，混合機，かくはん機，ねつ和機，溶解機，造粒機，乳化機，粉碎機，反応機，発生炉，乾留炉，電解槽，蒸発機器，蒸留機器，蒸煮機器，晶出機器，乾燥機器，焙焼機，焼結機器，集じん機器，化学装置用タンク（固定式，浮屋根式，球形，その他），化学機械の部分品・取付具・付属品

(対応するISIC)

2919 その他の一般機械製造業

コード	行コード	部門名称
3023-01	3023-011	産業用ロボット

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2998「産業用ロボット製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) マニュアル・マニピュレータ，固定シーケンスロボット，可変シーケンスロボット，プレイバックロボット，数値制御ロボット，産業用ロボットの部分品・取付具・付属品

(対応するISIC)

2919 その他の一般機械製造業
2922 工作機械製造業

列コード	行コード	部門名称
3024-01	3024-011	金属工作機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2941「金属工作機械製造業」及び2943「金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品製造業（機械工具，金型を除く）」のうち金属工作機械用部分品・附属品の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 旋盤，ボール盤，中ぐり盤，フライス盤，平削盤，ブローチ盤，研削盤，歯切り盤，歯車仕上機械，マシニングセンタ，専用機，形削盤，ホーニング盤，ラップ盤，金切のこ盤，金属工作機械の部分品・取付具・付属品

(対応するISIC)

2922 工作機械製造業

列コード	行コード	部門名称
3024-02	3024-021	金属加工機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2942「金属加工機械製造業（金属工作機械を除く）」及び2943「金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品製造業（機械工具，金型を除く）」のうち金属工作機械用部分品・附属品を除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) 圧延機械，精整仕上装置，ベンディングマシン，液圧プレス，機械プレス，せん断機，鍛造機械，ワイヤフォーミングマシン，ガス溶接・溶断機，金属圧延用ロール，金属加工機械の部分品・取付具・付属品

(対応するISIC)

2922 工作機械製造業
2923 冶金用機械製造業

列コード	行コード	部門名称
3029-01	3029-011	農業用機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類292「農業用機械製造業（農業用器具を除く）」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 動力耕うん機、歩行用トラクタ、噴霧機、散粉機、田植機、脱穀機、籾すり機、農業用乾燥機、コンバイン、稲麦刈取機、飼料機器、農業用機械の部分品・取付具・付属品

(平成7年表からの変更点)

平成7年表の「3029-01、-011 農業機械」を「農業用機械」に名称変更。

(注意点) 農業用手道具は「2899-033 刃物及び道具類」に、農業用トラクタは「3021-011 建設・鉱山機械」にそれぞれ含まれる。

(対応するISIC)

2921 農業及び林業用機械製造業

列コード	行コード	部門名称
3029-02	3029-021	繊維機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類295「繊維機械製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 化学繊維機械、紡績機械、製織機械、編組機械、染色整理仕上機械、縫製機械(家庭用ミシン、工業用ミシン)、繊維機械の部分品・取付具・付属品

(注意点) 平成7年表において、平成2年表の列・行部門「3019-02、-021 ミシン・毛糸手編機械」のうちミシンを本部門に分割・統合。

なお、毛糸手編機械は「3031-09、-099 その他の一般機械器具及び部品」に統合。

(対応するISIC)

2926 繊維、衣服及び皮革製造機械製造業

列コード	行コード	部門名称
3029-03	3029-031	食料品加工機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2961「食料品加工機械製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 穀物処理機械・同装置、製パン・製菓機械・同装置、醸造用機械、牛乳加工・乳製品製造機械・同装置、肉製品・水産製品製造機械、食料品加工機械の部分品・取付具・付属品

(対応するISIC)

2925 食料品、飲料及びたばこ加工機械製造業

列コード	行コード	部門名称
3029-04	3029-041	半導体製造装置

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2967「半導体製造装置製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ウェーハプロセス(電子回路形成)用処理装置、組立用装置、フラットパネルディスプレイ製造装置、半導体製造装置の部分品・取付具・付属品

(対応するISIC)

2929 その他の特殊産業用機械製造業

列コード	行コード	部門名称
3029-09	3029-091 3029-092 3029-093 3029-094 3029-095 3029-099	その他の特殊産業用機械 製材・木工・合板機械 パルプ装置・製紙機械 印刷・製本・紙工機械 鋳造装置 プラスチック加工機械 その他の特殊産業用機械 (除別掲)

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2962「木工機械製造業」、2963「パルプ装置・製紙機械製造業」、2964「印刷・製本・紙工機械製造業」、2965「鋳造装置製造業」、2966「プラスチック加工機械・同付属装置製造業」及び2969「その他の特殊産業用機械製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 製材・木工・合板機械: 製材機械(帯のこ盤、丸のこ盤等)、木工機械(かんな盤、のこ盤、くぎ打機械等)、合板機械(ベニヤレーズ、プレス、スライサ等)、製材・木工・合板機械の部分品・取付具・付属品

パルプ装置・製紙機械: パルプ製造機械・同装置(割木機、碎木機、リファイナ等)、抄紙機(長網式・丸網式・短網式・コンビネーション式抄紙機等)、断裁機、巻取機、コーティングマシン等、パルプ装置・製紙機械の部分品・取付具・付属品

印刷・製本・紙工機械: 印刷機械(とつ版印刷機械、平版印刷機(B3版以上)、特殊印刷機械、おう版印刷機等)、製本機械(断裁機、紙締機、紙折機等)、紙工機械(製箱機械、段ボール製造機械、袋・封筒製造機械、紙コップ製造機等)、製版機械(活字鋳造機、写真植字機等)、印刷・製本・紙工機械の部分品・取付具・付属品

鋳造装置: ダイカストマシン、その他の鋳造装置(造型機、型込機、中子整型機、特殊型造型機等)、鋳型・鋳型定盤(製鉄、製鋼用に限る)、鋳造装置の部分品・取付具・付属品

プラスチック加工機械: 射出成形機、押出成形機、その他のプラスチック加工機械(圧縮成形機、中空成形機、真空成形機等)、プラ

スチック加工機械・同付属装置の部分品・取付具・付属品

その他の特殊産業用機械(除別掲)：ゴム工業用機械器具、ガラス工業用特殊機械、その他の特殊産業用機械(たばこ製造機械、化学薬品・医薬品製造用特殊機械、帽子製造機械、皮革処理機械、製靴機械等)、その他特殊産業用機械の部分品・取付具・付属品

(平成7年表からの変更点)

平成7年表の行部門「3029-093 印刷・製本・紙加工機械」を「印刷・製本・紙工機械」に、また「3029-099 その他の特殊産業機械(除別掲)」を「その他の特殊産業用機械(除別掲)」に名称変更。

(注意点) 平成7年表において、平成2年表の行部門「3029-099 その他の特殊産業機械(除別掲)」のうち、半導体製造装置を「3029-04 半導体製造装置」として分割・特掲。

(対応するISIC)

2929 その他の特殊産業用機械製造業

列コード	行コード	部門名称
3031-01	3031-011	金型

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2996「金型・同部分品・附属品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) プレス用金型、鍛造用金型、鋳造用金型(ダイカスト用を含む)、プラスチック用金型、ゴム用金型、ガラス用金型、金型の部分品・付属品

(対応するISIC)

2929 その他の特殊産業用機械製造業

列コード	行コード	部門名称
3031-02	3031-021	ベアリング

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2994「玉軸受・ころ軸受製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 玉軸受、ころ軸受、軸受ユニット、ベアリングの部分品

(対応するISIC)

2913 軸受、ギア及び伝導・駆動装置製造業

列コード	行コード	部門名称
3031-09	3031-099	その他の一般機械器具及び部品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2982「毛糸手編機械製造業」、2991「消火器具・消火装置製造業」、2992「弁・同附属品製造業」、2993「パイプ加工・パイプ附属品加工業」、2995「ピストンリング製造業」及び2999「各種機械・同部分品製造修理業(注文製造・修理)」の

生産活動を範囲とする。

(品目例示)

毛糸手編機械、消火器具、消防自動車のき装品、高温・高圧バルブ、自動調整バルブ、給排水用バルブ・コック、一般用バルブ・コック、切断・屈曲・ねじ切等パイプ加工品、ピストンリング、消火器具・消火装置の部分品・取付具・付属品、バルブ・コックの付属品、他に分類されない各種機械部分品

(注意点)

平成7年表において、平成2年表の列・行部門「3019-02、-021 ミシン・毛糸手編機械」の毛糸手編機械を「3031-09、-099 その他の一般機械器具及び部品」へ分割し、統合。

(対応するISIC)

2912 ポンプ、圧縮機、タップ及び弁製造業
2919 その他の一般機械製造業

列コード	行コード	部門名称
3111-01	3111-011	複写機

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2981「事務用機械器具製造業」のうち、複写機を生産活動を範囲とする。

(品目例示) 静電間接式複写機、デジタル式複写機、フルカラー複写機、複写機の部分品・取付具・付属品

(対応するISIC)

3000 事務用、会計及び計算機械製造業

列コード	行コード	部門名称
3111-09	3111-099	その他の事務用機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2981「事務用機械器具製造業」のうち、複写機を除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) 計算機械、ワードプロセッサ、金銭登録機(レジスタ)、タイプライタ、タイムレコーダ、タイムスタンプ、謄写機、あて名印刷機、マイクロ写真機、オフセット印刷機(B3版未満)、硬貨計算機、シュレツダ、事務用機械(複写機を除く)の部分品・取付具・付属品

(平成7年表からの変更点)

平成7年表の行部門「3111-091 電子式卓上計算機」及び「3111-092 ワードプロセッサ」を「3111-099 その他の事務用機器(除別掲)」に統合し、部門名から(除別掲)を削除。

(注意点)

電子計算機は、「3111-01、-011 パーソナルコンピュータ」又は「3111-02、-021 電子計算機本体(除パソコン)」に含める。

そろばん、計算尺、謄写版、製図用機械器具は、「3919-02、-021 筆記具・文具」に含める。

(対応するISIC)

3000 事務用、会計及び計算機械製造業

列コード	行コード	部門名称
3112-01	3112-011 3112-012 3112-019	サービス用機器 自動販売機 娯楽用機器 その他のサービス用機器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2989「その他の事務用・サービス用・民生用機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 自動販売機：食料・食品自動販売機、たばこ自動販売機、きっぷ自動販売機、自動販売機の部分品・取付具・付属品

娯楽用機器：パチンコ・スロットマシン(パチンコ台、パチンコ玉自動補給装置、スロットマシン台等)、ゲームセンター用娯楽機器(アーケードゲーム機、クレーンゲーム機、業務用テレビゲーム機等)、遊園地用娯楽機器(ジェットコースター、メリーゴーランド、コーヒーカップ等)、娯楽用機器の部分品・取付具・付属品

その他のサービス用機器：業務用洗濯装置、自動車整備・サービス機器、その他のサービス用・民生用機械器具(両替機、自動改札機、自動入場機、コインロッカー等)、その他のサービス用機器の部分品・取付具・付属品

(対応するISIC)

2919 その他の一般機械製造業

列コード	行コード	部門名称
3211-01	3211-011	電気音響機器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3044「電気音響機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ステレオセット、カーステレオ、テープレコーダ、デジタルオーディオディスクプレーヤ、ハイファイ用アンプ、ハイファイ用・自動車用スピーカシステム、補聴器、スピーカ、マイクロホン、イヤホン、電気音響機器の部分品・取付具

(注意点) 平成7年表において、平成2年表の行・列部門「3212-09, -099 その他の電気音響機器部分品・付属品」を「3211-01, -011 電気音響機器」に統合。

(対応するISIC)

3230 テレビ・ラジオ受信(像)機、音声又は画像録音・録画・再生装置並びに関連製品製造業

列コード	行コード	部門名称
3211-02	3211-021	ラジオ・テレビ受信機

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3043「ラジオ受

信機・テレビジョン受信機製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ラジオ受信機、カラーテレビ受信機(液晶式を除く)、液晶テレビジョン受信機

(注意点) ラジオ・テレビ受信機の部分品・付属品は、「3359-09, -099 その他の電子部品」に含める。

(対応するISIC)

3230 テレビ・ラジオ受信(像)機、音声又は画像録音・録画・再生装置並びに関連製品製造業

列コード	行コード	部門名称
3211-03	3211-031	ビデオ機器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3062「ビデオ機器製造業」のうち、産業用磁気録画再生装置を除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) ビデオテープレコーダ、ビデオディスクプレーヤ、ビデオカメラ(放送用を除く)、デジタルカメラ、ビデオ機器の部分品・取付具・付属品

(注意点) 平成7年表において、平成2年表では本部門の中に含まれていた録画済カセットテープ・ディスクを「3919-02 情報記録物」へ統合。

(対応するISIC)

3230 テレビ・ラジオ受信(像)機、音声又は画像録音・録画・再生装置並びに関連製品製造業

列コード	行コード	部門名称
3212-01	3212-011	民生用エアコンディショナ

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類302「民生用電気機械器具製造業」のうち、民生用エアコンディショナの生産活動を範囲とする。

(品目例示) 民生用エアコンディショナ(ウインド形、セパレート形)、民生用エアコンディショナの部分品・取付具・付属品

(平成7年からの変更点)

平成7年表の列・行部門「3212-01, -011 民生用電気機器」を「3212-01, -011 民生用エアコンディショナ」と「3212-02, -021 民生用電気機器(除エアコン)」に分割。

(注意点) 平成7年表において、列・行部門「3211-09, -099 その他の民生用電気機器」を「3212-01, -011 民生用電気機器」に名称・コードを変更。

(対応するISIC)

2930 他に分類されない民生用機械器具製造業

列コード	行コード	部門名称
3212-02	3212-021	民生用電気機器（除エアコン）

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類302「民生用電気機械器具製造業」のうち、民生用エアコンディショナを除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) 電気アイロン、電気こたつ、その他の暖房用・保温用電熱装置、電気がま、電子レンジ、扇風機、換気扇、電気洗濯機、電気冷蔵庫、電気掃除機、理容用電気器具、電気温水洗浄便座、民生用電気機械器具（民生用エアコンディショナを除く）の部分品・取付具・付属品

(平成7年表からの変更点)

平成7年表の列・行部門「3212-01, -011 民生用電気機器」を「3212-01, -011 民生用エアコンディショナ」と「3212-02, -021 民生用電気機器(除エアコン)」に分割。

(注意点) 平成7年表において、列・行部門「3211-09, -099 その他の民生用電気機器」を「3212-01, -011 民生用電気機器」に名称・コードを変更。

(対応するISIC)

2930 他に分類されない民生用機械器具製造業

列コード	行コード	部門名称
3311-01	3311-011	パーソナルコンピュータ

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類305「電子計算機・同附属装置製造業」のうち、パーソナルコンピュータの生産活動を範囲とする。

(品目例示) デスクトップ型コンピュータ、ノートブック型コンピュータ、ラップトップ型コンピュータ

(平成7年表からの変更点)

平成7年表の列・行部門「3311-01, -011 電子計算機本体」からパーソナルコンピュータを分割・特掲。

(対応するISIC)

3000 事務用、会計及び計算機械製造業

列コード	行コード	部門名称
3311-02	3311-021	電子計算機本体（除パソコン）

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類305「電子計算機・同附属装置製造業」のうち、パーソナルコンピュータを除く電子計算機本体の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 汎用コンピュータ、オフィスコンピュータ、ミニコンピュータ、ワークステーション、電子計算機本体の部分品・取付具・付属品

(平成7年表からの変更点)

平成7年表の列・行部門「3311-01, -011

電子計算機本体」を「3311-01, -011 パーソナルコンピュータ」と「3311-02, -021 電子計算機本体(除パソコン)」に分割。

(対応するISIC)

3000 事務用、会計及び計算機械製造業

列コード	行コード	部門名称
3311-03	3311-031	電子計算機付属装置

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類305「電子計算機・同附属装置製造業」のうち、電子計算機付属装置の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 磁気ディスク装置、光ディスク装置、フレキシブルディスク装置、印刷装置(シリアルプリンタ、ラインプリンタ等)、表示装置(ディスプレイ装置、作図装置)、端末装置、電子計算機付属装置の部分品・取付具・付属品

(平成7年表からの変更点)

平成7年表の列・行部門「3311-02, -021 電子計算機付属装置」を「3311-03, -031」にコードを変更。

(対応するISIC)

3000 事務用、会計及び計算機械製造業

列コード	行コード	部門名称
3321-01	3321-011	有線電気通信機器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3041「有線通信機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 電話機、電話応用装置、ファクシミリ、交換機、搬送装置

(注意点) 有線電気通信機器の部分品・付属品は、「3359-09, -099 その他の電子部品」に含める。

携帯電話及び簡易型携帯電話(PHS)は、「3321-02, -021 携帯電話機」に含める。ただし、電話機、ファクシミリの子機が外部では簡易型携帯電話(PHS)として利用できるものは本部門に含める。また、本来PHSであって、家庭内では電話機の子機として利用できるものは「3321-02, -021 携帯電話」に含める。

(対応するISIC)

3220 テレビ・ラジオ送信機及び有線電話・電信装置製造業

列コード	行コード	部門名称
3321-02	3321-021	携帯電話機

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3042「無線通信機械器具製造業」のうち、携帯電話機等の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 携帯電話機、簡易型携帯電話(PHS)、

自動車電話

(平成7年表からの変更点)

平成7年表の列・行部門「3321-02, -021 無線電気通信機器」から携帯電話機を分割・特掲。

(対応するISIC)

3220 テレビ・ラジオ送信機及び有線電話・電信装置製造業

列コード	行コード	部門名称
3321-03	3321-031	無線電気通信機器(除携帯電話機)

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3042「無線通信機械器具製造業」のうち、携帯電話機を除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) ラジオ・テレビジョン放送装置、固定局通信装置、移動局通信装置(携帯電話機及び簡易型携帯電話(PHS)を除く)、携帯用無線通信装置、無線応用装置(カーナビゲーションシステムを含む)、その他の無線通信装置

(平成7年表からの変更点)

平成7年表の列・行部門「3321-02, -021 無線電気通信機器」を「3321-02, -021 携帯電話機」と「3321-03, -031 無線電気通信機器(除携帯電話機)」に分割。

(対応するISIC)

3220 テレビ・ラジオ送信機及び有線電話・電信装置製造業

列コード	行コード	部門名称
3321-09	3321-099	その他の電気通信機器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3045「交通信号保安装置製造業」及び3049「その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 交通信号保安装置(電気信号機、機械信号機、電気転てつ器、機械転てつ機等)、火災報知設備、防犯警報装置、発光信号装置、通報信号装置、交通信号保安装置の部分品・取付具・付属品

(対応するISIC)

3190 他に分類されないその他の電気機器製造業

列コード	行コード	部門名称
3331-01	3331-011	電子応用装置

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3061「X線装置製造業」、3062「ビデオ機器製造業」のうち、産業用磁気録画再生装置(放送用を除く)、3063「医療用電子応用装置製造業」、3069「そ

他の電子応用装置製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示)

医療用X線装置、産業用X線装置、医療用電子応用装置、超音波応用装置、高周波電力応用装置、電子顕微鏡、数値制御装置、産業用磁気録画再生装置(放送用を除く)、電子顕微鏡、レーザー装置、レーザー応用治療装置、ガイガー計数器、磁気応用探知装置、電子応用装置の部分品・取付具・付属品

(対応するISIC)

3230 テレビ・ラジオ受信(像)機、音声又は画像録音・録画・再生装置並びに関連製品製造業

3312 測定、検査、試験、航法及びその他の機器製造業(生産工程制御装置を除く)

列コード	行コード	部門名称
3332-01	3332-011	電気計測器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類307「電気計測器製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示)

電気計器(積算電力計、電流計、電圧計等)、電気測定器(電圧標準計、電流標準計、回路計等)、半導体・IC測定器、工業計器、医療用計測器、電気計測器の部分品・取付具・付属品

(対応するISIC)

3312 測定、検査、試験、航法及びその他の機器製造業(生産工程制御装置を除く)

3313 生産工程制御装置製造業

列コード	行コード	部門名称
3341-01	3341-011	半導体素子

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3082「半導体素子製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ダイオード、整流素子、シリコントランジスタ、トランジスタ、光電変換素子、発光ダイオード

(平成7年表からの変更点)

平成7年表の列部門「3341-01 半導体素子・集積回路」を「3341-01 半導体素子」と「3341-02 集積回路」に分割。

(注意点)

半導体素子の部品は、「3341-09, -099 その他の電気機械器具」に含める。

(対応するISIC)

3210 電子バルブ、チューブ及びその他の電子部品製造業

列コード	行コード	部門名称
3341-02	3341-021	集積回路

- (担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3083「集積回路製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) バイポーラ型IC、モス型IC、線形回路、混成集積回路(薄膜、厚膜)、実装していない集積回路(輸出分)
(平成7年表からの変更点) 平成7年表の列部門「3341-01 半導体素子・集積回路」を「3341-01 半導体素子」と「3341-02 集積回路」に分割。
(注意点) 集積回路の部品は、「3421-09、-099 その他の電気機械器具」に含める。
(対応するISIC)

3210 電子バルブ、チューブ及びその他の電子部品製造業

列コード	行コード	部門名称
3359-01	3359-011	電子管

- (担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3081「電子管製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) マイクロ波管、陰極線管(ブラウン管)、表示管、X線管
(注意点) 電子管の部品は、「3421-09、-099 その他の電気機械器具」に含める。
(対応するISIC)

3210 電子バルブ、チューブ及びその他の電子部品製造業

列コード	行コード	部門名称
3359-02	3359-021	液晶素子

- (担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3089「その他の電子部品製造業」のうち、液晶素子の生産活動を範囲とする。
(品目例示) アクティブ型(TFT型)、パッシブ型
(注意点) 平成7年表において新設。
(対応するISIC)

3210 電子バルブ、チューブ及びその他の電子部品製造業

列コード	行コード	部門名称
3359-03	3359-031	磁気テープ・磁気ディスク

- (担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3093「磁気テープ・磁気ディスク製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 磁気テープ(生のもの)(録音用・録画用・

電算機用)、磁気ディスク(生のもの)(フレキシブルディスク、光磁気ディスク)

- (注意点) ① 平成7年表において、平成2年表の列・行部門「3212-01、-011 磁気テープ・フレキシブルディスク」を「3359-03、-031 磁気テープ・磁気ディスク」に名称・コードを変更。
② 本部門は、未録音・未録画のもの(生のもの)に限られる。

(対応するISIC)

3230 テレビ・ラジオ受信(像)機、音声又は画像録音・録画・再生装置並びに関連製品製造業

列コード	行コード	部門名称
3359-09	3359-099	その他の電子部品

- (担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3084「抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業」、3085「音響部品・磁気ヘッド・小形モータ製造業」、3086「コネクタ・スイッチ・リレー製造業」、3087「スイッチング電源・高周波組立部品・コントロールユニット製造業」、3088「プリント回路製造業」及び3089「その他の電子部品製造業」(うち液晶素子を除く)の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 抵抗器、固定コンデンサ、コンデンサ、変成器、音響部品、磁気ヘッド、小型モータ(3W未満のもの)、コネクタ、スイッチ、リレー、スイッチング電源、TV用チューナ、コントロールユニット、プリント配線板、プリント回路板、磁性材部品(粉末や金によるもの)
(注意点) 平成7年表において、行部門「3411-012 電動機」より超小形電動機(3W未満)を分割し本部門に統合。また、名称を「その他の電子・通信機器部分品」から「その他の電子部品」に変更。
(対応するISIC)

3190 他に分類されないその他の電気機器製造業
3210 電子バルブ、チューブ及びその他の電子部品製造業
3230 テレビ・ラジオ受信(像)機、音声又は画像録音・録画・再生装置並びに関連製品製造業

- (注意点) 平成7年表において、行部門「3411-012 電動機」より超小形電動機(3W未満)を分割し本部門に統合。また、名称を「その他の電子・通信機器部分品」から「その他の電子部品」に変更。
(対応するISIC)

3190 他に分類されないその他の電気機器製造業
3210 電子バルブ、チューブ及びその他の電子部品製造業
3230 テレビ・ラジオ受信(像)機、音声又は画像録音・録画・再生装置並びに関連製品製造業

列コード	行コード	部門名称
3411-01	3411-011 3411-012	回転電気機械 発電機器 電動機

- (担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3011「発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) タービン発電機、エンジン発電機、直流電動機、単相誘導電動機、三相誘導電動機、そ

の他の交流電動機(同期電動機、整流子電動機等)、直流・交流小形電動機、その他の小形電動機(シンクロ電動機、ステッピングモータ等)、その他の発電機(直流発電機、水車発電機、電動発電機等)、回転電機機械の部分品・取付具・付属品

(注意点) 平成7年表において、行部門「3411-012 電動機」に含まれていた超小形電動機(3W未満)を分割し、「3359-099 その他の電子部品」に統合。

(対応するISIC)

3110 電動機、発電器及び変圧器製造業

列コード	行コード	部門名称
3411-02	3411-021	開閉制御装置及び配電盤

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3013「開閉装置・配電盤・電力制御装置製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 配電盤、監視制御装置、分電盤、継電器、遮断機、開閉器、プログラマブルコントローラ、開閉装置・配電盤・電力制御装置の部分品・取付具・付属品

(対応するISIC)

3120 配電・制御装置製造業

列コード	行コード	部門名称
3411-03	3411-031	変圧器・変成器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3012「変圧器類製造業(電子機器用を除く)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 標準変圧器、非標準変圧器、特殊用途変圧器、計器用変成器、誘導電圧調整器、リアクトル、変圧器類の部分品・取付具・付属品

(注意点) 平成7年表において、「その他の送配電機器」から「変圧器・変成器」に名称変更。

(対応するISIC)

3110 電動機、発電器及び変圧器製造業

列コード	行コード	部門名称
3411-09	3411-099	その他の産業用重電機器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3015「電気溶接機製造業」及び3019「その他の産業用電気機械器具製造業(車両用、船舶用を含む)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) アーク溶接機、抵抗溶接機、コンデンサ、電気炉、産業用電熱装置、電力変換装置、シリコン・セレン整流器、その他の産業用重電機器の部分品・取付具・付属品

(対応するISIC)

2922 工作機械製造業

3110 電動機、発電器及び変圧器製造業

列コード	行コード	部門名称
3421-01	3421-011	電気照明器具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3032「電気照明器具製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 白熱電灯器具、蛍光灯器具、水銀灯器具、発電ランプ、携帯電灯、殺菌灯器具、懐中電灯、ナトリウム灯器具、電気照明器具の部分品・取付具・付属品

(対応するISIC)

3150 電球及び電気照明器具製造業

列コード	行コード	部門名称
3421-02	3421-021	電池

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3091「蓄電池製造業」及び3092「一次電池(乾電池、湿電池)製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 筒型マンガン乾電池、積層マンガン乾電池、リチウムイオン電池、アルカリマンガン乾電池、鉛蓄電池、アルカリ蓄電池、電池の部分品・取付具・付属品

(対応するISIC)

3140 乾電池及び1次電池製造業

列コード	行コード	部門名称
3421-03	3421-031	電球類

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3031「電球製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 一般照明用電球、豆電球、クリスマスツリー用電球、自動車用電球、赤外線電球、写真用せん光電球、パイロット電球、ハロゲン電球、蛍光灯、水銀灯、紫外線灯、殺菌灯、ネオン灯、アーク灯

(注意点) 電球類の部品は、「3421-09、-099 その他の電気機械器具」に含める。

(対応するISIC)

3150 電球及び電気照明器具製造業

列コード	行コード	部門名称
3421-04	3421-041	配線器具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3014「配線器具・配線附属品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 小形開閉器、点滅器、接続器、電球保持器、パネルボード、小形配線箱、ヒューズ、

配線付属品
(対応するISIC)
3120 配電・制御装置製造業

列コード	行コード	部門名称
3421-05	3421-051	内燃機関電装品

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3016「内燃機関電装品製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 充電発動機、始動電動機、磁石発動機、点火用コイル、ディストリビュータ、点火せん、内燃機関電装品の部分品・取付具・付属品
(注意点) 自動車用・航空機用などの内燃機関電装品も本部門に含める。
(対応するISIC)

3190 他に分類されないその他の電気機器製造業

列コード	行コード	部門名称
3421-09	3421-099	その他の電気機械器具

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3099「他に分類されない電気機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 導線線、シリコンウエハ（表面研磨をしたもの）、電球口金、電球・電子用タングステン、永久磁石、電気接点、太陽電池
(注意点) 平成7年表において、「その他の軽電機器」から「その他の電気機械器具」に名称を変更。
(対応するISIC)

3190 他に分類されないその他の電気機器製造業

列コード	行コード	部門名称
3511-01	3511-011	乗用車

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3111「自動車製造業（二輪自動車を含む）」のうち、乗用車の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 軽乗用車、小型乗用車、普通乗用車
(注意点) シャシーのみのもの及びKD車両（未組立のまま輸出されるもので、出荷ベースの金額が1台分の構成部分品（FOB価格）の60%以上のもの）は本部門に含める。
(対応するISIC)

3410 自動車製造業

列コード	行コード	部門名称
3521-01	3521-011	トラック・バス・その他の自動車

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3111「自動車製造業（二輪自動車を含む）」のうち、乗用車、二輪自動車を除く生産活動を範囲とする。
(品目例示) 小型バス、大型バス、軽トラック、小型トラック（ガソリン車、ディーゼル車）、普通トラック（ガソリン車、ディーゼル車）、けん引車、特別用途車
(注意点) シャシーのみのもの及びKD車両（未組立のまま輸出されるもので、出荷ベースの金額が1台分の構成部分品（FOB価格）の60%以上のもの）は本部門に含める。
(対応するISIC)

3410 自動車製造業

列コード	行コード	部門名称
3531-01	3531-011	二輪自動車

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3111「自動車製造業（二輪自動車を含む）」のうち、二輪自動車の生産活動を範囲とする。
(注意点) 原動機付自転車、モータスクータ、側車付のもの及びKD車両（未組立のまま輸出されるもので、出荷ベースの金額が1台分の構成部分品（FOB価格）の60%以上のもの）は本部門に含める。
(対応するISIC)

3410 自動車製造業
3591 オートバイ製造業

列コード	行コード	部門名称
3541-01	3541-011	自動車車体

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3112「自動車車体・附随車製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) トレーラ、乗用車ボデー、小型・大型バスボデー、小型トラックボデー、普通トラックボデー、特別用途車ボデー
(対応するISIC)

3420 自動車車体製造（設計）業、トレーラ及びセミトレーラ製造業

列コード	行コード	部門名称
3541-02	3541-021	自動車用内燃機関・同部分品

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3113「自動車部分品・附属品製造業」のうち、自動車用内燃機関及び同部分品の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 自動車用ガソリン機関、自動車用ディーゼル機関、二輪自動車・モータースクータ用内燃機関、自動車用内燃機関の部品・取付具・付属品（ラジエータ、オイルストレーナ、オイルフィルタ、ピストン、吸気弁、排気弁、シリンダ、キャブレタ、空気清浄器、燃料噴射装置等）

(対応するISIC)

3430 自動車及び自動車エンジンの部品及び付属品製造業

列コード	行コード	部門名称
3541-03	3541-031	自動車部品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3113「自動車部品・附属品製造業」のうち、自動車用内燃機関及び同部品を除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) 駆動・伝導・操縦装置部品、懸架・制動装置部品、シャシー部品・車体部品、カーエアコン、カーヒータ、座席、KDセット（乗用車、バス、トラック、二輪自動車）

(注意点) KDセットは、未組立のまま輸出されるもので、出荷ベースの金額が1台分の構成部分（FOB価格）の60%未満のものは本部門に含める。

(対応するISIC)

3430 自動車及び自動車エンジンの部品及び付属品製造業

列コード	行コード	部門名称
3611-01	3611-011	鋼船

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3141「鋼船製造・修理業」のうち鋼船製造に係る活動及び3142「船体ブロック製造業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 貨物船、貨客船、客船、自動車航送船、油送船、漁船等の鋼船

(注意点) ① 船体ブロック製造業については、全額自部門取引となるので、原則として生産額には計上せず、鋼船製造の一工程としてとらえる。

② 鋼船の改造は本部門に含める。

(対応するISIC)

3511 船舶製造・修理業

列コード	行コード	部門名称
3611-02	3611-021	その他の船舶

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3143「木船製造・修理業」のうちの木船製造に係る活動及び3144「舟艇製造・修理業」のうちの舟艇製造に係る活動を範囲とする。

(品目例示) 木造船舶、木製舟艇、プラスチック製舟艇、金属製舟艇

(注意点) ① 強化プラスチック、アルミ等を主材料とした船舶は、本部門に含める。
② 鋼船以外の船舶の改造は本部門に含める。

(対応するISIC)

3511 船舶製造・修理業

3512 レジャー及びスポーツ用ボート製造・修理業

列コード	行コード	部門名称
3611-03	3611-031	船用内燃機関

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3145「船用機関製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 船用ディーゼル機関、船用焼玉機関、船用電気点火機関、船用蒸気機関、船用ガスタービン、船用蒸気タービン、船用機関の部品・取付具・付属品

(対応するISIC)

2911 エンジン及びタービン製造業（航空機用、自動車用及びオートバイ用エンジンを除く）

列コード	行コード	部門名称
3611-10	3611-101	船舶修理

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3141「鋼船製造・修理業」、3143「木船製造・修理業」及び3144「舟艇製造・修理業」のうち、修理に係る活動を範囲とする。

(注意点) ① 船舶使用者の行う自家修理・整備は本部門に含める。
② 改造は本部門に含めず、「3611-01、-011 鋼船」又は「3611-02、-021 その他の船舶」に含める。

(対応するISIC)

3511 船舶製造・修理業

3512 レジャー及びスポーツ用ボート製造・修理業

列コード	行コード	部門名称
3621-01	3621-011	鉄道車両

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類312「鉄道車両・同部品製造業」のうちの製造及び改造に係る活動を範囲とする。

(品目例示) 鉄道・軌道用の機関車、旅客車、貨物車、特殊車、同部品

(注意点) ① 鉄道業の行う製造及び改造は本部門に含める。
② 信号保安装置は本部門に含めず、「3321-

09, -099 その他の電気通信機器」に含める。
(対応するISIC)
3520 鉄道・索道機関車及び車両製造業

列コード	行コード	部門名称
3621-10	3621-101	鉄道車両修理

(担当府省庁) 国土交通省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3121「鉄道車両製造業」のうち、鉄道車両の修理に係る活動を範囲とする。
(注意点) ① 鉄道車両の改造は本部門に含めず、「3621-01, -011 鉄道車両」に含める。
② 鉄道業の行う修理は本部門に含める。
(対応するISIC)
3520 鉄道・索道機関車及び車両製造業

列コード	行コード	部門名称
3622-01	3622-011	航空機

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類315「航空機・同附属品製造業」のうち、修理業を除く生産活動を範囲とする。
(品目例示) ピストン機、ターボジェット機、ターボプロップ機、ヘリコプタ、グライダー、機体部品・付属装置、発動機（ピストン発動機、ターボジェット発動機、ターボプロップ発動機、ターボシャフト発動機等）、その他の航空機部分品・補助装置（プロペラ、回転翼、補機、航空計器、操縦訓練用設備、保命装置等）
(対応するISIC)
3530 航空機及び宇宙船製造業

列コード	行コード	部門名称
3622-10	3622-101	航空機修理

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類315「航空機・同附属品製造業」のうち、修理の活動を範囲とする。
(注意点) 空港等で行われる航空機整備も本部門に含まれる。
(対応するISIC)
3530 航空機及び宇宙船製造業

列コード	行コード	部門名称
3629-01	3629-011	自転車

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類313「自転車・同部分品製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 完成自転車（軽快車、子供車、幼児車、ミ

ニサイクル、マウンテンバイク、電動アシスト車、特殊車）、車いす、自転車用フレーム、自転車の部分品・取付具・付属品
(対応するISIC)
3592 自転車及び車椅子製造業

列コード	行コード	部門名称
3629-09	3629-091 3629-099	その他の輸送機械 産業用運搬車両 その他の輸送機械（除別掲）

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類319「その他の輸送用機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 産業用運搬車両：構内運搬車（蓄電池運搬車、内燃機関運搬車、動力付運搬車）、フォークリフトトラック、ショベルトラック、産業用トレーラ、産業用機関車、産業用貨車、ストラドルキャリア、パレットトラック、産業用運搬車両の部分品・取付具・付属品
その他の輸送機械（除別掲）：飛しょう体（ロケット、人工衛星、宇宙船）、飛しょう体の部分品・付属品、他に分類されない輸送用機械器具（荷車、手押車、ショッピングカー、ゴルフカー、ゴルフカート等）、他に分類されない輸送用機械器具の部分品・取付具・付属品
(対応するISIC)
2915 つり上げ及びハンドリング装置製造業
3530 航空機及び宇宙船製造業
3599 他に分類されないその他の輸送用機械器具製造業

列コード	行コード	部門名称
3711-01	3711-011	カメラ

(担当府省庁) 経済産業省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3252「写真機・同附属品製造業」の生産活動を範囲とする。
(品目例示) 35ミリカメラ（フォーカルプレキシヤッタ式、レンズシャッタ式、ハーフサイズカメラ）、35ミリ以外のカメラ（二眼レフカメラ、小型カメラ、業務用カメラ）、写真装置・同関連器具（引伸機、現像・焼付・仕上用器具、写真乾燥、リーダー、ビューア）、カメラの写真装置の部分品・取付具・付属品（フィルタ、フード、三脚、雲台、セルフタイマ、距離計、露出計、シャッタ、ボディ、じゃ腹、近接撮影・望遠撮影用アタッチメント、ストロボ等）
(対応するISIC)
3320 光学機器及び写真機器製造業

列コード	行コード	部門名称
3711-09	3711-099	その他の光学機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3251「顕微鏡・望遠鏡等製造業」、3253「映画用機械・同附属品製造業」、3254「光学機械用レンズ・プリズム製造業」及び小分類 326「眼鏡製造業（枠を含む）」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 望遠鏡、双眼鏡、顕微鏡、拡大鏡、映画用撮影機、映写機、スライド映写機、映画現像装置、映画焼付機、映写スクリーン、カメラ用レンズ、カメラ用交換レンズ、光学レンズ、プリズム、眼鏡、眼鏡わく、眼鏡レンズ（コンタクトレンズを含む）、その他の光学機械の部分品・取付具・付属品

(対応するISIC)

3320 光学機器及び写真機器製造業

列コード	行コード	部門名称
3712-01	3712-011	時計

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類327「時計・同部分品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ウォッチ(ムーブメントを含む)(ぜんまい時計、電池時計)、クロック(ムーブメントを含む)(機械時計、置時計、目覚時計、掛時計、計器板時計)、その他の時計(ストップウォッチ、タイマー時計、メトロノーム等)、時計の部分品(文字板、ぜんまい、歯車、ねじ)、時計側

(対応するISIC)

3330 時計製造業

列コード	行コード	部門名称
3719-01	3719-011	理化学機械器具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類324「理化学機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 研究用機器(化学機器、物理学機器、気象観測機器等)、教育用機器(物理・化学・博物実験機器、数学機器等)、地球物理学機器(重量計、磁力計等)、天文機器、理化学機械器具の部分品・取付具・付属品

(対応するISIC)

3312 測定、検査、試験、航法及びその他の機器製造業(生産工程制御装置を除く)

列コード	行コード	部門名称
3719-02	3719-021	分析器・試験機・計量器・測定器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類321「計量器・測定器・分析機器・試験機製造業」及び322「測量機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 一般長さ計、積算体積計(オイルメータ、ガスメータ、水量メータ等)、その他の体積計(ます、化学用体積計、メスフラスコ等)、はかり(台はかり、ばね式はかり、電子はかり等)、温度計(ガラス製のもの)、圧力計、金属温度計、流量計、液面計、精密測定器、工業用長さ計、光分析装置、その他の分析装置、材料試験機、その他の試験機、光度計、光束計、照度計、屈折度計、公害計測器、密度計、比重計、騒音計、波数計、速さ計、地震計、測量機械器具(ジャイロ計器、磁気コンパス、測角測量機、水準測量機等)、分析器・試験機・計量器・測定器の部分品・取付具・付属品

(対応するISIC)

3312 測定、検査、試験、航法及びその他の機器製造業(生産工程制御装置を除く)

列コード	行コード	部門名称
3719-03	3719-031	医療用機械器具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類323「医療用機械器具・医療用品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 医療用機械器具・装置、病院用器具・装置、歯科用機械器具・装置、動物用医療機械器具、医療用品、歯科材料、医療用機械器具の部分品・取付具・付属品

(注意点) 医療用のX線装置、電子応用装置及びレーザ応用装置は「3331-01、-011 電子応用装置」に含まれる。

(対応するISIC)

3311 内科用・外科用機器及び整形外科用器具製造業

列コード	行コード	部門名称
3911-01	3911-011	玩具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3431「娯楽用具・がん具製造業(人形、児童乗物を除く)」、3432「人形製造業」及び3433「児童乗物製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) トランプ、花札、囲碁、将棋、麻雀ばい、家庭用テレビゲーム、電子応用がん具、金属製がん具、モデルキット、空気入りビニルが

ん具、縫いぐるみ、木製がん具、プラスチック製がん具、日本人形、節句人形、ひな人形、西洋人形、児童乗物（歩行補助機、乳母車、三輪車）、がん具の部分品・付属品

(注意点) 平成7年表において、平成2年表では本部門に含まれていたゲーム用カセットを「3919-02 情報記録物」へ統合した。

(対応するISIC)

3694 ゲーム及び玩具製造業

列コード	行コード	部門名称
3911-02	3911-021	運動用品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3434「運動用具製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 野球用具、ソフトボール用具、バスケットボール用具、バレーボール用具、ラグビー用具、サッカー用具、テニス用具、卓球用具、バドミントン用具、ゴルフ用具、ホッケー用具、スキー用具、水上スキー用具、スケート用具、トラック・フィールド用具、体操用具、釣道具・同付属品、ぶらんこ、すべり台、空気銃、猟銃、剣道用具、ハンググライダー、運動用品の部分品・付属品

(注意点) 帽子、ユニフォーム、靴、ベルト等は、本部門ではなく、それぞれの部門に含まれる。

(対応するISIC)

3693 スポーツ用品製造業

列コード	行コード	部門名称
3919-01	3919-011	楽器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類342「楽器製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ピアノ、電子ピアノ、ギター、電気ギター、電子楽器(エレクトーン、キーボードシンセサイザー、電子キーボード)、オルガン、電子オルガン、アコーディオン、打楽器、管楽器、弦楽器、三味線、琴、尺八、ハーモニカ、オルゴールのムーブメント、シンセサイザー、楽器の部分品・取付具・付属品

(対応するISIC)

3692 楽器製造業

列コード	行コード	部門名称
3919-02	3919-021	情報記録物

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3496「情報記録物製造業(新聞、書籍等の印刷物を除く)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) オーディオディスクレコード、オーディオテープレコード、ビデオディスクレコード、ビデオテープレコード、ゲーム用カセット、

プリペイドカード、コンピュータソフトフロッピーディスク

(注意点)

平成7年表において、平成2年表の列・行部門「3919-02、-021 レコード」を「情報記録物」に名称変更した。また、「3211-03 ビデオ機器」に含まれていたビデオソフト、「3919-09 その他の製造工業製品」に含まれていたプリペイドカード、「3911-01 玩具」に含まれていたテレビゲーム用カセットなどを本部門に統合。なお、ゲーム用ソフトについては、全額ソフトウェア業の生産活動とし、ここでは情報記録物の生産に伴う加工賃のみを計上した。

(対応するISIC)

2213 記録媒体出版業

2230 記録媒体複製業

列コード	行コード	部門名称
3919-03	3919-031	筆記具・文具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類344「ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 万年筆、シャープペンシル、ボールペン、マーキングペン、鉛筆、シャープペンシルの芯、水彩絵具、クレヨン、パステル、スケッチボックス、毛筆、画筆、油絵具、カンバス、画板、画布、ポスターカラー、印章、印肉、スタンプ、スタンプ台、定規、コンパス、製図板、そろばん、事務用・工業用のり、ステープラ、筆箱、穴あけ器、鉛筆削器、筆記具・文具の部分品・付属品

(対応するISIC)

3699 他に分類されない製造業

列コード	行コード	部門名称
3919-04	3919-041	身辺細貨品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類341「貴金属製品製造業(宝石加工を含む)」、細分類345「装身具・装飾品・ボタン・関連品製造業(貴金属、宝石製を除く)」の生産活動を範囲とする。なお、財務省の造幣局特別会計の勲章も本部門の生産活動の範囲とする。

(品目例示) 首飾り、腕輪、指輪、イヤリング、ブローチ、ロケット、カフスボタン、コンパクト、バッチ、バックル、メダル、くし、宝石箱、小物箱、天然・養殖・人造真珠身辺細貨品(首飾り、腕輪、指輪、イヤリング、ブローチ、カフスボタン、タイピン等)、すず・アンチモン製品、ボタン、縫針、ミシン針、スライドファスナー、スナップホック、かつら、かもじ、勲章、身辺細貨品の部分品・付属品

(注意点)

平成7年表において、平成2年表では本部門に含まれていたうち、扇子、提灯、洋傘、和傘及び喫煙用品を「3919-09 その他製

造工業製品」に統合。また、「3919-09 その他の製造工業製品」に含まれていた造花、装飾用羽毛、針、ピン、ホック、ファスナーなどを本部門に含めた。

(対応するISIC)

3691 宝石及び同関連製品製造業
3699 他に分類されない製造業

列コード	行コード	部門名称
3919-05	3919-051	畳・わら加工品

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3472「畳製造業」及び3471「麦わら・パナマ類帽子・わら工品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 畳、畳床、畳表、ござ、むしろ、花むしろ、かます、わら、なわ、麦わら帽子、さなだ帽子

(対応するISIC)

2029 その他の木製品、コルク、わら及び編み物素材製品製造業

列コード	行コード	部門名称
3919-06	3919-061	武器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類33「武器製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 銃、砲、爆発物投射機、戦闘車両、銃弾、砲弾、爆発物、指揮装置、武器の部分品・付属品、武器修理

(対応するISIC)

2927 武器及び弾薬製造業

列コード	行コード	部門名称
3919-09	3919-099	その他の製造工業製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類346「漆器製造業」、細分類3473「うちわ、扇子、ちょうちん製造業」、3474「ほうき・ブラシ製造業」、3475「傘・同部分品製造業」、3476「マッチ製造業」、3477「喫煙用具製造業（貴金属、宝石製を除く）」、3478「魔法瓶製造業」、3491「煙火製造業」、3492「看板・標識機製造業」、3493「パレット製造業」、3494「モデル・模型製（紙製を除く）」、3495「工業用模型製造業」及び3499「他に分類されないその他の製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 漆器製家具、漆器製台所・食卓用品、その他の漆器製品、うちわ、扇子、ちょうちん、歯ブラシ、化粧用ブラシ、その他のブラシ、ほうき、はたき、モップ、その他の清掃用品、洋傘、和傘、マッチ、たばこ用ライター、煙火（がん具を含む）、看板、標識、展示装置、マネキン人形、人台、その他のモデル、模型

(地球儀、食品模型)、工業用模型（木型を含む）、魔法瓶、パレット、繊維壁材、線香類、人体安全保護具、救命用具、ユニット住宅、ルームユニット、ランプかざ、葬儀用品

(注意点)

平成7年表において、平成2年表では本部門に含まれていた「プリペイドカード」を「3919-02 情報記録物」に、造花、装飾用羽毛、針、ピン、ホック、ファスナーを「3919-04 身辺細貨品」に、麦わら帽子・さなだ帽子を「3919-05 畳・わら加工品」にそれぞれ統合。また、「3919-04 身辺細貨品」に含まれていたうちわ、扇子、ちょうちん、洋傘、和傘及びたばこ用ライター等喫煙用具を本部門に統合。

(対応するISIC)

3699 他に分類されない製造業

列コード	行コード	部門名称
3921-01	3921-011	再生資源回収・加工処理

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 社会経済活動のなかで、不用となった屑等を再利用するための回収及び加工処理する活動を範囲とする。また、屑の他、副産物についても本部門を仲介部門とする。このうち、平成12年表では鉄屑、非鉄金属屑、プラスチック屑、ガラスびん及び古紙は加工処理活動についても取扱うものとする。

(品目例示) 鉄屑、非鉄金属屑、プラスチック屑、ガラスびん、古紙、落綿、毛屑、粗獣の毛、石膏、高炉ガス灰、フライアッシュ、鋳滓、硫黄、副産蛹、果汁搾りかす、屑肉、野菜屑、醬油搾りかす、コーヒーかす、硫安、珪酸石灰、LPG、炭田ガス、高炉ガス、転炉ガス等

(平成7年表からの変更点)

再生資源への対応とともに、マイナス投入方式による輸入係数の不安定性の回避のため、再生資源回収・加工処理部門を新設する。なお、再生資源回収・加工処理部門の新設により、従来の表と比較すると、屑・副産物の発生分を国内生産額に計上することとなり、その分だけ国内生産額が増大する。

(注意点)

「6111-01卸売」の活動のうち、再生資源卸売業の活動は回収活動であるため、本部門で取り扱う。

なお、屑・副産物の扱いで「一括方式」及び「トランスファー方式」を適用しているものについては、本部門の対象外である。

(対応するISIC)

3710 金属廃棄物・くず再生業
3720 非金属廃棄物・くず再生業

9 建設

列コード	行コード	部門名称
4111-01	4111-011	住宅建築（木造）

（担当府省庁） 国土交通省

（定義・範囲） 主要構造部（建築基準法第2条で規定する「主要構造部」をいう。以下同じ。）が木造の建築物（建築基準法第2条で規定する「建築物」をいう。以下同じ。）のうち、居住専用建築物及び居住産業併用建築物（うち居住の用に供せられる部分）の新築・増築・改築工事を範囲とする。

（品目例示） 専用住宅（木造）、産業併用住宅のうち居住の用に供せられる部分（木造）

（注意点） ① 住宅建築（木造）における設計管理活動は、発注者自身が行う場合、設計管理業者に委託する場合、建築工事の請負業者に施工とともに担当させる場合など種々の場合があるが、設計管理業者に委託する場合は、一括「8519-03、-031 土木建築サービス」からの投入とする。この扱いは、「統合大分類17建設」中の「4111-01、-011 住宅建築（木造）」以外の各部門についても同様とする。

② 「新築」：既存の建築物のない新たな敷地に建築物を建てる工事をいう。

「増築」：既存の建築物のある敷地内において床面積の合計が増加する工事をいう。

「改築」：建築物の全部又は一部を除却し、又はこれらが災害等によって滅失した後、これらと用途、規模、構造の著しく異ならない建築物を建てる工事をいう。

③ 建築物（住宅及び非住宅）に関する経常的補修工事は、「4121-01、-011 建設補修」に含める。

（対応するISIC）

- 4510 用地整備業
- 4520 建築物の全部又は一部工事業、土木工事業
- 4530 建築設備設置工事業
- 4540 建築物仕上げ業

列コード	行コード	部門名称
4111-02	4111-021	住宅建築（非木造）

（担当府省庁） 国土交通省

（定義・範囲） 主要構造部が非木造の建築物のうち、居住専用建築物及び居住産業併用建築物（うち居住の用に供せられる部分）の新築・増築・改築工事を範囲とする。

（品目例示） 専用住宅（非木造）、産業併用住宅のうち居住の用に供せられる部分（非木造）

（注意点） 非木造の建築物の構造分類は、次のとおりである。

「鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）」：主要構造部（建築基準法第2条第5号の定義による。以下同じ。）が鉄骨と鉄筋コンクリートを一体化した構造のもの。

「鉄筋コンクリート造（RC造）」：主要構造部が型わくの中に鉄筋を組みコンクリートを打ち込んで一体化した構造のもの。

「鉄骨造（S造）」：主要な骨組が鉄骨造又はその他の金属で造られたもの（鉄骨をリブラスしてあるもの、軽量鉄骨造も含む。）。

「コンクリートブロック造（CB造）」：鉄骨で補強されたコンクリートブロック造のもの（外壁ブロック造も含む。）。

「その他」：石造、れんが造、無筋コンクリート造、無筋コンクリートブロック造、その他、他の分類に該当しない構造のもの。

（対応するISIC）

- 4510 用地整備業
- 4520 建築物の全部又は一部工事業、土木工事業
- 4530 建築設備設置工事業
- 4540 建築物仕上げ業

列コード	行コード	部門名称
4112-01	4112-011	非住宅建築（木造）

（担当府省庁） 国土交通省

（定義・範囲） 木造の建築物のうち、「4111-01 住宅建築（木造）」以外の建築物の新築・増築・改築工事を範囲とする。

（品目例示） 工場・倉庫、事務所

（対応するISIC）

- 4510 用地整備業
- 4520 建築物の全部又は一部工事業、土木工事業
- 4530 建築設備設置工事業
- 4540 建築物仕上げ業

列コード	行コード	部門名称
4112-02	4112-021	非住宅建築（非木造）

（担当府省庁） 国土交通省

（定義・範囲） 非木造の建築物のうち、「4111-02 住宅建築（非木造）」以外の建築物の新築・増築・改築工事を範囲とする。

（品目例示） 工場・倉庫、事務所、学校、病院・店舗

（注意点） 「非木造」の建築物の構造分類は、「4111-02、-021 住宅建築（非木造）」に同じ。

（対応するISIC）

- 4510 用地整備業
- 4520 建築物の全部又は一部工事業、土木工事業
- 4530 建築設備設置工事業
- 4540 建築物仕上げ業

列コード	行コード	部門名称
4121-01	4121-011	建設補修

（担当府省庁） 国土交通省

（定義・範囲） ① 建築物（住宅及び非住宅）及び土木建設物（鉄道軌道、電力、電気通信、上・

工業用水道、ガスタンク、駐車場及びゴルフ場等の施設)に関する経常的補修工事を範囲とし、その生産物は、建築補修及び土木補修である。

- ② ただし、1) 本来の耐用年数を著しく増加させるような大改修、2) 公共事業に関する維持・補修工事、災害復旧工事、及び3) 鉄道軌道の線路、電力・信号設備、電力の送配電設備、電気通信の線路設備の取替補修工事によるものは、本部門の活動とせず、それぞれの部門に含める。

(注点) 住宅についての建設補修の生産額は、建設補修→住宅賃貸料→家計消費支出という経路で産出される。

(対応するISIC)

- 4510 用地整備業
4520 建築物の全部又は一部工事業、土木工事業
4530 建築設備設置工事業
4540 建築物仕上げ業

列コード	行コード	部門名称
4131-01	4131-011	道路関係公共事業

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 以下に掲げる公共工事を範囲とし、新設工事のほか維持・補修工事を含む。

- ① 国及び地方公共団体の行う道路、街路事業
② 日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、地方公共団体等の行う有料道路事業など道路、街路、有料道路、区画整理

(品目例示)

(注点) ① 道路、街路等の小規模な維持・補修工事については経常的支出として列部門「4121-01 建設補修」に含めることも考えられるが、時系列の観点から従来通り公共工事(資本形成)の扱いとする(68SNAにおいては公共事業の維持・補修は資本形成として扱われており、93SNAにおいても同様の取扱いとなっている。)

- ② なお、列部門「4131-01 道路関係公共事業」、「4131-02 河川・下水道・港湾等公共事業」、「4131-03 農林関係公共事業」及び「4131-04 その他の公共事業」については、アクティビティベースというよりも、むしろ事業所ベースに近い。例えば、道路建設というアクティビティは、すべてこの部門に含まれるのではなく、国、地方公共団体等、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団の行う事業に限られ、民間企業等が建設するものについては列部門「4132-09 その他の土木建設」に分類される。

(対応するISIC)

- 4510 用地整備業
4520 建築物の全部又は一部工事業、土木工事業
4530 建築設備設置工事業
4540 建築物仕上げ業

列コード	行コード	部門名称
4131-02	4131-021	河川・下水道・その他の公共事業

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 以下に掲げる公共工事を範囲とし、新設工事のほか維持・補修工事を含む。

- ① 河川：国及び地方公共団体の行う河川、砂防、海岸事業並びに水資源開発公団の行う事業
② 都市計画：国及び地方公共団体の行う下水道、公園及び廃棄物処理施設
③ 港湾・漁港：国及び地方公共団体の行う港湾及び漁港事業
④ 空港：国及び地方公共団体、新東京国際空港公団、関西国際空港株式会社及び中部国際空港株式会社の行う空港事業
⑤ 災害復旧：国及び地方公共団体の行う上記①から④まで並びに「4131-01 道路関係公共事業」の各施設に関する災害復旧、災害関連、鉱害復旧及び都市災害復旧事業
⑥ 沿岸漁場整備等：国及び地方公共団体の行う沿岸漁場整備事業等

(品目例示)

河川改修、河川総合開発、砂防、海岸、下水道、廃棄物処理施設、公園、港湾、漁港、空港、災害復旧

(注点)

- ① 小規模な維持・補修工事については経常的支出として列部門「4121-01 建設補修」に含めることも考えられるが、時系列の観点から従来どおり公共工事(資本形成)の扱いとする(68SNAにおいては公共事業の維持・補修はすべて資本形成として扱われており、93SNAにおいても同様の取扱いとなっている。)
- ② 上記②の都市計画の下水道については、昭和45年表までは列部門「4009-90 その他の建設」に入れていたが、事業の性格上公共事業として扱うべきであるので、昭和50年表から本部門へ入れて部門の名称変更を行った。

(対応するISIC)

- 4510 用地整備業
4520 建築物の全部又は一部工事業、土木工事業
4530 建築設備設置工事業
4540 建築物仕上げ業

列コード	行コード	部門名称
4131-03	4131-031	農林関係公共事業

(担当府省庁) 農林水産省・国土交通省

(定義・範囲) 以下に掲げる公共工事を範囲とし、新設工事のほか維持・補修工事を含む。

- ① 農業土木：国、地方公共団体、土地改良区及びその他の団体の行う農業基盤整備事業並びに緑資源公団の行う事業
② 林道：国及び地方公共団体の行う林道事業並びに緑資源公団の行う事業
③ 治山：国及び地方公共団体の行う治山事業

④ 災害復旧：国及び地方公共団体の行う上記①から③までの各施設の災害復旧事業
(品目例示) 土地改良，林道，治山，災害復旧
(対応するISIC)

- 0140 農業及び畜産サービス業（獣医業を除く）
- 4510 用地整備業
- 4520 建築物の全部又は一部工事業，土木工事業
- 4530 建築設備設置工事業
- 4540 建築物仕上げ業

列コード	行コード	部門名称
4132-01	4132-011	鉄道軌道建設

(担当府省庁) 国土交通省
(定義・範囲) JR，日本鉄道建設公団，公営鉄道，私鉄，帝都高速度交通営団及び本州四国連絡橋公団の行う鉄道軌道に関する構築物の新設工事を範囲とする。なお，本部門には，線路，電力・信号設備等の取替補修工事も含める。

(品目例示) 鉄道軌道に関する構築物
(注意点) 「4132-01 鉄道軌道建設」，「4132-02 電力施設建設」，「4132-03 電気通信施設建設」及び「4132-09 その他の土木建設」についても「公共事業」部門と同様，厳密に言えばアクティビティベースというよりも，むしろ事業所ベースの考え方に近い。すなわち，「建築」部門においては生産物（建築物）の観点から定義がなされているのに対して，「土木」部門では投資主体の観点から定義がなされている。定義された投資主体以外の事務所が行った土木工事は，「4132-09 その他の土木建設」部門に分類される。

- (対応するISIC)
- 4510 用地整備業
 - 4520 建築物の全部又は一部工事業，土木工事業
 - 4530 建築設備設置工事業
 - 4540 建築物仕上げ業

列コード	行コード	部門名称
4132-02	4132-021	電力施設建設

(担当府省庁) 国土交通省
(定義・範囲) 電力株式会社，沖縄電力株式会社，電源開発株式会社及び地方公営企業の行う電気事業並びにその他の電気事業者及び日本原子力発電株式会社の行う発・送・配電施設に関する構築物の建設工事を範囲とする。なお，本部門には，取替補修工事も含める。また，自家発電については，設置許可（500kw以上）を受けているものだけが本部門に含まれる。

(品目例示) 発・送・配電施設に関する構築物
(対応するISIC)

- 4510 用地整備業
- 4520 建築物の全部又は一部工事業，土木工事業

- 4530 建築設備設置工事業
- 4540 建築物仕上げ業

列コード	行コード	部門名称
4132-03	4132-031	電気通信施設建設

(担当府省庁) 国土交通省
(定義・範囲) 電気通信事業者及び放送事業者の行う電気通信線路施設等に関する構築物の建設工事を範囲とする。なお，本部門には，取替補修工事も含める。

(品目例示) 電気通信線路施設に関する構築物
(対応するISIC)

- 4510 用地整備業
- 4520 建築物の全部又は一部工事業，土木工事業
- 4530 建築設備設置工事業
- 4540 建築物仕上げ業

列コード	行コード	部門名称
4132-09	4132-099	その他の土木建設

(担当府省庁) 国土交通省
(定義・範囲) 他の部門に分類されない，次に掲げる民間土木建設工事及び政府の行う公共事業以外の土木建設工事を範囲とする。

- ① 上・工業用水道：地方公営企業等の行う上水道，簡易水道及び工業用水道に関する構築物の建設工事
- ② 土地造成：都市基盤整備公団，地域振興整備公団，地方公共団体及び民間の行う土地造成工事
- ③ その他土木：地方公営企業及び民間の行うガス工事，地方公共団体の行う失業者就労事業のうち建設投資的工事，政府の行う駐車場整備工事並びにその他上記以外の民間土木建設

(品目例示) 上・工業用水道等に関する構築物，埋立・土地造成等の工事，ガスタンク・駐車場・ゴルフ場・球技場・遊園地・パイプライン等の建設工事及び民間の行う団地内区画道路・さん橋・堤防等の道路，河川等建設工事など

(対応するISIC)

- 4510 用地整備業
- 4520 建築物の全部又は一部工事業，土木工事業
- 4530 建築設備設置工事業
- 4540 建築物仕上げ業

10 電力・ガス・水道

列コード	行コード	部門名称
5111-01 5111-02 5111-03	5111-001	事業用電力 事業用原子力発電 事業用火力発電 水力・その他の事業用発電

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類35「電気業」のうち自家発電を除く活動を範囲とする。

(対応するISIC)

4010 電気生産・収集・配給業

列コード	行コード	部門名称
5111-04	5111-041	自家発電

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類35「電気業」のうち鉱工業部門などで最大出力 500kw以上の発電設備を有し、常時発電をしており、電力を販売することを目的としない活動を範囲とする。

(注意点) 本部門は、「自家発電」という名称にかかわらず、自家部門としてではなく、独立したアクティビティとして部門が設定されている。

列コード	行コード	部門名称
5121-01	5121-011	都市ガス

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類36「ガス業」の活動を範囲とする。

(対応するISIC)

4020 ガス製造業・導管によるガス燃料供給業

列コード	行コード	部門名称
5122-01	5122-011	熱供給業

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類37「熱供給業」の活動を範囲とする。

(対応するISIC)

4030 蒸気及び温水供給業

列コード	行コード	部門名称
5211-01	5211-011	上水道・簡易水道

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類381「上水道業」

のうち、船舶給水業を除く活動を範囲とする。
(品目例示) 水道局(部)、水道事務所、浄水場、配水場、ポンプ場等の活動

(注意点) ① 本部門は、使用目的の如何を問わず、飲用に適する水の供給を行う活動(水道法に基づく水道用水供給事業、上水道事業及び簡易水道事業)が該当する。

② 船舶給水業については、「7189-02、-021 水運施設管理★★」に含める。

(対応するISIC)

4100 水収集・浄化・供給業

列コード	行コード	部門名称
5211-02	5211-021	工業用水

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類382「工業用水道業」のうち、「工業用水道事業法」に基づき地方公共団体が工業用水の供給を行う活動を範囲とする。

(注意点) 地方公共団体以外の者が行う工業用水道事業(上水道を含む)並びに「水道法」に基づき地方公共団体が行う上水道事業及び簡易水道事業は「5211-01、-011 上水道・簡易水道」に含まれる。

(対応するISIC)

4100 水収集・浄化・供給業

列コード	行コード	部門名称
5211-03	5211-031	下水道★★

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類383「下水道業」すなわち、下水道局(部)、下水処理場、下水出張所、下水ポンプ場の活動を範囲とする。

(注意点) 本部門は、汚水、雨水などの排水、終末処理を行う施設の経営活動とし、地方公共団体の行う公共下水道事業の範囲とする。したがって、この部門の行う活動は、汚水・雨水の流通目的で設置された排水管、排水路及びその他の付属装置(浄化施設など)をもって土地の清潔を保持することであり、じんかい、汚物などの処理を行う地方公共団体の活動は、「5212-01、-011 廃棄物処理(公営)★★」に含まれる。

(対応するISIC)

9000 下水及び廃棄物処理業、衛生及び類似サービス業

列コード	行コード	部門名称
5212-01	5212-011	廃棄物処理(公営)★★

(担当府省庁) 環境省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類87「廃棄物処理業」のうち、地方公共団体による活動を範囲とする。

(品目例示) し尿収集・処理, ゴミ収集・処理, 産業廃棄物収集・処理等の活動

(対応するISIC)

9000 下水及び廃棄物処理業, 衛生及び類似サービス業

列コード	行コード	部門名称
5212-02	5212-021	廃棄物処理 (産業)

(担当府省庁) 環境省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類87「廃棄物処理業」のうち, 民営事業所による活動を範囲とする。なお, 地方公共団体の委託事業を含み, 自家処理分は除く。

(品目例示) し尿収集・処理, ゴミ収集・処理, 産業廃棄物収集・処理等の活動

(対応するISIC)

9000 下水及び廃棄物処理業, 衛生及び類似サービス業

1 1 商業, 金融・保険, 不動産

列コード	行コード	部門名称
6111-01	6111-011	卸売

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類48~53の「卸売業」の活動を範囲とし, その生産額は, 卸売マージン額である。なお, 農業協同組合, 漁業協同組合, 水産加工業協同組合及び森林組合の行う販売事業分, 農業協同組合連合会, 漁業協同組合連合会, 水産加工業協同組合連合会及び森林組合連合会の行う販売・購買事業分並びに食糧管理特別会計, アルコール専売事業特別会計, 蚕糸砂糖類価格安定事業団, 畜産振興事業団及び日本体育・学校健康センター, 地方政府の市場事業の活動を範囲に含む。

(注意点) 平成12年表から「再生資源・回収・加工処理」の部門を新設したため, 再生資源卸売業の活動は本部門に含まない。

(対応するISIC)

- 5010 自動車販売業
- 5030 自動車部品, 付属品販売業
- 5110 手数料又は契約制による卸売業
- 5121 農産品原料及び生き物卸売業
- 5122 食料品, 飲料及びたばこ卸売業
- 5131 織物, 衣料及び履物卸売業
- 5139 その他の家庭用品卸売業
- 5141 固定・液体・ガス燃料及び関連製品卸売業
- 5142 金属及び金属鉱石卸売業
- 5143 建設材料, 金物類及び衛生・暖房設備器具卸売業
- 5149 その他の中間製品, 廃棄物及びくず卸売業
- 5150 機械器具卸売業
- 5190 その他の卸売業

列コード	行コード	部門名称
6112-01	6112-011	小売

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類54~59「小売業」の活動を範囲とし, その生産額は, 小売マージン額である。なお, 農業協同組合, 漁業協同組合, 水産加工業協同組合及び森林組合の行う購買事業分並びに構内売店, 生活協同組合購買会の活動を含み, 製造小売業のうちの製造活動部分は本部門の活動に含めずにそれぞれの製造業部門に含める。

(注意点) 製造小売の例: 男子服小売, 菓子小売, パン小売, 豆腐・かまぼこ等加工食品小売, 料理品小売, 家具小売, 建具小売, 畳小売, 宗教用具小売

(対応するISIC)

- 5010 自動車販売業
- 5030 自動車部品, 付属品販売業

- 5040 オートバイ及び関連部品・付属品販売・整備・修理業
- 5211 食料品、飲料又はたばこが主な非専門店の小売業
- 5219 その他の非専門店小売業
- 5220 食料品、飲料及びたばこの専門店による小売業
- 5231 医薬品、医療品及び化粧・洗面用品小売業
- 5232 織物、衣料、履物及び革製品小売業
- 5233 家庭用具・用品・機器小売業
- 5234 金物類、塗料及びガラス小売業
- 5239 専門店によるその他の小売業
- 5240 店舗による中古品小売業
- 5251 通信販売による小売業
- 5252 露店及び市場による小売業
- 5259 その他の無店舗小売業

(平成7年表からの変更点)

公的金融において、特殊法人の整理合理化に伴い、日本開発銀行・海外経済協力基金は国際協力銀行に、日本開発銀行・北海道東北開発公庫は日本政策投資銀行に、国民金融公庫・環境衛生金融公庫は国民生活金融公庫に、鉄道整備基金は運輸施設整備事業団に統合された。

(注意点)

- ① 公的金融とは、中央銀行たる日本銀行、郵便貯金、資金運用部、産業投資、都市開発資金金融通の4特別会計と日本政策投資銀行及び国際協力銀行の2銀行、国民生活金融公庫をはじめとする7公庫並びに、運輸施設整備事業団、農業共済基金、農林漁業信用基金、産業基盤整備基金、社会福祉・医療事業団、年金福祉事業団（貸付事業）、石油公団（融資事業）、生物系特定産業技術研究推進機構である。これ以外の金融機関はすべて民間金融機関に格付けされる。
- ② 生命保険業、損害保険業が行う資金運用活動は本部門に含まれず、「6212-01、-011 生命保険」及び「6212-02、-021 損害保険」に含める。
- ③ 公益質屋事業は、昭和45年表では政府金融機関となっているが、本来福祉サービスを提供するとみられることから、50年表以降は「8111-01、-011 公務（中央）」又は「8112-01、-011 公務（地方）」に含めている。
- ④ 宝くじ売りさばき業は、「8611-09、-099 その他の娯楽」に含める。
- ⑤ 昭和50年表以降、金融の行部門を公的と民間に分割したのは、SNAの所得支出及び資本調達勘定の制度部門分割に整合させると共に、産出構造の差異を明瞭にするためである。
- ⑥ 石油公団については、融資事業を、年金福祉事業団は貸付事業を本部門に含める。
- ⑦ 定義上「金融」に含まれているノンバンクについては、平成2年表までは適当な推計資料、推計方法がないため推計を行っていなかったが、平成7年表以降については、経済の実態に対応させるべく推計を行う。

(対応するISIC)

- 6511 中央銀行
- 6519 その他の預金取扱機関
- 6592 その他の信用供与機関
- 6599 他に分類されないその他の金融仲介業
- 6711 金融市場管理業
- 6712 証券取引業
- 6719 他に分類されない補助的金融仲介業

列コード	行コード	部門名称
6211-01		金融
	6211-011	公的金融（帰属利子）
	6211-012	民間金融（帰属利子）
	6211-013	公的金融（手数料）
	6211-014	民間金融（手数料）

(担当府省庁) 金融庁

(定義・範囲) 日本標準分類の中分類62「銀行・信託」、63「中小企業等金融業（政府関係金融機関を除く）」、64「農林水産金融業（政府関係金融機関を除く）」、65「政府関係金融機関（別掲を除く）」から日本私学振興財団、石油公団の石油備蓄事業を除いたもの、66「貸金業、投資業等非預金信用機関（政府関係金融機関を除く）」から662「質屋」を除いたもの、67「補助的金融業、金融 附帯業」及び68「証券業、商品先物取引業」から宝くじ売りさばき業を除いたものの活動を範囲とする。

(品目例示) 日本銀行、都市銀行、地方銀行（第二地銀を含む）、信託銀行、長期信用銀行、在日外国銀行、郵便貯金、郵便為替、郵便振替、国際協力銀行、日本政策投資銀行、沖縄振興開発金融公庫、奄美群島振興開発基金、公営企業金融公庫、農林中央金庫、信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会、農業協同組合（信用事業）、漁業協同組合（信用事業）、農林漁業金融公庫、信用金庫、全国信用金庫連合会、信用協同組合、全国信用協同組合連合会、商工組合中央金庫、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫、労働金庫、労働金庫連合会、住宅金融公庫（資金貸付）、住宅金融専門会社、石油公団（融資事業）、社会福祉・医療事業団、年金福祉事業団（融資事業）、農林漁業信用基金、漁業共済基金、運輸施設整備事業団、産業基盤整備基金、短資会社、農業共済基金、証券金融会社、中小企業信用保険公庫、全国信用保証基金、生物系特定産業技術研究推進機構、東京中小企業投資育成株式会社、名古屋中小企業投資育成株式会社、大阪中小企業投資育成株式会社、証券会社、証券投資信託委託会社、証券投資顧問会社、証券取引所

列コード	行コード	部門名称
6212-01	6212-011	生命保険

(担当府省庁) 金融庁

(定義・範囲) 日本標準分類の小分類691「生命保険業」及び細分類6941「生命保険媒介業」並びに生命保険のための小分類693「共済事業」及び細分類6959「その他の保険サービス業」の活

(品目例示) 生命保険、保険年金、簡易保険、郵便年金、生命保険再保険、生命保険代理店、農協共済（生命保険共済等）の再共済、再々共済、生命保険相談所

(注意点) ① 住宅金融公庫（団体信用生命保険）を本部門に含める。
② 簡易生命保険特別会計及び住宅金融公庫（団体信用生命保険）は本部門に含め、居住者である在日外国生命保険会社（支店）も本部門に含める。
③ 生命保険会社は純保険的サービスの生産と同時に、結合生産物として金融の附属サービスをも生み出すと考えられるので、昭和60年表において行部門に附属利子の行を設けることを検討したが、68SNA解釈上設けないことになった。

(対応するISIC)

6601 生命保険業
6720 補助的保険・年金基金業

列コード	行コード	部門名称
6212-02	6212-021	損害保険

(担当府省庁) 金融庁

(定義・範囲) 日本標準分類の小分類692「損害保険業」、細分類6942「損害保険代理業」、細分類6951「保険料率算出団体」及び細分類6952「損害査定業」並びに損害保険のための小分類693「共済事業」、細分類6943「共済事業媒介代理業」及び細分類6959「その他の保険サービス業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 火災保険、地震保険、海上保険、自動車保険（自賠責、任意）、盗難保険、運送保険、損害保険再保険、貿易保険、損害保険代理店、農協共済（火災共済、自動車共済等）、農協共済（火災共済、自動車共済等）の再共済・再々共済

(注意点) ① 農林漁業信用基金を本部門に含める。
② 本部門には、政府の保険及び再保険特別会計、住宅金融公庫（住宅融資保険）、中小企業総合事業団、農林漁業信用基金を含めるほか、在日外国損害保険会社を含める。

(対応するISIC)

6603 損害保険業
6720 補助的保険・年金基金業

列コード	行コード	部門名称
6411-01	6411-011	不動産仲介・管理業

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類701「建売業、土地売買業」のうちの不動産取引の代理、仲介を行う活動、702「不動産代理業・仲介業」及び713「不動産管理業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 不動産の売買・貸借・交換の代理・仲介手数料、不動産管理手数料

(注意点) ① 建売業における建設活動は、本部門に含

めず、建設部門に含める。

② 土地売買業の活動は、取引上の代理・仲介等の手数料のみが生産額に計上され、土地造成等に要する費用は建設部門に含める。

(対応するISIC)

7010 自己所有資産又はリース資産の不動産業
7020 料金又は契約制による不動産業

列コード	行コード	部門名称
6411-02	6411-021	不動産賃貸業

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類711「不動産賃貸業（貸家業、貸間業を除く）」のうち、細分類7112「土地賃貸業」を除く活動を範囲とする。

(品目例示) 不動産賃貸料（貸店舗（店舗併用住宅の場合は貸店舗部分のみ）、貸ビル、貸倉庫等）

(注意点) 店舗併用住宅の住宅部分の賃貸料は「6421-01, -011 住宅賃貸料」に含める。

(対応するISIC)

7010 自己所有資産又はリース資産の不動産業
7020 料金又は契約制による不動産業

列コード	行コード	部門名称
6421-01	6421-011	住宅賃貸料

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類712「貸家業、貸間業」の活動を範囲とする。

(平成7年表からの変更点)

平成7年表の列・行部門「6421-01, -011 住宅賃貸料」を借家と帰属家賃とに分け、「6421-01, -011 住宅賃貸料」、「6422-01, -011 住宅賃貸料（帰属家賃）」に分割する。

(対応するISIC)

7010 自己所有資産又はリース資産の不動産業
7020 料金又は契約制による不動産業

列コード	行コード	部門名称
6422-01	6422-011	住宅賃貸料（帰属家賃）

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 持家の使用によって生ずるサービスを範囲とし、その生産額は、住宅の所有の如何を問わず、家計の使用するすべての住宅及び店舗併用住宅の住居部分の粗賃貸料に相当するものとする。

(平成7年表から変更点)

平成7年表の列・行部門「6421-01, -011 住宅賃貸料」を借家と帰属家賃とに分け、「6421-01, -011 住宅賃貸料」、「6422-01, -011 住宅賃貸料（帰属家賃）」に分割する。

12 運 輸

列コード	行コード	部門名称
7111-01	7111-011	鉄道旅客輸送

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類39「鉄道業」のうち鉄道旅客輸送の活動を範囲とする。なお、鉄道業の行う鉄道輸送以外の事業及び車両修理等兼業部門は、アクティビティに従って、それぞれの部門に格付けされる。

(品目例示) JR、公・民営の鉄道・軌道（普通鉄道、軌道、地下鉄道、モノレール鉄道、案内軌条式鉄道、鋼索鉄道、索道及び無軌条電車）の旅客輸送

(平成7年表からの変更点)

平成7年表の行部門「7111-011 鉄道旅客輸送（JR）」と「7111-012 鉄道旅客輸送（除JR）」を統合する。

(注意点) ① 鉄道業の車両・駅構内等における広告料及び物品販売、公衆電話、自動ロッカー等の営業料は、本部門の生産額には含めない。
② 「バス」等その他の輸送機関における車内及び構内営業等も同様の扱いとする。

(対応するISIC)

6010 鉄道輸送業

6021 その他の定期旅客陸上輸送業

列コード	行コード	部門名称
7112-01	7112-011	鉄道貨物輸送

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類39「鉄道業」のうち鉄道貨物輸送の活動を範囲とする。

(品目例示) JR、民営鉄道の貨物輸送

(対応するISIC)

6010 鉄道輸送業

列コード	行コード	部門名称
7121-01	7121-011	バス

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類40「道路旅客運送業」のうち、402「一般乗用旅客自動車運送業」及び4092「旅客軽車両運送業」を除いた活動を範囲とする。

(品目例示) 乗合バス業、貸切バス業、特定旅客自動車運送業の旅客輸送

(対応するISIC)

6021 その他の定期旅客陸上輸送業

6022 その他の不定期旅客陸上輸送業

列コード	行コード	部門名称
7121-02	7121-021	ハイヤー・タクシー

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類402「一般乗用旅客自動車運送業」及び細分類4092「旅客軽車両運送業」の活動を範囲とする。

(品目例示) ハイヤー・タクシー業、旅客軽車両運送業による旅客輸送

(対応するISIC)

6022 その他の不定期旅客陸上輸送業

列コード	行コード	部門名称
7122-01	7122-011	道路貨物輸送

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類41「道路貨物運送業」のうち小分類414「集配利用運送業」を除いた活動を範囲とする。

(品目例示) トラック運送業（一般貨物、特別積合せ貨物、特定貨物）、貨物軽車両等運送業の貨物輸送

(対応するISIC)

6023 道路貨物運送業

列コード	行コード	部門名称
7131-01P	7131-011P	自家輸送（旅客自動車）

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 自己の需要に応じて、自家用自動車を使用して人の輸送（マイカー輸送を除く。）を行う活動を範囲とする。なお、貨物車を使用した旅客輸送も本部門に含める。

(注意点) ① 生産額は、自家用自動車輸送に要した財・サービスに係る経費の積み上げにより計算する。ただし、自家輸送に係る人件費が「9311-000 賃金・俸給」等の部門、車検・登録・車庫証明費用が「9404-000 間接税（除関税・輸入品商品税）」部門の範囲に含まれる等、粗付加価値部門に格付けられる経費は、付加価値を計上しない仮設部門である自家輸送部門に含めず、各列部門が、直接、それぞれの粗付加価値部門に計上する。

② 各産業部門が自家輸送活動に要した経費の内訳を財・サービスにマトリックスで示した「自家輸送マトリックス」が付帯表として、旅客及び貨物について作成される。

列コード	行コード	部門名称
7132-01P	7132-011P	自家輸送（貨物自動車）

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 自己の需要に応じて、自家用自動車を使用

して貨物の輸送（マイカーを除く。）を行う活動を範囲とする。

(注意点) 自家輸送（旅客自動車）に同じ。

列コード	行コード	部門名称
7141-01	7141-011	外洋輸送

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類421「外航海運業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 外国航路運輸業の旅客・貨物輸送

(注意点) ① 日本標準産業分類の細分類4241「船舶貸渡業（内航船舶貸渡業を除く）」は本部門の範囲とするが、用船料の受払はすべて自部門取引となるので生産額には計上しない。ただし、外国の「海洋運輸業」又は「船舶貸渡業」との間の用船は、国際収支のバランスからこれを計上し、そのうち、輸入（用船料支払）分は、自部門交点に計上するものとする。以上については、他の輸送機関（「7122-01 道路貨物輸送」、「7142-01 沿海・内水面輸送」、「7151-01 航空輸送」、「7161-01 貨物運送取扱」等）における事業者間の用船（用車、用機）についても同様の扱いとする。

② 海上貨物運送取扱業が行う活動は本部門に含めず、「7161-01 貨物運送取扱」部門に含める。

(対応するISIC)

6110 海洋・沿海水上運送業

列コード	行コード	部門名称
7142-01	7142-011 7142-012	沿海・内水面輸送 沿海・内水面旅客輸送 沿海・内水面貨物輸送

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類422「沿海海運業」及び423「内陸水運業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 沿海旅客運輸業（旅客定員12人以下の船舶によるものも含む。）の旅客輸送、沿海貨物運輸業の貨物輸送、港湾旅客運輸業の旅客輸送、河川水運業、湖沼水運業の旅客・貨物輸送

(注意点) 日本標準産業分類の細分類4242「内航船舶貸渡業」は本部門の範囲とするが、用船料の受払はすべて自部門取引となるので、生産額には計上しない。海上貨物運送取扱業が行う活動は本部門に含めず、「7161-01 貨物運送取扱」部門に含める。

(対応するISIC)

6110 海洋・沿海水上運送業

列コード	行コード	部門名称
7143-01	7143-011	港湾運送

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類452「港湾運送業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 一般港湾運送業、船内荷役業、はしけ運送業（はしけ及びいかだのえい航を含む。）、沿岸荷役業及びいかだ運送業の荷役

(対応するISIC)

6301 貨物取扱業

列コード	行コード	部門名称
7151-01	7151-011 7151-012 7151-013 7151-014	航空輸送 国際航空輸送 国内航空旅客輸送 国内航空貨物輸送 航空機使用事業

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類43「航空運送業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 航空運送業による国際・国内の旅客・貨物輸送、航空機使用事業（薬剤散布、航空写真撮影等）

(注意点) 利用航空運送業の行う活動は、本部門に含めず、「7161-01 貨物運送取扱」部門に含める。

(対応するISIC)

6210 定期航空運送業

6220 不定期航空運送業

列コード	行コード	部門名称
7161-01	7161-011	貨物運送取扱

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類414「集配利用運送業」及び453「貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）」の活動を範囲とする。

(品目例示) 第一種利用運送業、第二種利用運送業、運送取扱業

(注意点) 本部門の生産額は、他部門との貨物運賃の重複計上を避けるため、運賃・料金収入から実運送機関への支払い運賃・料金を控除したものである。

(対応するISIC)

6023 道路貨物運送業

6301 貨物取扱業

6309 その他の輸送代理店業

列コード	行コード	部門名称
7171-01	7171-011	倉庫

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類44「倉庫業」及び協同組合倉庫の活動を範囲とする。

(品目例示) 普通倉庫業（野積倉庫、サイロ倉庫、タンク倉庫、トランクルームを含む。）、冷蔵倉庫業、水面木材倉庫業、農業協同組合倉庫、水産業協同組合倉庫、森林組合倉庫、中小企業等協同組合倉庫等の物品の保管・荷役

(注意点) 自家用の倉庫は各産業の活動に含めるが、協同組合倉庫については営業倉庫と同様の料金徴収が行われていることから、本部門の活動範囲とする。

(対応するISIC)

6302 貯蔵・倉庫業務

列コード	行コード	部門名称
7181-01	7181-011	こん包

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類456「こん包業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 荷造業、貨物こん包業、組立こん包業、工業製品組立こん包業、輸出こん包業

(注意点) 自家こん包活動については、各部門におけるこん包（包装）資材の投入として扱い、本部門には含めない。

(対応するISIC)

6309 その他の輸送代理店業

列コード	行コード	部門名称
7189-01	7189-011	道路輸送施設提供

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類457「運輸施設提供業」のうち道路輸送に係るもの及び中分類73「駐車場業」から自動車の保管を目的とする駐車場及び路面上に設置される駐車場を除いた活動を範囲とする。

(品目例示) 自動車道業、有料道路、有料橋、有料トンネル、自動車ターミナル、「貨物荷扱固定施設業」のうち道路輸送に係るもの、有料駐車場

(注意点) ① レンタカー及びリースカーは「8514-01 貸自動車業」に含める。
② 自動車の保管を目的とする月極め駐車場等については土地の賃借とみなし、「6411-01 不動産仲介・管理業」に計上する。
③ 駐車場のうち路上駐車場は必要な量の路外駐車場の整備がなされるまでの暫定的な措置とされていること、公安委員会が設置するパーキング・メータ及びチケットは道路を有効に使用するための駐車時間規制を目的としていることから、本部門に含めず、

「8112-01公務（地方）★★」の範囲とする。

(対応するISIC)

6303 その他の運輸に附帯するサービス業

列コード	行コード	部門名称
7189-02	7189-021	水運施設管理★★

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類4575「栈橋泊きよ業」、細分類4574「貨物荷扱固定施設業」のうち荷役栈橋設備等の港湾関係分、小分類381「上水道業」のうち船舶給水業及び小分類459「その他の運輸に附帯するサービス業」のうち航路標識事務所（灯台）、海上交通センター等による水路情報提供活動を範囲とする。

(品目例示) 港湾・漁港の管理、水路情報の提供

(注意点) ① 埠頭公社等が港湾区域内で行う一部施設の管理活動も本部門の範囲とする。

② とん税及び特別とん税については、本来、入港外航船の船長又は運航者が直接、税関に納付するものであるが、外洋輸送が港湾施設を使用する際のコストであるため、同部門が本部門を投入するものとし、本部門の経費として間接税に計上することで、生産額に含める。同様に、運河通行税及び灯台税についても、本部門の範囲とするが輸入のみである。

(対応するISIC)

4100 水収集・浄化・供給業

6303 その他の運輸に附帯するサービス業

列コード	行コード	部門名称
7189-03	7189-031	その他の水運付帯サービス

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類4599「その他の運輸に附帯するサービス業」のうち、検査業、検量業、運輸鑑定業、水先案内業、サルベージ業、海難救助業、網取業、引船業の活動を範囲とする。

(品目例示) 水先、検査、検量、鑑定

(対応するISIC)

6303 その他の運輸に附帯するサービス業

列コード	行コード	部門名称
7189-04	7189-041	航空施設管理（国営）★★

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類4576「飛行場業」に相当する範囲のうち、国及び地方公共団体の行う空港（第一種、第二種及び第三種）の管理活動及び小分類459「その他の運輸に附帯するサービス業」に相当する範囲のうち、航空交通管制活動を範囲とする。

(品目例示) 空港管理, 航空交通管制
 (注意点) ① 新東京国際空港公団の行う空港管理活動は「7189-05 航空施設管理 (産業)」に含める。
 ② 輸入(外国の航空施設利用に係る支払い)は「7189-05 航空施設管理 (産業)」に計上する。
 (対応するISIC) 6303 その他の運輸に附帯するサービス業

列コード	行コード	部門名称
7189-05	7189-051	航空施設管理 (産業)

(担当府省庁) 国土交通省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類4576「飛行場業」に相当する範囲のうち、国及び地方公共団体以外の行う活動を範囲とする。
 (品目例示) 空港管理
 (注意点) ① 新東京国際空港公団の行う空港管理活動は公的企業扱いとして本部門に含める。
 ② 輸入(外国の航空施設利用に係る支払い)はすべて本部門に計上する。
 (対応するISIC) 6303 その他の運輸に附帯するサービス業

列コード	行コード	部門名称
7189-06	7189-061	その他の航空付帯サービス

(担当府省庁) 国土交通省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類459「その他の運輸に附帯するサービス業」のうち航空管制活動以外の、航空輸送に付帯する活動(機内飲食物売上, 運行サービス, 乗客の乗降及び積み卸しに係る空港内の活動, 航空燃料の管理及び給油手数料, その他航空に付帯した役務等)を範囲とする。
 (品目例示) 航空機給油施設提供, 利便施設提供, 供給施設提供
 (注意点) 空港ターミナルビル等は「6411-02 不動産賃貸業」に, 空港外にわたる送迎バスは「7121-01 バス」に, 給油(燃料販売)は「商業」に, 航空機整備は「3622-10 航空機修理」にそれぞれ含める。
 (対応するISIC) 6303 その他の運輸に附帯するサービス業

列コード	行コード	部門名称
7189-09	7189-099	旅行・その他の運輸付帯サービス

(担当府省庁) 国土交通省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類451「旅行業」, 454「運送代理店」, 455「運輸あっせん業」及び459「その他の運輸に附帯するサービス業」のうち、観光協会等の行う活動を範囲とする。
 (品目例示) 旅行業, 運送代理店, 運輸あっせん業等の

取扱
 (注意点) 本部門は、運輸業のうち他の部門に属さない産業が含まれる。
 (対応するISIC) 6303 その他の運輸に附帯するサービス業
 6304 旅行代理店, 旅行オペレータ・他に分類されない旅行者支援活動

13 通信・放送

列コード	行コード	部門名称
7311-01	7311-011	郵便

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類461「郵便業」のうち、郵便に係る活動を範囲とする。

(品目例示) 通常郵便物、小包郵便物

(注意点) 郵便に係る総務本省、郵政事業庁及び地方郵政局等の活動も本部門に含める。

(対応するISIC)

6411 国営郵便業

列コード	行コード	部門名称
7312-01	7312-011	固定電気通信

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類471「国内電気通信業（有線放送電話業を除く）」のうち細分類4713「移動通信業」を除いた活動及び小分類472「国際電気通信業」の活動のうち、自ら電気通信回線設備を設置して、電気通信サービスを提供する活動を範囲とする。

(品目例示) 電話、電信、電報、専用等

(平成7年表からの変更点)

「7312-01, -011 国内電気通信（除移動通信）」と「7312-03, -031 国際電気通信」を統合し、それを「固定電気通信」と「その他の電気通信」に分割。

(注意点) 官公庁、電力、鉄道、航空、船舶等の自営の電信、電話等は本部門に含めない。

(対応するISIC)

6420 通信業

列コード	行コード	部門名称
7312-02	7312-021	移動電気通信

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類4713「移動通信業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 携帯電話、PHS、無線呼出し、空港無線電話等

(平成7年表からの変更点)

名称を「移動通信」から「移動電気通信」に変更。

(注意点) 平成7年表において、平成2年表の列・行部門「7312-01, -011 国内電気通信」を分割。

(対応するISIC)

6420 通信業

列コード	行コード	部門名称
7312-03	7312-031	その他の電気通信

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類471「国内電気通信業（有線放送電話業を除く）」のうち細分類4713「移動通信業」を除いた活動及び小分類472「国際電気通信業」の活動のうち、自らは電気通信回線設備を設置しないで回線を借りる形で、電気通信サービスを提供する活動を範囲とする。

(品目例示) インターネット接続サービス、音声蓄積サービス、ファックス蓄積サービス、サーバ・ホスティング・サービス等

(平成7年表からの変更点)

「7312-01, -011 国内電気通信（除移動通信）」と「7312-03, -031 国際電気通信」を統合し、それを「固定電気通信」と「その他の電気通信」に分割。

(対応するISIC)

6420 通信業

列コード	行コード	部門名称
7319-09	7319-099	その他の通信サービス

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類462「郵便受託業」、473「有線放送電話業」及び474「電気通信に附帯するサービス業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 有線放送電話、移動無線、漁業無線、移動電気通信の受託業務、郵便切手類販売所（手数料）、電話加入権取引業（賃貸を含む）

(注意点) 電話加入権取引業は、日本標準産業分類の改訂（平成5年10月）に伴い、平成7年表において追加。

(対応するISIC)

6420 通信業

列コード	行コード	部門名称
7321-01	7321-011	公共放送

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類811「公共放送業（有線放送業を除く）」の活動を範囲とする。

(品目例示) 日本放送協会によるテレビジョン・ラジオ・衛星放送

(注意点) 日本放送協会所属の放送技術研究所及び放送文化研究所も本部門に含める。

(対応するISIC)

9213 ラジオ・テレビジョン放送業

列コード	行コード	部門名称
7321-02	7321-021	民間放送

(担当府省庁) 総務省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類812「民間放送業（有線放送業を除く）」の活動を範囲とする。
(品目例示) 主として広告料収入又は有料放送収入によるテレビジョン・ラジオ・衛星放送
(対応するISIC) 9213 ラジオ・テレビジョン放送業

列コード	行コード	部門名称
7321-03	7321-031	有線放送

(担当府省庁) 総務省
(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類813「有線放送業」の活動を範囲とする。
(品目例示) 有線テレビジョン放送、有線ラジオ放送
(対応するISIC) 6420 通信業

14 公務

列コード	行コード	部門名称
8111-01	8111-011	公務（中央）★★

(担当府省庁) 内閣府
(定義・範囲) おおむね日本標準産業分類の中分類97「国家公務」の活動であり、中央政府の一般会計及び特別会計並びに政府関係機関のうち、政府サービス生産者として分類される中央政府関係の政府サービス生産者から「準公務」に格付けされる各部門を除いたものを範囲とする。

(品目例示) 「平成12年(2000年)産業連関表における中央政府、地方政府及び特殊法人等の扱い」の「公務」の項を参照。

(注意点) 自衛隊の活動も本活動に含まれる。

(対応するISIC)

7511 一般（全体）公務

列コード	行コード	部門名称
8112-01	8112-011	公務（地方）★★

(担当府省庁) 内閣府
(定義・範囲) おおむね日本標準産業分類の中分類98「地方公務」の活動であり、普通地方公共団体及び特別地方公共団体のうち、政府サービス生産者として分類される地方政府関係の政府サービス生産者から「準公務」に格付けされる各部門を除いたものを範囲とする。

(品目例示) 「平成12年(2000年)産業連関表における中央政府、地方政府及び特殊法人等の扱い」の「公務」の項を参照。

(対応するISIC)

7511 一般（全体）公務

15 教育・研究

列コード	行コード	部門名称
8211-01	8211-011	学校教育（国公立）★★

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類911「小学校」、912「中学校」、913「高等学校」、914「高等教育機関」、915「特殊教育諸学校」、916「幼稚園」、917「専修学校、各種学校」のうち、国・地方公共団体が設置する学校の活動を範囲とする。なお、放送大学学園の活動を含む。

(品目例示) 小学校、中学校、高等学校、大学、短期大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、専修学校、各種学校

(注意点) 学校に附属する図書館は本部門に含むが、学校に附属する病院及び研究機関はそれぞれ「医療」、「研究機関」に分類する。

(対応するISIC)

- 8010 初等教育
- 8021 一般中等教育
- 8022 専門・職業中等教育
- 8030 高等教育
- 8090 成人及びその他の教育

列コード	行コード	部門名称
8211-02	8211-021	学校教育（私立）★

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類911「小学校」、912「中学校」、913「高等学校」、914「高等教育機関」、915「特殊教育諸学校」、916「幼稚園」、917「専修学校、各種学校」のうち、国・地以外の者が設置する学校の活動を範囲とする。

(品目例示) 小学校、中学校、高等学校、大学、短期大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、専修学校、各種学校

(注意点) 学校に附属する図書館は本部門に含むが、学校に附属する病院及び研究機関はそれぞれ「医療」、「研究機関」に分類する。

(対応するISIC)

- 8010 初等教育
- 8021 一般中等教育
- 8022 専門・職業中等教育
- 8030 高等教育
- 8090 成人及びその他の教育

列コード	行コード	部門名称
8213-01	8213-011	社会教育（国公立）★★

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類918「社会教育」のうち、国・地方公共団体が設置する社会教育施設の活動を範囲とする。具体的には、学校の教育課程として行われる教育活動外の組織的な教育活動である。

(品目例示) 公民館、図書館、博物館、美術館、動物園、植物園、水族館、青少年教育施設（青年の家、少年自然の家等）、社会通信教育、婦人教育会館等

(対応するISIC)

- 8090 成人及びその他の教育
- 9231 図書館及び公文書館サービス業
- 9232 博物館及び史跡・歴史的建築物の保護
- 9233 植物園・動物園及び自然保護活動

列コード	行コード	部門名称
8213-02	8213-021	社会教育（非営利）★

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類918「社会教育」のうち、民法第34条法人、その他の法人・団体及び個人が設置する社会教育施設の活動を範囲とする。具体的には、学校の教育課程として行われる教育活動外の組織的な教育活動である。

(品目例示) 公民館、図書館、博物館、美術館、動物園、植物園、水族館、青少年教育施設（青年の家、少年自然の家等）、社会通信教育、婦人教育会館等

(対応するISIC)

- 8090 成人及びその他の教育
- 9231 図書館及び公文書館サービス業
- 9232 博物館及び史跡・歴史的建築物の保護
- 9233 植物園・動物園及び自然保護活動

列コード	行コード	部門名称
8213-03	8213-031	その他の教育訓練（国公立）★★

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類9191「職員訓練施設」及び9192「職業訓練施設」のうち、国・地方公共団体及び一部の特殊法人等が設置する職員訓練施設及び職業訓練施設の活動を範囲とする。

(品目例示) 航空保安大学校、防衛大学校、警察大学校、自治大学校、気象大学校、消防学校、職業能力開発校、航海訓練所等

(対応するISIC)

- 8090 成人及びその他の教育

列コード	行コード	部門名称
8213-04	8213-041	その他の教育訓練機関（産業）

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類9191「職員訓練施設」及び9192「職業訓練施設」のうち、国・地方公共団体及び一部の特殊法人等以外の者が設置する職員訓練施設及び職業訓練施設の活動を範囲とする。

(品目例示) 歯科衛生士養成所(専修学校, 各種学校でないもの), 日本電信電話研修センター, 料理学校(専修学校, 各種学校でないもの), 洋裁学校(専修学校, 各種学校でないもの), 自動車教習所(専修学校, 各種学校でないもの)等

(対応するISIC)

8090 成人及びその他の教育

列コード	行コード	部門名称
8221-01	8221-011	自然科学研究機関(国公立)★★

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類921「自然科学研究所」の活動のうち, 国・地方公共団体の研究機関及び特殊法人等が行う自然科学に関する実験, 試験, 研究等の活動を範囲とする。

(品目例示) 理学研究所, 工学研究所, 農学研究所, 医学・薬学研究所

(注意点) 国公立学校に附属して設置されている研究機関の活動は, 本部門に含める。

(対応するISIC)

7310 自然科学研究・開発業

列コード	行コード	部門名称
8221-02	8221-021	人文科学研究機関(国公立)★★

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類922「人文科学研究研究所」の活動のうち, 国・地方公共団体の研究機関及び特殊法人等が行う人文科学に関する調査, 研究等の活動を範囲とする。

(品目例示) 国立教育(政策)研究所, 国立国語研究所, 社会保障研究所, 人口問題研究所, 郵政研究所等

(注意点) 国公立学校に附属して設置されている研究機関の活動は, 本部門に含める。

(対応するISIC)

7320 社会・人文科学研究・開発業

列コード	行コード	部門名称
8221-03	8221-031	自然科学研究機関(非営利)★

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類921「自然科学研究所」の活動のうち, 私立学校に附属して設置されている研究機関及び民法第34条の法人が設置する研究機関が行う自然科学に関する実験, 試験, 研究等の活動を範囲とする。

(品目例示) 理学研究所, 工学研究所, 農学研究所, 医学・薬学研究所

(対応するISIC)

7310 自然科学研究・開発業

列コード	行コード	部門名称
8221-04	8221-041	人文科学研究機関(非営利)★

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類922「人文科学研究研究所」の活動のうち, 私立学校に附属して設置されている研究機関及び民法第34条の法人が設置する研究機関が行う人文科学に関する調査, 研究等の活動を範囲とする。

(品目例示) 東洋文化研究所, 日本放送協会放送文化研究所等

(対応するISIC)

7320 社会・人文科学研究・開発業

列コード	行コード	部門名称
8221-05	8221-051	自然科学研究機関(産業)

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類921「自然科学研究所」の活動のうち, 下記①, ②を除く機関の自然科学に関する実験, 試験, 研究等の範囲とする。

① 国・地方公共団体の研究機関及び特殊法人等(国公立学校に附属して設置されている研究機関を含む。)

② 私立学校に附属して設置されている研究機関及び民法第34条の法人が設置する研究機関

(品目例示) 理学研究所, 工学研究所, 農学研究所, 医学・薬学研究所

(対応するISIC)

7310 自然科学研究・開発業

列コード	行コード	部門名称
8221-06	8221-061	人文科学研究機関(産業)

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類922「人文科学研究研究所」の活動のうち, 下記①, ②を除く機関の人文科学に関する調査, 研究等の範囲とする。

① 国・地方公共団体の研究機関及び特殊法人等(国公立学校に附属して設置されている研究機関を含む。)

② 私立学校に附属して設置されている研究機関及び民法第34条の法人が設置する研究機関

(品目例示) 人文科学研究所, 社会科学研究所等

(対応するISIC)

7320 社会・人文科学研究・開発業

列コード	行コード	部門名称
8222-01	8222-011	企業内研究開発

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 企業が、事物・機能・現象などについて新しい知識を得るために、あるいは、既存の知識の新しい活用の道を開くために行う創造的な努力及び探求の活動を範囲とする。なお、企業が製品(商品)の生産・製造工程などに関する開発や技術的改善を図るために行う研究開発の活動も含む。

(品目例示) ① 企業の研究所・研究部などで行われる本来的な活動研究に必要な思索、考案、情報・資料の収集、試作、実験、検査、分析、報告などをいう。したがって研究の実施に必要な機械、器具、装置などの工作、動植物の育成、文献調査などの活動を含む。

② 企業の研究所以外、例えば、生産現場である工場などでは、上記①の活動及びパイロットプラント、プロトタイプモデルの設計・製作及びそれによる試験の活動

(注意点) 科学技術研究調査(指定統計第61号)の「会社等」の研究活動のうち、特殊法人の行う活動を除いたものを範囲とする。

16 医療・保健・社会保障・介護

列コード	行コード	部門名称
8311-01	8311-011	医療(国公立)

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類88「医療業」のうち、国、地方公共団体、国民健康保険(市町村)等の社会保険事業団体(国公立)及び労働福祉事業団による活動を範囲とする。介護保険によるサービスは「介護(居宅)」、「介護(施設)」に含まれる。

(品目例示) 病院、一般診療所、歯科診療所、助産所、療術業、看護業、歯科技工所、アイバンク、衛生検査所

(平成7年表からの変更点)

① 介護保険適用の居宅サービスは、「8314-01、-011 介護(居宅)」に含まれる。

② 介護保険適用の施設サービス(介護老人保健施設、介護療養型医療施設(病院・一般診療所の介護保険適用の療養病床等))は、「8314-02、-021 介護(施設)」に含まれる。

(注意点) ① 政府の現業部門の従業者のための医療業は、「8311-03、-031 医療(医療法人等)」に含まれる。

② 国・地方公共団体が設置する学校に付属する病院は、本部門に含まれる。

③ 社会保険事業団体(国公立)の範囲については「8313-01、-011 社会保険事業(国公立)★★」を参照。

④ 93SNAへの対応として、平成7年表において、活動主体分類を「政府サービス生産者」から「産業」に変更し、生産額の概念を経費の積上げから医業収入に変更した。それに伴い名称の「8311-01、-011 医療(国公立)★★」から「★★」を除いた。

また、「消費概念の2元化」への対応として、従来家計が帰属的に消費支出する扱いとしていた政府及び医療保険の医療給付分等を、政府の消費支出へ移した。

(対応するISIC)

8511 病院事業

8512 医療業及び歯科医療業

8519 その他の保健衛生事業

列コード	行コード	部門名称
8311-02	8311-021	医療(公益法人等)

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類88「医療業」のうち、日本赤十字社、厚生(医療)農業協同組合連合会、公益法人(社団法人、財団法人)、共済組合及びその連合会等の社会保険事業団体(非営利)、社会福祉法人等民間非営利団体による活動を範囲とする。介護保険によるサービスは「介護(居宅)」、「介護(施設)」に含まれる。

(品目例示) 「8311-01、-011 医療(国公立)」と同じ。

(平成7年表からの変更点)

① 介護保険適用の居宅サービスは、「8314-01, -011 介護(居宅)」に含まれる。

② 介護保険適用の施設サービス(介護老人保健施設, 介護療養型医療施設(病院・一般診療所の介護保険適用の療養病床等))は、「8314-02, -021 介護(施設)」に含まれる。

(注意点) ① 国・地方公共団体以外の者が設置する学校に付属する病院は, 本部門に含まれる。

② 社会保険事業団体(非営利)の範囲については, 「8313-02, -021 社会保険事業(非営利)★」を参照。

③ 平成7年表において, 活動主体分類を「対家計民間非営利サービス生産者」から「産業」に変更し, 生産額の概念を経費の積上げから医療収入に変更した。それに伴い名称も「8311-02, -021 医療(非営利)★」から「医療(公益法人等)」に変更した。

また, 「消費概念の2元化」への対応として, 従来家計が帰属的に消費支出する扱いとしていた政府及び医療保険の医療給付分等を, 政府の消費支出へ移した。

(対応するISIC)

8511 病院事業
8512 医療業及び歯科医療業
8519 その他の保健衛生事業

列コード	行コード	部門名称
8311-03	8311-031	医療(医療法人等)

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類88「医療業」のうち, 政府の現業部門(郵政, 印刷等)の従業者のための医療業並びに医療法人, 会社及び個人による活動を範囲とする。介護保険によるサービスは「介護(居宅)」, 「介護(施設)」に含まれる。

なお, 医師又は歯科医師の処方箋に基づく保険薬局の調剤は本部門の活動に含む。

(品目例示) 「8311-01, -011 医療(国公立)」と同じ。
(平成7年表からの変更点)

① 介護保険適用の居宅サービスは, 「8314-01, -011 介護(居宅)」に含まれる。

② 介護保険適用の施設サービス(介護老人保健施設, 介護療養型医療施設(病院・一般診療所の介護保険適用の療養病床等))は, 「8314-02, -021 介護(施設)」に含まれる。

(注意点) 平成7年表において「8311-03, -031 医療(産業)」の名称を「医療(医療法人等)」に変更した。

また, 「消費概念の2元化」への対応として, 従来家計が帰属的に消費支出する扱いとしていた政府及び医療保険の医療給付分等を, 政府の消費支出へ移した。

(対応するISIC)

8511 病院事業
8512 医療業及び歯科医療業
8519 その他の保健衛生事業

列コード	行コード	部門名称
8312-01	8312-011	保健衛生(国公立)★★

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類891「保健所」, 892「健康相談施設」, 893「検疫所(動物検疫所, 植物防疫所を除く)」及び899「その他の保健衛生」のうち, 国及び地方公共団体による活動を範囲とする。

(品目例示) 保健所, 健康相談施設, 検疫所(動, 植物を除く), 検査業(寄生虫卵, 水質)

(対応するISIC)

7512 保健・教育・文化サービス及び社会保障を除くその他の社会サービスを提供する機関の活動の規制

列コード	行コード	部門名称
8312-02	8312-021	保健衛生(産業)

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類892「健康相談施設」及び899「その他の保健衛生」のうち, 国及び地方公共団体以外の者が行う活動を範囲とする。

(品目例示) 健康相談施設, 検査業(寄生虫卵, 水質), 消毒業(物品, 電話機)

(平成7年表からの変更点)

列・行部門「8312-02, -021 保健衛生(非営利)★」を本部門に統合し基本分類コードを「8312-02, -021 保健衛生(産業)」に変更した。

(対応するISIC)

7512 保健・教育・文化サービス及び社会保障を除くその他の社会サービスを提供する機関の活動の規制

列コード	行コード	部門名称
8313-01	8313-011	社会保険事業(国公立)★★

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類901「社会保険事業団体」の行う社会保険事務のうち, 国及び地方公共団体による活動を範囲とする。

(品目例示) 厚生年金, 国民年金, 国民健康保険(市町村), 政府管掌健康保険, 船員保険, 介護保険等の社会保険事務

(平成7年表からの変更点)

介護保険の事務を追加した。

(注意点) 社会保険事業団体が被保険者及びその家族のために行う保健施設(保養所, 宿泊施設等)の活動は, 「8613-01, -011 旅館・その他の宿泊所」に含める。

(対応するISIC)

7530 強制社会保障事業

列コード	行コード	部門名称
8313-02	8313-021	社会保険事業（非営利）★

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類901「社会保険事業団体」の行う社会保険事務のうち、国及び地方公共団体以外の者が行う活動を範囲とする。

(品目例示) 共済組合、国民健康保険（組合）、組合管掌健康保険、社会保険診療報酬支払基金等の社会保険事務

(平成7年表からの変更点)

介護保険の事務を追加した。

(注意点) 社会保険事業団が被保険者及びその家族のために行う保健施設（保養所、宿泊施設等）の活動は、「8613-01、-011 旅館・その他の宿泊所」に含める。

(対応するISIC)

7530 強制社会保障事業

列コード	行コード	部門名称
8313-03	8313-031	社会福祉（国公立）★★

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類902「福祉事務所」、903「児童福祉事業」、904「老人福祉事業」、905「知的障害・身体障害者福祉事業」、906「更生保護事業」及び909「その他の社会保険、社会福祉」のうち、国及び地方公共団体、社会保険事業団体（国公立）、並びに労働福祉事業団及び簡易保険福祉事業団による社会福祉施設サービス活動及び社会福祉地域サービス活動を範囲とする。介護保険によるサービスは「介護（居宅）」、「介護（施設）」に含まれる。

(品目例示) 保育所、児童厚生施設（児童遊園、児童館）、児童養護施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、知的障害者援護施設、身体障害者授産施設

(平成7年表からの変更点)

- ① 介護保険適用の居宅サービスは、「8314-01、-011 介護（居宅）」に含まれる。
- ② 介護保険適用の施設サービス（介護老人福祉施設）は「8314-02、-021 介護（施設）」に含まれる。

(対応するISIC)

8531 宿泊施設のある社会事業
8532 宿泊施設のない社会事業

列コード	行コード	部門名称
8313-04	8313-041	社会福祉（非営利）★

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類903「児童福祉事業」、904「老人福祉事業」、905「知的障害・身体障害者福祉事業」、906「更生保護事業」

及び909「その他の社会保険、社会福祉」のうち、鉄道弘済会、その他民営の社会福祉施設サービス活動と社会福祉協議会、肢体不自由児協会、身体障害者協会、共同募金、善意銀行など非営利の民営による社会福祉地域サービス活動を範囲とする。介護保険によるサービスは「介護（居宅）」、「介護（施設）」に含まれる。

(品目例示) 「8311-03、-031 社会福祉（国公立）★★」と同じ。

(平成7年表からの変更点)

- ① 介護保険適用の居宅サービスは、「8314-01、-011 介護（居宅）」に含まれる。
- ② 介護保険適用の施設サービス（介護老人福祉施設）は「8314-02、-021 介護（施設）」に含まれる。

(対応するISIC)

8531 宿泊施設のある社会事業
8532 宿泊施設のない社会事業

列コード	行コード	部門名称
8314-01	8314-011	介護（居宅）

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類88「医療業」、小分類904「老人福祉事業」及び909「その他の社会保険、社会福祉」のうち、介護保険における居宅サービスの活動を範囲とする。

(品目例示) 訪問通所サービス、短期入所サービス、居宅介護支援

(平成7年表からの変更点)

「8311-01～03、-011～031 医療部門」と「8313-03～04、-031～041 社会福祉部門」から介護保険の居宅サービスをそれぞれ分割、統合した。

(注意点) 居宅サービスの種類は、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、痴呆対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護、福祉用具貸与、居宅介護支援。

(対応するISIC)

8511 病院事業
8519 その他の保健衛生事業
8531 宿泊施設のある社会事業
8532 宿泊施設のない社会事業

列コード	行コード	部門名称
8314-02	8314-021	介護（施設）

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類88「医療業」及び小分類904「老人福祉事業」のうち介護保険における施設サービスの活動を範囲とする。

(品目例示) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設（病院・一般診療所の介護保険適用の療養病床等）

(平成7年表からの変更点)

「8311-01～03, -011～031 医療部門」と
「8313-03～04, -031～041 社会福祉部門」
から介護保険の施設サービスをそれぞれ分割, 統合した。

(対応するISIC)

8511 病院事業
8519 その他の保健衛生事業
8531 宿泊施設のある社会事業

17 サービス業・事務用品

列コード	行コード	部門名称
8411-01	8411-011	対企業民間非営利団体

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類85「協同組合(他に分類されないもの)」及び小分類941「経済団体」の活動の範囲のうち, それが促進しようとしている利益に関連した企業の団体によって設立された民間非営利団体の活動を範囲とする。なお, 日本標準産業分類の中分類85「協同組合(他に分類されないもの)」の活動のうち, 購買・販売等の営利目的の活動は卸売・小売業等の活動部門に含め, 本部門には含めない。

(品目例示) 織物協同組合, 商工会議所, 経済団体連合会, 生命保険協会, 全国銀行協会連合会

(対応するISIC)

9111 事業・雇用主団体
9112 職業団体

列コード	行コード	部門名称
8411-02	8411-021	対家計民間非営利団体(除別掲)★

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類93「宗教」, 小分類942「労働団体」, 943「学術・文化団体」, 944「政治団体」, 949「他に分類されない非営利的団体」及び951「集会場」の活動を範囲とし, 家計に対して無償, または経済的に意味のない価格でサービスを提供する民間非営利団体の活動が含まれる。

(品目例示) 宗教団体, 労働団体, 学術団体, 文化団体, 政治団体, 学士会, 囲碁連盟, 県民会館, 文化会館

(平成7年表からの変更点)

介護保険制度導入により, 社会福祉法人以外の非営利団体が非営利サービスとして行っていた介護サービスの一部がこの保険制度の対象となった。この制度によるサービスは産業として新設される介護[居宅, 施設]に含まれることとなったため, この移行部分は本部門には含まれない。

(対応するISIC)

9120 労働団体
9191 宗教団体
9192 政治団体
9199 他に分類されないその他の会員制団体

列コード	行コード	部門名称
8511-01	8511-011 8511-012	広告 テレビ・ラジオ広告 新聞・雑誌・その他の広告

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類831「広告業」の活動を範囲とする。なお、広告媒体を提供する他の産業部門(民間放送、新聞、雑誌等)の広告活動も本部門の範囲とする。

(品目例示) 新聞・雑誌・その他の広告：新聞広告、雑誌広告、DM広告、屋外広告、交通広告、折込み広告

(注意点) 平成2年表において、各産業部門の自社広告活動を、各部門における広告関連資材の投入として扱い、本部門には含まないこととした。

(対応するISIC)

7430 広告業

列コード	行コード	部門名称
8512-01	8512-011 8512-012	情報サービス ソフトウェア業 情報処理・提供サービス

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類821「ソフトウェア業」、822「情報処理・提供サービス業」の活動を範囲とする。

(品目例示) ソフトウェア業：受注ソフトウェア開発、業務用パッケージ、ゲームソフト、その他のソフトウェア

情報処理・提供サービス業：受託計算サービス、計算センター、マシンタイムサービス、パンチ入力サービス、経済情報提供サービス、不動産情報提供サービス、気象情報提供サービス、交通運輸情報提供サービス、市場調査、世論調査

(注意点) 平成7年表において、平成2年表の行部門「8512-011 情報サービス」を「8512-011 ソフトウェア業」と「8512-012 情報処理・提供サービス」に分割した。

(対応するISIC)

7210 ハードウェア・コンサルタント業
7220 ソフトウェア・コンサルタント業及びソフトウェア供給業
7230 データ処理業
7240 データベース業
7413 市場調査・世論調査業

列コード	行コード	部門名称
8512-02	8512-021	ニュース供給・興信所

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類823「ニュース供給業」及び824「興信所」の活動を範囲と

する。

(品目例示) 共同通信社、時事通信社、新聞社支局(印刷発行を行わないもの)、民間放送支局(放送設備のないもの)、興信所、信用調査所

(対応するISIC)

9220 ニュース供給業

列コード	行コード	部門名称
8513-01	8513-011 8513-012 8513-013 8513-014 8513-015	物品賃貸業(除貸自動車) 産業用機械器具(除建設機械器具)賃貸業 建設機械器具賃貸業 電子計算機・同関連機器賃貸業 事務用機械器具(除電算機等)賃貸業 スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類791「各種物品賃貸業」、792「産業用機械器具賃貸業」、793「事務用機械器具賃貸業」、795「スポーツ・娯楽用品賃貸業」及び799「その他の物品賃貸業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 産業用機械器具(除建設機械器具)賃貸業：農業機械器具賃貸業、通信機械器具賃貸業、電話交換機賃貸業、医療機械器具賃貸業、鉱山機械器具賃貸業、金属工作機械賃貸業、金属加工機械賃貸業、プラスチック成形加工機械賃貸業、電動機賃貸業、計測器賃貸業、自動販売機(コインオペレータ)賃貸業、陳列棚賃貸業、荷役運搬機械設備賃貸業、コンテナ賃貸業、パレット賃貸業、ボウリング機械設備賃貸業

建設機械器具賃貸業：建設機械器具賃貸業、土木機械器具賃貸業、パワーショベル賃貸業、建設用クレーン賃貸業

電子計算機・同関連機器賃貸業：電子計算機賃貸業、電子計算機関連機器賃貸業

事務用機械器具(除電算機等)賃貸業：事務用機械器具賃貸業、電子式複写機賃貸業、会計機械賃貸業、金銭登録機賃貸業、ファイリングシステム用器具賃貸業

スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業：スポーツ用品賃貸業、スキー用品賃貸業、スケート靴賃貸業、貸自転車業、運動会用具賃貸業、貸テント業、貸ヨット業、貸モーターボート業、映画用諸道具賃貸業、演劇用諸道具賃貸業、映写機賃貸業、映画フィルム賃貸業、貸衣しょう業、貸ビデオ業、貸本屋、貸楽器業、貸美術品業、貸ふとん業、貸植木業、貸花環業、医療・福祉用具賃貸業

(注意点)

日本標準産業分類小分類791「各種物品賃貸業」の活動は、賃貸物品ごとにそれぞれの物品賃貸業の活動に分割して含まれる。

なお、介護保険における福祉用具貸与は、本部門から「8314-01 介護(居宅)」を迂回して産出される。

(対応するISIC)

- 4550 建設又は解体機械賃貸業(オペレータ付き)
 6591 金融リース業
 7121 農業機械器具賃貸業
 7122 建設・土木機械器具賃貸業
 7123 事務用機械器具賃貸業
 7129 他に分類されないその他の機械器具賃貸業
 7130 他に分類されない個人・家庭用品賃貸業

列コード	行コード	部門名称
8514-01	8514-011	貸自動車業

(担当府省庁) 国土交通省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類794「自動車賃貸業」の活動を範囲とする。
 (品目例示) レンタカー業、自動車リース業
 (対応するISIC)

- 6591 金融リース業
 7111 陸上輸送機械器具賃貸業

列コード	行コード	部門名称
8515-10	8515-101	自動車修理

(担当府省庁) 国土交通省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類77「自動車整備業」の整備・修理・再生の活動を範囲とする。
 (注意点) ① 二輪自動車及び三輪自動車の整備は本部門に含める。
 ② 自動車タイヤの再生業及び更生業は、「2311-01 タイヤ・チューブ」に含める。
 ③ 政府の行う自動車検査業務は、「8111-01 公務(中央)★★」に含める。
 (対応するISIC)

- 5020 自動車整備・修理業
 5040 オートバイ及び関連部品・付属品販売・整備・修理業

列コード	行コード	部門名称
8516-10	8516-101	機械修理

(担当府省庁) 経済産業省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類781「機械修理業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 一般機械修理、建設機械・鉱山機械修理、電気機械修理、産業用運搬車両修理、光学機械修理

(対応するISIC)
 7250 事務機器、計算機及びコンピュータ保守・修理業

列コード	行コード	部門名称
8519-01	8519-011	建物サービス

(担当府省庁) 厚生労働省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類864「建物サービス業」の活動を範囲とする。
 (品目例示) ビルサービス業、ビルメンテナンス業、ビル清掃業、床磨き業、ガラスふき業、煙突掃除業、住宅消毒業、害虫駆除業
 (注意点) 鉄道、船舶に関する消毒活動を本部門に含める。
 (対応するISIC)
 7493 建物清掃業

列コード	行コード	部門名称
8519-02	8519-021	法務・財務・会計サービス

(担当府省庁) 財務省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類841「法律事務所、特許事務所」、842「公証人役場、司法書士事務所」及び843「公認会計士事務所、税理士事務所」の活動を範囲とする。
 (品目例示) 法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所
 (対応するISIC)

- 7411 法律サービス業
 7412 会計、簿記及び監査サービス業；税務相談業

列コード	行コード	部門名称
8519-03	8519-031	土木建築サービス

(担当府省庁) 国土交通省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類845「土木建築サービス業」の活動を範囲とする。
 (品目例示) 設計監督業、建物設計製図業、建設コンサルタント業、測量業、地質調査
 (対応するISIC)

- 7421 建築・エンジニアリング業及び関連技術コンサルタント業

列コード	行コード	部門名称
8519-04	8519-041	労働者派遣サービス

(担当府省庁) 厚生労働省
 (定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類8695「労働者派遣業」の活動を範囲とする。
 (平成7年表からの変更点)
 「労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律」の施行(平成11年12月1日)のため、労働者派遣サービスの対象業務の範囲が拡大された。

- (注意点) ① 次の業務については労働者派遣サービスの提供を行うことはできない。
- (1) 港湾運送業務
 - (2) 建設業務
 - (3) 警備業務
 - (4) 医療関係の業務
 - (5) 物の製造の業務（派遣先の労働者が産前産後休業、育児休業、介護休業等を取得する際の代替要員として派遣される場合を除く）
- ② 平成2年表において、本部門は昭和60年表の列・行部門「8519-09, -099 その他の対事業所サービス」から分割・特掲。

(対応するISIC)

7491 労働者募集・人材供給業

列コード	行コード	部門名称
8519-09	8519-099	その他の対事業所サービス

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類846「デザイン業」、849「その他の専門サービス業」、861「速記・筆耕・複写業」、862「商品検査業」、863「計量証明業」、865「民営職業紹介業」、866「警備業」及び869「他に分類されない事業サービス業」のうち細分類8695「労働者派遣業」を除いたものの活動を範囲とする。

(品目例示) 速記業、あて名書き業、複写業、マイクロ写真業、商品検査業、生糸検査所、質量計量証明業、環境測定分析業、金属・鉱物分析業、民営職業紹介業、警備業、ディスプレイ業、産業用設備洗浄業、非破壊検査業、プラントエンジニアリング業、パーティ請負業、レッカー車業、LPG充てん業、温泉供給業、デザイン業、経営コンサルタント業、機械設計業、行政書士業、不動産鑑定業、土地家屋調査士、司会業、通訳業

(対応するISIC)

- 7414 経営管理コンサルタント業
7421 建築・エンジニアリング業及び関連技術コンサルタント業
7422 技術試験、分析業
7492 興信・保安サービス業
7499 他に分類されないその他の事業サービス業

列コード	行コード	部門名称
8611-01	8611-011	映画・ビデオ制作・配給業

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類801「映画、ビデオ制作・配給業」及び802「映画・ビデオサービス業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 映画・ビデオ制作（テレビ番組制作及びコマーシャルフィルムの制作を含む）、映画配給、映画出演者あっせん、映画フィルム現像、タイトル書き、貸スタジオ業

(注意点) ① 録画済みビデオテープの生産活動は、「3

919-02, -021 情報記録物」に含まれる。

② 日本標準産業分類の細分類7991「映画・演劇用品賃貸業」は「8513-015 スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業」に含まれる。

(対応するISIC)

9211 映画及びビデオ制作・配給業

列コード	行コード	部門名称
8611-02	8611-021	映画館

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類761「映画館」の活動を範囲とする。

(品目例示) 映画館、映画劇場、野外映画劇場、映画館賃貸業

(対応するISIC)

9212 映写業

列コード	行コード	部門名称
8611-03	8611-031	劇場・興行場

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類762「劇場、興行場（別掲を除く）」の活動を範囲とする。

(品目例示) 劇場、劇場附属オーケストラ・歌劇団・ダンシングチーム、寄席、相撲興行場、ボクシング場、野球場（プロ野球興行用）

(対応するISIC)

9214 演劇、音楽及びその他の芸術活動

列コード	行コード	部門名称
8611-04	8611-041	遊戯場

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類768「遊戯場」の活動を範囲とし、一般大衆に娯楽を提供する活動が含まれる。

(品目例示) ビリヤード場、囲碁・将棋所、マージャンクラブ、パチンコホール、ビンゴゲーム場、射的場、スロットマシン場、ゲームセンター

(注意点) 平成2年表において本部門に含まれていた日本標準産業分類の細分類7691「ダンスホール」を「8611-09, -099 その他の娯楽」に統合

(対応するISIC)

9249 その他のレクリエーション活動

列コード	行コード	部門名称
8611-05	8611-051	競輪・競馬等の競走場・競技団

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類764「競輪・競馬等の競走場」及び765「競輪・競馬等の競技団」の活動を範囲とする。

(品目例示) 競輪場, 競馬場, モーターボート競走場, 競輪競技団, 競馬競技団, 日本小型自動車振興会

(対応するISIC)

9249 その他のレクリエーション活動

列コード	行コード	部門名称
8611-06	8611-061	スポーツ施設提供業・公園・遊園地

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類766「スポーツ施設提供業」及び767「公園、遊園地」の活動を範囲とする。

(品目例示) スポーツ施設提供業(除別掲), 体育館, ゴルフ場, ゴルフ練習場, ボウリング場, テニス場, バッティング・テニス練習場, プール, アイススケート場, 公園, 遊園地

(注意点) 平成7年表において, 部門の名称を平成2年表の「8611-06, -061 運動競技場・公園・遊園地」から「スポーツ施設提供業・公園・遊園地」に変更

(対応するISIC)

9219 その他の娯楽業

9241 スポーツサービス業

9249 その他のレクリエーション活動

列コード	行コード	部門名称
8611-07	8611-071	興行団

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類763「興行団」の活動を範囲とし, 契約により出演又は自ら公演し, 演劇, 演芸, 音楽, 見世物, 興行的スポーツなどの娯楽を提供する活動が含まれる。

(品目例示) 劇団, 芸能プロダクション, 楽団, プロ野球団, プロレス協会

(対応するISIC)

9214 演劇, 音楽及びその他の芸術活動

9241 スポーツサービス業

列コード	行コード	部門名称
8611-09	8611-099	その他の娯楽

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類769「その他の娯楽業」及び847「著述家・芸術家業」の活動を範囲とし, プレイガイドなど他に分類されない娯楽に付帯するサービスを行う活動及び文芸作品の創作などを行う活動が含まれる。なお, 本部門には, 日本標準産業分類の小分類6829「その他の証券業類似業」のうち, 宝くじ売りさばき業を含む。

(品目例示) ダンスホール, マリーナ業, 遊漁船業, 芸妓業, プレイガイド, 場外馬券売場, 場外車券売場, 釣堀業, 著述家業, 芸術家業

(注意点) 平成7年表において, 平成2年表では「86

11-04, -041 遊戯場」に含まれていた日本標準産業分類の細分類7691「ダンスホール」を本部門に統合。

(対応するISIC)

9214 演劇, 音楽及びその他の芸術活動

9219 その他の娯楽業

列コード	行コード	部門名称
8612-01	8612-011	一般飲食店(除喫茶店)

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類601「食堂, レストラン」, 602「そば・うどん店」, 603「すし店」及び609「その他の一般飲食店」の活動を範囲とする。

(注意点) 社員食堂のうち, 外部の企業等に委託している食堂については本部門に含める。

(対応するISIC)

5520 レストラン, バー及び簡易食堂

列コード	行コード	部門名称
8612-02	8612-021	喫茶店

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類604「喫茶店」の活動を範囲とする。

(品目例示) 喫茶店, フルーツパーラー

(対応するISIC)

5520 レストラン, バー及び簡易食堂

列コード	行コード	部門名称
8612-03	8612-031	遊興飲食店

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類61「その他の飲食店」の活動を範囲とする。

(品目例示) 料亭, キャバレー, ナイトクラブ, 酒場, ビヤホール

(対応するISIC)

5520 レストラン, バー及び簡易食堂

列コード	行コード	部門名称
8613-01	8613-011	旅館・その他の宿泊所

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類751「旅館」, 752「簡易宿所」, 753「下宿業」並びに細分類7591「会社・団体の宿泊所」及び7599「他に分類されない宿泊所」のうち, 会社の寄宿舎, 学生寮等を除いた宿泊所の活動を範囲とする。

(品目例示) ホテル, 旅館, 国民宿舎, モーター, 簡易宿泊所, ベッドハウス, 山小屋, 下宿屋, 会員宿泊所, 共済組合宿泊所, 保養所, ユース

- (注意点) ホステル、合宿所
 ① 旅館、ホテルの土産物販売は、本部門に含めず、「6112-01、-011 小売」に含める。
 ② 日本標準産業分類の細分類7599「他に分類されない宿泊所」のうち、会社の寄宿舍、会社の独身寮、学生寮の活動は、「6422-01、-011 住宅賃貸料（帰属家賃）」に含める。

(対応する ISIC)

5510 ホテル、キャンプ場及びその他の短期宿泊施設

列コード	行コード	部門名称
8619-01	8619-011	洗濯・洗張・染物業

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類721「洗濯業」及び722「洗張・染物業」の活動を範囲とする。

(品目例示) クリーニング業、クリーニング取次業、リネンサプライ業、貸おむつ業、貸おしぼり業、貸モップ業、張物業、しみ抜き業、染物業、染物取次業

(対応する ISIC)

9301 織物及び毛皮製品洗濯・（ドライ）クリーニング・染色業

列コード	行コード	部門名称
8619-02	8619-021	理容業

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類723「理容業」の活動を範囲とする。

(対応する ISIC)

9302 理容及びその他の美容サービス業

列コード	行コード	部門名称
8619-03	8619-031	美容業

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類724「美容業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 美容院、髪結業、美顔術業、マニキュア業、ペディキュア業、ビューティーサロン、ビューティー Dock

(対応する ISIC)

9302 理容及びその他の美容サービス業

列コード	行コード	部門名称
8619-04	8619-041	浴場業

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類725「公衆浴場業」及び小分類726「特殊浴場業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 公衆浴場業、ソープランド、温泉浴場、サウナぶろ

(注意点) ヘルスセンターは「8611-09、-099 その他の娯楽」に含める。

(対応する ISIC)

9309 他に分類されないその他のサービス業

列コード	行コード	部門名称
8619-05	8619-051	写真業

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類743「写真業」の活動を範囲とする。なお、広告、ニュース供給等他産業部門の活動に付随して行われる写真活動も本部門の活動の範囲とする。

(品目例示) 写真撮影業、写真館、商業写真業、写真現像業、焼付業

(対応する ISIC)

7494 写真業

列コード	行コード	部門名称
8619-06	8619-061	冠婚葬祭業

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類746「火葬・墓地管理業」及び747「冠婚葬祭業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 葬儀屋、斎場、火葬場、墓地管理業、冠婚葬祭互助会、結婚式場

(注意点)

① 平成7年表において、平成2年表の列・行部門「8619-06、-061 葬儀業」と「8619-09、-099 その他の対個人サービス」の一部を統合した。

② 霊きゅう自動車で死体を運搬する活動は、「7122-01、-011 道路貨物輸送」に含める。

(対応する ISIC)

9303 葬儀業及び関連サービス業

9309 他に分類されないその他のサービス業

列コード	行コード	部門名称
8619-07	8619-071	各種修理業（除別掲）

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類782「家具修理業」、783「かじ業」、784「表具業」及び789「他に分類されない修理業」の活動を範囲とする。主として最終需要向けのもので、家具修理などの修理活動及びかじ業などの活動が含まれる。

(品目例示) 家具修理業、かじ業、表具業、時計修理業、履物修理業、楽器修理業、自転車修理業

(注意点)

① 産業用の機械修理、自動車修理、船舶、鉄道車両、航空機修理は、それぞれの部門

に含まれる。

- ② 「自転車タイヤ修理業」は、「8515-10、
-101 自動車修理」に含める。

(対応するISIC)

5260 個人・家庭用品修理業

列コード	行コード	部門名称
8619-08	8619-081	個人教授所

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類848「個人教授所」の活動を範囲とする。

(品目例示) 学習塾(各種学校でないもの)、フィットネスクラブ、そろばん塾、ピアノ教授所、生け花教授所

(対応するISIC)

8090 成人及びその他の教育
9241 スポーツサービス業

列コード	行コード	部門名称
8619-09	8619-099	その他の対個人サービス

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類015「園芸サービス業」、741「家事サービス業(住込みのもの)」、742「家事サービス業(住込みでないもの)」、744「衣服裁縫修理業」、745「物品預り業」及び749「他に分類されない生活関連サービス業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 造園業、植木業、家政婦、衣服修理業、手荷物預り業、自転車預り業、食品質加工業、古綿打直し業、結婚相談業、観光案内業(ガイド)

(注意点) 平成7年表において、平成2年表まで本部門に含まれていた日本標準産業分類の細分類7472「結婚式場業」及び7473「冠婚葬祭互助会」は「8619-06、-061 冠婚葬祭業」に含める。

(対応するISIC)

0140 農業及び畜産サービス業(獣医業を除く)
5260 個人・家庭用品修理業
9309 他に分類されないその他のサービス業
9500 雇人のいる個人世帯

列コード	行コード	部門名称
8900-00P	8900-000P	事務用品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 事務用品については、該当品目数が多く生産活動毎にその構成が大きく変化するものではないことから、分析面を考慮して、当部門を仮設部門として一括計上している。事務用品部門の範囲は、各産業部門が一般的かつ平均的に事務用品として投入するものであり、

日本標準商品分類の中分類93「文具、紙製品、事務用具及び写真用品」が含まれるものである(ただし、部分品を除く)。なお、電子式卓上計算機(プログラム式は除く)、印刷用紙及びはさみは商品分類93には含まれていないが、「事務用品」としてはこれを含むこととする。

(品目例示)

とじひも、コピー用紙、連続伝票用紙、板紙、カーボン紙、帳簿類、伝票類、封筒、事務用紙、とじこみ用品、写真フィルム、印画紙、事務用のり、テープ、ひも、消しごむ、白墨、はさみ、電子式卓上計算機、筆記具、スタンプ台、朱肉、ステープラ、穴あけ、クリップ

列コード	行コード	部門名称
9000-00	9000-000	分類不明

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 他のいずれの部門にも属さない財・サービスの生産活動を範囲とする。なお、本部門は他の列及び行部門の推計上の誤差の集積部分としての役割もある。

第2節 最終需要部門

列コード	行コード	部門名称
9110-00		家計外消費支出 (列)

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) いわゆる「企業消費」に該当し、交際費や接待費など企業その他の機関が支払う家計消費支出に類似する支出である。詳細は、粗付加価値部門の9110-010～030に説明されているので参照すること。

(注意点) 本部門には、行部門「9110-010 宿泊・日当」、「9110-020 交際費」及び「9110-030 福利厚生費」の支出に関する財・サービスの内容が示されている。

列コード	行コード	部門名称
9121-00		家計消費支出

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲)

① 家計の財及びサービスに対する消費支出額から、同種の販売額（中古品と屑）を控除し、海外から受取った現物贈与の純増を加算し、さらに居住者の海外消費を加算したものである。ここでいう消費支出は、土地、建物・構築物以外のものに対する全ての支出をさし、使用せずに残ったものを含めた財の購入額のすべてを消費支出として計上する。

② 国民経済計算における家計消費支出には、「国内市場における居住者家計並びに非居住者家計の消費」（国内概念）と「国内市場及び海外における居住者家計の消費」（国民概念）という2つの概念がある。産業連関表においては、本部門を「国民概念」で表章した上で、居住者家計の海外市場における消費を列部門「9412-00（控除）輸入（直接購入）」として、非居住者家計の国内市場における消費を列部門「9212-00 輸出（直接購入）」としてそれぞれ別掲している。この表章形式により以下の利点がある。

1) 国民経済計算における両方の家計消費概念が利用できる。
2) 産業連関表全体としての「国内概念」への転換が可能となる。なお、「国内概念」への転換については、「9412-00（控除）輸入（直接購入）」、「9212-00 輸出（直接購入）」を参照のこと。

③ 海外現物贈与（個人が外国から受ける贈与）と海外消費支出（居住者の外国における財及びサービスの消費）については、輸入欄にいったん計上し、その需要先である家計消費支出欄に計上する。

④ 中古品取引については、それが家計部門内相互間の取引である場合と、資本形成や政府サービス生産者などの他部門との間の

取引である場合とに分けられる。前者の場合には中古品の販売額は相殺され、その取引に伴う商業マージンと運賃のみが計上されるが、後者の場合には、家計からの販売額はマイナスの家計消費支出となり、逆に家計が他部門から購入した中古品は、購入額が家計消費支出となり、販売した部門では、販売額をマイナスの支出として計上することとしている。

⑤ 医療及び介護については、家計の負担分のみ計上する。

⑥ 現物給付（通勤手当等）については、家計消費支出に含める。したがって、企業（企業負担部分、社員自己負担部分とも）、自衛隊における給食についても、直接家計消費されるものとする。なお、刑務所における給食は、飲食材料の政府消費とし、家計消費には含めない。

⑦ 飲食店、旅館、娯楽業、病院等で飲食物が提供される場合、このための飲食材料費は直接には家計消費せず、すべて産業の経費に計上し、産業の産出を通じた家計消費支出にするものとする。

⑧ 家計における住宅にかかる補修や維持費は、すべて住宅賃貸料を迂回して家計が購入するものとする。ただし、介護保険の適用を受けた住宅改修については、家計の負担分のみ計上する。

(注意点)

医療については、平成2年表までは保険給付等を加算した合計を計上していたが、平成7年表より家計の負担分のみ計上し、他は、「9131-30 中央政府個別消費支出」に計上する。また、教科用図書については、平成7年表より「9131-30 中央政府個別消費支出」に計上する。

列コード	行コード	部門名称
9122-00		対家計民間非営利団体消費支出

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 対家計民間非営利サービス団体が経済的に意味のない価格で提供する財、サービスに関する支出のうち、対家計民間非営利団体自身が負担した費用である。すなわち、供給されるサービスの生産額（生産活動に要するコストで評価）から、経済的に意味のない価格でのサービスの販売額を差し引いたものに等しい。従って、対家計民間非営利サービス生産者の生産額のうち他の部門に対する産出を除いたものである。

(平成7年表からの変更点)

① 平成7年表において本部門に含まれていた「保健衛生（非営利）★」は、産業部門に統合し本部門には含まない。

② 平成12年度より実施されている介護保険事業は新規に部門立てされた介護（居宅、施設）に含まれることとなった。このため、平成7年表では社会福祉（非営利）★等に含まれており12年度に介護保険事業に振り替わった事業分は、産業部門に含め本部門

- には含まない。
- (注意点) ① 平成2年表において、「医療（非営利）★」は対家計民間非営利サービス生産者として取り扱ったが、平成7年表においては産業扱いとなったため、本部門の対象には含まれない。
- ② 学校給食の公費負担分は、平成7年表より学校教育を迂回して本部門に産出するのではなく、「学校給食（私立）★」から直接産出する。
- ③ 対家計民間非営利サービス生産者の範囲は、以下の各部門とする。学校給食（私立）★、学校教育（私立）★、社会教育（非営利）★、自然科学研究機関（非営利）★、人文科学研究機関（非営利）★、社会保険事業（非営利）★、社会福祉（非営利）★、対家計民間非営利団体（除別掲）★

列コード	行コード	部門名称
9131-10		中央政府集会的消費支出

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 中央政府が経済的に意味のない価格で提供する集会的なサービス(外交・防衛など社会全体に対するサービス)に関する支出のうち、中央政府自身が負担した費用である。すなわち、中央政府に分類される政府サービス生産者により供給される集会的サービスの生産額(集会的サービスの生産活動に要するコストで評価)から、経済的に意味のない価格でのサービスの販売額を差し引いたもの、つまり、中央政府の集会的サービスの自己消費額に等しい。

(平成7年表からの変更点)

- ① 平成7年表においては、集合消費支出に計上するものを「8111-01 公務（中央）★」「8221-01 自然科学研究機関（国公立）★★」及び「8221-02 人文科学研究機関（国公立）★★」としていたが、平成12年表においては、「5211-03 下水道★★」、「7189-02 水運施設管理★★」、「7189-04 航空施設管理（国営）★★」、「8111-01 公務（中央）★★」、「8211-01 学校教育（国公立）★★」、「8213-01 社会教育（国公立）★★」、「8213-03 その他の教育訓練機関（国公立）★★」、「8221-01 自然科学研究機関（国公立）★★」、「8221-02 人文科学研究機関（国公立）★★」とした。
- ② 平成7年表において、本部門に計上されていた政府建物等に係る固定資本減耗分は、新たに計上される社会資本に係る固定資本減耗分とともに「9132-10 中央政府集会的消費支出（社会資本等減耗分）」に計上した。

(注意点) 平成7年表から、平成2年表における「中央政府消費支出」を「中央政府集会的消費支出」と「中央政府個別的消費支出」に分割。

列コード	行コード	部門名称
9131-20		地方政府集会的消費支出

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 地方政府が経済的に意味のない価格で提供する集会的なサービス(議会・警察などの社会全体に対するサービス)に関する支出のうち、地方政府自身が負担した費用である。すなわち、地方政府に分類される政府サービス生産者により供給される集会的サービスの生産額(集会的サービスの生産活動に要するコストで評価)から、経済的に意味のない価格でのサービスの販売額を差し引いたもの、つまり地方政府の集会的サービスの自己消費額に等しい。

(平成7年表からの変更点)

- ① 平成7年表においては、集合消費支出に計上するものを「8112-01 公務（地方）★」「8221-01 自然科学研究機関（国公立）★★」及び「8221-02 人文科学研究機関（国公立）★★」としていたが、平成12年表においては、「5211-03 下水道★★」、「5212-01 廃棄物処理（公営）★★」、「7189-02 水運施設管理★★」、「7189-04 航空施設管理（国営）★★」、「8112-01 公務（地方）★★」、「8221-01 自然科学研究機関（国公立）★★」、「8221-02 人文科学研究機関（国公立）★★」とした。
- ② 平成7年表において、本部門に計上されていた政府建物等に係る固定資本減耗分は、新たに計上される社会資本に係る固定資本減耗分とともに「9132-20 地方政府集会的消費支出（社会資本等減耗分）」に計上した。

(注意点)

平成7年表において「地方政府消費支出」を「地方政府集会的消費支出」と「地方政府個別的消費支出」に分割。

列コード	行コード	部門名称
9131-30		中央政府個別的消費支出

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 中央政府が経済的に意味のない価格で提供する個別的な財・サービス(教育・保健衛生などの個人に対する財・サービス)に関する支出のうち、中央政府自身が負担した費用である。すなわち、中央政府に分類される政府サービス生産者により供給される個別的サービスの生産額(個別サービスの生産活動に要するコストで評価)から、経済的に意味のない価格でのサービスの販売額を差し引いたもの(中央政府の個別的サービスの自己消費額)に、家計への教科用図書の現物給付、医療及び介護の保険給付等を加えたものに等しい。

(平成7年表からの変更点)

- ① 介護保険給付費は、本部門に計上する。
- ② 平成7年表においては、個別的消費支出に計上するものを「8111-01 公務（中央）

★★」,「8221-01 自然科学研究機関(国公立)★★」及び「8221-02 人文科学研究機関(国公立)★★」を除いたものとしていたが,平成12年表においては,「1119-04 学校給食(国公立)★★」,「8111-01 公務(中央)★★」,「8211-01 学校教育(国公立)★★」,「8213-01 社会教育(国公立)★★」,「8213-03 その他の教育訓練機関(国公立)★★」,「8312-01 保健衛生(国公立)★★」,「8313-01 社会保険事業(国公立)★★」,「8313-03 社会福祉(国公立)★★」とした。

③ 平成7年表において,本部門に計上されていた政府建物等に係る固定資本減耗分は,「9132-30 中央政府個別的消費支出(社会資本等減耗分)」に計上した。

(注意点)

① 平成7年表から,平成2年表における「中央政府消費支出」を「中央政府集合的消費支出」と「中央政府個別的消費支出」に分割。

② 家計消費支出に計上されていた教科用図書の現物給付,医療の保険給付等は,平成7年表より本部門に計上している。

③ 平成2年表においては,「医療(国公立)★★」は政府サービス生産者として取り扱われていたが,平成7年表より「医療(国公立)」として産業扱いとなったので本部門の自己消費額の対象には含まれていない。

④ 医療及び介護の保険給付には健康保険,共済組合等からの給付分を含む。

列コード	行コード	部門名称
9131-40		地方政府個別的消費支出

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 地方政府が経済的に意味のない価格で提供する個別的な財・サービス(教育,保健衛生などの個人に対する財・サービス)に関する支出のうち,地方政府自身が負担した費用である。すなわち,地方政府に分類される政府サービス生産者により供給される個別的サービスの生産額(個別的サービスの生産活動に要するコストで評価)から,経済的に意味のない価格でのサービスの販売額を差し引いたもの,つまり地方政府の個別的サービスの自己消費額に等しい。

(平成7年表からの変更点)

① 平成7年表においては,個別的消費支出に計上するものを「8112-01 公務(地方)★★」,「8221-01 自然科学研究機関(国公立)★★」及び「8221-02 人文科学研究機関(国公立)★★」を除いたものとしていたが,平成12年表においては,「1119-04 学校給食(国公立)★★」,「8112-01 公務(地方)★★」,「8211-01 学校教育(国公立)★★」,「8213-01 社会教育(国公立)★★」,「8213-03 その他の教育訓練機関(国公立)★★」,「8312-01 保健衛生(国公立)★★」,「8313-01 社会保険事業(国公立)★★」,

「8313-03 社会福祉(国公立)★★」とした。

② 平成7年表において,本部門に計上されていた政府建物等に係る固定資本減耗分は,「9132-40 地方政府個別的消費支出(社会資本等減耗分)」に計上した。

(注意点)

① 平成7年表から,「地方政府消費支出」を「地方政府集合的消費支出」と「地方政府個別的消費支出」に分割。

② 学校給食の公費負担分は平成7年表より学校教育を迂回して地方政府消費に産出するのではなく,「1119-04 学校給食(国公立)★★」から直接産出する。

③ 平成2年表においては,「医療(国公立)★★」は政府サービス生産者として取り扱われていたが,平成7年表より「医療(国公立)」として産業扱いとなったので本部門の自己消費額の対象には含まれていない。

列コード	行コード	部門名称
9132-10		中央政府集合的消費支出 (社会資本等減耗分)

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 中央政府が経済的に意味のない価格で提供する集合的なサービス(「9131-10 中央政府集合的消費支出」の範囲)に係る固定資本減耗分を範囲とする。新たに追加する「中央政府集合的消費支出(社会資本等減耗分)」の対象となる固定資本の範囲は,「道路,港湾,航空,下水道,廃棄物処理,都市公園,自然公園,治水,農業(灌漑施設),林業(林道),漁業」である。

(平成7年表からの変更点)

平成7年表において,「中央政府集合的消費支出」に計上されていた政府建物等に係る固定資本減耗分及び新たに計上される社会資本に係る固定資本減耗分を本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
9132-20		地方政府集合的消費支出 (社会資本等減耗分)

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 地方政府が経済的に意味のない価格で提供する集合的なサービス(「9131-20 地方政府集合的消費支出」の範囲)に係る固定資本減耗分を範囲とする。新たに追加する「地方政府集合的消費支出(社会資本等減耗分)」の対象となる固定資本の範囲は,「道路,港湾,航空,下水道,廃棄物処理,都市公園,自然公園,治水,農業(灌漑施設),林業(林道),漁業」である。

(平成7年表からの変更点)

平成7年表において,「地方政府集合的消費支出」に計上されていた政府建物等に係る固定資本減耗分及び新たに計上される社会資本

本に係る固定資本減耗分を本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
9132-30		中央政府個別的消費支出 (社会資本等減耗分)

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 中央政府が経済的に意味のない価格で提供する個別的な財・サービス(「9131-30 中央政府個別的消費支出」の範囲)に係る固定資本減耗分を範囲とする。

(平成7年表からの変更点)

平成7年表において、「中央政府個別的消費支出」に計上されていた政府建物等に係る固定資本減耗分を本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
9132-40		地方政府個別的消費支出 (社会資本等減耗分)

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 地方政府が経済的に意味のない価格で提供する個別的な財・サービス(「9131-40 地方政府個別的消費支出」の範囲)に係る固定資本減耗分を範囲とする。

(平成7年表からの変更点)

平成7年表において、「地方政府個別的消費支出」に計上されていた政府建物等に係る固定資本減耗分を本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
9141-00		国内総固定資本形成(公的)

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) ① 政府サービス生産者及び公的企業による国内における建設物、機械、装置など固定資産の取得(購入、固定資産の振替)からなり、資産の取得に要した資本の本体費用、据付工事費、運賃マージン、中古資産の取引マージン等直接費用が含まれる。生産過程から産出された資産に限定されるため、特許権、のれん代などの非生産資産は含まない。土地は、非生産資産であるため、固定資本形成には含まないが、土地の購入価格を除いた造成・改良費は計上される。

② 固定資産として規定する資本財の範囲は、耐用年数が1年以上で購入者価格の単価が10万円以上のものとする。ただし、1品目では10万円に達しない場合でも、開業当初や業務拡張のために資産として一括購入した場合は、固定資本形成として計上し、その後補充的に購入した場合は経常取引とし、固定資本形成とはしない。

③ 通常の資産の維持・修理等は資本形成

とはしない。しかし、資産の耐用年数を延長する場合、偶発的に対応する大補修、大改造は原則として資本形成に計上する。また、鉄道・軌道業の線路、送配電設備、信号設備や通信業のケーブル設備及び電力業の送配電設備等の取替工事は資本形成として計上する。

④ 生産が長期にわたる資産(長期生産物)は、使用者が所有権を得たとみなされる時点まで在庫に計上される。自己勘定(自家用に用いる資本の生産)については、使用者が所有権を得ているため、仕掛品であっても進捗量を資本形成として計上する。ただし、建設の仕掛品の場合は、所有権の移転がなくても工事進捗量を資本形成に計上する。家畜のうち役畜用、種付用、乳用、競争用、羊毛用その他資本用役を提供するものについては、成畜でなくとも成長増加分を資本形成に計上する。ただし、育成を専門に行っている生産者が所有する販売前の家畜の成長増加分は在庫に計上する。果樹、桑、茶木等資本用役を提供する植物は自己勘定は成長増加分を資本形成に計上する。

⑤ 建設、船舶の建造(以下「建設等」という。)に付帯して設備される財を直接に資本形成とするか、建設等を迂回して資本形成とするかについては、その財に対する支払を建設等の業者が行い、その生産額にコストとして含まれているものは建設等を迂回した資本形成とする。支払形態が明らかでない場合は、単独でもその機能を発揮できる財は直接資本形成とし、その財が建設等と結合しない限り機能を発揮できないものは建設等迂回の資本形成とする。

⑥ 主として軍事目的のために使用される固定資産の取得に要する支出は総固定資本形成に含めず、中間消費として列部門「8111-01 公務(中央)★★」に計上する。しかし、民間の使用者でも生産目的の取得が可能で、軍の使用形態が民間と同様である固定資産(空港、ドック、道路、病院等の構築物や事務機械等)であって、軍事目的のものと区別できるものは、総固定資本形成として計上する。

(注意点)

本部門の対象となる政府サービス生産者及び公的企業の範囲については、「平成12年(2000年)産業連関表における中央政府、地方政府及び特殊法人等の扱い」を参照。

列コード	行コード	部門名称
9142-00		国内総固定資本形成(民間)

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 国内における建設物、機械、装置などの固定資産の取得(購入、固定資産の振替)であり、「国内総固定資本形成(民間)」の範囲は、列部門「9141-00 国内総固定資本形成(公的)」と同じである。資本形成を行う主体は、

産業（公的企業を除く）及び対家計民間非営利サービス生産者並びに家計である。なお、家計が行う資本形成は、建物、構築物の取得及び土地の造成・改良費のみである。

列コード	行コード	部門名称
9150-10		生産者製品在庫純増

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 財を生産する産業における販売又は出荷待ちの商品（なお、事業所が購入したままの形態で販売する品目を含み、建設物は除外する。）と定義される生産者製品在庫の物量的増減を年間平均の市中価格で評価したもの。

(注意点) 平成2年表まで本部門に含まれていたと畜するために飼育されている家畜や材木用の育林など1回だけ産出を生産するもの（固定資本形成に含まないもの）の育成期間中の成長増加分は、本部門ではなく「9150-20 半製品・仕掛品在庫純増」に含まれる。

列コード	行コード	部門名称
9150-20		半製品・仕掛品在庫純増

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 財を産出する産業が一部加工、組み立て、育成途中のもので、通常さらに手を加えることなしには、他の事業所に対して販売、出荷、引き渡しされないもの（但し、自己勘定によるものと建設仕掛工事は除外する。）と定義される仕掛品の物量的増減を年間平均の想定市中価格で評価したもの。

(注意点) と畜用の家畜や材木用の育林など、1回だけ産出物を生産するもの（固定資本形成に該当しないもの）の成長増加分、及び固定資本形成に該当するものでも育成を業として行い、育成された財を出荷してしまう生産者（専門的生産者）が所有する財の成長増加分は、本部門に含まれる。

列コード	行コード	部門名称
9150-30		流通在庫純増

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 卸・小売業に分類される生産者によって取得された財であって、販売のためのものの物量的増減を年間平均の市中価格で評価したもの。

(注意点) 本部門は、卸・小売りに分類される事業所以外からは産出されないが、原油の国家備蓄（石油公団の行う備蓄）については、例外的に流通在庫純増として扱う。

列コード	行コード	部門名称
9150-40		原材料在庫純増

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 原材料等の物量的増減を年間平均の市中価格で評価したもの。原材料等とは以下のいずれかのものとする。

- ① 商品を採取し、加工し、製造し、組み立て、修理する等のため、又は建設工事のために取得するすべての原材料、物資、部品及び貯蔵品
- ② 消費するために購入した石炭、石油その他の燃料
- ③ 農業生産者の肥料、農薬、種子、飼料及びこれらに類する財
- ④ 購入した非耐久性コンテナ、こん包工場での包装物、事務用品及びその他の貯蔵品
- ⑤ その他

(注意点)

- ① 政府サービス生産者の生産額は、その活動に要した経費の積み上げによることとしているが、中間投入費用については、経常勘定における新たな財・サービスの購入から同種の中古財及び屑の純販売を引いたものを全て中間消費として計上し、生産額を推計している。その産出先は、他の部門に対する販売額（例えば、国公立学校の授業料等）を差し引いた金額を、中央または地方の政府消費支出に産出している。したがって、産業との対比で政府サービス生産者の原材料在庫にあたと見られる計数は、実際には中央政府消費支出及び地方政府消費支出に計上されており、原材料在庫純増には含まれていない。
- ② 対家計民間非営利サービス生産者についても、政府サービス生産者と同様の扱いをしている。

列コード	行コード	部門名称
9211-10		輸出（普通貿易）

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 「居住者と非居住者間における財の取引」と規定し、財務省が作成する貿易統計に計上される財の範囲とする。ただし、純輸出額を計上するという観点から、再輸出入品を控除するとともに、書画（肉筆のもの）、こつとう（制作後100年を越えたもの）等については、国内品と同様、マージン相当額のみを計上する。なお、①小額貨物（1件当たり20万円以下）、②見本品及び寄贈品、③駐留軍及び国連軍関係貨物、④博覧会、見本市等への出品貨物、⑤特殊統計計上貨物等は普通貿易統計の統計外貨物であり、資料上把握できないため、範囲に含まれない。

「輸出（普通貿易）」の価格評価は、FOB価格（船積価格）で評価する。

(品目例示) 貿易統計で扱われる品目（一部を除く。）

(注意点) 列部門「9211-10 輸出(普通貿易)」はFOB価格で評価されるため、生産者価格評価表で輸出品を記録する場合には、FOB価格から、別途工場から本船までの間にかかった商業マージン及び国内貨物運賃を差し引いた価格を計上することになる。

列コード	行コード	部門名称
9211-20		輸出(特殊貿易)

(担当府省庁) 総務省
(定義・範囲) 「居住者と非居住者間におけるサービス及び普通貿易に計上されない財の取引」を範囲とし、日本銀行が作成する国際収支表のうち、居住者と非居住者の間で提供し合うサービスの対価の受取・支払を記録するサービス収支から以下を控除したものにほぼ一致する。

① 「輸出(直接購入)」の推計範囲(観光旅行、外交団団員等の個人消費、在日外国駐留軍の隊員等の個人消費等)

② 建設サービス等ただし、貨物運賃及び貨物保険については、本邦運輸(保険)業者の活動(すなわち、その受け取った貨物運賃(ネット保険料)収入)を、対象となる貨物が輸出品、輸入品であるかの別及び支払者が居住者、非居住者であるかの如何を問わず、すべて貨物運賃、貨物保険の輸出として、列部門「9112-20 輸出(特殊貿易)」に計上する。なお、国際収支表と産業連関表の対応については別表のとおり。

(品目例示) 貨物運賃、旅客運賃、港湾経費、業務旅行による財・サービスの消費、国際電信電話等料金、貨物保険、代理店手数料、証券取引手数料、広告宣伝費、フィルム・テープ賃貸借料、その他の民間部門のサービス関係取引

(注意点) 観光旅行による財・サービスの消費は、「輸出(直接購入)」に含める。

列コード	行コード	部門名称
9212-00		輸出(直接購入)

(担当府省庁) 総務省
(定義・範囲) 「非居住者家計による国内市場の財とサービスの直接取引」を範囲とする。列部門「9121-00 家計消費支出」以外の最終需要部門は、国内概念によって記述されているが、家計消費支出は、国民概念に基づき定義されているため、これを産業連関表の作成概念である国内概念に転換できる概念調整のための部門が必要となる。そこで、国民家計消費支出から、国内家計消費支出に転換できる部門を設定しておけば、最終需要計は、国内総支出と等しくなり、産業連関表全体の国内概念の原則が保持できる。「輸出(直接購入)」は、この役割を果たす重要な部門である。

(品目例示) 観光旅行者の消費、親戚・知人訪問等旅行者の消費、外交団団員等の個人消費、在日外国駐留軍の隊員等の個人消費

(注意点) 列部門「9121-00 家計消費支出」を国内概念に転換する式
家計消費支出(国内概念) = 家計消費支出(国民概念) + 輸出(直接購入) - 輸入(直接購入)

列コード	行コード	部門名称
9213-00		調整項

(担当府省庁) 総務省
(定義・範囲) 輸出業者を経由する輸出品の国内取引に係る消費税を計上する。輸出品については消費税は免税であるが、輸出品の国内における取引過程で消費税は課されているため、輸出業者は輸出品の国内における取引過程で課された消費税の還付を受ける仕組みとなっている。当該商品の国内生産額では、このような還付分を含んで計上しているが、輸出額は還付分を控除した形で計上されており、本部門で還付分を計上する。

列コード	行コード	部門名称
9411-10		(控除) 輸入(普通貿易)

(担当府省庁) 総務省
(定義・範囲) 「居住者と非居住者間における財の取引」と規定し、財務省が作成する貿易統計に計上される財の範囲とする。ただし、純輸入額を計上するという観点から、再輸出入品を控除するとともに、書画(肉筆のもの)、こつとう(制作後100年を超えたもの)等については、国内品と同様、マージン相当額のみを計上する。なお、①小額貨物(1件当たり20万円以下)、②見本品及び寄贈品、③駐留軍及び国連軍関係貨物、④博覧会、見本市等への出品貨物、⑤特殊統計計上貨物等は普通貿易統計の統計外貨物であり、資料上把握できないため、範囲に含まれない。

「(控除) 輸入(普通貿易)」の価格評価は、CIF価格で評価する。

(品目例示) 貿易統計で扱われる品目(一部を除く。)

列コード	行コード	部門名称
9411-20		(控除) 輸入(特殊貿易)

(担当府省庁) 総務省
(定義・範囲) 「居住者と非居住者間におけるサービス及び普通貿易に計上されない財の取引」を範囲とし、日本銀行が作成する国際収支表のうち、居住者と非居住者の間で提供し合うサービスの対価の受取・支払を記録するサービス収支から以下を控除したものにほぼ一致する。

① 「輸入(直接購入)」の推計範囲(観光旅行、外交団団員等の個人消費等、在日外国駐留軍の隊員等の個人消費等)

② 建設サービス等ただし、貨物運賃及び貨

物保険については、本邦運輸（保険）業者の活動（すなわち、その受け取った貨物運賃（ネット保険料）収入）を、対象となる貨物が輸出品、輸入品であるかの別及び支払者が居住者、非居住者であるかの如何を問わず、すべて貨物運賃、貨物保険の輸出として、列部門「9112-20 輸出（特殊貿易）」に計上する。なお、国際収支表と産業連関表の対応については次表のとおり。

	国際収支表				産業連関表	
	貨物運賃		貨物保険		運賃・保険	
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
本邦運輸（保険）業者の活動						
輸出に係るもの						
輸出者（居住者）の支払い	○		○		○	
輸入者（非居住者）の支払い	○		○		○	
輸入に係るもの						
輸出者（非居住者）の支払い					○	
輸入者（居住者）の支払い					○	
三国間輸送	○		○		○	
外国運輸（保険）業者の活動						
輸出に係るもの						
輸出者（居住者）の支払い						
輸入者（非居住者）の支払い						
輸入に係るもの						
輸出者（非居住者）の支払い		○		○		
輸入者（居住者）の支払い		○		○		

（品目例示） 貨物運賃、旅客運賃、港湾経費、業務旅行による財・サービスの消費、国際電信電話等料金、貨物保険、代理店手数料、証券取引手数料、広告宣伝費、フィルム・テープ賃貸借料、その他の民間部門のサービス関係取引

（注意点） ① 産業連関表における普通貿易の輸入品はCIF価格で評価するため、特殊貿易において貨物運賃、保険の輸入を計上するとその分が重複することとなる。このため、上記の表において、産業連関表の運賃・保険の「輸入（特殊貿易）」はありえない。
② 観光旅行による財・サービスの消費は、「（控除）輸入（直接購入）」に含める。

列コード	行コード	部門名称
9412-00		（控除）輸入（直接購入）

（担当府省庁） 総務省

（定義・範囲） 「居住者家計による海外市場の財とサービスの直接取引」を範囲とする。列部門「9121-00 家計消費支出」以外の最終需要部門は、国内概念によって記述されているが、家計消費支出は、国民概念に基づき定義されているため、これを産業連関表の作成概念である国内概念に転換できる概念調整のための部門が必要となる。そこで、国民家計消費支出から、国内家計消費支出に転換できる部門を設定しておけば、最終需要計は、国内総支出と等しくなり、産業「輸入（直接購入）」は、この役割を果たす重要な部門である。

（品目例示） 観光旅行者の消費、親戚・知人訪問等旅行者の消費、外交団団員等の個人消費

（注意点） 列部門「9121-00 家計消費支出」を国内概念に転換する式
家計消費支出（国内概念）＝家計消費支出（国民概念）＋輸出（直接購入）－輸入（直接購入）

列コード	行コード	部門名称
9413-00		（控除）関税

（担当府省庁） 総務省

（定義・範囲） 輸入品は、貿易政策上の配慮によって関税定率表に基づいて関税がかけられる。これは、輸入品を国産品の価格と同一水準で評価することにより、安い輸入品と高い国産品の価格の差を縮小させる働きをもっている。また、「輸入」欄と並列して「関税」欄を設けて記録することにより、各需要部門における取引価格が明らかにされている。なお、関税還付金は関税総額に計上し、還付を受けた部門の経常補助金として扱っている。再輸入の船舶については、普通貿易で輸入の取り消しとして扱われているため、関税についても関税がかからなかったものとして扱っている。映画フィルムについても、フィルム・テープ賃貸借料はサービスとして特殊貿易に計上されているので、普通貿易からは控除することになり、関税がかからなかったものとして扱う。

（注意点） 産業連関表における輸入品の各部門における取引価格は、当該商品の（普通貿易＋関税＋輸入品商品税）の額が計上される。

列コード	行コード	部門名称
9414-00		（控除）輸入品商品税

（担当府省庁） 総務省

（定義・範囲） 輸入品には、税関通過の際に、関税のほか、国産品の場合と同様に国内消費税として消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税及び石油税（以下、単に「輸入品商品税」と呼ぶ）が課税される。輸入品商品税については、輸入品を国産品の価格と同一水準で評価するとともに、各需要部門における取引価格を明らかにするために、列部門「9413-00（控除）関税」と同様、列部門として本部門を設けた。

（品目例示） 酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税、石油税及び輸入品に係る消費税

第3節 粗付加価値部門

列コード	行コード	部門名称
	9110-010	宿泊・日当
	9110-020	交際費
	9110-030	福利厚生費

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 家計外消費支出は、いわゆる「企業消費」に該当し、交際費や接待費など企業その他の機関が支払う家計消費支出に類似する支出であり、福利厚生費（他の粗付加価値部門に計上されるものを除く）、交際費及び接待費並びに出張費から実際に支払った運賃を除いた分（主として、宿泊と日当）を範囲とする。

① 宿泊・日当……役員又は従業員が事業の管理、販売等のための出張、赴任等のための旅行に要した費用のうちの日当、宿泊部分並びに赴任等のための支度金、赴任手当、看護手当等である。

② 交際費……得意先、仕入先、その他事業に関係のある者に対する接待、供応、慰安、贈答、その他にこれらに類する行為のために支出する費用で、従業員の慰安のための費用は含まれない。ただし、例外として、役員又は部課長等の忘年会及び新年会の費用、経理課員等の慰労のための費用、部内の会議後における宴会費用等は交際費に含まれる。

③ 福利厚生費……福利施設負担額（食堂給食施設を除く福利厚生のための施設にかかる費用）等、保健衛生医療費（従業員の診療などのために要する費用で、その施設運営に要する財・サービス費用等）、娯楽・スポーツ費（従業員及び家族のレクリエーション及びこれら施設に関する費用）等から成っている。なお、福利厚生施設の運営のために企業等が直接雇用する者に係る人件費や、同施設に伴う減価償却費及び間接税は、本部門ではなく、それぞれ「9311-000～9313-000 雇用者所得部門」、「9402-000 資本減耗引当」及び「9404-000 間接税（除関税・輸入品商品税）」に含まれている。

(注意点) ① 福利厚生費に関し、企業が社員のために設ける宿泊所、保養所等の活動は「8613-01 旅館・その他の宿泊所」に含まれ、同じく、企業の寄宿舍、独身寮、学生寮の活動は、「6422-01 住宅賃貸料（帰属家賃）」に含まれる。また、社員食堂に要する経費のうち、食材購入または外部委託に係る経費補填のために企業が支出した費用は、「現物給与」の一種として、雇用者所得（「9313-000 その他の給与及び手当」）に含まれる。したがって、列側では、社員の自己負担分に加え、企業負担分も、「9121-00 家計消費支出」が、個々の食材または「一般飲食店」等を投入することとして扱う。

② 列部門の家計外消費支出計（列生産額）と、行部門「9110-010 宿泊・日当」、「911

0-020 交際費」及び「9110-030 福利厚生費」の合計（行生産額の合計）は一致する。

③ 携帯電話機は移動電気通信事業者の介在があり、財のメーカー出荷価格を下回る価格で利用者に販売されている。このため、その価格差を移動電気通信事業者の経費（交際費）とみなし、移動電気通信と交際費の交点及び携帯電話機と家計外消費（列）の交点に価格差を計上している。

列コード	行コード	部門名称
	9311-000	賃金・俸給
	9312-000	社会保険料（雇用主負担）
	9313-000	その他の給与及び手当

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲)

(1) 雇用者所得の範囲

雇用者所得とは、国内の民間及び政府等において雇用されている者に対して、労働の報酬として支払われる現金、現物のいっさいの所得である。ここでいう所得は、雇主の支払いベースであり、雇用者の受け取りベースではない。また、所得の発生をその対応期間において正しく把握するために、賃金・俸給の遅・欠配があったとしても、その分は当該期間の雇用者所得に含めるものとする（発生主義）。さらに、雇用者所得も国内概念として把握されるために、居住者、非居住者を問わず国内で発生した雇用者の所得をもって雇用者所得としている。

雇用者所得は、従業者のうち有給役員、常用労働者、臨時・日雇労働者に対応する所得（賃金・俸給、社会保険料（雇用主負担）及びその他の給与及び手当）を範囲とし、自営業主の所得は営業余剰に含める。

(2) 雇用者所得の項目

雇用者所得には、雇用者の労働の対価として考えられるものを入れるという立場をとり、さらに、国民経済計算を考慮して、以下の項目より構成されるものとする。

① 賃金・俸給

1) 常用労働者賃金、臨時・日雇労働者賃金

税金・社会保険料雇用者負担分などを控除する前の雇主の支払額である。また、この中には、就業規則、労働協約で支払いが義務付けられている慶弔費や、さらには雇主が一括して再配分するチップが含まれている。慶弔費は、就業規則、労働協約に支払いが明記されている場合、賃金・俸給に含めている。「慶弔費」と考えられるものは以下の項目である。

- i) 結婚祝金 ii) 出産祝金
- iii) 入学祝金 iv) 死亡弔慰金
- v) 傷病見舞金 vi) 災害見舞金

「チップ」については、イ) 客が直接雇用者に手渡すもの、ロ) 客からのチップが雇主を通じて雇用者に再配分されるものの二つが考えられる。本来、賃金・

俸給に含めるべきチップは客から規定料金の他に雇用者に手渡される現金で、かつ、それが雇用者にとって恒常的な収入源になるものをいい、したがってイ) もロ) もそれに該当すると考えられるが、統計技術上の制約から、産業連関表の枠組みの中でイ) を正確に把握することは事実上不可能なので、これを客から雇用者への所得移転とみなして賃金・俸給に含めず、ロ) のみを賃金・俸給に含めている。

なお、国会議員及び地方議員の俸給(議員歳費)は、常用労働者賃金として扱う。

2) 役員俸給

企業のコストとして役員に支払った額であり、利益金を処分して支払った役員賞与は含めない。

② 社会保険料(雇用主負担)

以下の雇用主負担の社会保険料である。

- 1) 政府管掌健康保険(日雇特例被保険者を含む)
- 2) 厚生年金保険
- 3) 労働者災害補償保険
- 4) 雇用保険
- 5) 船員保険
- 6) 国家公務員共済組合・同連合会
- 7) 地方公務員共済組合・同連合会
- 8) 地方議会議員共済会
- 9) 日本私立学校振興・共済事業団(旧私立学校教職員共済組合)
- 10) 農林漁業団体職員共済組合(厚生年金に統合)
- 11) 組合管掌健康保険(民間)
- 12) 組合管掌健康保険(地方公共団体)
- 13) 児童手当(民間分)
- 14) 児童手当(公務員等分)
- 15) 石炭鉱業年金基金
- 16) 厚生年金基金
- 17) 地方公務員災害補償基金
- 18) 消防団員等公務災害補償等共済基金

なお、健康保険制度には医療分と介護分の保険料が含まれている。

さらに、労働基準法に基づく災害補償及び中央・地方の公務員等に対する公務災害補償はその給付額を社会保険料(雇用主負担)に加える。

③ その他の給与及び手当

1) 退職年金及び退職一時金

退職年金とは適格退職年金制度等に対する雇主が拠出した積立額である。したがって、この雇主の積立額と現実には退職したものが受取る退職金とは相違する。退職一時金とは、退職金共済契約等による積立制度への雇主の積立額と、積立制度以外で雇主が実際に支払った退職金をいう。

2) 現物給与

現物給与とは、現物支給の食事、通勤定期券及び自社製品を支給した場合の雇主のコストが計上される。

3) 給与住宅差額家賃

雇用者が市場よりも安い価格で給与住

宅に入居している場合、市中価格から雇用者の支払分を控除した額。

4) 社会保険に関する上積給付金

社会保険の給付について雇主が雇用者のために法定給付に上積みして支給する雇主の費用である。例として、労災保険、健康保険などがあげられる。

5) 財産形成に関する費用

雇主が雇用者のために支出する以下の費用をいう。

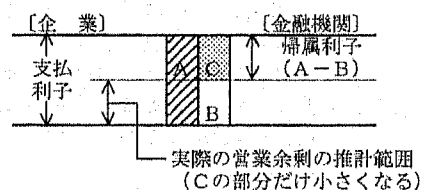
- i) 私的保険制度への拠出金
- ii) 持家援助に関する費用
- iii) 財産形成貯蓄奨励金及び給付金

列コード	行コード	部門名称
	9401-000	営業余剰

(担当府省庁) 内閣府
(定義・範囲)

- ① 粗付加価値から、家計外消費支出、雇用者所得、資本減耗引当、純間接税(間接税一補助金)を控除したものを範囲とする。営業余剰の内容は、各産業部門の営業利潤、支払利子等から成る。この場合、営業外収入である受取利子や受取配当は含めないが、これは各部門をいわゆる生産活動単位で規定し、所得をそれが発生した源泉産業に帰属させるためである。

なお、支払利子に関して、金融機関からは借入額に比例した帰属金融サービス(帰属利子=受取利子-支払利子)を受けていることとするため、帰属サービス分だけ営業余剰が減少することになる。(次図)



	A	B
金融機関	受取	支払
企業	支払	受取

- ② 個人業主や無給の家族従業者等の所得は雇用者所得ではなく、営業余剰に含まれる。

- ③ 政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者の生産額は生産コスト(経費総額)に等しいと定義されているため、その営業余剰は、発生しない。営業余剰は産業のみに発生する。

(注意点)

- ① 平成元年4月1日から導入された消費税に関し、平成2年表においては、1) 納税額、2) 投資財の仕入れに係る消費税額(控除の対象)、3) 輸出業者経由輸出品の国内取引に係る消費税額等が本部門に含まれていたが、平成7年表では1) を「9404-000 間接税(除関税・輸入品商品税)」に含め、2)、3) については平成2年表と同様の取扱いとする。

- ② 平成2年表から、物品賃貸業は全て所有者主義により推計しているため、賃貸を受けている使用動産の純賃貸料（実際に支払った粗賃貸料から当該賃貸物品の維持補修費及び減価償却費を控除したもの）は営業余剰として当該物品の所有部門に計上されている。

列コード	行コード	部門名称
	9402-000	資本減耗引当

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 固定資本の価値は生産過程において消耗されていくが、この価値の減耗分を補填するために引き当てられた費用で、減価償却費と資本偶発損を範囲とする。減価償却費は、固定資本の通常の磨耗と損傷に対するものである。資本偶発損は、火災、風水害、事故などによる不慮の損失に対するものである。資本減耗引当の対象となる固定資本の範囲は、「国内総固定資本形成」の固定資本の範囲と同じである。

- (注意点) ① 資本減耗引当の部門別推計は、昭和60年表までは原則として使用者主義によってきた。したがって、他からの借用資産も資本減耗引当の計算の対象となり、他への貸付資産は逆に対象から除かれていたが、平成2年表では、物品賃貸業の扱いを所有者主義に統一したため、資本減耗引当については、すべて所有産業に計上されることとなった。
- ② ただし、昭和60年表でも物品賃貸業のうちの列部門「8513-01 電子計算機・同関連機器賃貸業」、「8513-02 事務用機械器具(除電算機等)賃貸業」、「8514-01 貸自動車業」の3部門及び「6411-02 不動産賃貸業」部門については所有者主義により推計され、資本減耗引当については、所有産業に計上されていた。

列コード	行コード	部門名称
	9403-000	資本減耗引当 (社会資本等減耗分)

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 一般政府の保有する道路、ダム及び防波堤のような建物、構築物等の資産（社会資本）について、その固定資本の価値の減耗分を補填するために引き当てられた費用であり、「9402-000 資本減耗引当」と同様に減価償却費と資本偶発損を範囲とする。本部門の対象となる固定資本の範囲は、「政府建物等」に加え、「道路、港湾、航空、下水道、廃棄物処理、都市公園、自然公園、治水、農業（灌漑施設）、林業（林道）、漁業、学校施設、社会教育施設等」を対象としている。

(平成7年表からの変更点)

平成7年表において、「9402-000 資本減耗

引当」に計上されていた政府建物等に係る資本減耗引当を本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
	9404-000	間接税(除関税・輸入品商品税)

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲)

- ① 間接税は、財、サービスの生産、販売、購入、又は使用に関して課せられる租税及び税外負担で、税法上損金算入が認められていて、所得とはならず、しかもその負担が最終購入者へ転嫁されることが予定されているものである。また、財政収入を目的とするもので政府の事業所得に分類されない税外収入も間接税に含まれる。但し、「関税」と「輸入品商品税」は粗付加価値部門の間接税に含めず、最終需要の控除項目として計上する。
- ② 国税では、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、自動車重量税等が、地方税では事業税、地方たばこ税、特別地方消費税、固定資産税等が、税外負担では、一部の納付金、収益事業収入等が間接税に相当する。
- ③ 固定資産税は、工場用地や償却資産に課されるだけでなく家屋や住宅用地にも課されるが、これらに課税される固定資産税については、全額を間接税として扱う。すなわち、国民経済計算及び産業連関表では、住宅は全て産業によって供給されるものとし、自己所有の住宅に住んでいても列部門「6422-01 住宅賃貸料(帰属家賃)」という部門から借りて住んでいるかのようにして帰属家賃を計上することになっているので、自己所有の住宅等に課された固定資産税も企業に課された場合と同様に間接税とする。不動産取得税や都市計画税が全額間接税とされるのも同じ理由による。
- ④ 特別地方消費税は、遊興、飲食、宿泊等をする人を納税義務者としているが、徴収の方法として、料理店等の経営者が都道府県に代わって納税義務者から徴収し、これを都道府県に納入することとされている。また旅館等の利用者も、本来の宿泊代やサービス料などとともに税額込みの料金を宿泊費等として認識しているのが普通である。そこで、国民経済計算及び産業連関表では、遊興、飲食、宿泊等の費用は税額込みで最終消費支出に含め、旅館・飲食店業等では税額込みの売上高を計上し、特別地方消費税は全額を列部門の負担する間接税とする。

- ⑤ 自動車関係の税は家計が負担している部分があるので、それを便宜的に半分とみて、税額の2分の1を間接税としている。

(注意点)

平成元年4月1日から導入された消費税納税額のうち産業分は、平成2年表においては、「9401-000 営業余剰」に含まれていたが、平成7年表より本部門に含まれている。

列コード	行コード	部門名称
	9405-000	(控除) 経常補助金

(担当府省庁) 内閣府
(定義・範囲)

- ① 経常補助金は、産業振興を図る、あるいは製品の市場価格を低める等の政府の政策目的によって、政府サービス生産者から産業に対して一方的に給付され、受給者の側において収入として処理される経常的交付金である。公的企業の営業損失を補うためになされる政府からの繰入れも経常補助金に含まれる。国民経済計算の補助金と同じ範囲とする。なお、対家計民間非営利サービス生産者及び政府サービス生産者が経常補助金を受取ることはない。
- ② 経常補助金は、法令上又は予算上、常に補助金と呼ばれるとは限らず、補給金、負担金、奨励金、交付金、助成金、給付金等の名称のものもある。なお、食糧管理特別会計の一般会計からの繰り入れ等は経常補助金とみなす。

〔別表〕平成12年（2000年）産業連関表における中央政府、地方政府及び特殊法人等の扱い

1 中央政府、地方政府及び特殊法人等の格付の意義

中央政府、地方政府及び特殊法人等の格付とは、当該機関（法人）の活動を、①産業（民間事業所（対企業民間非営利サービス生産者を含む。）又は公的企業）、②対家計民間非営利サービス生産者、又は③政府サービス生産者（公務若しくは準公務）に区分するとともに、それが、どの部門に該当するのか（1機関（法人）＝1アクティビティとは限らない。）の格付を行う作業である。

これは、以下にあげる必要性から、不可欠な作業である。

(1) 一次統計や産業を対象とする投入調査では、通常、中央政府、地方政府及び特殊法人等は対象とされないことが多い。そのため、国内生産額を推計するに際して、これらの活動による生産額をどのようにとらえ、それをどの部門の生産額とするのかが問題となる。中央政府、地方政府及び特殊法人等の格付は、これら機関（法人）の生産額を、どの部門の生産額に上乗せするのかを明確にし、該当する部門の正確なCT推計に資することとなる。

(2) 「政府サービス生産者」と「対家計民間非営利サービス生産者」は経費を積み上げて国内生産額を推計するため営業余剰がなく、一方、「産業」は売上高や収入を国内生産額としているため営業余剰が存在する。このように、両者の間には、国内生産額の推計方法や投入構造に大きな差異があり、中央政府、地方政府及び特殊法人等においても、これら機関（法人）の性格により、それらを区分して扱う必要がある。

(3) 国内総固定資本形成について、その機関（法人）の資本形成が、公的（公的企業分を含む。）な資本を形成するのか、民間の資本を形成するのかが明確になり、公共投資による資本形成の分析がよりの確なものとなる。

また、固定資本マトリックスを作成するに当たり、その資本財がどの部門によって購入されたのかを明らかにする上でも、これら機関（法人）が、公的（公的企業を含む。）か民間か、そして、どの部門に該当するのかという格付は不可欠のものである。

2 中央政府、地方政府及び特殊法人等の計数の取扱い

中央政府、地方政府及び特殊法人等の活動は、「生産活動主体分類」によって、①産業、②対家計民間非営

利サービス生産者、③政府サービス生産者、に大別されるが、②及び③については、コスト構造や活動資金の源泉といった面で、一般の産業と大きく異なっているため、以下のような特殊な取扱いを行っている。

(1) 「政府サービス生産者」のうちの「準公務」（政府研究機関及び地方政府研究機関を除く。）及び「対家計民間非営利サービス生産者」

ア 国内生産額は、経費の総額をもって計測し、営業余剰は計上されない。

イ 産出先は、当該部門のサービス活動に対して産業又は家計から支払われた料金相当額をその負担部門（つまり、料金を支払った産業又は家計）に計上し、残りの額を、当該部門の「中央政府個別消費支出」、「地方政府個別消費支出」又は「対家計民間非営利団体消費支出」に計上する。

(2) 「政府サービス生産者」のうちの「公務」及び「準公務」（政府研究機関及び地方政府研究機関）

ア 国内生産額は、経費の総額をもって計測し、営業余剰は計上されない。

イ 産出先は、ほとんどが「中央政府集合的消費支出」又は「地方政府集合的消費支出」となる。

(3) なお、「公的企業」に格付されたものについては、その計数の取扱いにおいては、民間事業所と同一に扱われる。

ただし、公的企業の行った固定資本形成は「国内総固定資本形成（公的）」に計上される。

(4) また、建設に関する政府サービス生産者及び公的企業の活動については、計画及び管理等のサービス活動のみを対象として当該法人等の格付を行う。

ただし、当該法人の主たる活動が、建設活動（発注者主体等の形態も含む。）である場合には、当該法人によって資本形成される建設工事の種類（産業連関表の行部門）が特定できるようにするため、その主たる建設活動を「 」書きで示す。

3 表に登載する範囲について

次の表は、平成12年の1年間に活動を行った中央政府、地方政府及び特殊法人等の生産活動主体分類及びそれらが主に格付けられる部門名を示したものである。

格付は、「平成12年（2000年）産業連関表における生産活動主体分類について」（付録1参照）に基づいて行った。

なお、登載する機関（法人）の範囲は、以下のとお

りとする。

(1) 中央政府

国のすべての行政機関であり、その活動に伴う一般会計及びすべての特別会計に関する活動を含む。

(2) 地方政府

地方公共団体のすべての行政機関であり、その活動に伴う一般会計、すべての事業会計及びその他の会計（財産区、地方開発事業団、港務局に関するもの）に関する活動を含むとともに、地方公社（特別の法律に基づき設立された住宅供給公社、土地開発公社及び地方道路公社）に関する活動も含む。

（注）一部の地方公共団体において駐車場管理事業を営むために設立しているいわゆる「地方駐車場公社」についても、本事業を事業会計で営む地方公共団体もあり、それと性格、業務内容が同様であるため範囲に加える。

(3) 特殊法人等

特殊法人等改革基本法や行革大綱で対象となっている次のものとする。

ア 特殊法人

法律により直接に設立される法人又は特別の法

律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人をいい、総務省設置法第4条第15号に基づき総務省の審査対象となっているすべての法人を範囲とする（ただし、「民間法人化された特殊法人」を除く。）。

イ 認可法人

特別の法律に基づき、数を限定して設立される法人で、民間等の関係者が発起人となって自主的に設立されるものであるが、その設立につき又は設立の際の定款等につき主務大臣の認可にかからしめている法人をいう（ただし、「民間法人化された認可法人」を除く。）。

（注）健康保健組合・同連合会及び国民健康保健組合・同連合会についても、特殊法人である日本私立学校振興・共済事業団、農林漁業団体職員共済組合や、認可法人である国家公務員共済組合・同連合会等と、その性格、業務内容が同様であり、かつ、データも恒常的に捕捉できることから範囲に加える。

〔別表1〕

平成12年(2000年)産業連関表における中央政府、地方政府及び特殊法人等の扱い

1 中央政府

事業等名	生産活動主体分類	政府サービス生産者(★★)		対家計民間非営利サービス生産者(★)	産業		主たる建設活動
		公務	準公務		公的企業	民間事業所	
一般会計							
下記以外	○						
学校給食			学校給食(国公立)				
水路, 灯台業務			水運施設管理				
社会教育			社会教育(国公立)				
教育訓練機関			その他の教育訓練機関(国公立)				
政府研究機関			自然科学研究機関(国公立)				
			人文科学研究機関(国公立)				
保健衛生			保健衛生(国公立)				
社会福祉施設			社会福祉(国公立)				
公務員住宅賃貸					住宅賃貸料		
特別会計							
(1 事業特別会計)							
造幣局特別会計							
コイン					その他の金属製品		
勲章					身辺細貨品		
補助貨幣回収準備資金	○						
印刷局特別会計					出版・印刷		
国有林野事業特別会計							
国有林野事業勘定					育林・素材		
治山勘定	○						「農林関係公共事業」
国営土地改良事業特別会計	○						「農林関係公共事業」
アルコール専売事業特別会計					卸売		
港湾整備特別会計	○						「河川・下水道・その他の公共事業」
空港整備特別会計							
整備	○						「河川・下水道・その他の公共事業」
管理運営			航空施設管理(国営)				
郵政事業特別会計							
郵便					郵便		
為替振替					金融		
郵便貯金特別会計					金融		
道路整備特別会計	○						「道路関係公共事業」
治水特別会計	○						「河川・下水道・その他の公共事業」
(2 保険特別会計)							
厚生保険特別会計			社会保険事業(国公立)				
船員保険特別会計			社会保険事業(国公立)				
国民年金特別会計			社会保険事業(国公立)				
労働保険特別会計			社会保険事業(国公立)				
簡易生命保険特別会計					生命保険		
地震再保険特別会計					損害保険		
農業共済再保険特別会計					損害保険		
森林保険特別会計					損害保険		
漁船再保険及漁業共済保険特別会計					損害保険		
貿易保険特別会計					損害保険		
自動車損害賠償責任再保険特別会計					損害保険		

事業等名	生産活動主体分類		政府サービス生産者(★★)	対家計民間非営利サービス生産者(★)	産業		主たる建設活動
	公務	準公務			公的企業	民間事業所	
(3 管理特別会計)							
登記特別会計	○						
外国為替資金特別会計	○						
国立学校特別会計		学校教育(国公立) 自然科学研究機関(国公立) 人文科学研究機関(国公立)					
医療(大学病院)関係					医療(国公立)		
国立病院特別会計					医療(国公立)		
食糧管理特別会計					卸売		
農業経営基盤強化措置特別会計	○						
特許特別会計	○						
自動車検査登録特別会計	○						
(4 融資特別会計)							
資金運用部特別会計					金融		
産業投資特別会計					金融		
都市開発資金融通特別会計					金融		
(5 整理特別会計)							
電源開発促進対策特別会計	○						
交付税及び譲与税配付金特別会計	○						
国債整理基金特別会計	○						
石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計	○						
特定国有財産整備特別会計	○						

2 地方政府

事業等名	生産活動主体分類		政府サービス生産者(★★)	対家計民間非営利サービス生産者(★)	産業		主たる建設活動
	公務	準公務	公的企業		民間事業所		
普通会計							
下記以外	○						
学校給食		学校給食(国公立)					
清掃事業		廃棄物処理(公営)					
住宅事業					住宅賃貸料		
造林事業					育林・素材		
学校教育		学校教育(国公立)					
社会教育		社会教育(国公立)					
教育訓練機関		その他の教育訓練機関(国公立)					
地方政府研究機関		自然科学研究機関(国公立) 人文科学研究機関(国公立)					
保健衛生		保健衛生(国公立)					
社会福祉施設		社会福祉(国公立)					
港湾管理		水運施設管理					
空港管理		航空施設管理(国営)					
失業者就労事業	○						
公務員住宅賃貸					住宅賃貸料		
一部事務組合	○						
事業会計							
上水道・簡易水道事業					上水道・簡易水道		
工業用水道事業					工業用水		
公共下水道事業		下水道					「河川・下水道・その他の公共事業」
交通事業					鉄道旅客輸送 道路旅客輸送		
電気事業					電力		
ガス事業					都市ガス		
病院事業					医療(国公立)		
市場事業					卸売		
港湾整備事業							
整備	○						「河川・下水道・その他の公共事業」
管理運営		水運施設管理					
と畜場事業					と畜		
観光施設事業					(各アクティビティに含まれる)		
有料道路事業					道路輸送施設提供		「道路関係公共事業」
駐車場事業					道路輸送施設提供		
宅地造成事業					不動産仲介・管理業		「その他の土木建設」
国民健康保険事業							
保険給付		社会保険事業(国公立)					
直営診療所					医療(国公立)		
競馬、競輪、小型自動車競走、競艇					競輪・競馬等の競走場・競技団		
宝くじ					その他の娯楽		
農業共済事業					損害保険		
交通災害共済事業					損害保険		
公益質屋事業	○						
老人保健医療事業		社会保険事業(国公立)					
介護保険事業		社会保険事業(国公立)					
公立大学付属病院事業					医療(国公立)		
一部事務組合	○						
公社							
住宅供給公社					住宅賃貸料		
土地開発公社					不動産仲介・管理業		「その他の土木建設」
地方道路公社					道路輸送施設提供		「道路関係公共事業」
地方駐車場公社					道路輸送施設提供		
その他の会計							
財産区	○						
地方開発事業団	○						
港務局							
整備	○						「河川・下水道・その他の公共事業」
管理運営		水運施設管理					

3 特殊法人等

法人名	生産活動主体分類		政府サービス生産者 (★★)	対家計民間 非営利サー ビス生産者 (★)	産業		主たる建設活動	備考
	公務	準公務			公的企業	民間事業所		
特殊法人								
(公団)								
水資源開発公団	○						「河川・下水道・その他の公共事業」「農林関係公共事業」	
地域振興整備公団				不動産仲介・ 管理業			「非住宅建築（非木造）」「その他の土木建設」	
緑資源公団	○						「農林関係公共事業」	平成11年10月に廃止した農用地整備公団の事業を森林開発公団が継承し名称変更
石油公団								
石油備蓄事業	○							
融資事業				金融				
鉱物探査事業				その他の対事業所サービス				
日本鉄道建設公団				鉄道輸送			「鉄道軌道建設」	
新東京国際空港公団				空港施設管理 (産業)				
日本道路公団				道路輸送施設提供			「道路関係公共事業」	
首都高速道路公団				道路輸送施設提供			「道路関係公共事業」	
阪神高速道路公団				道路輸送施設提供			「道路関係公共事業」	
本州四国連絡橋公団				道路輸送施設提供			「道路関係公共事業」	
都市基盤整備公団				不動産仲介・ 管理業 不動産賃貸業 住宅賃貸料			「住宅建築（非木造）」「その他の土木建設」	平成11年10月に住宅・都市整備公団を廃止し新設
(事業団)								
科学技術振興事業団								
一般勘定		自然科学研究機関 (国公立)						平成8年10月設置 (新技術事業団及び日本科学技術情報センター廃止)
文献情報提供勘定				情報サービス				
宇宙開発事業団	○							
環境事業団	○							
国際協力事業団	○							
日本私立学校振興・共済事業団								
助成事業	○							平成10年1月に私立学校共済組合及び日本私学振興財団を廃止し、新設。
宿泊事業						旅館・その他の 宿泊所		
その他共済関連事業				社会保険事業 (非営利)				
社会福祉・医療事業団				金融				
年金福祉事業団								
貸付事業				金融				
施設運営				旅館・その他の 宿泊所				
農畜産業振興事業団				卸売				平成8年10月畜産振興事業団と蚕糸砂糖類価格安定事業団が統合

生産活動主体分類 法人名	政府サービス生産者 (★★)		対家計民間 非営利サー ビス生産者 (★)	産業		主たる建設活動	備考
	公務	準公務		公的企業	民間事業所		
金属鉱業事業団							
鉱物探査事業				その他の対事 業所サービス			
その他	○						
中小企業総合事業団							
信用保険事業				損害保険			平成11年7月①②③を統合
融資事業				金融			①中小企業信用保険公庫
その他	○						②中小企業事業団
							③繊維産業構造改善事業協会
運輸施設整備事業団				金融 沿海内水面輸 送			平成9年10月鉄道整備基金と船舶 整備公団が統合
簡易保険福祉事業団							
一般勘定		社会福祉(国公立)					
土地高度利用事業特別勘定				不動産賃貸業			別掲
運用事業特別勘定				金融			別掲
(郵便貯金)運用事業特別勘定				金融			別掲
労働福祉事業団							
医療業務				医療(国公 立)			
その他		社会福祉(国公 立)					
(公庫)							
住宅金融公庫							
資金貸付				金融			
団体信用生命保険				生命保険			
住宅融資保険				損害保険			
農林漁業金融公庫				金融			
中小企業金融公庫				金融			
公営企業金融公庫				金融			
沖縄振興開発金融公庫				金融			
国民生活金融公庫				金融			平成11年10月環境衛生金融公庫を 廃止し国民金融公庫と統合
(金庫・特殊銀行)							
国際協力銀行				金融			平成11年10月に日本輸出入銀行及 び海外経済協力基金を廃止し新設
日本政策投資銀行				金融			平成11年10月に北海道東北開発公 庫及び日本開発銀行を廃止し新設
商工組合中央金庫					金融		
(営団)							
帝都高速度交通営団				鉄道旅客輸送			
(特殊会社)							
日本たばこ産業株式会社					たばこ		
電源開発株式会社					電力		
関西国際空港株式会社				空港施設管理 (産業)			

生産活動主体分類 法人名	政府サービス生産者 (★★)		対家計民間 非営利サー ビス生産者 (★)	産業		主たる建設活動	備考
	公務	準公務		公的企業	民間事業所		
日本電信電話株式会社					固定電気通信		
東日本電信電話株式会社					固定電気通信		平成11年7月新設
西日本電信電話株式会社					固定電気通信		平成11年7月新設
北海道旅客鉄道株式会社					鉄道旅客輸送		
東日本旅客鉄道株式会社					鉄道旅客輸送		
東海旅客鉄道株式会社					鉄道旅客輸送		
西日本旅客鉄道株式会社					鉄道旅客輸送		
四国旅客鉄道株式会社					鉄道旅客輸送		
九州旅客鉄道株式会社					鉄道旅客輸送		
日本貨物鉄道株式会社					鉄道貨物輸送		
(その他の特殊法人)							
<協会>							
北方領土問題対策協会	○						
公害健康被害補償予防協会	○						
心身障害者福祉協会		社会福祉 (国公立)					
地方競馬全国協会					対企業民間非 営利団体		
日本放送協会					公共放送		
日本勤労者住宅協会					不動産仲介・ 管理業		
<基金>							
奄美群島振興開発基金					金融		
国際交流基金	○						
社会保険診療報酬支払基金			社会保険事業 (非営利)				
農業者年金基金			社会保険事業 (非営利)				
<研究所>							
日本原子力研究所		自然科学研究機関 (国公立)					
理化学研究所		自然科学研究機関 (国公立)					
<振興会>							
日本学術振興会	○						

生産活動主体分類 法人名	政府サービス生産者 (★★)		対家計民間 非営利サー ビス生産者 (★)	産業		主たる建設活動	備考
	公務	準公務		公的企業	民間事業所		
日本自転車振興会					競輪・競馬等 の競走場・競 技団		
日本貿易振興会				その他の対事 業所サービス			
日本小型自動車振興会					競輪・競馬等 の競走場・競 技団		
国際観光振興会	○						
日本船舶振興会					対企業民間非 営利団体		
日本芸術文化振興会 国立劇場勘定				劇場・興行場			
芸術文化振興（基金勘定）	○						
<共済組合等>							
農林漁業団体職員共済組合			社会保険事業 (非営利)				
宿泊事業					旅館・その他 の宿泊所		
<その他>							
国民生活センター	○						
日本育英会	○						
国立教育会館		その他の教育訓練 機関（国公立）					
放送大学学園		学校教育（国公立）					
日本体育・学校健康センター 学校給食用物資供給				卸売			
災害共済事業			対家計民間非 営利団体				
スポーツ振興	○						
日本中央競馬会				競輪・競馬等 の競走場・競 技団			
新エネルギー・産業技術総合 開発機構 新エネルギー開発 産業技術総合開発 石炭鉱業合理化 アルコール製造		自然科学研究機関 (国公立)					
	○						
				その他の有機 化学工業製品			
日本労働研究機構		人文科学研究機関 (国公立)					
勤労者退職金共済機構	○						平成10年4月設置（中小企業退職 金共済事業団及び建設業・清酒製 造業・林業退職金共済組合廃止）
核燃料サイクル開発機構	○						平成10年10月動力炉・核燃料開発 事業団から名称変更
雇用・能力開発機構 能力開発施設 その他		その他の教育訓練 機関（国公立）					平成11年10月設置（雇用促進事業 団廃止） 平成15年10月独法化
	○						

生産活動主体分類 法人名	政府サービス生産者 (★★)		対家計民間 非営利サー ビス生産者 (★)	産業		主たる建設活動	備考
	公務	準公務		公的企業	民間事業所		
認可法人							
(銀行)							
日本銀行				金融			
(事業団)							
日本下水道事業団		下水道				「河川・下水道・その 他の公共事業」	
(協会)							
日本公認会計士協会					対企業民間非 営利団体		
日本万国博覧会記念協会			対家計民間非 営利団体				
情報処理振興事業協会				情報サービス			
造船業基盤整備事業協会					対企業民間非 営利団体		
中央労働災害防止協会					対企業民間非 営利団体		平成12年度民間法人化
日本障害者雇用促進協会	○						
(基金)							
平和祈念事業特別基金	○						
厚生年金基金・同連合会			社会保険事業 (非営利)				
宿泊事業					旅館・その他 の宿泊所		
石炭鉱業年金基金			社会保険事業 (非営利)				
農業共済基金				金融			平成12年4月解散（農林漁業信用 基金に統合）
農林漁業信用基金				金融・損害保 険			
野菜供給安定基金	○						
産業基盤整備基金				金融			
地方公務員災害補償基金			社会保険事業 (非営利)				
(センター)							
自動車安全運転センター	○						
研修業務		その他の教育訓練 機関（国公立）					別掲
海洋科学技術センター		自然科学研究機関 (国公立)					
通関情報処理センター	○						
海洋水産資源開発センター		自然科学研究機関 (国公立)					
基盤技術研究促進センター				金融			2年以内解散予定、融資事業収入 が主。

生産活動主体分類 法人名	政府サービス生産者 (★★)		対家計民間 非営利サー ビス生産者 (★)	産業		主たる建設活動	備考
	公務	準公務		公的企業	民間事業所		
自動車事故対策センター	○						
海上災害防止センター	○						
(機構)							
総合研究開発機構					人文科学研究 機関 (産業)		
預金保険機構	○						
医薬品副作用被害救済・ 研究振興調査機構	○						
農水産業協同組合貯金保険機 構			対家計民間非 営利団体				
生物系特定産業技術研究推進 機構				金融			
		自然科学研究機関 (国公立)					
空港周辺整備機構	○						
通信・放送機構	○						
(共済組合)							
国家公務員共済組合・同連合 会			社会保険事業 (非営利)				
宿泊事業					旅館・その他 の宿泊所		
指定都市職員共済組合，地方 職員共済組合，都職員共済組 合，全国市町村職員共済組合 連合会，地方公務員共済組合 連合会			社会保険事業 (非営利)				
宿泊事業					旅館・その他 の宿泊所		
警察共済組合			社会保険事業 (非営利)				
宿泊事業					旅館・その他 の宿泊所		
公立学校共済組合			社会保険事業 (非営利)				
宿泊事業					旅館・その他 の宿泊所		
都道府県議会議員共済会， 市議会議員共済会， 町村議会議員共済会			社会保険事業 (非営利)				
日本たばこ産業共済組合			社会保険事業 (非営利)				追加
日本鉄道共済組合			社会保険事業 (非営利)				追加
(その他)							
日本税理士会連合会					対企業民間非 営利団体		
日本赤十字社					医療 (公益法 人等)		
福祉			社会福祉 (非 営利)				
医薬品					医薬品		
漁船保険中央会					損害保険		
全国農業会議所					対企業民間非 営利団体		

生産活動主体分類 法人名	政府サービス生産者 (★★)		対家計民間 非営利サー ビス生産者 (★)	産業		主たる建設活動	備考
	公務	準公務		公的企業	民間事業所		
全国農業協同組合中央会					対企業民間非 営利団体		
日本商工会議所					対企業民間非 営利団体		
全国中小企業団体中央会					対企業民間非 営利団体		
全国商工会連合会					対企業民間非 営利団体		
全国社会保険労務士会連合会					対企業民間非 営利団体		
その他							
健康保険組合・同連合会			社会保険事業 (非営利)				
宿泊事業					旅館・その他 の宿泊所		
国民健康保険組合・同連合会			社会保険事業 (非営利)				
宿泊事業					旅館・その他 の宿泊所		

〔別表2〕

中央政府、地方政府及び特殊法人等の扱いの平成7年（1995年）表との相違

- 1 中央政府については、平成7年（1995年）産業連関表における格付から変更はない。
- 2 地方政府については、老人保健医療事業及び介護保険事業を追加した。
- 3 特殊法人等

生産活動主体分類 法人名	政府サービス生産者 (★★)		対家計民間 非営利サー ビス生産者 (★)	産業		主たる建設活動	変更点等
	公務	準公務		公的企業	民間事業所		
特殊法人							
(公団)							
水資源開発公団	○					「河川・下水道・その他の公共事業」「農林関係公共事業」	
地域振興整備公団				不動産仲介・ 管理業		「非住宅建築（非木造）」「その他の土木建設」	
緑資源公団	○					「農林関係公共事業」	平成11年10月に廃止した農用地整備公団の事業を森林開発公団が継承し名称変更
石油公団							
石油備蓄事業	○						
融資事業				金融			
鉱物探査事業				その他の対事業所サービス			
日本鉄道建設公団				鉄道輸送		「鉄道軌道建設」	
新東京国際空港公団				空港施設管理 (産業)			
日本道路公団				道路輸送施設 提供		「道路関係公共事業」	
首都高速道路公団				道路輸送施設 提供		「道路関係公共事業」	
阪神高速道路公団				道路輸送施設 提供		「道路関係公共事業」	
本州四国連絡橋公団				道路輸送施設 提供		「道路関係公共事業」	
都市基盤整備公団				不動産仲介・ 管理業 不動産賃貸業 住宅賃貸料		「住宅建築（非木造）」「その他の土木建設」	平成11年10月に住宅・都市整備公団を廃止し新設
(事業団)							
科学技術振興事業団							
一般勘定		自然科学研究機関 (国公立)					平成8年10月設置 (新技術事業団及び日本科学技術情報センター廃止)
文献情報提供勘定				情報サービス			
宇宙開発事業団	○						
環境事業団	○						
国際協力事業団	○						
日本私立学校振興・共済事業団							
助成事業	○						平成10年1月に私立学校共済組合及び日本私学振興財団を廃止し、新設
宿泊事業					旅館・その他の 宿泊所		
その他共済関連事業				社会保険事業 (非営利)			
社会福祉・医療事業団				金融			
年金福祉事業団							
貸付事業				金融			
施設運営				旅館・その他の 宿泊所			

生産活動主体分類 法人名	政府サービス生産者 (★★)		対家計民間 非営利サー ビス生産者 (★)	産業		主たる建設活動	変更点等
	公務	準公務		公的企業	民間事業所		
農畜産業振興事業団				卸売			平成8年10月畜産振興事業団と蚕糸砂糖類価格安定事業団が統合
金属鉱業事業団				その他の対事業所サービス			
鉱物探査事業							
その他	○						
中小企業総合事業団				損害保険			平成11年7月①②③を統合
信用保険事業							①中小企業信用保険公庫
融資事業				金融			②中小企業事業団
その他	○						③繊維産業構造改善事業協会
運輸施設整備事業団				金融 沿海内水面輸送			平成9年10月鉄道整備基金と船舶整備公団が統合
簡易保険福祉事業団							
一般勘定		社会福祉(国公立)					
土地高度利用事業特別勘定				不動産賃貸業			別掲
運用事業特別勘定				金融			別掲
(郵便貯金)運用事業特別勘定				金融			別掲
労働福祉事業団				医療(国公立)			
医療業務							
その他		社会福祉(国公立)					
(公庫)							
住宅金融公庫				金融			
資金貸付				金融			
団体信用生命保険				生命保険			
住宅融資保険				損害保険			
農林漁業金融公庫				金融			
中小企業金融公庫				金融			
公営企業金融公庫				金融			
沖縄振興開発金融公庫				金融			
国民生活金融公庫				金融			平成11年10月環境衛生金融公庫を廃止し国民金融公庫と統合
(金庫・特殊銀行)							
国際協力銀行				金融			平成11年10月に日本輸出入銀行及び海外経済協力基金を廃止し新設
日本政策投資銀行				金融			平成11年10月に北海道東北開発公庫及び日本開発銀行を廃止し新設
商工組合中央金庫					金融		
(営団)							
帝都高速度交通営団				鉄道旅客輸送			
(特殊会社)							
日本たばこ産業株式会社					たばこ		
電源開発株式会社				電力	電力		主体分類変更

生産活動主体分類 法人名	政府サービス生産者 (★★)		対家計民間 非営利サー ビス生産者 (★)	産業		主たる建設活動	変更点等
	公務	準公務		公的企業	民間事業所		
関西国際空港株式会社				空港施設管理 (産業)			
日本電信電話株式会社					固定電気通信		
東日本電信電話株式会社					固定電気通信		平成11年7月新設
西日本電信電話株式会社					固定電気通信		平成11年7月新設
北海道旅客鉄道株式会社					鉄道旅客輸送		
東日本旅客鉄道株式会社					鉄道旅客輸送		
東海旅客鉄道株式会社					鉄道旅客輸送		
西日本旅客鉄道株式会社					鉄道旅客輸送		
四国旅客鉄道株式会社					鉄道旅客輸送		
九州旅客鉄道株式会社					鉄道旅客輸送		
日本貨物鉄道株式会社					鉄道貨物輸送		
(その他の特殊法人)							
<協会>							
北方領土問題対策協会	○						
公害健康被害補償予防協会	○						
心身障害者福祉協会		社会福祉 (国公立)					
地方競馬全国協会					対企業民間非 営利団体		
日本放送協会					公共放送		
日本勤労者住宅協会					不動産仲介・ 管理業		
<基金>							
奄美群島振興開発基金				金融 → 金融			主体分類変更
国際交流基金	○						
社会保険診療報酬支払基金			社会保険事業 (非営利)				
農業者年金基金			社会保険事業 (非営利)				
<研究所>							
日本原子力研究所		自然科学研究機関 (国公立)					
理化学研究所		自然科学研究機関 (国公立)					

生産活動主体分類 法人名	政府サービス生産者 (★★)		対家計民間 非営利サー ビス生産者 (★)	産業		主たる建設活動	変更点等
	公務	準公務		公的企業	民間事業所		
<振興会>							
日本学術振興会	○						
日本自転車振興会					対企業民間 非営利団体 ↓ 競輪・競馬等 の競走場・競 技団		部門変更
日本貿易振興会	⊖	→		その他の対事 業所サービス			主体分類変更
日本小型自動車振興会					対企業民間 非営利団体 ↓ 競輪・競馬等 の競走場・競 技団		部門変更
国際観光振興会	○						
日本船舶振興会					対企業民間非 営利団体		
日本芸術文化振興会 国立劇場勘定				劇場・興行場			
芸術文化振興（基金勘定）	○						
<共済組合等>							
農林漁業団体職員共済組合			社会保険事業 (非営利)				
宿泊事業					旅館・その他 の宿泊所		
<その他>							
国民生活センター	○						
日本育英会	○						
国立教育会館		その他の教育訓練 機関（国公立）					
放送大学学園		学校教育(国公立)					
日本体育・学校健康センター 学校給食食物資供給				卸売			
災害共済事業			対家計民間非 営利団体				
スポーツ振興	○						
日本中央競馬会				娯楽サービス			
新エネルギー・産業技術総合 開発機構							
新エネルギー開発 産業技術総合開発		自然科学研究機関 (国公立)					
石炭鉱業合理化	○						
アルコール製造				その他の有機 化学工業製品			
日本労働研究機構		人文科学研究機関 (国公立)					
勤労者退職金共済機構	○						平成10年4月設置（中小企業退職 金共済事業団及び建設業・清酒 製造業・林業退職金共済組合廃 止）
核燃料サイクル開発機構	○						平成10年10月動力炉・核燃料開 発事業団から名称変更

生産活動主体分類 法人名	政府サービス生産者 (★★)		対家計民間 非営利サー ビス生産者 (★)	産業		主たる建設活動	変更点等
	公務	準公務		公的企業	民間事業所		
雇用・能力開発機構							
能力開発施設		その他の教育訓練 機関（国公立）					平成11年10月設置（雇用促進事 業団廃止）
その他	○						
認可法人							
（銀行）							
日本銀行				金融			
（事業団）							
日本下水道事業団		下水道				「河川・下水道・その 他の公共事業」	
（協会）							
日本公認会計士協会					対企業民間非 営利団体		
日本万国博覧会記念協会			対家計民間非 営利団体				
情報処理振興事業協会				情報サービス			
造船業基盤整備事業協会					対企業民間非 営利団体		
中央労働災害防止協会					対企業民間非 営利団体		平成12年度民間法人化
日本障害者雇用促進協会	○						
（基金）							
平和祈念事業特別基金	○						
厚生年金基金・同連合会			社会保険事業 (非営利)				
宿泊事業					旅館・その他 の宿泊所		
石炭鉱業年金基金			社会保険事業 (非営利)				
農業共済基金				金融			平成12年4月解散（農林漁業信用 基金に統合）
農林漁業信用基金				金融・損害保 険			
野菜供給安定基金	○						
産業基盤整備基金				金融			
地方公務員災害補償基金			社会保険事業 (非営利)				
（センター）							
自動車安全運転センター	○						
研修業務		その他の教育訓練 機関（国公立）					別掲
海洋科学技術センター		自然科学研究機関 （国公立）					
通関情報処理センター	○						
海洋水産資源開発センター		自然科学研究機関 （国公立）					

生産活動主体分類 法人名	政府サービス生産者 (★★)		対家計民間 非営利サー ビス生産者 (★)	産業		主たる建設活動	変更点等
	公務	準公務		公的企業	民間事業所		
基礎技術研究促進センター	○			金融			主体分類・部門変更
自動車事故対策センター	○						
海上災害防止センター	○						
(機構)							
総合研究開発機構					人文科学研究 機関 (産業)		
預金保険機構	○		対家計民間非 営利団体				主体分類・部門変更
医薬品副作用被害救済・ 研究振興調査機構	○						
農水産業協同組合貯金保険機 構			対家計民間非 営利団体				
生物系特定産業技術研究推進 機構				金融			
		自然科学研究機関 (国公立)					
空港周辺整備機構	○						
通信・放送機構	○						
(共済組合)							
国家公務員共済組合・同連合 会			社会保険事業 (非営利)				
宿泊事業					旅館・その他 の宿泊所		
指定都市職員共済組合、地方 職員共済組合、都職員共済組 合、全国市町村職員共済組合 連合会、地方公務員共済組合 連合会			社会保険事業 (非営利)				
宿泊事業					旅館・その他 の宿泊所		
警察共済組合			社会保険事業 (非営利)				平成7年表では、地方公務員共済 組合・同連合会として一括して 表章されていたが別掲した。
宿泊事業					旅館・その他 の宿泊所		
公立学校共済組合			社会保険事業 (非営利)				
宿泊事業					旅館・その他 の宿泊所		
都道府県議会議員共済会、 市議会議員共済会、 町村議会議員共済会			社会保険事業 (非営利)				
日本たばこ産業共済組合			社会保険事業 (非営利)				追加
日本鉄道共済組合			社会保険事業 (非営利)				追加
(その他)							
日本税理士会連合会					対企業民間非 営利団体		
日本赤十字社					医療 (公益法 人等)		
福祉			社会福祉 (非 営利)				
医薬品					医薬品		
漁船保険中央会					損害保険		

生産活動主体分類 法人名	政府サービス生産者 (★★)		対家計民間 非営利サー ビス生産者 (★)	産業		主たる建設活動	変更点等
	公務	準公務		公的企業	民間事業所		
全国農業会議所					対企業民間非 営利団体		
全国農業協同組合中央会					対企業民間非 営利団体		
日本商工会議所					対企業民間非 営利団体		
全国中小企業団体中央会					対企業民間非 営利団体		
全国商工会連合会					対企業民間非 営利団体		
全国社会保険労務士会連合会					対企業民間非 営利団体		
その他							
健康保険組合・同連合会			社会保険事業 (非営利)				
宿泊事業					旅館・その他 の宿泊所		
国民健康保険組合・同連合会			社会保険事業 (非営利)				
宿泊事業					旅館・その他 の宿泊所		

[資料1]

平成7年(1995年)産業連関表－平成12年(2000年)産業連関表部門分類対照表

1 基本分類

本表を見る際は、203ページ下部を参照のこと。

平成7年(1995年)表			対応 関係	平成12年(2000年)表			変更内容
列部門	行部門	部門名称		列部門	行部門	部門名称	
内 生 部 門							
0111 -01		米		0111 -01		米	
	0111 -011	米			0111 -011	米	
	0111 -012	稲わら			0111 -012	稲わら	
0111 -02		麦類	0111 -02			麦類	
	0111 -021	小麦(国産)		0111 -021	小麦(国産)		
	0111 -022	小麦(輸入)		0111 -022	小麦(輸入)		
	0111 -023	大麦(国産)		0111 -023	大麦(国産)		
	0111 -024	大麦(輸入)		0111 -024	大麦(輸入)		
0112 -01		いも類	0112 -01			いも類	
	0112 -011	かんしょ		0112 -011	かんしょ		
	0112 -012	ばれいしょ		0112 -012	ばれいしょ		
0112 -02		豆類	0112 -02			豆類	
	0112 -021	大豆(国産)		0112 -021	大豆(国産)		
	0112 -022	大豆(輸入)		0112 -022	大豆(輸入)		
	0112 -029	その他の豆類		0112 -029	その他の豆類		
0113 -01	0113 -001	野菜	0113 -01	0113 -001	野菜		
		野菜(露地)			野菜(露地)		
0113 -02		野菜(施設)	0113 -02		野菜(施設)		
0114 -01		果実	0114 -01			果実	
	0114 -011	かんきつ		0114 -011	かんきつ		
	0114 -012	りんご		0114 -012	りんご		
	0114 -019	その他の果実		0114 -019	その他の果実		
0115 -01	0115 -011	砂糖原料作物	0115 -01	0115 -011	砂糖原料作物		
0115 -02		飲料用作物	0115 -02			飲料用作物	
	0115 -021	コーヒー豆・カカオ豆(輸入)		0115 -021	コーヒー豆・カカオ豆(輸入)		
	0115 -029	その他の飲料用作物		0115 -029	その他の飲料用作物		
0115 -09		その他の食用耕種作物	0115 -09			その他の食用耕種作物	
	0115 -091	雑穀		0115 -091	雑穀		
	0115 -092	油糧作物		0115 -092	油糧作物		
	0115 -093	食用工芸作物(除別掲)		0115 -093	食用工芸作物(除別掲)		
0116 -01	0116 -011	飼料作物	0116 -01	0116 -011	飼料作物		
0116 -02	0116 -021	種苗	0116 -02	0116 -021	種苗		
0116 -03	0116 -031	花き・花木類	0116 -03	0116 -031	花き・花木類		
0116 -09		その他の非食用耕種作物	0116 -09			その他の非食用耕種作物	
	0116 -091	葉たばこ		0116 -091	葉たばこ		
	0116 -092	生ゴム(輸入)		0116 -092	生ゴム(輸入)		
	0116 -093	綿花(輸入)		0116 -093	綿花(輸入)		
	0116 -099	その他の非食用耕種作物(除別掲)		0116 -099	その他の非食用耕種作物(除別掲)		
0121 -01	0121 -011	酪農	0121 -01	0121 -011	酪農		
	0121 -019	生乳		0121 -019	生乳		
		その他の酪農生産物			その他の酪農生産物		
0121 -02	0121 -021	鶏卵	0121 -02	0121 -021	鶏卵		
0121 -03	0121 -031	肉鶏	0121 -03	0121 -031	肉鶏		
0121 -04	0121 -041	豚	0121 -04	0121 -041	豚		
0121 -05	0121 -051	肉用牛	0121 -05	0121 -051	肉用牛		
0121 -09		その他の畜産	0121 -09			その他の畜産	内容変更(統合)
	0121 -091	羊毛		0121 -091	羊毛		
	0121 -099	その他の畜産		0121 -099	その他の畜産		
0122 -01	0122 -011	養蚕					
0131 -01	0131 -011	獣医薬業	0131 -01	0131 -011	獣医薬業		
0131 -02	0131 -021	農業サービス(除獣医薬)	0131 -02	0131 -021	農業サービス(除獣医薬)		
0211 -01	0211 -011	育林	0211 -01	0211 -011	育林		
0212 -01		素材	0212 -01			素材	
	0212 -011	素材(国産)		0212 -011	素材(国産)		
	0212 -012	素材(輸入)		0212 -012	素材(輸入)		
0213 -01	0213 -011	特用林産物(含狩猟業)	0213 -01	0213 -011	特用林産物(含狩猟業)		
0311 -01	0311 -001	海面漁業(国産)	0311 -01	0311 -001	海面漁業(国産)		
		沿岸漁業			沿岸漁業		
		沖合漁業			沖合漁業		
		遠洋漁業			遠洋漁業		
		海面漁業(輸入)			海面漁業(輸入)		
0311 -04	0311 -041	海面養殖業	0311 -04	0311 -041	海面養殖業		
0312 -01	0312 -001	内水面漁業・養殖業	0312 -01	0312 -001	内水面漁業・養殖業		
		内水面漁業			内水面漁業		
		内水面養殖業			内水面養殖業		
0611 -01		金属鉱物	0611 -01			金属鉱物	
	0611 -011	鉄鉱石		0611 -011	鉄鉱石		
	0611 -012	非鉄金属鉱物		0611 -012	非鉄金属鉱物		
0621 -01		窯業原料鉱物	0621 -01			窯業原料鉱物	
	0621 -011	石灰石		0621 -011	石灰石		
	0621 -019	その他の窯業原料鉱物		0621 -019	その他の窯業原料鉱物		
0622 -01	0622 -011	砂利・採石	0622 -01	0622 -011	砂利・採石		
0622 -02	0622 -021	碎石	0622 -02	0622 -021	碎石		
0629 -09	0629 -099	その他の非金属鉱物	0629 -09	0629 -099	その他の非金属鉱物		
0711 -01		石炭	0711 -01	0711 -011	石炭	行部門統合	
	0711 -011	原料炭					
	0711 -012	一般炭・亜炭・無煙炭					

平成7年(1995年)表			対応 関係	平成12年(2000年)表			変更内容
列部門	行部門	部門名称		列部門	行部門	部門名称	
0721 -01		原油・天然ガス		0721 -01		原油・天然ガス	
	0721 -011	原油			0721 -011	原油	
	0721 -012	天然ガス			0721 -012	天然ガス	
1111 -01		と畜(含肉鶏処理)		1111 -01		と畜(含肉鶏処理)	
	1111 -011	牛肉(枝肉)			1111 -011	牛肉(枝肉)	
	1111 -012	豚肉(枝肉)			1111 -012	豚肉(枝肉)	
	1111 -013	鶏肉			1111 -013	鶏肉	
	1111 -014	その他の肉(枝肉)			1111 -014	その他の肉(枝肉)	
	1111 -015	と畜副産物(含肉鶏処理副産物)			1111 -015	と畜副産物(含肉鶏処理副産物)	
1112 -01	1112 -011	肉加工品		1112 -01	1112 -011	肉加工品	
1112 -02	1112 -021	畜産びん・かん詰		1112 -02	1112 -021	畜産びん・かん詰	
1112 -03	1112 -031	動物油脂		1112 -03			
1112 -04		酪農品		1112 -03		酪農品	
	1112 -041	飲用牛乳			1112 -031	飲用牛乳	
	1112 -042	乳製品			1112 -032	乳製品	
1113 -01	1113 -011	冷凍魚介類		1113 -01	1113 -011	冷凍魚介類	
1113 -02	1113 -021	塩・干・くん製品		1113 -02	1113 -021	塩・干・くん製品	
1113 -03	1113 -031	水産びん・かん詰		1113 -03	1113 -031	水産びん・かん詰	
1113 -04	1113 -041	ねり製品		1113 -04	1113 -041	ねり製品	
1113 -05	1113 -051	魚油・魚かす					
1113 -09	1113 -099	その他の水産食品		1113 -09	1113 -099	その他の水産食品	
1114 -01		精穀		1114 -01		精穀	
	1114 -011	精米			1114 -011	精米	
	1114 -019	その他の精穀			1114 -019	その他の精穀	
1114 -02		製粉		1114 -02		製粉	
	1114 -021	小麦粉			1114 -021	小麦粉	
	1114 -029	その他の製粉			1114 -029	その他の製粉	
1115 -01	1115 -011	めん類		1115 -01	1115 -011	めん類	
1115 -02	1115 -021	パン類		1115 -02	1115 -021	パン類	
1115 -03	1115 -031	菓子類		1115 -03	1115 -031	菓子類	
1116 -01	1116 -011	農産びん・かん詰		1116 -01	1116 -011	農産びん・かん詰	
1116 -02	1116 -021	農産保存食料品(除びん・かん詰)		1116 -02	1116 -021	農産保存食料品(除びん・かん詰)	
1117 -01		砂糖		1117 -01		砂糖	
	1117 -011	精製糖			1117 -011	精製糖	
	1117 -019	その他の砂糖・副産物			1117 -019	その他の砂糖・副産物	
1117 -02	1117 -021	でん粉		1117 -02	1117 -021	でん粉	
1117 -03	1117 -031	ぶどう糖・水あめ・異性化糖		1117 -03	1117 -031	ぶどう糖・水あめ・異性化糖	
1117 -04		植物油脂		1117 -04		植物油脂	
	1117 -041	植物油脂			1117 -041	植物油脂	
	1117 -042	加工油脂			1117 -042	加工油脂	
	1117 -043	植物原油かす			1117 -043	植物原油かす	
				1117 -05	1117 -051	動物油脂	内容変更(統合)・コード変更
1117 -05	1117 -051	調味料		1117 -06	1117 -061	調味料	コード変更
1119 -01	1119 -011	冷凍調理食品		1119 -01	1119 -011	冷凍調理食品	
1119 -02	1119 -021	レトルト食品		1119 -02	1119 -021	レトルト食品	
1119 -03	1119 -031	そう菜・すし・弁当		1119 -03	1119 -031	そう菜・すし・弁当	
1119 -04	1119 -041	学校給食(国公立)★★		1119 -04	1119 -041	学校給食(国公立)★★	
1119 -05	1119 -051	学校給食(私立)★		1119 -05	1119 -051	学校給食(私立)★	
1119 -09	1119 -099	その他の食料品		1119 -09	1119 -099	その他の食料品	
1121 -01	1121 -011	清酒		1121 -01	1121 -011	清酒	
1121 -02	1121 -021	ビール		1121 -02	1121 -021	ビール	
1121 -03	1121 -031	添加用アルコール					
1121 -04	1121 -041	ウイスキー類		1121 -03	1121 -031	ウイスキー類	コード変更
1121 -09	1121 -099	その他の酒類		1121 -09	1121 -099	その他の酒類	内容変更(統合)
1129 -01	1129 -011	茶・コーヒー		1129 -01	1129 -011	茶・コーヒー	
1129 -02	1129 -021	清涼飲料		1129 -02	1129 -021	清涼飲料	
1129 -03	1129 -031	製氷		1129 -03	1129 -031	製氷	
1131 -01	1131 -011	飼料		1131 -01	1131 -011	飼料	内容変更(統合)
1131 -02	1131 -021	有機質肥料(除別掲)		1131 -02	1131 -021	有機質肥料(除別掲)	
1141 -01	1141 -011	たばこ		1141 -01	1141 -011	たばこ	
1511 -01	1511 -011	製糸					
1511 -02	1511 -021	紡績糸		1511 -01	1511 -011	紡績糸	内容変更(統合)
1512 -01	1512 -011	綿・スフ織物(含合繊短繊維)		1512 -01	1512 -011	綿・スフ織物(含合繊短繊維)	名称変更
1512 -02	1512 -021	絹・人絹織物(含合繊長繊維)		1512 -02	1512 -021	絹・人絹織物(含合繊長繊維)	名称変更
1512 -03	1512 -031	毛織物・麻織物・その他の織物		1512 -03	1512 -031	毛織物・麻織物・その他の織物	
1513 -01	1513 -011	ニット生地		1513 -01	1513 -011	ニット生地	
1514 -01	1514 -011	染色整理		1514 -01	1514 -011	染色整理	
1519 -01	1519 -011	綱・網		1519 -01	1519 -011	綱・網	
1519 -02	1519 -021	じゅうたん・床敷物		1519 -02	1519 -021	じゅうたん・床敷物	
1519 -03	1519 -031	繊維製衛生材料		1519 -03	1519 -031	繊維製衛生材料	
1519 -09	1519 -099	その他の繊維工業製品		1519 -09	1519 -099	その他の繊維工業製品	
1521 -01	1521 -011	織物製衣服		1521 -01	1521 -011	織物製衣服	
1521 -02	1521 -021	ニット製衣服		1521 -02	1521 -021	ニット製衣服	
1522 -09	1522 -099	その他の衣服・身の回り品		1522 -09	1522 -099	その他の衣服・身の回り品	
1529 -01	1529 -011	寝具		1529 -01	1529 -011	寝具	
1529 -09	1529 -099	その他の繊維既製品		1529 -09	1529 -099	その他の繊維既製品	
1611 -01	1611 -011	製材		1611 -01	1611 -011	製材	
1611 -02	1611 -021	合板		1611 -02	1611 -021	合板	
1611 -03	1611 -031	木材チップ		1611 -03	1611 -031	木材チップ	
1619 -09		その他の木製品		1619 -09		その他の木製品	
	1619 -091	建設用木製品			1619 -091	建設用木製品	
	1619 -099	その他の木製品(除別掲)			1619 -099	その他の木製品(除別掲)	
1711 -01	1711 -011	木製家具・装備品		1711 -01	1711 -011	木製家具・装備品	
1711 -02	1711 -021	木製建具		1711 -02	1711 -021	木製建具	
1711 -03	1711 -031	金属製家具・装備品		1711 -03	1711 -031	金属製家具・装備品	

平成7年(1995年)表			対応 関係	平成12年(2000年)表			変更内容
列部門	行部門	部門名称		列部門	行部門	部門名称	
1811-01	1811-011 1811-012P	パルプ 古紙		1811-01	1811-011 1811-012P	パルプ 古紙	
1812-01	1812-011	洋紙・和紙		1812-01	1812-011	洋紙・和紙	
1812-02	1812-021	板紙		1812-02	1812-021	板紙	
1813-01	1813-011	段ボール		1813-01	1813-011	段ボール	
1813-02	1813-021	塗工紙・建設用加工紙		1813-02	1813-021	塗工紙・建設用加工紙	
1821-01	1821-011	段ボール箱		1821-01	1821-011	段ボール箱	
1821-09	1821-099	その他の紙製容器		1821-09	1821-099	その他の紙製容器	
1829-01	1829-011	紙製衛生材料・用品		1829-01	1829-011	紙製衛生材料・用品	
1829-09	1829-099	その他のパルプ・紙・紙加工品		1829-09	1829-099	その他のパルプ・紙・紙加工品	
1911-01	1911-011	新聞		1911-01	1911-011	新聞	
1911-02	1911-021	印刷・製版・製本		1911-02	1911-021	印刷・製版・製本	
1911-03	1911-031	出版		1911-03	1911-031	出版	
2011-01	2011-011	アンモニア		2011-01	2011-011	化学肥料	内容変更(統合)・コード変更
2011-02	2011-021	化学肥料	----->	2011-01	2011-011	化学肥料	
2021-01		ソーダ工業製品		2021-01		ソーダ工業製品	
	2021-011	ソーダ灰			2021-011	ソーダ灰	
	2021-012	か性ソーダ			2021-012	か性ソーダ	
	2021-013	液体塩素			2021-013	液体塩素	
	2021-019	その他のソーダ工業製品			2021-019	その他のソーダ工業製品	
2029-01		無機顔料		2029-01		無機顔料	
	2029-011	酸化チタン			2029-011	酸化チタン	
	2029-012	カーボンブラック			2029-012	カーボンブラック	
	2029-019	その他の無機顔料			2029-019	その他の無機顔料	
2029-02	2029-021	圧縮ガス・液化ガス		2029-02	2029-021	圧縮ガス・液化ガス	
2029-03		塩		2029-03		塩	
	2029-031	原塩			2029-031	原塩	
	2029-032	塩			2029-032	塩	
2029-09	2029-099	その他の無機化学工業製品		2029-09	2029-099	その他の無機化学工業製品	
2031-01		石油化学基礎製品		2031-01		石油化学基礎製品	
	2031-011	エチレン			2031-011	エチレン	
	2031-012	プロピレン			2031-012	プロピレン	
	2031-019	その他の石油化学基礎製品			2031-019	その他の石油化学基礎製品	
2031-02		石油化学系芳香族製品		2031-02		石油化学系芳香族製品	
	2031-021	純ベンゼン			2031-021	純ベンゼン	
	2031-022	純トルエン			2031-022	純トルエン	
	2031-023	キシレン			2031-023	キシレン	
	2031-029	その他の石油化学系芳香族製品			2031-029	その他の石油化学系芳香族製品	
2032-01		脂肪族中間物		2032-01		脂肪族中間物	
	2032-011	合成アルコール類			2032-011	合成アルコール類	
	2032-012	酢酸			2032-012	酢酸	
	2032-013	二塩化エチレン			2032-013	二塩化エチレン	
	2032-014	アクリロニトリル			2032-014	アクリロニトリル	
	2032-015	エチレングリコール			2032-015	エチレングリコール	
	2032-016	酢酸ビニルモノマー			2032-016	酢酸ビニルモノマー	
	2032-019	その他の脂肪族中間物			2032-019	その他の脂肪族中間物	
2032-02		環式中間物		2032-02		環式中間物	
	2032-021	スチレンモノマー			2032-021	スチレンモノマー	
	2032-022	合成石炭酸			2032-022	合成石炭酸	
	2032-023	テレフタル酸(高純度)			2032-023	テレフタル酸(高純度)	
	2032-024	カプロラクタム			2032-024	カプロラクタム	
	2032-029	その他の環式中間物			2032-029	その他の環式中間物	
2033-01	2033-011	合成ゴム		2033-01	2033-011	合成ゴム	
2039-01	2039-011	メタン誘導品		2039-01	2039-011	メタン誘導品	
2039-02	2039-021	油脂加工製品		2039-02	2039-021	油脂加工製品	
2039-03	2039-031	可塑剤		2039-03	2039-031	可塑剤	
2039-04	2039-041	合成染料		2039-04	2039-041	合成染料	
2039-09	2039-099	その他の有機化学工業製品		2039-09	2039-099	その他の有機化学工業製品	
2041-01	2041-011	熱硬化性樹脂		2041-01	2041-011	熱硬化性樹脂	
2041-02		熱可塑性樹脂		2041-02		熱可塑性樹脂	
	2041-021	ポリエチレン(低密度)			2041-021	ポリエチレン(低密度)	
	2041-022	ポリエチレン(高密度)			2041-022	ポリエチレン(高密度)	
	2041-023	ポリスチレン			2041-023	ポリスチレン	
	2041-024	ポリプロピレン			2041-024	ポリプロピレン	
	2041-025	塩化ビニル樹脂			2041-025	塩化ビニル樹脂	
2041-03	2041-031	高機能性樹脂		2041-03	2041-031	高機能性樹脂	
2041-09	2041-099	その他の合成樹脂		2041-09	2041-099	その他の合成樹脂	
2051-01	2051-011	レーヨン・アセテート		2051-01	2051-011	レーヨン・アセテート	
2051-02	2051-021	合成繊維		2051-02	2051-021	合成繊維	
2061-01	2061-011	医薬品		2061-01	2061-011	医薬品	
2071-01		石けん・合成洗剤・界面活性剤		2071-01		石けん・合成洗剤・界面活性剤	
	2071-011	石けん・合成洗剤			2071-011	石けん・合成洗剤	
	2071-012	界面活性剤			2071-012	界面活性剤	
2071-02	2071-021	化粧品・歯磨		2071-02	2071-021	化粧品・歯磨	
2072-01	2072-011	塗料		2072-01	2072-011	塗料	
2072-02	2072-021	印刷インキ		2072-02	2072-021	印刷インキ	
2073-01	2073-011	写真感光材料		2073-01	2073-011	写真感光材料	
2074-01	2074-011	農薬		2074-01	2074-011	農薬	
2079-01	2079-011	ゼラチン・接着剤		2079-01	2079-011	ゼラチン・接着剤	
2079-09		その他の化学最終製品		2079-09		その他の化学最終製品	
	2079-091	触媒			2079-091	触媒	
	2079-099	その他の化学最終製品(除別掲)			2079-099	その他の化学最終製品(除別掲)	

平成7年(1995年)表			対応 関係	平成12年(2000年)表			変更内容
列部門	行部門	部門名称		列部門	行部門	部門名称	
2111 -01		石油製品	→	2111 -01		石油製品	名称変更
	2111 -011	揮発油			2111 -011	ガソリン	
	2111 -012	ジェット燃料油			2111 -012	ジェット燃料油	
	2111 -013	灯油			2111 -013	灯油	
	2111 -014	軽油			2111 -014	軽油	
	2111 -015	A重油			2111 -015	A重油	
	2111 -016	B重油・C重油			2111 -016	B重油・C重油	
	2111 -017	ナフサ			2111 -017	ナフサ	
	2111 -018	液化石油ガス			2111 -018	液化石油ガス	
	2111 -019	その他の石油製品			2111 -019	その他の石油製品	
2121 -01		石炭製品		2121 -01		石炭製品	
	2121 -011	コークス			2121 -011	コークス	
	2121 -019	その他の石炭製品			2121 -019	その他の石炭製品	
2121 -02	2121 -021	舗装材料		2121 -02	2121 -021	舗装材料	
2211 -01		プラスチック製品		2211 -01		プラスチック製品	
	2211 -011	プラスチックフィルム・シート			2211 -011	プラスチックフィルム・シート	
	2211 -012	プラスチック板・管・棒			2211 -012	プラスチック板・管・棒	
	2211 -013	プラスチック発泡製品			2211 -013	プラスチック発泡製品	
	2211 -014	工業用プラスチック製品			2211 -014	工業用プラスチック製品	
	2211 -015	強化プラスチック製品			2211 -015	強化プラスチック製品	
	2211 -016	プラスチック製容器			2211 -016	プラスチック製容器	
	2211 -017	プラスチック製日用雑貨・食卓用品			2211 -017	プラスチック製日用雑貨・食卓用品	
	2211 -019	その他のプラスチック製品			2211 -019	その他のプラスチック製品	
2311 -01	2311 -011	タイヤ・チューブ	→	2311 -01	2311 -011	タイヤ・チューブ	行部門分割 行部門分割・特掲 行部門分割・特掲
2319 -01	2319 -011	ゴム製履物		2319 -01	2319 -011	ゴム製履物	
2319 -02	2319 -021	プラスチック製履物		2319 -02	2319 -021	プラスチック製履物	
2319 -09	2319 -099	その他のゴム製品		2319 -09	2319 -099	その他のゴム製品	
2411 -01	2411 -011	革製履物		2411 -01	2411 -011	革製履物	
2412 -01	2412 -011	製革・毛皮		2412 -01	2412 -011	製革・毛皮	
2412 -02	2412 -021	かばん・袋物・その他の革製品		2412 -02	2412 -021	かばん・袋物・その他の革製品	
2511 -01		板ガラス・安全ガラス		2511 -01		板ガラス・安全ガラス	
	2511 -011	板ガラス			2511 -011	板ガラス	
	2511 -012	安全ガラス・複層ガラス			2511 -012	安全ガラス・複層ガラス	
2512 -01	2512 -011	ガラス繊維・同製品		2512 -01	2512 -011	ガラス繊維・同製品	
2519 -09		その他のガラス製品		2519 -09		その他のガラス製品	
	2519 -091	ガラス製加工素材			2519 -091	ガラス製加工素材	
	2519 -099	その他のガラス製品(除別掲)			2519 -099	その他のガラス製品(除別掲)	
2521 -01	2521 -011	セメント		2521 -01	2521 -011	セメント	
2522 -01	2522 -011	生コンクリート		2522 -01	2522 -011	生コンクリート	
2523 -01	2523 -011	セメント製品		2523 -01	2523 -011	セメント製品	
2531 -01		陶磁器	→	2531 -01		陶磁器	行部門分割 行部門分割・特掲 行部門分割・特掲
	2531 -011	建設用陶磁器			2531 -011	建設用陶磁器	
	2531 -012	工業用陶磁器			2531 -012	工業用陶磁器	
	2531 -013	日用陶磁器			2531 -013	日用陶磁器	
2599 -01	2599 -011	耐火物		2599 -01	2599 -011	耐火物	
2599 -02	2599 -021	その他の建設用土石製品		2599 -02	2599 -021	その他の建設用土石製品	
2599 -03	2599 -031	炭素・黒鉛製品		2599 -03	2599 -031	炭素・黒鉛製品	
2599 -04	2599 -041	研磨材		2599 -04	2599 -041	研磨材	
2599 -09	2599 -099	その他の窯業・土石製品		2599 -09	2599 -099	その他の窯業・土石製品	
2611 -01	2611 -011	銑鉄		2611 -01	2611 -011	銑鉄	
2611 -02	2611 -021	フェロアロイ		2611 -02	2611 -021	フェロアロイ	
2611 -03	2611 -031	粗鋼(転炉)		2611 -03	2611 -031	粗鋼(転炉)	
2611 -04	2611 -041	粗鋼(電気炉)		2611 -04	2611 -041	粗鋼(電気炉)	
	2612 -011P	鉄屑			2612 -011P	鉄屑	
2621 -01		熱間圧延鋼材		2621 -01		熱間圧延鋼材	
	2621 -011	普通鋼形鋼			2621 -011	普通鋼形鋼	
	2621 -012	普通鋼鋼板			2621 -012	普通鋼鋼板	
	2621 -013	普通鋼鋼帯			2621 -013	普通鋼鋼帯	
	2621 -014	普通鋼小棒			2621 -014	普通鋼小棒	
	2621 -015	その他の普通鋼熱間圧延鋼材			2621 -015	その他の普通鋼熱間圧延鋼材	
	2621 -016	特殊鋼熱間圧延鋼材			2621 -016	特殊鋼熱間圧延鋼材	
2622 -01		鋼管	→	2622 -01		鋼管	行部門分割 行部門分割・特掲 行部門分割・特掲
	2622 -011	普通鋼鋼管			2622 -011	普通鋼鋼管	
	2622 -012	特殊鋼鋼管			2622 -012	特殊鋼鋼管	
2623 -01	2623 -011	冷間仕上鋼材		2623 -01		冷間仕上鋼材	
					2623 -011	普通鋼冷間仕上鋼材	
					2623 -012	特殊鋼冷間仕上鋼材	
2623 -02	2623 -021	めっき鋼材		2623 -02	2623 -021	めっき鋼材	
2631 -01		鋳鍛鋼		2631 -01		鋳鍛鋼	
	2631 -011	鍛鋼			2631 -011	鍛鋼	
	2631 -012	鋳鋼			2631 -012	鋳鋼	
2631 -02	2631 -021	鋳鉄管		2631 -02	2631 -021	鋳鉄管	
2631 -03		鋳鉄品及び鍛工品(鉄)		2631 -03		鋳鉄品及び鍛工品(鉄)	
	2631 -031	鋳鉄品			2631 -031	鋳鉄品	
	2631 -032	鍛工品(鉄)			2631 -032	鍛工品(鉄)	
2649 -01	2649 -011	鉄鋼シャースリット業		2649 -01	2649 -011	鉄鋼シャースリット業	
2649 -09	2649 -099	その他の鉄鋼製品		2649 -09	2649 -099	その他の鉄鋼製品	
2711 -01	2711 -011	銅	→	2711 -01	2711 -011	銅	行部門分割 行部門分割・特掲 行部門分割・特掲
2711 -02	2711 -021	鉛・亜鉛(含再生)		2711 -02	2711 -021	鉛・亜鉛(含再生)	
2711 -03	2711 -031	アルミニウム(含再生)		2711 -03	2711 -031	アルミニウム(含再生)	
2711 -09	2711 -099	その他の非鉄金属地金		2711 -09	2711 -099	その他の非鉄金属地金	
	2712 -011P	非鉄金属屑			2712 -011P	非鉄金属屑	
2721 -01	2721 -011	電線・ケーブル		2721 -01	2721 -011	電線・ケーブル	
2721 -02	2721 -021	光ファイバケーブル		2721 -02	2721 -021	光ファイバケーブル	

平成7年(1995年)表			対応 関係	平成12年(2000年)表			変更内容
列部門	行部門	部門名称		列部門	行部門	部門名称	
2722 -01	2722 -011	伸銅品	→	2722 -01	2722 -011	伸銅品	名称変更
2722 -02	2722 -021	アルミ圧延製品		2722 -02	2722 -021	アルミ圧延製品	
2722 -03	2722 -031	非鉄金属素形材		2722 -03	2722 -031	非鉄金属素形材	
2722 -04	2722 -041	核燃料		2722 -04	2722 -041	核燃料	
2722 -09	2722 -099	その他の非鉄金属製品		2722 -09	2722 -099	その他の非鉄金属製品	
2811 -01	2811 -011	建設用金属製品		2811 -01	2811 -011	建設用金属製品	
2812 -01	2812 -011	建築用金属製品		2812 -01	2812 -011	建築用金属製品	
2891 -01	2891 -011	ガス・石油機器及び暖房機器		2891 -01	2891 -011	ガス・石油機器及び暖房機器	
2899 -01	2899 -011	ボルト・ナット・リベット及びスプリング		2899 -01	2899 -011	ボルト・ナット・リベット及びスプリング	
2899 -02	2899 -021	金属製容器及び製缶板金製品		2899 -02	2899 -021	金属製容器及び製缶板金製品	
2899 -03	2899 -031	配管工事付属品・粉末冶金製品・道具類	→	2899 -03	2899 -031	配管工事付属品・粉末や金製品・道具類	名称変更
	2899 -032	配管工事付属品			2899 -032	配管工事付属品	
	2899 -033	粉末冶金製品			2899 -033	粉末や金製品	
	2899 -033	刃物及び道具類			2899 -033	刃物及び道具類	
2899 -09	2899 -091	その他の金属製品		2899 -09	2899 -091	その他の金属製品	
	2899 -091	金属プレス製品			2899 -091	金属プレス製品	
	2899 -092	金属線製品			2899 -092	金属線製品	
	2899 -099	その他の金属製品(除別掲)			2899 -099	その他の金属製品(除別掲)	
3011 -01	3011 -011	ボイラ		3011 -01	3011 -011	ボイラ	
3011 -02	3011 -021	タービン		3011 -02	3011 -021	タービン	
3011 -03	3011 -031	原動機	→	3011 -03	3011 -031	原動機	名称変更
3012 -01	3012 -011	運搬機械		3012 -01	3012 -011	運搬機械	
3013 -01	3013 -011	冷凍機・温湿調整装置		3013 -01	3013 -011	冷凍機・温湿調整装置	
3019 -01	3019 -011	ポンプ及び圧縮機		3019 -01	3019 -011	ポンプ及び圧縮機	
3019 -02	3019 -021	機械工具		3019 -02	3019 -021	機械工具	
3019 -09	3019 -099	その他の一般産業機械及び装置		3019 -09	3019 -099	その他の一般産業機械及び装置	
3021 -01	3021 -011	鉱山・土木建設機械		3021 -01	3021 -011	建設・鉱山機械	名称変更
3022 -01	3022 -011	化学機械		3022 -01	3022 -011	化学機械	
3023 -01	3023 -011	産業用ロボット		3023 -01	3023 -011	産業用ロボット	
3024 -01	3024 -011	金属工作機械		3024 -01	3024 -011	金属工作機械	
3024 -02	3024 -021	金属加工機械		3024 -02	3024 -021	金属加工機械	
3029 -01	3029 -011	農業機械		3029 -01	3029 -011	農業用機械	名称変更
3029 -02	3029 -021	繊維機械		3029 -02	3029 -021	繊維機械	
3029 -03	3029 -031	食料品加工機械		3029 -03	3029 -031	食料品加工機械	
3029 -04	3029 -041	半導体製造装置		3029 -04	3029 -041	半導体製造装置	
3029 -09	3029 -091	その他の特殊産業機械		3029 -09	3029 -091	その他の特殊産業用機械	
	3029 -091	製材・木工・合板機械			3029 -091	製材・木工・合板機械	
	3029 -092	パルプ装置・製紙機械			3029 -092	パルプ装置・製紙機械	
	3029 -093	印刷・製本・紙加工機械			3029 -093	印刷・製本・紙工機械	名称変更
	3029 -094	鋳造装置			3029 -094	鋳造装置	
	3029 -095	プラスチック加工機械			3029 -095	プラスチック加工機械	
	3029 -099	その他の特殊産業機械(除別掲)			3029 -099	その他の特殊産業用機械(除別掲)	
3031 -01	3031 -011	金型	→	3031 -01	3031 -011	金型	名称変更
3031 -02	3031 -021	ベアリング		3031 -02	3031 -021	ベアリング	
3031 -09	3031 -099	その他の一般機械器具及び部品		3031 -09	3031 -099	その他の一般機械器具及び部品	
3111 -01	3111 -011	複写機		3111 -01	3111 -011	複写機	
3111 -09	3111 -091	その他の事務用機械		3111 -09	3111 -099	その他の事務用機械	行部門統合
	3111 -091	電子式卓上計算機			3111 -091	電子式卓上計算機	
	3111 -092	ワードプロセッサ			3111 -092	ワードプロセッサ	
	3111 -099	その他の事務用機械(除別掲)			3111 -099	その他の事務用機械(除別掲)	
3112 -01	3112 -011	サービス用機器		3112 -01	3112 -011	サービス用機器	
	3112 -011	自動販売機			3112 -011	自動販売機	
	3112 -012	娯楽用機器			3112 -012	娯楽用機器	
	3112 -019	その他のサービス用機器			3112 -019	その他のサービス用機器	
3211 -01	3211 -011	電気音響機器	→	3211 -01	3211 -011	電気音響機器	分割 分割 分割 コード変更
3211 -02	3211 -021	ラジオ・テレビ受信機		3211 -02	3211 -021	ラジオ・テレビ受信機	
3211 -03	3211 -031	ビデオ機器		3211 -03	3211 -031	ビデオ機器	
3212 -01	3212 -011	民生用電気機器		3212 -01	3212 -011	民生用エアコンディショナ	
	3212 -011	民生用電気機器(除エアコン)			3212 -011	民生用電気機器(除エアコン)	
3311 -01	3311 -011	電子計算機本体		3311 -01	3311 -011	パーソナルコンピュータ	
	3311 -011	電子計算機付属装置			3311 -011	電子計算機本体(除パソコン)	
3321 -01	3321 -011	有線電気通信機器		3321 -01	3321 -011	電子計算機付属装置	
3321 -02	3321 -021	無線電気通信機器		3321 -02	3321 -021	有線電気通信機器	分割 分割
	3321 -021	無線電気通信機器(除携帯電話機)			3321 -021	携帯電話機	
3321 -09	3321 -099	その他の電気通信機器		3321 -03	3321 -031	無線電気通信機器(除携帯電話機)	
3331 -01	3331 -011	電子応用装置		3321 -09	3321 -099	その他の電気通信機器	
3332 -01	3332 -011	電気計測器		3331 -01	3331 -011	電子応用装置	
3341 -01	3341 -011	半導体素子・集積回路		3332 -01	3332 -011	電気計測器	
	3341 -011	半導体素子			3341 -011	半導体素子	列部門分割 列部門分割
	3341 -012	集積回路			3341 -012	集積回路	
3359 -01	3359 -011	電子管		3341 -02	3341 -021	半導体素子	
3359 -02	3359 -021	液晶素子		3359 -01	3359 -011	電子管	
3359 -03	3359 -031	磁気テープ・磁気ディスク		3359 -02	3359 -021	液晶素子	
3359 -09	3359 -099	その他の電子部品		3359 -03	3359 -031	磁気テープ・磁気ディスク	
3411 -01	3411 -011	回転電気機械		3359 -09	3359 -099	その他の電子部品	
	3411 -011	発電機器			3411 -011	回転電気機械	
	3411 -012	電動機			3411 -012	発電機器	
3411 -02	3411 -021	開閉制御装置及び配電盤			3411 -021	電動機	
3411 -03	3411 -031	変圧器・変成器	→	3411 -02	3411 -021	開閉制御装置及び配電盤	名称変更
3411 -09	3411 -099	その他の産業用重電機器		3411 -03	3411 -031	変圧器・変成器	
	3411 -099	その他の産業用重電機器		3411 -09	3411 -099	その他の産業用重電機器	

平成7年(1995年)表			対応 関係	平成12年(2000年)表			変更内容
列部門	行部門	部門名称		列部門	行部門	部門名称	
3421-01	3421-011	電気照明器具		3421-01	3421-011	電気照明器具	
3421-02	3421-021	電池		3421-02	3421-021	電池	
3421-03	3421-031	電球類		3421-03	3421-031	電球類	
3421-04	3421-041	配線器具		3421-04	3421-041	配線器具	
3421-05	3421-051	内燃機関電装品		3421-05	3421-051	内燃機関電装品	
3421-09	3421-099	その他の電気機械器具		3421-09	3421-099	その他の電気機械器具	
3511-01	3511-011	乗用車		3511-01	3511-011	乗用車	
3521-01	3521-011	トラック・バス・その他の自動車		3521-01	3521-011	トラック・バス・その他の自動車	
3531-01	3531-011	二輪自動車		3531-01	3531-011	二輪自動車	
3541-01	3541-011	自動車車体		3541-01	3541-011	自動車車体	
3541-02	3541-021	自動車用内燃機関・同部分品		3541-02	3541-021	自動車用内燃機関・同部分品	
3541-03	3541-031	自動車部品		3541-03	3541-031	自動車部品	
3611-01	3611-011	鋼船		3611-01	3611-011	鋼船	
3611-02	3611-021	その他の船舶		3611-02	3611-021	その他の船舶	
3611-03	3611-031	船用内燃機関		3611-03	3611-031	船用内燃機関	
3611-10	3611-101	船舶修理		3611-10	3611-101	船舶修理	
3621-01	3621-011	鉄道車両		3621-01	3621-011	鉄道車両	
3621-10	3621-101	鉄道車両修理		3621-10	3621-101	鉄道車両修理	
3622-01	3622-011	航空機		3622-01	3622-011	航空機	
3622-10	3622-101	航空機修理		3622-10	3622-101	航空機修理	
3629-01	3629-011	自転車		3629-01	3629-011	自転車	
3629-09		その他の輸送機械		3629-09		その他の輸送機械	
	3629-091	産業用運搬車両			3629-091	産業用運搬車両	
	3629-099	その他の輸送機械(除別掲)			3629-099	その他の輸送機械(除別掲)	
3711-01	3711-011	カメラ		3711-01	3711-011	カメラ	
3711-09	3711-099	その他の光学機械		3711-09	3711-099	その他の光学機械	
3712-01	3712-011	時計		3712-01	3712-011	時計	
3719-01	3719-011	理化学機械器具		3719-01	3719-011	理化学機械器具	
3719-02	3719-021	分析器・試験機・計量器・測定器		3719-02	3719-021	分析器・試験機・計量器・測定器	
3719-03	3719-031	医療用機械器具		3719-03	3719-031	医療用機械器具	
3911-01	3911-011	玩具		3911-01	3911-011	玩具	
3911-02	3911-021	運動用品		3911-02	3911-021	運動用品	
3919-01	3919-011	楽器		3919-01	3919-011	楽器	
3919-02	3919-021	情報記録物		3919-02	3919-021	情報記録物	
3919-03	3919-031	筆記具・文具		3919-03	3919-031	筆記具・文具	
3919-04	3919-041	身近細貨品		3919-04	3919-041	身近細貨品	
3919-05	3919-051	畳・わら加工品		3919-05	3919-051	畳・わら加工品	
3919-06	3919-061	武器		3919-06	3919-061	武器	
3919-09	3919-099	その他の製造工業製品		3919-09	3919-099	その他の製造工業製品	
				3921-01	3921-011	再生資源回収・加工処理	新設
4111-01	4111-011	住宅建築(木造)		4111-01	4111-011	住宅建築(木造)	
4111-02	4111-021	住宅建築(非木造)		4111-02	4111-021	住宅建築(非木造)	
4112-01	4112-011	非住宅建築(木造)		4112-01	4112-011	非住宅建築(木造)	
4112-02	4112-021	非住宅建築(非木造)		4112-02	4112-021	非住宅建築(非木造)	
4121-01	4121-011	建設補修		4121-01	4121-011	建設補修	
4131-01	4131-011	道路関係公共事業		4131-01	4131-011	道路関係公共事業	
4131-02	4131-021	河川・下水道・その他の公共事業		4131-02	4131-021	河川・下水道・その他の公共事業	
4131-03	4131-031	農林関係公共事業		4131-03	4131-031	農林関係公共事業	
4132-01	4132-011	鉄道軌道建設		4132-01	4132-011	鉄道軌道建設	
4132-02	4132-021	電力施設建設		4132-02	4132-021	電力施設建設	
4132-03	4132-031	電気通信施設建設		4132-03	4132-031	電気通信施設建設	
4132-09	4132-099	その他の土木建設		4132-09	4132-099	その他の土木建設	
	5111-001	事業用電力			5111-001	事業用電力	
5111-01		事業用原子力発電		5111-01		事業用原子力発電	
5111-02		事業用火力発電		5111-02		事業用火力発電	
5111-03		水力・その他の事業用発電		5111-03		水力・その他の事業用発電	
5111-04	5111-041	自家発電		5111-04	5111-041	自家発電	
5121-01	5121-011	都市ガス		5121-01	5121-011	都市ガス	
5122-01	5122-011	熱供給業		5122-01	5122-011	熱供給業	
5211-01	5211-011	上水道・簡易水道		5211-01	5211-011	上水道・簡易水道	
5211-02	5211-021	工業用水		5211-02	5211-021	工業用水	
5211-03	5211-031	下水道★★		5211-03	5211-031	下水道★★	
5212-01	5212-011	廃棄物処理(公営)★★		5212-01	5212-011	廃棄物処理(公営)★★	
5212-02	5212-021	廃棄物処理(産業)		5212-02	5212-021	廃棄物処理(産業)	
6111-01	6111-011	卸売		6111-01	6111-011	卸売	
6112-01	6112-011	小売		6112-01	6112-011	小売	
6211-01		金融		6211-01		金融	
	6211-011	公的金融(帰属利子)			6211-011	公的金融(帰属利子)	
	6211-012	民間金融(帰属利子)			6211-012	民間金融(帰属利子)	
	6211-013	公的金融(手数料)			6211-013	公的金融(手数料)	
	6211-014	民間金融(手数料)			6211-014	民間金融(手数料)	
6212-01	6212-011	生命保険		6212-01	6212-011	生命保険	
6212-02	6212-021	損害保険		6212-02	6212-021	損害保険	
6411-01	6411-011	不動産仲介・管理業		6411-01	6411-011	不動産仲介・管理業	
6411-02	6411-021	不動産賃貸業		6411-02	6411-021	不動産賃貸業	
6421-01	6421-011	住宅賃貸料		6421-01	6421-011	住宅賃貸料	内容変更(分割)
				6422-01	6422-011	住宅賃貸料(帰属家賃)	分割・特掲
7111-01		鉄道旅客輸送		7111-01	7111-011	鉄道旅客輸送	行部門統合
	7111-011	鉄道旅客輸送(JR)					
	7111-012	鉄道旅客輸送(除JR)					
7112-01	7112-011	鉄道貨物輸送		7112-01	7112-011	鉄道貨物輸送	
7121-01	7121-011	バス		7121-01	7121-011	バス	
7121-02	7121-021	ハイヤー・タクシー		7121-02	7121-021	ハイヤー・タクシー	

平成7年(1995年)表

列部門	行部門	部門名称
7122-01	7122-011	道路貨物輸送
7131-01P	7131-011P	自家用旅客自動車輸送
7132-01P	7132-011P	自家用貨物自動車輸送
7141-01	7141-011	外洋輸送
7142-01		沿海・内水面輸送
	7142-011	沿海・内水面旅客輸送
	7142-012	沿海・内水面貨物輸送
7143-01	7143-011	港湾運送
7151-01		航空輸送
	7151-011	国際航空輸送
	7151-012	国内航空旅客輸送
	7151-013	国内航空貨物輸送
	7151-014	航空機使用事業
7161-01	7161-011	貨物運送取扱
7171-01	7171-011	倉庫
7181-01	7181-011	こん包
7189-01	7189-011	道路輸送施設提供
7189-02	7189-021	水運施設管理★★
7189-03	7189-031	その他の水運付帯サービス
7189-04	7189-041	航空施設管理(国営)★★
7189-05	7189-051	航空施設管理(産業)
7189-06	7189-061	その他の航空付帯サービス
7189-09	7189-099	旅行・その他の運輸付帯サービス
7311-01	7311-011	郵便
7312-01	7312-011	国内電気通信(除移動通信)
7312-02	7312-021	移動通信
7312-03	7312-031	国際電気通信
7319-09	7319-099	その他の通信サービス
7321-01	7321-011	公共放送
7321-02	7321-021	民間放送
7321-03	7321-031	有線放送
8111-01	8111-011	公務(中央)★★
8112-01	8112-011	公務(地方)★★
8211-01	8211-011	学校教育(国公立)★★
8211-02	8211-021	学校教育(私立)★
8213-01	8213-011	社会教育(国公立)★★
8213-02	8213-021	社会教育(非営利)★
8213-03	8213-031	その他の教育訓練機関(国公立)★★
8213-04	8213-041	その他の教育訓練機関(産業)
8221-01	8221-011	自然科学研究機関(国公立)★★
8221-02	8221-021	人文科学研究機関(国公立)★★
8221-03	8221-031	自然科学研究機関(非営利)★
8221-04	8221-041	人文科学研究機関(非営利)★
8221-05	8221-051	自然科学研究機関(産業)
8221-06	8221-061	人文科学研究機関(産業)
8222-01	8222-011	企業内研究開発
8311-01	8311-011	医療(国公立)
8311-02	8311-021	医療(公益法人等)
8311-03	8311-031	医療(医療法人等)
8312-01	8312-011	保健衛生(国公立)★★
8312-02	8312-021	保健衛生(非営利)★
8312-03	8312-031	保健衛生(産業)
8313-01	8313-011	社会保険事業(国公立)★★
8313-02	8313-021	社会保険事業(非営利)★
8313-03	8313-031	社会福祉(国公立)★★
8313-04	8313-041	社会福祉(非営利)★
8411-01	8411-011	対企業民間非営利団体
8411-02	8411-021	対家計民間非営利団体(除別掲)★
8511-01		広告
	8511-011	テレビ・ラジオ広告
	8511-012	新聞・雑誌・その他の広告
8512-01		情報サービス
	8512-011	ソフトウェア業
	8512-012	情報処理・提供サービス
8512-02	8512-021	ニュース供給・興信所
8513-01		物品貸貸業(除貸自動車)
	8513-011	産業用機械器具(除建設機械器具)貸貸業
	8513-012	建設機械器具貸貸業
	8513-013	電子計算機・同関連機器貸貸業
	8513-014	事務用機械器具(除電算機等)貸貸業
	8513-015	スポーツ・娯楽用品・その他の物品貸貸業
8514-01	8514-011	貸自動車業
8515-10	8515-101	自動車修理
8516-10	8516-101	機械修理
8519-01	8519-011	建物サービス
8519-02	8519-021	法務・財務・会計サービス
8519-03	8519-031	土木建築サービス
8519-04	8519-041	労働者派遣サービス
8519-09	8519-099	その他の対事業所サービス

対
応
関
係

平成12年(2000年)表

列部門	行部門	部門名称
7122-01	7122-011	道路貨物輸送
7131-01P	7131-011P	自家輸送(旅客自動車)
7132-01P	7132-011P	自家輸送(貨物自動車)
7141-01	7141-011	外洋輸送
7142-01		沿海・内水面輸送
	7142-011	沿海・内水面旅客輸送
	7142-012	沿海・内水面貨物輸送
7143-01	7143-011	港湾運送
7151-01		航空輸送
	7151-011	国際航空輸送
	7151-012	国内航空旅客輸送
	7151-013	国内航空貨物輸送
	7151-014	航空機使用事業
7161-01	7161-011	貨物運送取扱
7171-01	7171-011	倉庫
7181-01	7181-011	こん包
7189-01	7189-011	道路輸送施設提供
7189-02	7189-021	水運施設管理★★
7189-03	7189-031	その他の水運付帯サービス
7189-04	7189-041	航空施設管理(国営)★★
7189-05	7189-051	航空施設管理(産業)
7189-06	7189-061	その他の航空付帯サービス
7189-09	7189-099	旅行・その他の運輸付帯サービス
7311-01	7311-011	郵便
7312-01	7312-011	固定電気通信
7312-02	7312-021	移動電気通信
7312-03	7312-031	その他の電気通信
7319-09	7319-099	その他の通信サービス
7321-01	7321-011	公共放送
7321-02	7321-021	民間放送
7321-03	7321-031	有線放送
8111-01	8111-011	公務(中央)★★
8112-01	8112-011	公務(地方)★★
8211-01	8211-011	学校教育(国公立)★★
8211-02	8211-021	学校教育(私立)★
8213-01	8213-011	社会教育(国公立)★★
8213-02	8213-021	社会教育(非営利)★
8213-03	8213-031	その他の教育訓練機関(国公立)★★
8213-04	8213-041	その他の教育訓練機関(産業)
8221-01	8221-011	自然科学研究機関(国公立)★★
8221-02	8221-021	人文科学研究機関(国公立)★★
8221-03	8221-031	自然科学研究機関(非営利)★
8221-04	8221-041	人文科学研究機関(非営利)★
8221-05	8221-051	自然科学研究機関(産業)
8221-06	8221-061	人文科学研究機関(産業)
8222-01	8222-011	企業内研究開発
8311-01	8311-011	医療(国公立)
8311-02	8311-021	医療(公益法人等)
8311-03	8311-031	医療(医療法人等)
8312-01	8312-011	保健衛生(国公立)★★
8312-02	8312-021	保健衛生(産業)
8313-01	8313-011	社会保険事業(国公立)★★
8313-02	8313-021	社会保険事業(非営利)★
8313-03	8313-031	社会福祉(国公立)★★
8313-04	8313-041	社会福祉(非営利)★
8314-01	8314-011	介護(居宅)
8314-02	8314-021	介護(施設)
8411-01	8411-011	対企業民間非営利団体
8411-02	8411-021	対家計民間非営利団体(除別掲)★
8511-01		広告
	8511-011	テレビ・ラジオ広告
	8511-012	新聞・雑誌・その他の広告
8512-01		情報サービス
	8512-011	ソフトウェア業
	8512-012	情報処理・提供サービス
8512-02	8512-021	ニュース供給・興信所
8513-01		物品貸貸業(除貸自動車)
	8513-011	産業用機械器具(除建設機械器具)貸貸業
	8513-012	建設機械器具貸貸業
	8513-013	電子計算機・同関連機器貸貸業
	8513-014	事務用機械器具(除電算機等)貸貸業
	8513-015	スポーツ・娯楽用品・その他の物品貸貸業
8514-01	8514-011	貸自動車業
8515-10	8515-101	自動車修理
8516-10	8516-101	機械修理
8519-01	8519-011	建物サービス
8519-02	8519-021	法務・財務・会計サービス
8519-03	8519-031	土木建築サービス
8519-04	8519-041	労働者派遣サービス
8519-09	8519-099	その他の対事業所サービス

変
更
内
容名
称
変
更
名
称
変
更部
門
再
編
名
称
変
更
部
門
再
編内
容
変
更
(統
合)新
設
新
設

平成7年(1995年)表			対応 関係	平成12年(2000年)表			変更内容
列部門	行部門	部門名称		列部門	行部門	部門名称	
8611-01	8611-011	映画・ビデオ制作・配給業		8611-01	8611-011	映画・ビデオ制作・配給業	
8611-02	8611-021	映画館		8611-02	8611-021	映画館	
8611-03	8611-031	劇場・興行場		8611-03	8611-031	劇場・興行場	
8611-04	8611-041	遊戯場		8611-04	8611-041	遊戯場	
8611-05	8611-051	競輪・競馬等の競走場・競技団		8611-05	8611-051	競輪・競馬等の競走場・競技団	
8611-06	8611-061	スポーツ施設提供業・公園・遊園地		8611-06	8611-061	スポーツ施設提供業・公園・遊園地	
8611-07	8611-071	興行団		8611-07	8611-071	興行団	
8611-09	8611-099	その他の娯楽		8611-09	8611-099	その他の娯楽	
8612-01	8612-011	一般飲食店(除喫茶店)		8612-01	8612-011	一般飲食店(除喫茶店)	
8612-02	8612-021	喫茶店		8612-02	8612-021	喫茶店	
8612-03	8612-031	遊興飲食店		8612-03	8612-031	遊興飲食店	
8613-01	8613-011	旅館・その他の宿泊所		8613-01	8613-011	旅館・その他の宿泊所	
8619-01	8619-011	洗濯・洗髪・染物業		8619-01	8619-011	洗濯・洗髪・染物業	
8619-02	8619-021	理容業		8619-02	8619-021	理容業	
8619-03	8619-031	美容業		8619-03	8619-031	美容業	
8619-04	8619-041	浴場業		8619-04	8619-041	浴場業	
8619-05	8619-051	写真業		8619-05	8619-051	写真業	
8619-06	8619-061	冠婚葬祭業		8619-06	8619-061	冠婚葬祭業	
8619-07	8619-071	各種修理業(除別掲)		8619-07	8619-071	各種修理業(除別掲)	
8619-08	8619-081	個人教授所		8619-08	8619-081	個人教授所	
8619-09	8619-099	その他の対個人サービス		8619-09	8619-099	その他の対個人サービス	
8900-00P	8900-000P	事務用品		8900-00P	8900-000P	事務用品	
9000-00	9000-000	分類不明		9000-00	9000-000	分類不明	
9099-00	9099-000	内生部門計		9099-00	9099-000	内生部門計	

平成7年(1995年)表			対応 関係	平成12年(2000年)表			変更内容
列部門	行部門	部門名称		列部門	行部門	部門名称	
最終需要部門							
9110-00		家計外消費支出(列)		9110-00		家計外消費支出(列)	
9121-00		家計消費支出		9121-00		家計消費支出	
9122-00		対家計民間非営利団体消費支出		9122-00		対家計民間非営利団体消費支出	
9130-10		中央政府集合の消費支出	----->	9131-10		中央政府集合の消費支出	コード変更
9130-20		中央政府個別的消費支出		9131-20		中央政府集合の消費支出	コード変更
9130-30		地方政府集合の消費支出		9131-30		中央政府個別的消費支出	コード変更
9130-40		地方政府個別的消費支出		9131-40		地方政府個別的消費支出	コード変更
				9132-10		中央政府集合の消費支出(社会資本等減耗分)	新設
				9132-20		地方政府集合の消費支出(社会資本等減耗分)	新設
				9132-30		中央政府個別的消費支出(社会資本等減耗分)	新設
				9132-40		地方政府個別的消費支出(社会資本等減耗分)	新設
9141-00		国内総固定資本形成(公的)		9141-00		国内総固定資本形成(公的)	
9142-00		国内総固定資本形成(民間)		9142-00		国内総固定資本形成(民間)	
9150-10		生産者製品在庫純増		9150-10		生産者製品在庫純増	
9150-20		半製品・仕掛品在庫純増		9150-20		半製品・仕掛品在庫純増	
9150-30		流通在庫純増		9150-30		流通在庫純増	
9150-40		原材料在庫純増		9150-40		原材料在庫純増	
9150-50		所在不明在庫純増					部門廃止
9200-00		国内最終需要計		9200-00		国内最終需要計	
9210-00		国内需要合計		9210-00		国内需要合計	
9211-10		輸出(普通貿易)		9211-10		輸出(普通貿易)	
9211-20		輸出(特殊貿易)		9211-20		輸出(特殊貿易)	
9212-00		輸出(直接購入)		9212-00		輸出(直接購入)	
9213-00		調整項		9213-00		調整項	
				9220-00		輸出計	新設
9300-00		最終需要計		9300-00		最終需要計	
9350-00		需要合計		9350-00		需要合計	
9411-10		(控除)輸入(普通貿易)		9411-10		(控除)輸入(普通貿易)	
9411-20		(控除)輸入(特殊貿易)		9411-20		(控除)輸入(特殊貿易)	
9412-00		(控除)輸入(直接購入)		9412-00		(控除)輸入(直接購入)	
9413-00		(控除)関税		9413-00		(控除)関税	
9414-00		(控除)輸入品商品税		9414-00		(控除)輸入品商品税	
9420-00		(控除)輸入計		9420-00		(控除)輸入計	
9500-00		最終需要部門計		9500-00		最終需要部門計	
9510-00		商業マージン(卸売)		9510-00		商業マージン(卸売)	
9520-00		商業マージン(小売)		9520-00		商業マージン(小売)	
9610-00		貨物運賃(鉄道)		9610-00		貨物運賃(鉄道)	
9620-00		貨物運賃(道路)		9620-00		貨物運賃(道路)	
9630-10		貨物運賃(沿海内水面)		9630-10		貨物運賃(沿海内水面)	
9630-20		貨物運賃(港湾運送)		9630-20		貨物運賃(港湾運送)	
9640-00		貨物運賃(航空)		9640-00		貨物運賃(航空)	
9650-00		貨物運賃(運送取扱)		9650-00		貨物運賃(運送取扱)	
9660-00		貨物運賃(倉庫)		9660-00		貨物運賃(倉庫)	
9700-00		国内生産額		9700-00		国内生産額	
粗付加価値部門							
9110-010		宿泊・日当		9110-010		宿泊・日当	
9110-020		交際費		9110-020		交際費	
9110-030		福利厚生費		9110-030		福利厚生費	
9311-000		賃金・俸給		9311-000		賃金・俸給	
9312-000		社会保険料(雇用主負担)		9312-000		社会保険料(雇用主負担)	
9313-000		その他の給与及び手当		9313-000		その他の給与及び手当	
9401-000		営業余剰		9401-000		営業余剰	
9402-000		資本減耗引当		9402-000		資本減耗引当	
				9403-000		資本減耗引当(社会資本等減耗分)	新設
9403-000		間接税(除関税・輸入品商品税)		9404-000		間接税(除関税・輸入品商品税)	コード変更
9404-000		(控除)経常補助金		9405-000		(控除)経常補助金	コード変更
9500-000		粗付加価値部門計		9500-000		粗付加価値部門計	
9700-000		国内生産額		9700-000		国内生産額	

(注) 1 基本分類の部門名称欄の★印は、生産活動主体を次のように示す。

★★・・・政府サービス生産者

★・・・対家計民間非営利サービス生産者

無印・・・産業

2 Pは仮設部門を示す。

3 対応関係欄の線種は、以下の観点から区別している(以下、統合分類についても同様。)

(1) 実線(→)：基本的に平成7年(1995年)表における部門名称が残らない場合

① 列部門統合、行部門統合の場合

② 名称変更の場合

③ 内容変更で名称変更を伴う場合

(2) 点線(--->)：基本的に平成7年(1995年)表における部門名称が残る場合

① 分割・特掲の場合

② 平成7年(1995年)表での部門内容の一部が他部門に統合された場合で、その残存部分が平成7年(1995年)表の部門名称のままで残っている場合

2 統合小分類

平成7年(1995年)表	対応関係	平成12年(2000年)表	変更内容
0111 穀類		0111 穀類	
0112 いも・豆類		0112 いも・豆類	
0113 野菜		0113 野菜	
0114 果実		0114 果実	
0115 その他の食用作物		0115 その他の食用作物	
0116 非食用作物		0116 非食用作物	
0121 畜産	→	0121 畜産	内容変更(統合)
0122 養蚕	→		
0131 農業サービス		0131 農業サービス	
0211 育林		0211 育林	
0212 素材		0212 素材	
0213 特用林産物		0213 特用林産物	
0311 海面漁業		0311 海面漁業	
0312 内水面漁業		0312 内水面漁業	
0611 金属鉱物		0611 金属鉱物	
0621 窯業原料鉱物		0621 窯業原料鉱物	
0622 砂利・碎石		0622 砂利・碎石	
0629 その他の非金属鉱物		0629 その他の非金属鉱物	
0711 石炭		0711 石炭	
0721 原油・天然ガス		0721 原油・天然ガス	
1111 と畜		1111 と畜	
1112 畜産食料品	→	1112 畜産食料品	内容変更(統合)
1113 水産食料品	→	1113 水産食料品	内容変更(分割)
1114 精穀・製粉	→	1114 精穀・製粉	
1115 めん・パン・菓子類	→	1115 めん・パン・菓子類	
1116 農産保存食料品	→	1116 農産保存食料品	
1117 砂糖・油脂・調味料類	→	1117 砂糖・油脂・調味料類	内容変更(統合)
1119 その他の食料品	→	1119 その他の食料品	
1121 酒類	→	1121 酒類	
1129 その他の飲料	→	1129 その他の飲料	
1131 飼料・有機質肥料(除別掲)	→	1131 飼料・有機質肥料(除別掲)	内容変更(統合)
1141 たばこ		1141 たばこ	
1511 製糸・紡績		1511 紡績	名称変更
1512 織物		1512 織物	
1513 ニット生地		1513 ニット生地	
1514 染色整理		1514 染色整理	
1519 その他の繊維工業製品		1519 その他の繊維工業製品	
1521 衣服		1521 衣服	
1522 その他の衣服・身の回り品		1522 その他の衣服・身の回り品	
1529 その他の繊維既製品		1529 その他の繊維既製品	
1611 製材・合板・チップ		1611 製材・合板・チップ	
1619 その他の木製品		1619 その他の木製品	
1711 家具・装備品		1711 家具・装備品	
1811 パルプ		1811 パルプ	
1812 紙・板紙		1812 紙・板紙	
1813 加工紙		1813 加工紙	
1821 紙製容器		1821 紙製容器	
1829 その他の紙加工品		1829 その他の紙加工品	
1911 出版・印刷		1911 出版・印刷	
2011 化学肥料		2011 化学肥料	
2021 ソーダ工業製品		2021 ソーダ工業製品	
2029 その他の無機化学基礎製品		2029 その他の無機化学基礎製品	
2031 石油化学基礎製品		2031 石油化学基礎製品	
2032 有機化学中間製品		2032 有機化学中間製品	
2033 合成ゴム		2033 合成ゴム	
2039 その他の有機化学基礎製品		2039 その他の有機化学基礎製品	
2041 合成樹脂		2041 合成樹脂	
2051 化学繊維		2051 化学繊維	
2061 医薬品		2061 医薬品	
2071 石けん・界面活性剤・化粧品		2071 石けん・界面活性剤・化粧品	
2072 塗料・印刷インキ		2072 塗料・印刷インキ	
2073 写真感光材料		2073 写真感光材料	
2074 農薬		2074 農薬	
2079 その他の化学最終製品		2079 その他の化学最終製品	
2111 石油製品		2111 石油製品	
2121 石炭製品		2121 石炭製品	

平成7年(1995年)表	対応関係	平成12年(2000年)表	変更内容
2211 プラスチック製品		2211 プラスチック製品	
2311 タイヤ・チューブ		2311 タイヤ・チューブ	
2319 その他のゴム製品		2319 その他のゴム製品	
2411 革製履物		2411 革製履物	
2412 なめし革・毛皮・その他の革製品		2412 なめし革・毛皮・その他の革製品	
2511 板ガラス・安全ガラス		2511 板ガラス・安全ガラス	
2512 ガラス繊維・同製品		2512 ガラス繊維・同製品	
2519 その他のガラス製品		2519 その他のガラス製品	
2521 セメント		2521 セメント	
2522 生コンクリート		2522 生コンクリート	
2523 セメント製品		2523 セメント製品	
2531 陶磁器		2531 陶磁器	
2599 その他の窯業・土石製品		2599 その他の窯業・土石製品	
2611 銑鉄・粗鋼		2611 銑鉄・粗鋼	
2612 鉄屑		2612 鉄屑	
2621 熱間圧延鋼材		2621 熱間圧延鋼材	
2622 鋼管		2622 鋼管	
2623 冷延・めっき鋼材		2623 冷延・めっき鋼材	
2631 鋳鍛造品		2631 鋳鍛造品	
2649 その他の鉄鋼製品		2649 その他の鉄鋼製品	
2711 非鉄金属製錬・精製		2711 非鉄金属製錬・精製	
2712 非鉄金属屑		2712 非鉄金属屑	
2721 電線・ケーブル		2721 電線・ケーブル	
2722 その他の非鉄金属製品		2722 その他の非鉄金属製品	
2811 建設用金属製品		2811 建設用金属製品	
2812 建築用金属製品		2812 建築用金属製品	
2891 ガス・石油機器及び暖房機器		2891 ガス・石油機器及び暖房機器	
2899 その他の金属製品		2899 その他の金属製品	
3011 原動機・ボイラ		3011 原動機・ボイラ	
3012 運搬機械		3012 運搬機械	
3013 冷凍機・温湿調整装置		3013 冷凍機・温湿調整装置	
3019 その他の一般産業機械		3019 その他の一般産業機械	
3021 鉱山・土木建設機械		3021 建設・鉱山機械	
3022 化学機械		3022 化学機械	
3023 産業用ロボット		3023 産業用ロボット	
3024 金属加工・工作機械		3024 金属加工・工作機械	
3029 その他の特殊産業用機械		3029 その他の特殊産業用機械	
3031 その他の一般機械器具及び部品		3031 その他の一般機械器具及び部品	
3111 事務用機械		3111 事務用機械	
3112 サービス用機器		3112 サービス用機器	
3211 民生用電子機器		3211 民生用電子機器	
3212 民生用電気機器		3212 民生用電気機器	
3311 電子計算機・同付属装置		3311 電子計算機・同付属装置	
3321 通信機械		3321 通信機械	
3331 電子応用装置		3331 電子応用装置	
3332 電気計測器		3332 電気計測器	
3341 半導体素子・集積回路		3341 半導体素子・集積回路	
3359 電子部品		3359 電子部品	
3411 重電機器		3411 重電機器	
3421 その他の電気機器		3421 その他の電気機器	
3511 乗用車		3511 乗用車	
3521 トラック・バス・その他の自動車		3521 トラック・バス・その他の自動車	
3531 二輪自動車		3531 二輪自動車	
3541 自動車部品・同付属品		3541 自動車部品・同付属品	
3611 船舶・同修理		3611 船舶・同修理	
3621 鉄道車両・同修理		3621 鉄道車両・同修理	
3622 航空機・同修理		3622 航空機・同修理	
3629 その他の輸送機械		3629 その他の輸送機械	
3711 光学機械		3711 光学機械	
3712 時計		3712 時計	
3719 その他の精密機械		3719 その他の精密機械	
3911 玩具・運動用品		3911 玩具・運動用品	
3919 その他の製造工業製品		3919 その他の製造工業製品	
4111 住宅建築		3921 再生資源回収・加工処理	新設
4112 非住宅建築		4111 住宅建築	
4121 建設補修		4112 非住宅建築	
4131 公共事業		4121 建設補修	
		4131 公共事業	

平成7年(1995年)表	対応関係	平成12年(2000年)表	変更内容
4132 その他の土木建設		4132 その他の土木建設	
5111 電力		5111 電力	
5121 都市ガス		5121 都市ガス	
5122 熱供給業		5122 熱供給業	
5211 水道		5211 水道	
5212 廃棄物処理		5212 廃棄物処理	
6111 卸売		6111 卸売	
6112 小売		6112 小売	
6211 金融		6211 金融	
6212 保険		6212 保険	
6411 不動産仲介及び賃貸		6411 不動産仲介及び賃貸	
6421 住宅賃貸料	→	6421 住宅賃貸料	分割・特掲
	→	6422 住宅賃貸料(帰属家賃)	分割・特掲
7111 鉄道旅客輸送		7111 鉄道旅客輸送	
7112 鉄道貨物輸送		7112 鉄道貨物輸送	
7121 道路旅客輸送		7121 道路旅客輸送	
7122 道路貨物輸送		7122 道路貨物輸送	
7131 自家用旅客自動車輸送	→	7131 自家輸送(旅客自動車)	名称変更
7132 自家用貨物自動車輸送	→	7132 自家輸送(貨物自動車)	名称変更
7141 外洋輸送		7141 外洋輸送	
7142 沿海・内水面輸送		7142 沿海・内水面輸送	
7143 港湾運送		7143 港湾運送	
7151 航空輸送		7151 航空輸送	
7161 貨物運送取扱		7161 貨物運送取扱	
7171 倉庫		7171 倉庫	
7181 こん包		7181 こん包	
7189 その他の運輸付帯サービス		7189 その他の運輸付帯サービス	
7311 郵便		7311 郵便	
7312 電気通信		7312 電気通信	
7319 その他の通信サービス		7319 その他の通信サービス	
7321 放送		7321 放送	
8111 公務(中央)		8111 公務(中央)	
8112 公務(地方)		8112 公務(地方)	
8211 学校教育		8211 学校教育	
8213 社会教育・その他の教育		8213 社会教育・その他の教育	
8221 学術研究機関		8221 学術研究機関	
8222 企業内研究開発		8222 企業内研究開発	
8311 医療		8311 医療	
8312 保健		8312 保健	
8313 社会保障		8313 社会保障	
		8314 介護	新設
8411 その他の公共サービス		8411 その他の公共サービス	
8511 広告		8511 広告	
8512 調査・情報サービス		8512 調査・情報サービス	
8513 物品賃貸業(除貸自動車業)		8513 物品賃貸業(除貸自動車業)	
8514 貸自動車業		8514 貸自動車業	
8515 自動車修理		8515 自動車修理	
8516 機械修理		8516 機械修理	
8519 その他の対事業所サービス		8519 その他の対事業所サービス	
8611 娯楽サービス		8611 娯楽サービス	
8612 飲食店		8612 飲食店	
8613 旅館・その他の宿泊所		8613 旅館・その他の宿泊所	
8619 その他の対個人サービス		8619 その他の対個人サービス	
8900 事務用品		8900 事務用品	
9000 分類不明		9000 分類不明	

3 統合中分類

平成7年（1995年）表		対応関係	平成12年（2000年）表		変更内容
001	耕種農業		001	耕種農業	名称変更
002	畜産・養蚕		002	畜産	
003	農業サービス		003	農業サービス	
004	林業		004	林業	
005	漁業		005	漁業	
006	金属鉱物		006	金属鉱物	
007	非金属鉱物		007	非金属鉱物	
008	石炭		008	石炭	
009	原油・天然ガス		009	原油・天然ガス	
010	食料品		010	食料品	内容変更（分割）
011	飲料		011	飲料	
012	飼料・有機質肥料（除別掲）		012	飼料・有機質肥料（除別掲）	内容変更（統合）
013	たばこ	013	たばこ		
014	繊維工業製品		014	繊維工業製品	分割・特掲 分割・特掲 コード変更
015	衣服・その他の繊維製品		015	衣服・その他の繊維製品	
016	製材・木製品		016	製材・木製品	
017	家具・装備品		017	家具・装備品	
018	パルプ・紙・板紙・加工紙		018	パルプ・紙・板紙・加工紙	
019	紙加工品		019	紙加工品	
020	出版・印刷		020	出版・印刷	
021	化学肥料		021	化学肥料	
022	無機化学基礎製品		022	無機化学基礎製品	
023	有機化学基礎・中間製品		023	有機化学基礎製品	
024	合成樹脂	024	有機化学製品		
025	化学繊維	025	合成樹脂		
026	医薬品	026	化学繊維		
027	化学最終製品（除別掲）	027	医薬品		
028	石油製品	028	化学最終製品（除医薬品）		
029	石炭製品	029	石油製品		
030	プラスチック製品	030	石炭製品		
031	ゴム製品	031	プラスチック製品		
032	なめし革・毛皮・同製品	032	ゴム製品	分割・特掲 分割・特掲	
033	ガラス・ガラス製品	033	なめし革・毛皮・同製品		
034	セメント・セメント製品	034	ガラス・ガラス製品		
035	陶磁器	035	セメント・セメント製品		
036	その他の窯業・土石製品	036	陶磁器		
037	銑鉄・粗鋼	037	その他の窯業・土石製品		
038	鋼材	038	銑鉄・粗鋼		
039	鋳鍛造品・その他の鉄鋼製品	039	鋼材		
040	非鉄金属製錬・精製	040	鋳鍛造品		
041	非鉄金属加工製品	041	その他の鉄鋼製品		名称変更 分割・特掲 分割・特掲 分割・特掲 分割・特掲 分割・特掲
042	建設・建築用金属製品	042	非鉄金属製錬・精製		
043	その他の金属製品	043	非鉄金属加工製品		
044	一般産業機械	044	建設・建築用金属製品		
045	特殊産業機械	045	その他の金属製品		
046	その他の一般機器	046	一般産業機械		
047	事務用・サービス用機器	047	特殊産業機械		
048	民生用電気機械	048	その他の一般機器		
049	電子・通信機器	049	事務用・サービス用機器		
050	重電機器	050	民生用電子・電気機器	分割・特掲 分割・特掲 分割・特掲 分割・特掲 分割・特掲 分割・特掲	
051	その他の電気機器	051	電子計算機・同付属装置		
052	自動車	052	通信機械		
053	船舶・同修理	053	電子応用装置・電気計測機		
054	その他の輸送機械・同修理	054	半導体素子・集積回路		
055	精密機械	055	電子部品		
056	その他の製造工業製品	056	重電機器		
057	建築	057	その他の電気機器		
		058	乗用車		分割・特掲 分割・特掲
		059	その他の自動車		
		060	船舶・同修理		
		061	その他の輸送機械・同修理		
		062	精密機械	新設	
		063	その他の製造工業製品		
		064	再生資源回収・加工処理		
		065	建築		

平成7年(1995年)表		対応関係	平成12年(2000年)表		変更内容
058	建設補修		066	建設補修	コード変更
059	土木	→	067	公共事業	分割・特掲
		→	068	その他の土木建設	分割・特掲
060	電力		069	電力	
061	ガス・熱供給		070	ガス・熱供給	
062	水道		071	水道	
063	廃棄物処理		072	廃棄物処理	
064	商業		073	商業	
065	金融・保険		074	金融・保険	
066	不動産仲介及び賃貸		075	不動産仲介及び賃貸	
067	住宅賃貸料	- - - - ->	076	住宅賃貸料	分割・特掲
		→	077	住宅賃貸料(帰属家賃)	分割・特掲
068	鉄道輸送		078	鉄道輸送	
069	道路輸送(除自家輸送)		079	道路輸送	名称変更
070	自家用自動車輸送	→	080	自家輸送	名称変更
071	水運		081	水運	
072	航空輸送		082	航空輸送	
073	貨物運送取扱		083	貨物運送取扱	
074	倉庫		084	倉庫	
075	運輸付帯サービス		085	運輸付帯サービス	
076	通信		086	通信	
077	放送		087	放送	
078	公務		088	公務	
079	教育		089	教育	
080	研究		090	研究	
081	医療・保健		091	医療・保健	
082	社会保障		092	社会保障	
			093	介護	新設
083	その他の公共サービス		094	その他の公共サービス	
084	広告・調査・情報サービス		095	広告・調査・情報サービス	
085	物品賃貸サービス		096	物品賃貸サービス	
086	自動車・機械修理		097	自動車・機械修理	
087	対事業所サービス		098	対事業所サービス	
088	娯楽サービス		099	娯楽サービス	
089	飲食店		100	飲食店	
090	旅館・その他の宿泊所		101	旅館・その他の宿泊所	
091	対個人サービス		102	対個人サービス	
092	事務用品		103	事務用品	
093	分類不明		104	分類不明	

4 統合大分類

平成7年(1995年)表		対応関係	平成12年(2000年)表		変更内容
01	農林水産業		01	農林水産業	
02	鉱業		02	鉱業	
03	食料品		03	食料品	
04	繊維製品		04	繊維製品	
05	パルプ・紙・木製品		05	パルプ・紙・木製品	
06	化学製品		06	化学製品	
07	石油・石炭製品		07	石油・石炭製品	
08	窯業・土石製品		08	窯業・土石製品	
09	鉄鋼		09	鉄鋼	
10	非鉄金属		10	非鉄金属	
11	金属製品		11	金属製品	
12	一般機械		12	一般機械	
13	電気機械		13	電気機械	
14	輸送機械		14	輸送機械	
15	精密機械		15	精密機械	
16	その他の製造工業製品	→	16	その他の製造工業製品	内容変更(追加)
17	建設		17	建設	
18	電力・ガス・熱供給		18	電力・ガス・熱供給	
19	水道・廃棄物処理		19	水道・廃棄物処理	
20	商業		20	商業	
21	金融・保険		21	金融・保険	
22	不動産		22	不動産	
23	運輸		23	運輸	
24	通信・放送		24	通信・放送	
25	公務		25	公務	
26	教育・研究		26	教育・研究	
27	医療・保健・社会保障	→	27	医療・保健・社会保障・介護	内容変更(追加)
28	その他の公共サービス		28	その他の公共サービス	
29	対事業所サービス		29	対事業所サービス	
30	対個人サービス		30	対個人サービス	
31	事務用品		31	事務用品	
32	分類不明		32	分類不明	

〔資料2〕

平成12年(2000年)産業連関表基本分類 — 日本標準産業分類細分類対比表

平成12年(2000年)表基本分類			日本標準産業分類細分類		対 応 関 係
列コード	部 門 名	分類番号	項 目 名		
0111 01	米	0111	米作農業	(1/3)	うち麦類の生産活動のみ
0111 02	麦類	0112	米作以外の穀作農業	(1/4)	
0112 01	いも類	0117	ばれいしょ・かんしょ作農業	(1/3)	
0112 02	豆類	0112	米作以外の穀作農業	(2/4)	
0113 01	野菜(露地)	0113	野菜作農業(きこの類の栽培を含む)	(1/5)	うち他に分類されない食用耕種作物のみ
0113 02	野菜(施設)	0113	野菜作農業(きこの類の栽培を含む)	(2/5)	
0114 01	果実	0114	果樹作農業	(1/3)	
0115 01	砂糖原料作物	0116	工芸農作物農業	(1/4)	
0115 02	飲料用作物	0116	工芸農作物農業	(2/4)	うち他に分類されない食用耕種作物のみ
0115 09	その他の食用耕種作物	0111	米作農業	(2/3)	
		0112	米作以外の穀作農業	(3/4)	
		0113	野菜作農業(きこの類の栽培を含む)	(3/5)	
		0114	果樹作農業	(2/3)	うち他に分類されない非食用耕種作物のみ
		0115	花き作農業	(1/3)	
		0116	工芸農作物農業	(3/4)	
		0117	ばれいしょ・かんしょ作農業	(2/3)	
0116 01	飼料作物	0119	その他の耕種農業	(1/4)	うち飼料作物の生産活動のみ
0116 02	種苗	0119	その他の耕種農業	(2/4)	
0116 03	花き・花木類	0119	その他の耕種農業	(3/4)	
0116 09	その他の非食用耕種作物	0115	花き作農業	(2/3)	
		0111	米作農業	(3/3)	うち他に分類されない非食用耕種作物のみ
		0112	米作以外の穀作農業	(4/4)	
		0113	野菜作農業(きこの類の栽培を含む)	(4/5)	
		0114	果樹作農業	(3/3)	
		0115	花き作農業	(3/3)	うち他に分類されない非食用耕種作物のみ
		0116	工芸農作物農業	(4/4)	
		0117	ばれいしょ・かんしょ作農業	(3/3)	
		0119	その他の耕種農業	(4/4)	
0121 01	酪農	0121	酪農業	(1/2)	
0121 02	鶏卵	0124	養鶏業	(1/3)	
0121 03	肉鶏	0124	養鶏業	(2/3)	
0121 04	豚	0123	養豚業	(1/2)	
0121 05	肉用牛	0122	肉用牛生産業	(1/2)	
0121 09	その他の畜産	0121	酪農業	(2/2)	
		0122	肉用牛生産業	(2/2)	
		0123	養豚業	(2/2)	
		0124	養鶏業	(3/3)	
		0125	畜産類似業		
		0129	その他の畜産農業		
		0131	養蚕農業		
0131 01	獣医薬	8441	獣医薬業		
0131 02	農業サービス(除獣医薬)	0141	穀作サービス業		
		0142	野菜作・果樹作サービス業		
		0143	穀作・野菜作・果樹作以外の耕種サービス業		
		0144	畜産サービス業(獣医薬を除く)		
		0145	養蚕サービス業		
0211 01	育林	0211	育林業		
		0241	育林サービス業		
0212 01	素材	0243	山林種苗生産サービス業		
		0221	素材生産業		
0213 01	特用林産物(含狩猟業)	0242	素材生産サービス業		(5/5)
		0113	野菜作農業(きこの類の栽培を含む)		
		0231	製薪炭業		
		0239	その他の特用林産物生産業(きこの類の栽培を除く)		
		0249	その他の林業サービス業		
		0299	その他の林業		
0311 01	沿岸漁業	0311	底びき網漁業	(1/3)	
		0312	まき網漁業	(1/3)	
		0313	敷網漁業	(1/3)	
		0314	刺網漁業	(1/3)	
		0315	釣・はえ縄漁業	(1/3)	
		0316	定置網漁業	(1/3)	
		0317	地びき網・船びき網漁業	(1/3)	
		0318	採貝・採藻業	(1/3)	
		0319	その他の一般海面漁業	(1/3)	
0311 02	沖合漁業	0321	捕鯨業	(1/3)	
		0311	底びき網漁業	(2/3)	
		0312	まき網漁業	(2/3)	
		0313	敷網漁業	(2/3)	
		0314	刺網漁業	(2/3)	
		0315	釣・はえ縄漁業	(2/3)	
		0316	定置網漁業	(2/3)	
		0317	地びき網・船びき網漁業	(2/3)	
		0318	採貝・採藻業	(2/3)	
		0319	その他の一般海面漁業	(2/3)	
		0321	捕鯨業	(2/3)	
0311 03	遠洋漁業	0311	底びき網漁業	(3/3)	
		0312	まき網漁業	(3/3)	
		0313	敷網漁業	(3/3)	
		0314	刺網漁業	(3/3)	
		0315	釣・はえ縄漁業	(3/3)	
		0316	定置網漁業	(3/3)	
		0317	地びき網・船びき網漁業	(3/3)	
		0318	採貝・採藻業	(3/3)	
		0319	その他の一般海面漁業	(3/3)	
0311 04	海面養殖業	0321	捕鯨業	(3/3)	
		0411	魚類養殖業		
		0412	貝類養殖業		
		0413	藻類養殖業		
		0414	真珠養殖業		
		0415	種苗養殖業		
		0419	その他の海面養殖業		
0312 01	内水面漁業	0331	内水面漁業		
0312 02	内水面養殖業	0421	内水面養殖業		

平成12年(2000年)表基本分類		日本標準産業分類細分類		対 応 関 係
列コード	部 門 名	分類番号	項 目 名	
0611	01 金属鉱物	0511	金・銀鉱業	
		0519	その他の貴金属鉱業	
		0521	銅鉱業	
		0522	鉛・亜鉛鉱業	
		0523	硫化鉄鉱業	
		0529	その他の非鉄金属鉱業	
		0531	鉄鉱業	
		0532	砂鉄鉱業	
		0533	タングステン鉱業	
		0539	その他の鉄属鉱業	
		0591	希有金属鉱業	
		0599	他に分類されない金属鉱業	
0621	01 窯業原料鉱物	0821	耐火粘土鉱業	
		0822	ろう石鉱業	
		0823	ドロマイト鉱業	
		0824	長石鉱業	
		0825	陶石鉱業	
		0826	けい石鉱業	
		0827	天然けい砂鉱業	
		0828	石灰石鉱業	
		0829	その他の窯業原料用鉱物鉱業	
0622	01 砂利・採石	0811	花こう岩・同類似岩石採石業	
		0812	石英粗面岩・同類似岩石採石業	
		0813	安山岩・同類似岩石採石業	
		0814	大理石採石業	
		0815	ぎょう灰岩採石業	
		0816	砂岩採石業	
		0817	粘板岩採石業	
		0818	砂・砂利・玉石採取業	
		0819	その他の採石業、砂・砂利・玉石採取業	
0622	02 砕石	2581	砕石製造業	
0629	09 その他の非金属鉱物	0831	普通粘土鉱業	
		0832	酸性白土鉱業	
		0833	ベントナイト鉱業	
		0834	けいそう土鉱業	
		0839	その他の粘土鉱業	
		0891	滑石鉱業	
		0892	雲母鉱業	
		0893	ひる石鉱業	
		0894	重晶石鉱業	
		0899	他に分類されない非金属鉱業	
0711	01 石炭	0611	石炭鉱業(石炭選別業を除く)	
		0612	亜炭鉱業	
		0621	石炭選別業	
0721	01 原油・天然ガス	0711	原油鉱業	
		0721	天然ガス鉱業	
1111	01 と畜(含肉鶏処理)	1211	肉製品製造業	(1/3) うち冷凍食肉加工業
		1219	その他の畜産食料品製造業	(1/2) うち食鳥処理加工業
		9521	と畜場	
1112	01 肉加工品	1211	肉製品製造業	
1112	02 畜産びん・かん詰	1211	肉製品製造業	(2/3) うちハム、ベーコン、ソーセージ等
1112	04 酪農品	1212	乳製品製造業	(3/3) うち畜産物を主な原料とするびん・かん詰
1113	01 冷凍魚介類	1226	冷凍水産物製造業	
		1227	冷凍水産食品製造業	
1113	02 塩・干・くん製品	1229	その他の水産食料品製造業	
1113	03 水産びん・かん詰	1221	水産缶詰・瓶詰製造業	(1/2) うち魚介類を主な原料とした塩、干、くん製品
1113	04 ねり製品	1224	魚肉ハム・ソーセージ製造業	
		1225	水産練製品製造業	
1113	09 その他の水産食品	1222	海藻加工業	
		1223	寒天製造業	
		1229	その他の水産食料品製造業	
1114	01 精穀	1261	精米業	(2/2) うち塩、干、くん製品製造業を除く
		1262	精麦業	
1114	02 製粉	1263	小麦粉製造業	
		1269	その他の精穀・製粉業	
1115	01 めん類	1293	めん類製造業	
1115	02 パン類	1271	パン製造業	
1115	03 菓子類	1299	他に分類されない食料品製造業	(1/5)
		1272	生菓子製造業	
		1273	ビスケット類・干菓子製造業	
		1274	米菓製造業	
		1279	その他のパン・菓子製造業	
1116	01 農産びん・かん詰	1231	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業(野菜漬物を除く)	(1/2) うち野菜及び果実を主な原料とする保存食品(びん・かん詰)及びジュース原液
		1232	野菜漬物製造業(缶詰、瓶詰、つぼ詰を除く)	(1/2)
1116	02 農産保存食料品(除びん・かん詰)	1231	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業(野菜漬物を除く)	(2/2) うち野菜及び果実を主な原料とする保存食品(びん・かん詰、ジュース原液及び乾燥きのこを除く)
		1232	野菜漬物製造業(缶詰、瓶詰、つぼ詰を除く)	(2/2)
1117	01 砂糖	1251	砂糖製造業(砂糖精製業を除く)	
		1252	砂糖精製業	
1117	02 でん粉	1292	でんぷん製造業	
1117	03 ぶどう糖・水あめ・異性化糖	1253	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	
1117	04 植物油脂	1281	植物油脂製造業	
		1283	食用油脂加工業	
		2051	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	(1/2) うち硬化油(食用)
1117	05 動物油脂	1282	動物油脂製造業	
1117	06 調味料	1241	味素製造業	
		1242	しょう油・食用アミノ酸製造業	
		1243	化学調味料製造業	
		1244	ソース製造業	
		1245	食酢製造業	
		1249	その他の調味料製造業	
1119	01 冷凍調理食品	1297	冷凍調理食品製造業	
1119	02 レトルト食品	1299	他に分類されない食料品製造業	(2/5) うちレトルト食品
1119	03 そう菜・すし・弁当	1298	そう(惣)菜製造業	(3/5) うちすし・弁当
		1299	他に分類されない食料品製造業	

平成12年(2000年)表基本分類		日本標準産業分類細分類		対 応 関 係
列コード	部 門 名	分類番号	項 目 名	
1119	04 学校給食(国公立)★★	5692	料理品小売業 (1/2)	うち給食センター及び都道府県学校給食会の委託を受けた食品加工業者による給食の生産活動と「学校教育法」(昭和29年法律第160号)に基づき、国公立の義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し実施される給食の生産活動。
1119	05 学校給食(私立)★	5692	料理品小売業 (2/2)	うち給食
1119	09 その他の食料品	1219 1291 1294 1295 1296 1299	その他の畜産食料品製造業 ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業 こうじ・麹こうじ・麦芽・もやし製造業 豆腐・油揚げ製造業 あん類製造業 他に分類されない食料品製造業 (4/5)	うち食鳥処理加工業を除く
1121	01 清酒	1323	清酒製造業	
1121	02 ビール	1324 1322	蒸留酒・混成酒製造業 ビール製造業 (1/4)	うち味りん
1121	03 ウイスキー類	1324	蒸留酒・混成酒製造業 (2/4)	うち発泡酒
1121	09 その他の酒類	1324 1321	蒸留酒・混成酒製造業 果実酒製造業 (3/4)	うちウイスキー、ブランデー
1129	01 茶・コーヒー	1324 1331 1332	蒸留酒・混成酒製造業 製茶業 コーヒー製造業 (4/4)	うち添加用アルコール、ウイスキー、ブランデー、味りん発泡酒を除く
1129	02 清涼飲料	1299 1311	他に分類されない食料品製造業 清涼飲料製造業 (5/5)	うち豆乳
1129	03 製氷	1341	製氷業	
1131	01 飼料	1361 1362	配合飼料製造業 単体飼料製造業	
1131	02 有機質肥料(除別掲)	1363	有機質肥料製造業	
1141	01 たばこ	1351 1352	たばこ製造業(葉たばこ処理業を除く) 葉たばこ処理業	
1511	01 紡績糸	1411 1412 1413 1419 1421 1422 1423 1424 1425 1429 1431 1432	器械生糸製造業 座繰生糸製造業 玉糸製造業 その他の生糸製造業 綿紡績業 化学繊維紡績業 毛紡績業 絹紡績業 麻紡績業 その他の紡績業 ねん糸製造業(かさ高加工糸製造業を除く) かさ高加工糸製造業	
1512	01 綿・スフ織物(含合繊短繊維織物)	1441	綿・スフ織物業	
1512	02 絹・人絹織物(含合繊長繊維織物)	1442	絹・人絹織物業	
1512	03 毛織物・麻織物・その他の織物	1443 1444 1449	毛織物業 麻織物業 その他の織物業	
1513	01 ニット生地	1451 1452 1453	丸編ニット生地製造業 たて編ニット生地製造業 横編ニット生地製造業	
1514	01 染色整理	1461 1462 1463 1464 1465 1466 1467 1468	綿・スフ・麻織物機械染色業 絹・人絹織物機械染色業 毛織物機械染色整理業 織物整理業 織物手加工染色整理業 綿状繊維・糸染色整理業 ニット・レース染色整理業 繊維雑品染色整理業	
1519	01 綱・網	1471 1472 1479	綱製造業 漁網製造業 その他の網地製造業	
1519	02 じゅうたん・床敷物	1496	じゅうたん・その他の繊維製床敷物製造業	
1519	03 繊維製衛生材料	1498	繊維製衛生材料製造業	
1519	09 その他の繊維工業製品	1481 1482 1483 1484 1485 1489 1491 1492 1493 1494 1495 1497 1499	刺しゅうレース製造業 編レース製造業 ボビンレース製造業 組ひも製造業 細幅織物業 その他のレース・繊維雑品製造業 整毛業 麻製織業 せん(鉋)毛業 製綿業 フェルト・不織布製造業 上塗りした織物・防水した織物製造業 他に分類されない繊維工業	

平成12年(2000年)表基本分類		日本標準産業分類細分類		対 応 関 係
列コード	部 門 名	分類番号	項 目 名	
1521	01 織物製衣服	1511	成人男子・少年服製造業	
		1512	成人女子・少女服製造業	
		1513	乳幼児服製造業	
		1514	シャツ製造業(下着を除く)	
		1515	事務用・作業用・衛生用・スポーツ用衣服製造業	
		1516	学校服製造業	
		1531	織物製下着製造業	
		1533	織物製寝着類製造業	
		1551	和装製品製造業	
1521	02 ニット製衣服	1521	ニット製外衣(アウターシャツ類, セーター類などを除く)製造業	
		1522	ニット製アウターシャツ類製造業	
		1523	セーター類製造業	
		1529	その他のニット製外衣・シャツ製造業	
		1532	ニット製下着製造業	
		1534	ニット製寝着類製造業	
		1535	補整着製造業	
1522	09 その他の衣服・身の回り品	1541	毛皮製衣服・身の回り品製造業	
		1552	足袋製造業	
		1561	ネクタイ製造業	
		1562	スカーフ・マフラー製造業	
		1563	ハンカチーフ製造業	
		1564	靴下製造業	
		1565	手袋製造業	
		1566	帽子製造業(帽体を含む)	
		1569	他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業	
1529	01 寝具	1591	寝具製造業	
1529	09 その他の繊維既製品	1592	帆布製品製造業	
		1593	繊維製袋製造業	
		1594	刺しゅう業	
		1595	タオル製造業	
		1599	他に分類されない繊維製品製造業	
1611	01 製材	1611	一般製材業	
1611	02 合板	1612	単板(ベニヤ板)製造業	
		1617	床板製造業	
		1622	合板製造業	
1611	03 木材チップ	1618	木材チップ製造業	
1619	09 その他の木製品	1613	屋根板製造業	
		1614	経木・同製品製造業(折箱, マッチ箱を除く)	
		1615	木毛製造業	
		1616	たる・おけ材製造業	
		1619	他に分類されない特殊製材業	
		1621	造作材製造業(建具を除く)	
		1623	建築用木製組立材料製造業	
		1624	パーティクルボード製造業	
		1625	銘板・銘木製造業	
		1631	竹・とう・きりゅう等容器製造業	
		1632	折箱製造業	
		1633	木箱製造業(折箱を除く)	
		1634	和たる製造業	
		1635	洋たる製造業	
		1636	おけ製造業	
		1691	木材薬品処理業	
		1692	靴型等製造業	
		1693	木製履物製造業	
		1694	曲輪・曲物製造業	
		1695	コルク加工基礎資材・コルク製品製造業	
		1699	他に分類されない木製品製造業(竹, とうを含む)	
1711	01 木製家具・装備品	1711	木製家具製造業(漆塗りを除く)	
		1713	マットレス・組スプリング製造業	
		1721	宗教用具製造業	
		1793	日本びょうぶ・衣こう・すだれ製造業	
		1794	鏡縁・額縁製造業	
		1799	他に分類されない家具・装備品製造業	
1711	02 木製建具	1731	建具製造業	
1711	03 金属製家具・装備品	1712	金属製家具製造業	
		1791	事務所用・店舗用装備品製造業	
		1792	窓用・雇用日上げ製造業	
1811	01 パルプ	1811	溶解パルプ製造業	
1812	01 洋紙・和紙	1812	製紙パルプ製造業	
		1821	洋紙製造業	
		1823	機械すき和紙製造業	
		1824	手すき和紙製造業	
1812	02 板紙	1822	板紙製造業	
1813	01 段ボール	1832	段ボール製造業	
1813	02 塗工紙・建設用加工紙	1831	塗工紙製造業	
		1833	壁紙・ふすま紙製造業	
1821	01 段ボール箱	1853	段ボール箱製造業	
1821	09 その他の紙製容器	1851	重包装紙袋製造業	
		1852	角底紙袋製造業	
		1854	紙器製造業	
		1855	ソリッドファイバー・バルカナイズドファイバー製品製造業	
1829	01 紙製衛生材料・用品	1893	紙製衛生材料製造業	
		1899	他に分類されないパルプ・紙・紙加工品製造業	
1829	09 その他のパルプ・紙・紙加工品	1834	ブックバインディングクロス製造業	
		1841	事務用紙製品製造業	
		1842	学用紙製品製造業	
		1843	日用紙製品製造業	
		1849	その他の紙製品製造業	
		1891	セロファン製造業	
		1892	繊維板製造業	
		1899	他に分類されないパルプ・紙・紙加工品製造業	
			(1/2) うち紙製衛生用品	
			(2/2) うち紙製衛生用品を除く	

平成12年(2000年)表基本分類			日本標準産業分類細分類		対 応 関 係
列コード	部 門 名	分類番号	項 目 名		
1911	01 新聞	1911	新聞業(新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うもの)		
		1912	新聞業(枚葉紙を使用して印刷発行を行うもの)		
		1913	新聞業(自ら印刷せず発行のみを行うもの)		
1911	02 印刷・製版・製本	1931	印刷業(謄写印刷業を除く)		
		1941	製版業		
		1951	製本業		
		1952	印刷物加工業		
		1991	印刷関連サービス業		
1911	03 出版	1921	出版業		
2011	01 化学肥料	2011	窒素質・りん酸質肥料製造業	(1/2)	うち硝酸、硝酸ナトリウム及び亜硝酸ナトリウムを除く
		2012	複合肥料製造業		
		2019	その他の化学肥料製造業		
		2021	ソーダ工業	(1/2)	うち塩化アンモニウム
2021	01 ソーダ工業製品	2021	ソーダ工業	(2/2)	うち塩化アンモニウムを除く
2029	01 無機顔料	2023	無機顔料製造業		
2029	02 圧縮ガス・液化ガス	2024	圧縮ガス・液化ガス製造業		
2029	03 塩	2025	塩製造業		
2029	09 その他の無機化学工業製品	2011	窒素質・りん酸質肥料製造業	(2/2)	うち硝酸、硝酸ナトリウム、亜硝酸ナトリウム
		2022	電炉工業		
		2029	その他の無機化学工業製品製造業	(1/2)	うち触媒を除く
2031	01 石油化学基礎製品	2031	石油化学系基礎製品製造業(一貫して生産される誘導品を含む)	(1/2)	ナフサを分解して得られる石油化学の第一次製品であるエチレン、プロピレン、ブタン、ブチレン、ブタジエン、ノルマルパラフィン、分解カドリン、ブタジエンの生産活動を範囲とする
2031	02 石油化学系芳香族製品	2031	石油化学系基礎製品製造業(一貫して生産される誘導品を含む)	(2/2)	改質生成油及び分解カドリンから作られる純ベンゼン、純トルエン、キシレン、芳香族溶剤の生産活動
2032	01 脂肪酸中間物	2032	脂肪酸系中間物製造業(脂肪酸系溶剤を含む)		
2032	02 環式中間物	2036	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	(1/3)	うち環式中間物
2033	01 合成ゴム	2038	合成ゴム製造業		
2039	01 メタン誘導品	2033	メタン誘導品製造業		
2039	02 油脂加工製品	2051	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	(2/2)	うち硬化油を除く
2039	03 可塑剤	2039	その他の有機化学工業製品製造業	(1/2)	うち可塑剤
2039	04 合成染料	2036	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	(2/3)	うち合成染料(ピグメントレジンカラーを含む)
2039	09 その他の有機化学工業製品	2034	発酵工業		
		2035	コーラタール製品製造業		
		2036	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	(3/3)	うちレーキ
		2039	その他の有機化学工業製品製造業	(2/2)	うち可塑剤を除く
2041	01 熱硬化性樹脂	2037	プラスチック製造業	(1/4)	うちフェノール樹脂、ウリア樹脂、メラミン樹脂、不飽和ポリエステル樹脂、7
2041	02 熱可塑性樹脂	2037	プラスチック製造業	(2/4)	うちポリエチレン、ポリプロピレン、ポリブチレン、塩化ビニル樹脂の生産活動
2041	03 高機能性樹脂	2037	プラスチック製造業	(3/4)	うちポリアミド系樹脂、ポリカーボネート、ポリアセタール、ポリエチレンテレフタート(繊維用を除く)、ポリブチレンテレフタート、変成ポリフェニルエーテルの生産活動
2041	09 その他の合成樹脂	2037	プラスチック製造業	(4/4)	うち石油系樹脂、メタクリル樹脂、ポリビニルアルコール、塩化ビニル樹脂、フッ素樹脂、アセナルセルローズ、ポリエチレンテレフタート(繊維用)など他に分類されない合成樹脂の生産活動
2051	01 レーヨン・アセテート	2041	レーヨン・アセテート製造業		
2051	02 合成繊維	2042	合成繊維製造業		
2061	01 医薬品	2061	医薬品原薬製造業		
		2062	医薬品製剤製造業		
		2063	生物学的製剤製造業		
		2064	生薬・漢方製剤製造業		
		2065	動物用医薬品製造業		
2071	01 石けん・合成洗剤・界面活性剤	2052	石けん・合成洗剤製造業		
2071	02 化粧品・歯磨	2053	界面活性剤製造業(石けん、合成洗剤を除く)		
		2071	仕上用・皮膚用化粧品製造業(香水、オーデコロンを含む)		
		2072	頭髪用化粧品製造業		
		2079	その他の化粧品・歯磨・化粧品調整品製造業		
2072	01 塗料	2054	塗料製造業		
2072	02 印刷インキ	2055	印刷インキ製造業		
2073	01 写真感光材料	2095	写真感光材料製造業		
2074	01 農薬	2092	農薬製造業		
2079	01 ゼラチン・接着剤	2094	ゼラチン・接着剤製造業		
2079	09 その他の化学最終製品	2029	その他の無機化学工業製品製造業	(2/2)	うち触媒
		2056	洗浄剤・磨剤製造業		
		2057	ろうそく製造業		
		2091	火薬類製造業		
		2093	香料製造業		
		2096	天然樹脂製品・木材化学製品製造業		
		2097	試薬製造業		
		2099	他に分類されない化学工業製品製造業		
2111	01 石油製品	2111	石油精製業		
		2121	潤滑油製造業		
		2122	グリース製造業		
		2199	その他の石油製品・石炭製品製造業		
2121	01 石炭製品	2131	コークス製造業		
		2141	練炭・豆炭製造業		
2121	02 舗装材料	2151	舗装材料製造業		

平成12年(2000年)表基本分類		日本標準産業分類細分類		対 応 関 係
列コード	部 門 名	分類番号	項 目 名	
2211	01 プラスチック製品	2211	プラスチック板・棒製造業	
		2212	プラスチック管製造業	
		2213	プラスチック継手製造業	
		2214	プラスチック異形押出製品製造業	
		2215	プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品加工業	
		2221	プラスチックフィルム製造業	
		2222	プラスチックシート製造業	
		2223	プラスチック床材製造業	
		2224	合成皮革製造業	
		2225	プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革加工業	
		2231	工業用プラスチック製品製造業(加工業を除く)	
		2232	工業用プラスチック製品加工業	
		2241	軟質プラスチック発泡製品製造業(半硬質性を含む)	
		2242	硬質プラスチック発泡製品製造業	
		2243	強化プラスチック製板・棒・管・継手製造業	
		2244	強化プラスチック製容器・浴槽等製造業	
		2245	発泡・強化プラスチック製品加工業	
		2251	プラスチック成形材料製造業	
		2252	廃プラスチック製品製造業	
		2291	プラスチック製日用雑貨・食卓用品製造業	
		2292	プラスチック製容器製造業	
		2297	他に分類されないプラスチック製品製造業	
		2298	他に分類されないプラスチック製品加工業	
2311	01 タイヤ・チューブ	2311	自動車タイヤ・チューブ製造業	
		2312	自転車タイヤ・チューブ製造業	
		2394	更生タイヤ製造業	
		2321	ゴム製履物・同附属品製造業	
2319	01 ゴム製履物	2322	プラスチック製履物・同附属品製造業	
2319	02 プラスチック製履物	2331	ゴムベルト製造業	
2319	09 その他のゴム製品	2332	ゴムホース製造業	
		2333	工業用ゴム製品製造業	
		2391	ゴム引布・同製品製造業	
		2392	医療・衛生用ゴム製品製造業	
		2393	ゴム練生地製造業	
		2395	再生ゴム製造業	
		2399	他に分類されないゴム製品製造業	
		2431	革製履物用材料・同附属品製造業	
2411	01 革製履物	2441	革製履物製造業	
		2411	なめし革製造業	
		2481	毛皮製造業	
2412	01 製革・毛皮	2421	工業用革製品製造業(手袋を除く)	
2412	02 かばん・袋物・その他の革製品	2451	革製手袋製造業	
		2461	かばん製造業	
		2471	袋物製造業(ハンドバッグを除く)	
		2472	ハンドバッグ製造業	
		2491	馬具・むち製造業	
		2499	他に分類されないなめし革製品製造業	
2511	01 板ガラス・安全ガラス	2511	板ガラス製造業	
		2512	板ガラス加工業	
2512	01 ガラス繊維・同製品	2517	ガラス繊維・同製品製造業	
2519	09 その他のガラス製品	2513	ガラス製加工素材製造業	
		2514	ガラス容器製造業	
		2515	理化学用・医療用ガラス器具製造業	
		2516	車上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	
		2519	その他のガラス・同製品製造業	
2521	01 セメント	2521	セメント製造業	
2522	01 生コンクリート	2522	生コンクリート製造業	セメントリシカは半製品扱いとし、輸出入及び在庫純減のみを生産額として計上
2523	01 セメント製品	2523	コンクリート製品製造業	
		2529	その他のセメント製品製造業	
2531	01 陶磁器	2541	衛生陶器製造業	
		2542	食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業	
		2543	陶磁器製置物製造業	
		2544	電気用陶磁器製造業	
		2545	理化学用・工業用陶磁器製造業	
		2546	陶磁器製タイル製造業	
		2547	陶磁器絵付業	
		2548	陶磁器用はい(坏)土製造業	
		2549	その他の陶磁器・同関連製品製造業	
2599	01 耐火物	2551	耐火れんが製造業	
		2559	その他の耐火物製造業	
2599	02 その他の建設用土石製品	2531	粘土かわら製造業	
		2532	普通れんが製造業	
		2533	陶管製造業	
		2539	その他の建設用粘土製品製造業	
		2596	石こう(膏)製品製造業	
2599	03 炭素・黒鉛製品	2561	炭素質電極製造業	
		2569	その他の炭素・黒鉛製品製造業	
2599	04 研磨材	2571	研磨材製造業	
		2572	研削と石製造業	
		2573	研磨布紙製造業	
		2579	その他の研磨材・同製品製造業	
2599	09 その他の窯業・土石製品	2582	人工骨材製造業	
		2583	石工品製造業	
		2584	けいそう土・同製品製造業	
		2585	鉱物・土石粉砕等処理業	
		2591	ほうろう鉄器製造業	
		2592	七宝製品製造業	
		2593	人造宝石製造業	
		2594	ロックウール・同製品製造業	
		2595	石綿製品製造業	
		2597	石灰製造業	
		2598	鋳型製造業(中子を含む)	
		2599	他に分類されない窯業・土石製品製造業	

平成12年(2000年)表基本分類		日本標準産業分類細分類		対 応 関 係
列コード	部 門 名	分類番号	項 目 名	
2611	01 鉄鉄	2611	製鋼圧延を行う高炉による製鉄業 (1/2)	高炉鉄及び高炉によらない生産活動を範囲とし、原鉄、純鉄、ベースメタルを範囲に含める
		2612	製鋼圧延を行わない高炉による製鉄業 (1/2)	
		2621	電気炉鉄製造業 (1/2)	
		2622	小形高炉鉄・再生炉鉄製造業 (1/2)	
		2629	その他の高炉によらない製鉄業 (1/2)	
		2631	転炉による製鋼・製鋼圧延業(単独転炉を含む) (1/2)	
		2632	電気炉による製鋼・製鋼圧延業(単独電気炉を含む) (1/2)	
		2641	熱間圧延業(鋼管、伸鉄を除く) (1/2)	
		2642	冷間圧延業(鋼管、伸鉄を除く) (1/2)	
		2643	冷間ロール成型形鋼製造業 (1/2)	
		2644	鋼管製造業 (1/2)	フェロアロイ製造業の生産活動を範囲とする 転炉による鋼塊の生産活動を範囲とする 電気炉鋼塊の生産活動を範囲とする
		2645	伸鉄業 (1/2)	
		2646	磨棒鋼製造業 (1/2)	
		2647	引抜鋼管製造業 (1/2)	
		2648	伸線業 (1/2)	
		2649	その他の製鋼を行わない鋼材製造業(表面処理鋼材を除く) (1/2)	
		2651	ブリキ製造業 (1/2)	
		2652	亜鉛鉄板製造業 (1/2)	
		2653	めっき鋼管製造業 (1/2)	
		2623	フェロアロイ製造業 (1/2)	
2611	02 フェロアロイ	2611	製鋼圧延を行う高炉による製鉄業 (2/2)	
2611	03 粗鋼(転炉)	2612	製鋼圧延を行わない高炉による製鉄業 (2/2)	
2611	04 粗鋼(電気炉)	2621	電気炉鉄製造業 (2/2)	
2621	01 熱間圧延鋼材	2622	小形高炉鉄・再生炉鉄製造業 (2/2)	
2622	01 鋼管	2629	その他の高炉によらない製鉄業 (2/2)	
2623	01 冷間仕上鋼材	2631	転炉による製鋼・製鋼圧延業(単独転炉を含む) (2/2)	
		2632	電気炉による製鋼・製鋼圧延業(単独電気炉を含む) (2/2)	
		2641	熱間圧延業(鋼管、伸鉄を除く) (2/2)	
		2642	冷間圧延業(鋼管、伸鉄を除く) (2/2)	
		2643	冷間ロール成型形鋼製造業 (2/2)	
		2644	鋼管製造業 (2/2)	
		2645	伸鉄業 (2/2)	
		2646	磨棒鋼製造業 (2/2)	
		2647	引抜鋼管製造業 (2/2)	
		2648	伸線業 (2/2)	
		2649	その他の製鋼を行わない鋼材製造業(表面処理鋼材を除く) (2/2)	
		2653	めっき鋼管製造業 (2/2)	
2623	02 めっき鋼材	2651	ブリキ製造業 (2/2)	
		2652	亜鉛鉄板製造業 (2/2)	
		2654	めっき鉄鋼線製造業 (2/2)	
		2659	その他の表面処理鋼材製造業	
2631	01 鋳鍛鋼	2663	鋳鋼製造業	
2631	02 鋳鉄管	2665	鍛鋼製造業	
2631	03 鋳鉄品及び鍛工品(鉄)	2694	鋳鉄管製造業	
		2661	鋳鉄鋳物製造業(鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く)	
		2662	可鍛鋳鉄製造業	
		2664	鍛工品製造業	
2649	01 鉄鋼シャースリット業	2692	鉄鋼シャースリット業	
2649	09 その他の鉄鋼製品	2691	鉄粉製造業	
		2699	他に分類されない鉄鋼業	
2711	01 銅	2711	銅第1次製錬・精製業	
2711	02 鉛・亜鉛(含再生)	2712	鉛第1次製錬・精製業	
		2713	亜鉛第1次製錬・精製業	
		2721	鉛第2次製錬・精製業(鉛合金製造業を含む)	
		2722	亜鉛第2次製錬・精製業(亜鉛合金製造業を含む)	
2711	03 アルミニウム(含再生)	2716	アルミニウム第1次製錬・精製業	
		2723	アルミニウム第2次製錬・精製業(アルミニウム合金製造業を含む)	
2711	09 その他の非鉄金属地金	2714	貴金属第1次製錬・精製業	
		2715	ニッケル第1次製錬・精製業	
		2717	チタン第1次製錬・精製業	
		2718	ウラン・トリウム第1次製錬・精製業	
		2719	その他の非鉄金属第1次製錬・精製業	
		2729	その他の非鉄金属第2次製錬・精製業(非鉄金属合金製造業を含む)	
2721	01 電線・ケーブル	2741	電線・ケーブル製造業(光ファイバケーブルを除く)	
2721	02 光ファイバケーブル	2742	光ファイバケーブル製造業(通信複合ケーブルを含む)	
2722	01 伸銅品	2731	伸銅品製造業	
2722	02 アルミ圧延製品	2733	アルミニウム・同合金圧延業(抽伸、押出しを含む)	
2722	03 非鉄金属素形材	2751	銅・同合金鋳物製造業(ダイカストを除く)	
		2752	非鉄金属鋳物製造業(銅・同合金鋳物及びダイカストを除く)	
		2753	アルミニウム・同合金ダイカスト製造業	
		2754	非鉄金属ダイカスト製造業(アルミニウム・同合金ダイカストを除く)	
		2755	非鉄金属鍛造品製造業	
2722	04 核燃料	2791	核燃料製造業	
2722	09 その他の非鉄金属製品	2732	鉛・同合金圧延業(押出しを含む)	
		2739	その他の非鉄金属・同合金圧延業(抽伸、押出しを含む)	
		2799	他に分類されない非鉄金属製造業	
2811	01 建設用金属製品	2841	建設用金属製品製造業	
2812	01 建築用金属製品	2842	建築用金属製品製造業(建築用金物を除く)	

平成12年(2000年)表基本分類		日本標準産業分類細分類		対 応 関 係
列コード	部 門 名	分類番号	項 目 名	
2891	01 ガス・石油機器及び暖房機器	2832	ガス機器・石油機器製造業	
		2833	温風・温水暖房装置製造業	
		2839	その他の暖房・調理装置製造業(電気機械器具、ガス機器、石油機器を除く)	
2899	01 ボルト・ナット・リベット及びスプリング	2881	ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業	
		2892	金属製スプリング製造業	
2899	02 金属製容器及び製缶板金製品	2811	ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業	
		2843	製缶板金業	
2899	03 配管工事付属品・粉末や金製品・道具類	2822	機械刃物製造業	
		2823	利器工器具・手道具製造業(やすり、のこぎり、食卓用刃物を除く)	
		2824	作業工具製造業(やすりを除く)	
		2825	やすり製造業	
		2826	手引のこぎり・のこ刃製造業	
		2827	農業用器具製造業(農業用機械を除く)	
		2831	配管工事用付属品製造業(バルブ、コックを除く)	
		2853	粉末や金製品製造業	
2899	09 その他の金属製品	2821	洋食器製造業	
		2829	その他の金物類製造業	
		2851	アルミニウム・同合金プレス製品製造業	
		2852	金属プレス製品製造業(アルミニウム・同合金を除く)	
		2861	金属製品塗装業	
		2862	溶融めっき業(表面処理鋼材製造業を除く)	
		2863	金属彫刻業	
		2864	電気めっき業(表面処理鋼材製造業を除く)	
		2865	金属熱処理業	
		2869	その他の金属表面処理業	
		2871	くぎ製造業	
		2879	その他の金属線製品製造業	
		2891	金庫製造業	
		2899	他に分類されない金属製品製造業	
3011	01 ボイラ	2911	ボイラ製造業	
3011	02 タービン	2912	蒸気機関・タービン・水力タービン製造業(船用を除く)	
3011	03 原動機	2913	はん用内燃機関製造業	
		2919	その他の原動機製造業	
3012	01 運搬機械	2973	エレベーター・エスカレーター製造業	
		2974	荷役運搬設備製造業	
3013	01 冷凍機・温湿調整装置	2983	冷凍機・温湿調整装置製造業	
3019	01 ポンプ及び圧縮機	2971	ポンプ・同装置製造業	
		2972	空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機製造業	
		2977	油圧・空圧機器製造業	
3019	02 機械工具	2944	機械工具製造業(粉末や金業を除く)	
3019	09 その他の一般産業機械及び装置	2975	動力伝導装置製造業(玉軸受、ころ軸受を除く)	
		2976	工業窯炉製造業	
		2979	その他の一般産業用機械・装置製造業	
		2997	包装・荷造機械製造業	
3021	01 建設・鉱山機械	2931	建設機械・鉱山機械製造業	うち金属工作機械用部分品・付属品の生産活動のみ
		2932	トラクタ製造業	
3022	01 化学機械	2978	化学機械・同装置製造業	
3023	01 産業用ロボット	2998	産業用ロボット製造業	
3024	01 金属工作機械	2941	金属工作機械製造業	
		2943	金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品製造業(機械工具、金型を除く)	
3024	02 金属加工機械	2942	金属加工機械製造業(金属工作機械を除く)	
		2943	金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品製造業(機械工具、金型を除く)	
3029	01 農業用機械	2921	農業用機械製造業(農業用器具を除く)	
3029	02 繊維機械	2951	化学繊維機械・紡績機械製造業	
		2952	製織機械・編組機械製造業	
		2953	染色整理仕上げ機械製造業	
		2954	繊維機械部分品・取付具・附属品製造業	
		2955	縫製機械製造業	
3029	03 食料品加工機械	2961	食料品加工機械製造業	うち金属工作機械用部分品・付属品の生産活動を除く
3029	04 半導体製造装置	2967	半導体製造装置製造業	
3029	09 その他の特殊産業用機械	2962	木工機械製造業	
		2963	バルブ装置・製紙機械製造業	
		2964	印刷・製本・紙工機械製造業	
		2965	鋳造装置製造業	
		2966	プラスチック加工機械・同附属装置製造業	
		2969	その他の特殊産業用機械製造業	
3031	01 金型	2996	金型・同部分品・附属品製造業	
3031	02 ベアリング	2994	玉軸受・ころ軸受製造業	
3031	09 その他の一般機械器具及び部品	2982	毛糸手編機械製造業	
		2991	消火器具・消火装置製造業	
		2992	弁・同附属品製造業	
		2993	パイプ加工・パイプ附属品加工業	
		2995	ピストンリング製造業	
		2999	各種機械・同部分品製造修理業(注文製造・修理)	
3111	01 複写機	2981	事務用機械器具製造業	(1/2) うち複写機を生産活動のみ
3111	09 その他の事務用機械	2981	事務用機械器具製造業	(2/2) うち複写機を生産活動を除く
3112	01 サービス用機器	2989	その他の事務用・サービス用・民生用機械器具製造業	

平成12年(2000年)表基本分類			日本標準産業分類細分類		対 応 関 係
列コード	部 門 名	分類番号	項 目 名		
3211	01 電気音響機器	3044	電気音響機械器具製造業		
3211	02 ラジオ・テレビ受信機	3043	ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業		
3211	03 ビデオ機器	3062	ビデオ機器製造業	(1/2)	うち産業用磁気録画再生装置の生産活動を除く
3212	01 民生用エアコンディショナ	3021	民生用電気機械器具製造業	(1/2)	うちエアコンディショナの生産活動のみ
3212	02 民生用電気機器(除エアコン)	3021	民生用電気機械器具製造業	(2/2)	うちエアコンディショナの生産活動を除く
3311	01 パーソナルコンピュータ	3051	電子計算機・同附属装置製造業	(1/3)	うちパーソナルコンピュータの生産活動のみ
3311	02 電子計算機本体(除パソコン)	3051	電子計算機・同附属装置製造業	(2/3)	うちパーソナルコンピュータを除く電子計算機本体の生産活動のみ
3311	03 電子計算機付属装置	3051	電子計算機・同附属装置製造業	(3/3)	うち電子計算機付属装置の生産活動のみ
3321	01 有線電気通信機器	3041	有線通信機械器具製造業		
3321	02 携帯電話機	3042	無線通信機械器具製造業	(1/2)	うち携帯電話機を生産活動のみ
3321	03 無線電気通信機器(除携帯電話機)	3042	無線通信機械器具製造業	(2/2)	うち携帯電話機を生産活動を除く
3321	09 その他の電気通信機器	3045	交通信号保安装置製造業		
		3049	その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業		
3331	01 電子応用装置	3061	X線装置製造業		
		3062	ビデオ機器製造業	(2/2)	うち産業用磁気録画再生装置(放送用を除く)の生産活動のみ
		3063	医療用電子応用装置製造業		
3332	01 電気計測器	3069	その他の電子応用装置製造業		
		3071	電気計測器製造業(別掲を除く)		
		3072	工業計器製造業		
		3073	医療用計測器製造業		
3341	01 半導体素子	3082	半導体素子製造業		
3341	02 集積回路	3083	集積回路製造業		
3359	01 電子管	3081	電子管製造業		
3359	02 液晶素子	3089	その他の電子部品製造業	(1/2)	うち液晶素子の生産活動のみ
3359	03 磁気テープ・磁気ディスク	3093	磁気テープ・磁気ディスク製造業		
3359	09 その他の電子部品	3084	抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業		
		3085	音響部品・磁気ヘッド・小形モータ製造業		
		3086	コネクタ・スイッチ・リレー製造業		
		3087	スイッチング電源・高周波組立部品・コントロールユニット製造業		
		3088	プリント回路製造業		
		3089	その他の電子部品製造業	(2/2)	うち液晶素子の生産活動を除く
3411	01 回転電気機械	3011	発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業		
3411	02 開閉制御装置及び配電盤	3013	開閉装置・配電盤・電力制御装置製造業		
3411	03 変圧器・変成器	3012	変圧器類製造業(電子機器用を除く)		
3411	09 その他の産業用重電機器	3015	電気溶接機製造業		
		3019	その他の産業用電気機械器具製造業(車両用、船舶用を含む)		
3421	01 電気照明器具	3032	電気照明器具製造業		
3421	02 電池	3091	蓄電池製造業		
		3092	一次電池(乾電池、湿電池)製造業		
3421	03 電球類	3031	電球製造業		
3421	04 配線器具	3014	配線器具・配線附属品製造業		
3421	05 内燃機関電装品	3016	内燃機関電装品製造業		
3421	09 その他の電気機械器具	3099	他に分類されない電気機械器具製造業		
3511	01 乗用車	3111	自動車製造業(二輪自動車を含む)	(1/3)	うち乗用車の生産活動のみ
3521	01 トラック・バス・その他の自動車	3111	自動車製造業(二輪自動車を含む)	(2/3)	うち乗用車、二輪自動車の生産活動を除く
3531	01 二輪自動車	3111	自動車製造業(二輪自動車を含む)	(3/3)	うち二輪自動車の生産活動のみ
3541	01 自動車車体	3112	自動車車体・附属品製造業		
3541	02 自動車用内燃機関・同部分品	3113	自動車部分品・附属品製造業	(1/2)	うち自動車用内燃機関及び同部分品の生産活動のみ
3541	03 自動車部品	3113	自動車部分品・附属品製造業	(2/2)	うち自動車用内燃機関及び同部分品の生産活動を除く
3611	01 鋼船	3141	鋼船製造・修理業	(1/2)	うち鋼船の生産活動のみ
		3142	船体ブロック製造業		
3611	02 その他の船舶	3143	木船製造・修理業	(1/2)	うち木船の生産活動のみ
		3144	舟艇製造・修理業	(1/2)	うち舟艇の生産活動のみ
3611	03 船舶内燃機関	3145	船舶機関製造業		
3611	10 船舶修理	3141	鋼船製造・修理業	(2/2)	うち修理に係る活動のみ
		3143	木船製造・修理業	(2/2)	
		3144	舟艇製造・修理業	(2/2)	
3621	01 鉄道車両	3121	鉄道車両製造業	(1/2)	うち製造及び改造に係る活動のみ
		3122	鉄道車両用部分品製造業		
3621	10 鉄道車両修理	3121	鉄道車両製造業	(2/2)	うち鉄道車両の修理に係る活動のみ
3622	01 航空機	3151	航空機製造業	(1/2)	うち修理を除く
		3152	航空機用原動機製造業	(1/2)	
		3159	その他の航空機部分品・補助装置製造業	(1/2)	
3622	10 航空機修理	3151	航空機製造業	(2/2)	うち修理の活動のみ
		3152	航空機用原動機製造業	(2/2)	
		3159	その他の航空機部分品・補助装置製造業	(2/2)	
3629	01 自転車	3131	自転車・同部分品製造業		
3629	09 その他の輸送機械	3191	産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業		
		3199	他に分類されない輸送用機械器具製造業		
3711	01 カメラ	3252	写真機・同附属品製造業		
3711	09 その他の光学機械	3251	顕微鏡・望遠鏡等製造業		
		3253	映画用機械・同附属品製造業		
		3254	光学機械用レンズ・プリズム製造業		
		3261	眼鏡製造業(枠を含む)		
3712	01 時計	3271	時計・同部分品製造業(時計側を除く)		
		3272	時計側製造業		
3719	01 理化学機械器具	3241	理化学機械器具製造業		
3719	02 分析器・試験機・計量器・測定器	3211	一般長さ計製造業		
		3212	体積計製造業		
		3213	はかり製造業		
		3214	温度計製造業		
		3215	圧力計・流量計・液面計等製造業		
		3216	精密測定器製造業		
		3217	分析機器製造業		
		3218	試験機製造業		
		3219	その他の計量器・測定器・分析機器・試験機製造業		
		3221	測量機械器具製造業		
3719	03 医療用機械器具	3231	医療用機械器具製造業		
		3232	歯科用機械器具製造業		
		3233	動物用医療機械器具製造業		
		3234	医療用品製造業		
		3235	歯科材料製造業		

平成12年(2000年)表基本分類		日本標準産業分類細分類		対 応 関 係
列コード	部 門 名	分類番号	項 目 名	
3911 01	玩具	3431	娯楽用具・がん具製造業(人形, 児童乗物を除く)	
		3432	人形製造業	
		3433	児童乗物製造業	
3911 02	運動用品	3434	運動用具製造業	
3919 01	楽器	3421	ピアノ製造業	
		3422	ギター製造業	
		3429	その他の楽器・楽器部品・同材料製造業	
3919 02	情報記録物	3496	情報記録物製造業(新聞, 書籍等の印刷物を除く)	
3919 03	筆記具・文具	3441	万年筆・シャープペンシル・ペン先製造業	
		3442	ボールペン・マーキングペン製造業	
		3443	鉛筆製造業	
		3444	毛筆・絵画用品製造業(鉛筆を除く)	
		3449	他に分類されない事務用品製造業	
3919 04	身辺細貨品	3411	貴金属製品製造業	
		3412	宝石附属品・同材料加工業	
		3413	宝石細工業	
		3451	装身具・装飾品製造業(貴金属・宝石製を除く)	
		3452	造花・装飾用羽毛製造業	
		3453	ボタン製造業	
		3454	針・ピン・ホック・スナップ・同関連品製造業	
3919 05	畳・わら加工品	3455	かつら製造業	
		3471	麦わら・パナマ類帽子・わら工品製造業	
3919 06	武器	3472	畳製造業	
		3311	銃製造業	
		3321	砲製造業	
		3331	銃弾製造業	
		3341	砲弾弾体製造業	
		3342	薬きょう製造業	
		3343	火薬類の入っていない武器用信管製造業	
		3351	銃砲弾以外の弾薬外殻製造業	
		3352	銃砲弾以外の弾薬の関連機械器具製造業(装てん組立業を除く)	
		3361	弾薬装てん組立業(銃弾製造業を除く)	
		3371	特殊装甲車両(銃砲を搭載する構造を有する装甲車両であって, 無限軌道装置によるもの)・同部分品製造業	
3919 09	その他の製造工業製品	3391	弾薬投射機械器具製造業(銃, 砲を除く)	
		3399	他に分類されない武器製造業	
		3461	漆器製造業	
		3473	うちわ・扇子・ちょうちん製造業	
		3474	ほうき・ブラシ製造業	
		3475	傘・同部分品製造業	
		3476	マッチ製造業	
		3477	喫煙用具製造業(貴金属・宝石製を除く)	
		3478	魔法瓶製造業	
		3491	煙火製造業	
		3492	看板・標識機製造業	
		3493	パレット製造業	
		3494	モデル・模型製造業(紙製を除く)	
		3495	工業用模型製造業	
		3499	他に分類されないその他の製造業	
3921 01	再生資源回収・加工処理	2693	鉄スクラップ加工処理業	
		5141	空瓶・空缶等空容器卸売業	
		5142	鉄スクラップ卸売業	
		5143	非鉄金属スクラップ卸売業	
		5144	古紙卸売業	
		5149	その他の再生資源卸売業	

平成12年(2000年)表基本分類			日本標準産業分類細分類		対 応 関 係
列コード	部 門 名	分類番号	項 目 名		
4111 01	住宅建築(木造)	0911	一般土木建築工事業		
4111 02	住宅建築(非木造)	0921	土木工事業(造園工事業を除く)		
4112 01	非住宅建築(木造)	0922	造園工事業		
4112 02	非住宅建築(非木造)	0931	舗装工事業		
4121 01	建設補修	0941	しゅんせつ工事業		
4131 01	道路関係公共事業	0951	建築工事業(木造建築工事業を除く)		
4131 02	河川・下水道・その他の公共事業	0961	木造建築工事業		
4131 03	農林関係公共事業	1011	大工工事業(型枠大工工事業を除く)		
4132 01	鉄道軌道建設	1012	型枠大工工事業		
4132 02	電力施設建設	1021	とび工事業		
4132 03	電気通信施設建設	1022	土工・コンクリート工事業		
4132 09	その他の土木建設	1023	特殊コンクリート工事業		
		1031	鉄骨工事業		
		1032	鉄筋工事業		
		1041	石工事業		
		1042	れんが工事業		
		1043	タイル工事業		
		1044	コンクリートブロック工事業		
		1051	左官工事業		
		1061	屋根工事業(金属製屋根工事業を除く)		
		1071	金属製屋根工事業		
		1072	板金工事業		
		1073	建築金物工事業		
		1081	塗装工事業(道路標示・区画線工事業を除く)		
		1082	道路標示・区画線工事業		
		1091	ガラス工事業		
		1092	金属製建具工事業		
		1093	木製建具工事業		
		1094	床工事業		
		1095	防水工事業		
		1096	内装工事業		
		1097	はつり・解体工事業		
		1099	他に分類されない職別工事業		
		1111	一般電気工事業		
		1112	電気配線工事業		
		1121	電気通信工事業(有線テレビジョン放送設備設置工事業を除く)		
		1122	有線テレビジョン放送設備設置工事業		
		1123	信号装置工事業		
		1131	一般管工事業		
		1132	冷暖房設備工事業		
		1133	給排水・衛生設備工事業		
		1134	井戸ポンプ工事業		
		1139	その他の管工事業		
		1141	さく井工事業		
		1191	鋳炉工事業		
		1192	熱絶縁工事業		
		1193	昇降設備工事業		
		1194	機械器具設置工事業		
		1195	道路標識設置工事業		
5111 01	事業用原子力発電	3511	発電所	(1/4)	
		3512	変電所	(1/4)	
5111 02	事業用火力発電	3513	電気事業所(本社、営業所等)	(1/4)	
		3511	発電所	(2/4)	
		3512	変電所	(2/4)	
		3513	電気事業所(本社、営業所等)	(2/4)	
5111 03	水力・その他の事業用発電	3511	発電所	(3/4)	
		3512	変電所	(3/4)	
		3513	電気事業所(本社、営業所等)	(3/4)	
5111 04	自家発電	3511	発電所	(4/4)	
		3512	変電所	(4/4)	
		3513	電気事業所(本社、営業所等)	(4/4)	
5121 01	都市ガス	3611	ガス製造工場		
		3612	ガス供給所		
5122 01	熱供給業	3613	ガス事業所(本社、営業所等)		
		3711	熱供給業		
5211 01	上水道・簡易水道	3811	上水道業	(1/2)	
5211 02	工業用水	3821	工業用水道業		
5211 03	下水道★★	3831	下水道処理施設維持管理業		
		3832	下水道管路施設維持管理業		
		3833	下水道事務所		
5212 01	廃棄物処理(公営)★★	8711	し尿収集運搬業	(1/2)	
		8712	し尿処分業	(1/2)	
		8713	浄化槽清掃業	(1/2)	
		8714	浄化槽保守点検業	(1/2)	
		8715	ごみ収集運搬業	(1/2)	
		8716	ごみ処分業	(1/2)	
		8717	清掃事務所	(1/2)	
		8721	産業廃棄物収集運搬業	(1/2)	
		8722	産業廃棄物処分業	(1/2)	
		8723	特別管理産業廃棄物収集運搬業	(1/2)	
		8724	特別管理産業廃棄物処分業	(1/2)	
		8791	死亡獣畜取扱業	(1/2)	
		8799	他に分類されない廃棄物処理業	(1/2)	
5212 02	廃棄物処理(産業)	8711	し尿収集運搬業	(2/2)	
		8712	し尿処分業	(2/2)	
		8713	浄化槽清掃業	(2/2)	
		8714	浄化槽保守点検業	(2/2)	
		8715	ごみ収集運搬業	(2/2)	
		8716	ごみ処分業	(2/2)	
		8717	清掃事務所	(2/2)	
		8721	産業廃棄物収集運搬業	(2/2)	
		8722	産業廃棄物処分業	(2/2)	
		8723	特別管理産業廃棄物収集運搬業	(2/2)	
		8724	特別管理産業廃棄物処分業	(2/2)	
		8791	死亡獣畜取扱業	(2/2)	
		8799	他に分類されない廃棄物処理業	(2/2)	

平成12年(2000年)表基本分類			日本標準産業分類細分類		対 応 関 係
列コード	部 門 名	分類番号	項 目 名		
6111	01 卸売	4811	各種商品卸売業(従業者が常時100人以上のもの)		うち中央卸売市場, 地方卸売市場の活動
		4819	その他の各種商品卸売業		
		4911	生糸・繭卸売業		
		4912	繊維原料卸売業(生糸, 繭を除く)		
		4913	糸卸売業		
		4914	織物卸売業(室内装飾繊維品を除く)		
		4921	男子服卸売業		
		4922	婦人・子供服卸売業		
		4923	下着類卸売業		
		4924	寝具類卸売業		
		4925	靴卸売業		
		4926	履物卸売業(靴を除く)		
		4927	かばん・袋物卸売業		
		4929	その他の衣服・身の回り品卸売業		
		5011	米麦卸売業		
		5012	雑穀・豆類卸売業		
		5013	野菜卸売業		
		5014	果実卸売業		
		5015	食肉卸売業		
		5016	生鮮魚介卸売業		
		5019	その他の農畜産物・水産物卸売業		
		5021	砂糖卸売業		
		5022	味そ・しょう油卸売業		
		5023	酒類卸売業		
		5024	乾物卸売業		
		5025	缶詰・瓶詰食品卸売業(気密容器入りのもの)		
		5026	菓子・パン類卸売業		
		5027	清涼飲料卸売業		
		5028	茶類卸売業		
		5029	その他の食料・飲料卸売業		
		5111	木材・竹材卸売業		
		5112	セメント卸売業		
		5113	板ガラス卸売業		
		5119	その他の建築材料卸売業		
		5121	塗料卸売業		
		5122	染料・顔料卸売業		
		5123	油脂・ろう卸売業		
		5124	火薬類卸売業		
		5129	その他の化学製品卸売業		
		5131	石炭卸売業		
		5132	石油卸売業		
		5133	金属鉱物卸売業		
		5134	非金属鉱物卸売業(石炭, 石油を除く)		
		5135	鉄鋼卸売業		
		5136	非鉄金属卸売業		
		5211	農業用機械器具卸売業		
		5212	建設機械・鉱山機械卸売業		
		5213	金属加工機械卸売業		
		5214	事務用機械器具卸売業		
		5219	その他の一般機械器具卸売業		
		5221	自動車卸売業(二輪自動車を含む)		
		5222	自動車部分品・付属品卸売業		
		5231	家庭用電気機械器具卸売業		
		5232	電気機械器具卸売業(家庭用電気機械器具を除く)		
		5291	輸送用機械器具卸売業(自動車を除く)		
		5292	精密機械器具卸売業		
		5293	医療用機械器具卸売業(歯科用機械器具を含む)		
		5311	家具・建具卸売業		
		5312	荒物卸売業		
		5313	畳卸売業		
		5314	室内装飾繊維品卸売業		
		5315	陶磁器・ガラス器卸売業		
		5319	その他のじゅう器卸売業		
		5321	医薬品卸売業		
		5322	医療用品卸売業		
		5323	化粧品卸売業		
		5324	合成洗剤卸売業		
		5331	代理店, 仲立業		
		5391	紙・紙製品卸売業		
		5392	金物卸売業		
		5393	薪炭卸売業		
		5394	肥料・飼料卸売業		
		5395	スポーツ用品・娯楽用品・がん具卸売業		
		5396	たばこ卸売業		
		5397	貴金属製品卸売業(宝石を含む)		
		5399	他に分類されないその他の卸売業		
		9599	他に分類されないサービス業		

平成12年(2000年)表基本分類			日本標準産業分類細分類		対 応 関 係
列コード	部 門 名	分類番号	項 目 名		
6112 01	小売	5411	百貨店		
		5499	その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)		
		5511	呉服・服地小売業		
		5512	寝具小売業		
		5521	男子服小売業(製造小売)		
		5522	男子服小売業(製造小売でないもの)		
		5531	婦人・子供服小売業		
		5541	靴小売業		
		5542	履物小売業(靴を除く)		
		5591	かばん・袋物小売業		
		5592	洋品雑貨・小間物小売業		
		5599	他に分類されない織物・衣服・身の回り品小売業		
		5611	各種食料品小売業		
		5621	酒小売業		
		5631	食肉小売業(卵、鳥肉を除く)		
		5632	卵・鳥肉小売業		
		5641	鮮魚小売業		
		5651	乾物小売業		
		5661	野菜小売業		
		5662	果実小売業		
		5671	菓子小売業(製造小売)		
		5672	菓子小売業(製造小売でないもの)		
		5673	パン小売業(製造小売)		
		5674	パン小売業(製造小売でないもの)		
		5681	米穀類小売業		
		5691	牛乳小売業		
		5693	茶小売業		
		5694	豆腐・かまぼこ等加工食品小売業(製造小売)		
		5695	豆腐・かまぼこ等加工食品小売業(製造小売でないもの)		
		5699	他に分類されない飲食物品小売業		
		5711	自動車(新車)小売業		
		5712	中古自動車小売業		
		5713	自動車部分品・附属品小売業		
		5714	二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)		
		5721	自転車小売業		
		5811	家具小売業(製造小売)		
		5812	家具小売業(製造小売でないもの)		
		5813	建具小売業(製造小売)		
		5814	建具小売業(製造小売でないもの)		
		5815	畳小売業(製造小売)		
		5816	畳小売業(製造小売でないもの)		
		5817	宗教用具小売業(製造小売)		
		5818	宗教用具小売業(製造小売でないもの)		
		5821	金物小売業		
		5822	荒物小売業		
		5831	陶磁器・ガラス器小売業		
		5841	家庭用電気機械器具小売業		
		5842	家庭用機械器具小売業(家庭用電気機械器具を除く)		
		5899	その他のじゅう器小売業		
		5911	医薬品小売業		
		5912	化粧品小売業		
		5921	農業用機械器具小売業		
		5922	苗・種子小売業		
		5923	肥料・飼料小売業		
		5931	ガソリンスタンド		
		5932	燃料小売業(ガソリンスタンドを除く)		
		5941	書籍・雑誌小売業		
		5942	新聞小売業		
		5943	紙・文房具小売業		
		5951	スポーツ用品小売業		
		5952	がん具・娯楽用品小売業		
		5953	楽器小売業		
		5961	写真機・写真材料小売業		
		5971	時計・眼鏡・光学機械小売業		
		5981	骨とう品小売業		
		5989	その他の中古品小売業(他に分類されないもの)		
		5991	たばこ・喫煙具専門小売業		
		5992	花・植木小売業		
		5993	建築材料小売業		
		5994	貴金属製品小売業(宝石を含む)		
		5999	他に分類されないその他の小売業		

平成12年(2000年)表基本分類			日本標準産業分類細分類		対 応 関 係
列コード	部 門 名	分類番号	項 目 名		
6211	01 金融	6211	日本銀行		
		6221	普通銀行		
		6222	信託銀行		
		6223	長期信用銀行		
		6224	外国為替銀行		
		6231	在日外国銀行		
		6311	信用金庫・同連合会		
		6312	信用協同組合・同連合会		
		6313	商工組合中央金庫		
		6391	労働金庫・同連合会		
		6411	農林中央金庫		
		6421	信用農業協同組合連合会		
		6422	信用漁業協同組合連合会,信用水産加工業協同組合連合会		
		6429	その他の農林水産系統組合に対する地域的親金融機関		
		6431	農業協同組合		
		6432	漁業協同組合, 水産加工業協同組合		
		6439	その他の農林水産業に対する地域的金融機関		
		6511	郵便貯金・為替・振替業務取扱機関		
		6521	海外投融資機関		
		6522	開発金融機関		
		6523	公営企業金融公庫		
		6531	中小企業金融公庫		
		6532	国民金融公庫		
		6541	農林漁業金融公庫		
		6551	住宅金融公庫		
		6591	環境衛生金融公庫		
		6599	他に分類されない政府関係金融機関		
		6611	消費者向け貸金業		
		6612	事業者向け貸金業		
		6621	質屋		
		6631	クレジットカード業		
		6632	割賦金融業		
		6641	中小企業投資育成業		
		6649	その他の投資業		
		6691	住宅専門金融業		
		6692	証券金融業		
		6699	他に分類されない貸金業, 投資業等非預金信用機関		
		6711	短資業		
		6712	手形交換所		
		6713	両替業		
		6714	信用保証機関		
		6715	信用保証再保険機関		
		6716	預・貯金保険機構		
		6719	その他の補助的金融業, 金融附帯業		
		6811	証券業(証券取引所会員のもの)		
		6812	証券業(証券取引所非会員のもの)		
		6813	証券投資信託委託業		
		6814	補助的証券業		
		6821	抵当証券業		
		6822	証券投資顧問業		
		6829	その他の証券業類似業		
		6831	国内市場商品先物取引業		
		6832	商品投資業		
		6839	その他の商品先物取引業, 商品投資業		
		6841	証券取引所		
		6842	商品取引所		
		6849	その他の取引所		
6212	01 生命保険	6911	生命保険業(株式組織のもの)		
		6912	生命保険業(相互組織のもの)		
		6913	生命保険再保険業		
		6914	簡易保険取扱機関		
		6919	その他の生命保険業		
		6931	共済事業(各種災害補償法によるもの)	(1/2)	うち生命保険に係るもの
		6932	共済事業(各種協同組合法等によるもの)	(1/2)	うち生命保険に係るもの
		6941	生命保険媒介業		
		6943	共済事業媒介代理業		
		6959	その他の保険サービス業		
		6921	損害保険業(株式組織のもの)		
		6922	損害保険業(相互組織のもの)		
		6923	損害保険業(組合組織のもの)		
		6924	損害保険再保険業		
		6929	その他の損害保険業		
		6931	共済事業(各種災害補償法によるもの)	(2/2)	うち損害保険に係るもの
		6932	共済事業(各種協同組合法等によるもの)	(2/2)	うち損害保険に係るもの
		6942	損害保険代理業		
6212	02 損害保険	6943	共済事業媒介代理業	(2/2)	うち損害保険に係るもの
		6951	保険料率算出団体		
		6959	その他の保険サービス業	(2/2)	うち損害保険に係るもの
					うち不動産取引の代理, 仲介を行う活動
6411	01 不動産仲介・管理業	7011	建物売買業		
		7012	土地売買業		
		7021	不動産代理業・仲介業		
6411	02 不動産賃貸業	7131	不動産管理業		
		7111	貸事務所業		
6421	01 住宅賃貸料	7119	その他の不動産賃貸業		
		7121	貸家業		
6422	01 住宅賃貸料(帰属家賃)	7122	貸間業		
			対象外		

平成12年(2000年)表基本分類			日本標準産業分類細分類		対 応 関 係
列コード	部 門 名	分類番号	項 目 名		
7111	01 鉄道旅客輸送	3911	普通鉄道業	(1/2)	うち鉄道旅客輸送の活動
		3912	軌道業	(1/2)	
		3913	地下鉄道業	(1/2)	
		3914	モノレール鉄道業(地下鉄道業を除く)	(1/2)	
		3915	案内軌条式鉄道業(地下鉄道業を除く)	(1/2)	
		3916	鋼索鉄道業	(1/2)	うち鉄道貨物輸送の活動
		3917	索道業	(1/2)	
		3919	その他の鉄道業	(1/2)	
7112	01 鉄道貨物輸送	3911	普通鉄道業	(2/2)	
		3912	軌道業	(2/2)	
		3913	地下鉄道業	(2/2)	
		3914	モノレール鉄道業(地下鉄道業を除く)	(2/2)	
		3915	案内軌条式鉄道業(地下鉄道業を除く)	(2/2)	
		3916	鋼索鉄道業	(2/2)	
		3917	索道業	(2/2)	
		3919	その他の鉄道業	(2/2)	
7121	01 バス	4011	一般乗合旅客自動車運送業		
		4031	一般貸切旅客自動車運送業		
		4041	特定旅客自動車運送業		
		4091	無償旅客自動車運送業		
7121	02 ハイヤー・タクシー	4021	一般乗用旅客自動車運送業		
		4092	旅客軽車両運送業		
7122	01 道路貨物輸送(除自家輸送)	4111	一般貨物自動車運送業(特別積合せ貨物運送業を除く)		
		4112	特別積合せ貨物運送業		
		4121	特定貨物自動車運送業		
		4131	貨物軽自動車運送業		
		4191	無償貨物自動車運送業		
		4199	他に分類されない道路貨物運送業		
7131	01 自家輸送(旅客自動車)		対象外		
7132	01 自家輸送(貨物自動車)		対象外		
7141	01 外洋輸送	4211	外航旅客海運業		
		4212	外航貨物海運業		
		4241	船舶貨渡業(内航貨渡業を除く)		
7142	01 沿海・内水面輸送	4221	沿海旅客海運業		
		4222	沿海貨物海運業		
		4231	港湾旅客海運業		
		4232	河川水運業		
		4233	湖沼水運業		
		4242	内航船舶貨渡業		
7143	01 港湾運送	4521	港湾運送業		
7151	01 航空輸送	4311	定期航空運送業		
		4312	不定期航空運送業		
		4321	航空機使用業(航空運送業を除く)		
7161	01 貨物運送取扱	4141	集配利用運送業		
		4531	利用運送業(集配利用運送業を除く)		
		4532	運送取次業		
7171	01 倉庫	4411	普通倉庫業		
		4421	冷蔵倉庫業		
		4431	水面木材倉庫業		
					協同組合倉庫の活動
7181	01 ごん包	4561	ごん包業(組立ごん包業を除く)		うち道路輸送にかかる部門
		4562	組立ごん包業		
7189	01 道路輸送施設提供	4571	鉄道施設提供業		
		4572	道路運送固定施設業		
		4573	自動車ターミナル業	(1/2)	
		4574	貨物荷扱固定施設業	(1/2)	
		4575	棧橋泊きよ業	(1/3)	
		4576	飛行場業		
		7311	駐車場業		
					うち自動車の保管を目的とする駐車場及び路面上に設置する駐車場を除く
7189	02 水運施設管理★★	3811	上水道業	(2/2)	うち船舶給水業
		4574	貨物荷扱固定施設業	(2/2)	うち荷役棧橋設備等の港湾関係分
		4575	棧橋泊きよ業	(2/2)	
		4599	その他の運輸に附帯するサービス業	(1/5)	うち航路標識事務所(灯台), 海上交通センター等による水路情報提供活動
7189	03 その他の水運付帯サービス	4599	その他の運輸に附帯するサービス業	(2/5)	検査業, 検査業, 運輸鑑定業, 水先案内業, サルベージ業, 海難救助業, 綱取業, 引船業の活動
7189	04 航空施設管理(国営)★★	4576	飛行場業	(2/3)	うち国及び地方公共団体の行う空港(第一種, 第二種及び第三種)の管理活動
		4599	その他の運輸に附帯するサービス業	(3/5)	うち航空交通管制活動
7189	05 航空施設管理(産業)	4576	飛行場業	(3/3)	うち国及び地方公共団体以外の行う活動
7189	06 その他の航空付帯サービス	4599	その他の運輸に附帯するサービス業	(4/5)	うち航空交通管制活動を除く
7189	09 旅行・その他の運輸付帯サービス	4511	一般旅行業		うち観光協会等の行う活動
		4512	国内旅行業		
		4513	旅行業代理店業		
		4541	運送代理店		
		4551	貨物運送仲立業		
		4552	船舶仲立業		
		4599	その他の運輸に附帯するサービス業	(5/5)	

平成12年(2000年)表基本分類		日本標準産業分類細分類		対 応 関 係
列コード	部 門 名	分類番号	項 目 名	
7311	01 郵便	4611	郵便業	うち自ら電気通信回線設備を設置しているもの
7312	01 固定電気通信	4711	国内電話業(移動通信業を除く)	
		4712	国内専用線業	
		4719	その他の国内電気通信業	
		4721	国際電気通信業	
7312	02 移動電気通信	4713	移動通信業	うち自ら電気通信回線設備を設置していないもの
7312	03 その他の電気通信	4711	国内電話業(移動通信業を除く)	
		4712	国内専用線業	
		4719	その他の国内電気通信業	
		4721	国際電気通信業	
7319	09 その他の通信サービス	4621	簡易郵便局	(2/2)
		4629	その他の郵便受託業	
		4731	有線放送電話業	
		4749	電気通信に附帯するサービス業	
7321	01 公共放送	8111	公共放送業	
7321	02 民間放送	8121	テレビジョン放送業	
		8122	ラジオ放送業	
		8129	その他の民間放送業	
7321	03 有線放送	8131	有線テレビジョン放送業	
		8132	有線ラジオ放送業	
8111	01 公務(中央)★★	9711	立法機関	中央政府の一般会計及び特別会計並びに政府関係機関のうち、政府サービス生産者として分類される中央政府関係の政府サービス生産者から「準公務」に格付けされる各部門を除く
		9721	司法機関	
		9731	行政機関	
8112	01 公務(地方)★★	9811	都道府県機関	
		9821	市町村機関	
8211	01 学校教育(国公立)★★	9111	小学校	うち国・地方公共団体が設置する学校の活動
		9121	中学校	
		9131	高等学校	
		9141	大学	
		9142	短期大学	
		9143	高等専門学校	
		9151	盲学校	
		9152	ろう(聾)学校	
		9153	養護学校	
		9161	幼稚園	
8211	02 学校教育(私立)★	9171	専修学校	うち国・地方公共団体以外の者が設置する学校の活動
		9172	各種学校	
		9111	小学校	
		9121	中学校	
		9131	高等学校	
		9141	大学	
		9142	短期大学	
		9143	高等専門学校	
		9151	盲学校	
		9152	ろう(聾)学校	
8213	01 社会教育(国公立)★★	9153	養護学校	うち国・地方公共団体が設置する社会教育施設の活動
		9161	幼稚園	
		9171	専修学校	
		9172	各種学校	
		9181	公民館	
		9182	図書館	
		9183	博物館、美術館	
		9184	動物園、植物園、水族館	
		9185	青少年教育施設	
		9186	社会通信教育	
8213	02 社会教育(非営利)★	9189	その他の社会教育	うち民法34条の法人、その他の法人・団体及び個人が設置する社会教育施設の活動
		9181	公民館	
		9182	図書館	
		9183	博物館、美術館	
		9184	動物園、植物園、水族館	
		9185	青少年教育施設	
		9186	社会通信教育	
		9189	その他の社会教育	
8213	03 その他の教育訓練機関(国公立)★★	9191	職員訓練施設	うち国・地方公共団体及び一部の特殊法人等が設置する職員訓練施設及び職業訓練施設の活動
		9192	職業訓練施設	
8213	04 その他の教育訓練機関(産業)	9199	他に分類されない教育施設	うち国・地方公共団体及び一部の特殊法人等以外の者が設置する職員訓練施設及び職業訓練施設の活動
		9191	職員訓練施設	
		9192	職業訓練施設	
8221	01 自然科学研究機関(国公立)★★	9211	理学研究所	うち国及び地方公共団体の研究機関及び一部の特殊法人等が行う自然科学に関する実験、試験、研究等の活動
		9212	工学研究所	
		9213	農学研究所	
		9214	医学・薬学研究所	
8221	02 人文科学研究機関(国公立)★★	9221	人文・社会科学研究所	うち国及び地方公共団体の研究機関及び一部の特殊法人等が行う人文科学に関する調査、研究等の活動
8221	03 自然科学研究機関(非営利)★	9211	理学研究所	
		9212	工学研究所	
		9213	農学研究所	
		9214	医学・薬学研究所	うち私立学校及び民法34条の法人が設置する研究機関が行う自然科学に関する実験、試験、研究等の活動
8221	04 人文科学研究機関(非営利)★	9221	人文・社会科学研究所	
8221	05 自然科学研究機関(産業)	9211	理学研究所	うち国・地方公共団体、私立学校、民法第34条の法人が設置する研究機関及び一部の特殊法人等以外の機関が行う自然科学に関する実験、試験、研究等の活動
		9212	工学研究所	
		9213	農学研究所	
		9214	医学・薬学研究所	
8221	06 人文科学研究機関(産業)	9221	人文・社会科学研究所	うち国・地方公共団体、私立学校、民法第34条の法人が設置する研究機関及び一部の特殊法人等以外の機関が行う自然科学に関する調査、研究等の活動
8222	01 企業内研究開発		対象外	

平成12年(2000年)表基本分類			日本標準産業分類細分類		対 応 関 係
列コード	部 門 名	分類番号	項 目 名		
8311	01 医療(国公立)	8811	一般病院	(1/5)	うち国、地方公共団体、国民健康保険(市町村)等の社会保険事業団体(国公立)及び労働福祉事業団の活動。介護保険によるサービスは除く。
		8812	精神病院	(1/5)	
		8813	結核病院	(1/5)	
		8815	伝染病院	(1/5)	
		8821	有床診療所	(1/5)	
		8822	無床診療所	(1/4)	
		8831	歯科診療所	(1/4)	
		8841	助産所	(1/3)	
		8851	あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所	(1/3)	
		8859	その他の療術業	(1/3)	
		8861	歯科技工所	(1/3)	
		8871	医療に附帯するサービス業(別掲を除く)	(1/3)	
		8891	看護業	(1/4)	
		8899	他に分類されない医療業	(1/4)	
	02 医療(公益法人等)	8811	一般病院	(2/5)	うち日本赤十字社、厚生(医療)農業組合連合会、公益法人(社団法人、財団法人)、共済組合及びその連合会等の社会保険事業(非営利)、社会福祉法人等民間非営利団体による活動。介護保険によるサービスは除く。
		8812	精神病院	(2/5)	
		8813	結核病院	(2/5)	
		8815	伝染病院	(2/5)	
		8821	有床診療所	(2/5)	
		8822	無床診療所	(2/4)	
		8831	歯科診療所	(2/4)	
		8841	助産所	(2/3)	
		8851	あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所	(2/3)	
		8859	その他の療術業	(2/3)	
		8861	歯科技工所	(2/3)	
		8871	医療に附帯するサービス業(別掲を除く)	(2/3)	
		8891	看護業	(2/4)	
		8899	他に分類されない医療業	(2/4)	
	03 医療(医療法人等)	8811	一般病院	(3/5)	うち政府の現業部門(郵政、印刷等)の従事者のための医療業並びに医療法人、会社及び個人による活動。介護保険によるサービスは除く。
		8812	精神病院	(3/5)	
		8813	結核病院	(3/5)	
		8815	伝染病院	(3/5)	
		8821	有床診療所	(3/5)	
		8822	無床診療所	(3/4)	
		8831	歯科診療所	(3/4)	
		8841	助産所	(3/3)	
		8851	あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所	(3/3)	
		8859	その他の療術業	(3/3)	
		8861	歯科技工所	(3/3)	
		8871	医療に附帯するサービス業(別掲を除く)	(3/3)	
		8891	看護業	(3/4)	
		8899	他に分類されない医療業	(3/4)	
	01 保健衛生(国公立)★★	8911	保健所	(1/2)	うち国及び地方公共団体による活動
		8921	結核健康相談施設	(1/2)	
		8922	精神保健相談施設	(1/2)	
		8924	母子健康相談施設	(1/2)	
		8929	その他の健康相談施設	(1/2)	
		8931	検疫所(動物検疫所、植物防疫所を除く)		
		8991	検査業	(1/2)	
		8992	消毒業	(1/2)	
		8999	他に分類されない保健衛生	(1/2)	
	02 保健衛生(産業)	8921	結核健康相談施設	(2/2)	うち国及び地方公共団体以外の者による活動
		8922	精神保健相談施設	(2/2)	
		8924	母子健康相談施設	(2/2)	
		8929	その他の健康相談施設	(2/2)	
		8991	検査業	(2/2)	
		8992	消毒業	(2/2)	
		8999	他に分類されない保健衛生	(2/2)	
	01 社会保険事業(国公立)★★	9011	社会保険事業団体	(1/2)	うち国及び地方公共団体による活動
		9011	社会保険事業団体	(2/2)	
		9021	福祉事務所		
		9031	保育所	(1/2)	
		9039	その他の児童福祉事業	(1/2)	
		9041	老人福祉事業	(1/4)	
		9051	知的障害者福祉事業	(1/2)	
		9052	身体障害者福祉事業	(1/2)	
		9061	更生保護事業	(1/2)	
		9099	その他の社会保険、社会福祉	(1/3)	
	04 社会福祉(非営利)★	9031	保育所	(2/2)	うち鉄道弘済会、その他民営の社会福祉施設サービス活動と社会福祉協議会、肢体不自由児協会、身体障害者協会、共同募金、善意銀行など非営利の民間による社会福祉地域サービス活動。介護保険によるサービスは除く。
		9039	その他の児童福祉事業	(2/2)	
		9041	老人福祉事業	(2/4)	
		9051	知的障害者福祉事業	(2/2)	
		9052	身体障害者福祉事業	(2/2)	
		9061	更生保護事業	(2/2)	
		9099	その他の社会保険、社会福祉	(2/3)	
	01 介護(居宅)	8811	一般病院	(4/5)	うち介護保険における居宅サービス活動
		8812	精神病院	(4/5)	
		8813	結核病院	(4/5)	
		8815	伝染病院	(4/5)	
		8821	有床診療所	(4/5)	
		8822	無床診療所	(4/4)	
		8831	歯科診療所	(4/4)	
		8891	看護業	(4/4)	
		8899	他に分類されない医療業	(4/4)	
		9041	老人福祉事業	(3/4)	
		9099	その他の社会保険、社会福祉	(3/3)	
	02 介護(施設)	8811	一般病院	(5/5)	うち介護保険における施設サービス活動
		8812	精神病院	(5/5)	
		8813	結核病院	(5/5)	
		8815	伝染病院	(5/5)	
		8821	有床診療所	(5/5)	
		8892	老人保健施設	(5/5)	
		9041	老人福祉事業	(4/4)	

平成12年(2000年)表基本分類		日本標準産業分類細分類		対 応 関 係
列コード	部 門 名	分類番号	項 目 名	
8411	01 対企業民間非営利団体	8511	農業協同組合(他に分類されないもの)	うちそれが促進しようとしている利益に関連した企業の団体によって設立した民間非営利団体の活動
		8512	漁業協同組合(他に分類されないもの)	
		8513	水産加工工業協同組合(他に分類されないもの)	
		8514	森林組合(他に分類されないもの)	
		8521	事業協同組合(他に分類されないもの)	
		9411	実業団体	
		9412	同業団体	
8411	02 対家計民間非営利団体(除別掲)★	9311	神社、神道教会	
		9312	教派事務所	
		9321	寺院、仏教教会	
		9322	宗派事務所	
		9331	キリスト教教会、修道院	
		9332	教団事務所	
		9391	その他の宗教の教会	
		9399	その他の宗教の教団事務所	
		9421	労働団体	
		9431	学術団体	
		9432	文化団体	
		9441	政治団体	
		9499	他に分類されない非営利的団体	
		9511	集会場	
8511	01 広告	8311	広告代理業	うち整備、修理、再生の活動
		8391	屋外広告業	
		8399	他に分類されない広告業	
8512	01 情報サービス	8211	受託開発ソフトウェア業	
		8212	パッケージソフトウェア業	
		8221	情報処理サービス業	
		8222	情報提供サービス業	
8512	02 ニュース供給・興信所	8229	その他の情報サービス業	
		8231	ニュース供給業	
		8241	興信所	
8513	01 物品賃貸業(除貸自動車)	7911	総合リース業	うち整備、修理、再生の活動
		7919	その他の各種物品賃貸業	
		7921	産業用機械器具賃貸業(建設機械器具を除く)	
		7922	建設機械器具賃貸業	
		7931	事務用機械器具賃貸業(電子計算機を除く)	
		7932	電子計算機・同関連機器賃貸業	
		7951	スポーツ・娯楽用品賃貸業	
		7991	映画・演劇用品賃貸業	
		7992	音楽・映像記録物賃貸業(別掲を除く)	
		7993	貸衣装業(別掲を除く)	
8514	01 貸自動車業	7999	他に分類されない物品賃貸業	
8515	10 自動車修理	7941	自動車賃貸業	うち整備、修理、再生の活動
		7711	自動車一般整備業	
		7712	自動車車体整備業	
		7713	自動車電装品整備業	
		7714	自動車タイヤ整備業	
		7715	自動車・自動車エンジン再生業	
8516	10 機械修理	7719	その他の自動車整備業	
		7811	一般機械修理業(電気機械器具、建設・鉱山機械を除く)	
		7812	電気機械器具修理業	
		7813	建設機械・鉱山機械整備業	
8519	01 建物サービス	8641	ビルメンテナンス業	うち整備、修理、再生の活動
		8649	その他の建物サービス業	
8519	02 法務・財務・会計サービス	8411	法律事務所	
		8412	特許事務所	
		8421	公証人役場、司法書士事務所	
		8431	公認会計士事務所	
		8432	税理士事務所	
8519	03 土木建築サービス	8461	土木建築サービス業	
8519	04 労働者派遣サービス	8695	労働者派遣業	
8519	09 その他の対事業所サービス	8461	デザイン業	
		8491	機械設計業	
		8492	社会保険労務士事務所	
		8493	経営コンサルタント業	
		8494	翻訳業(著述家業を除く)	
		8495	広告制作業	
		8496	不動産鑑定業	
		8497	行政書士事務所	
		8499	他に分類されない専門サービス業	
		8611	速記・筆耕業	
		8612	複写業	
		8621	商品検査業	
		8631	一般計量証明業	
		8632	環境計量証明業	
		8639	その他の計量証明業	
		8651	民営職業紹介業	
		8661	警備業	
		8691	ディスプレイ業	
		8692	産業用設備洗浄業	
		8693	非破壊検査業	
		8694	看板書き業	
		8699	他に分類されないその他の事業サービス業	

平成12年(2000年)表基本分類		日本標準産業分類細分類		対 応 関 係
列コード	部 門 名	分類番号	項 目 名	
8611	01 映画、ビデオ制作・配給業	8011	映画・ビデオ制作業	
		8012	映画・ビデオ配給業	
		8021	映画・ビデオサービス業	
8611	02 映画館	7611	映画館	
8611	03 劇場・興行場	7621	劇場	
		7622	興行場	
8611	04 遊戯場	7681	ビリヤード場	
		7682	囲碁・将棋所	
		7683	マージャンクラブ	
		7684	パチンコホール	
		7689	その他の遊戯場	
8611	05 競輪・競馬等の競走場・競技団	7641	競輪場	
		7642	競馬場	
		7649	自動車・モータボート等の競走場	
		7651	競輪競技団	
		7652	競馬競技団	
		7659	自動車・モータボート等の競技団	
8611	06 スポーツ施設提供業・公園・遊園地	7661	スポーツ施設提供業(別掲を除く)	
		7662	体育館	
		7663	ゴルフ場	
		7664	ゴルフ練習場	
		7665	ボウリング場	
		7666	テニス場	
		7667	バドミントン・テニス練習場	
		7671	公園	
		7672	遊園地	
8611	07 興行団	7631	劇団	
		7632	楽団、舞踊団	
		7639	その他の興行団	
8611	09 その他の娯楽	7691	ダンスホール	
		7692	マリーナ業	
		7693	遊漁船業	
		7694	芸妓業	
		7695	娯楽に附帯するサービス業	
		7699	他に分類されない娯楽業	
		8471	著述家業	
		8472	芸術家業	
8612	01 一般飲食店(除喫茶店)	6011	一般食堂(別掲を除く)	
		6012	日本料理店	
		6013	西洋料理店	
		6014	中華料理店、その他の東洋料理店	
		6021	そば・うどん店	
		6031	すし店	
		6099	その他の一般飲食店	
8612	02 喫茶店	6041	喫茶店	
8612	03 遊興飲食店	6111	料亭	
		6121	バー、キャバレー、ナイトクラブ	
		6131	酒場、ビヤホール	
8613	01 旅館・その他の宿泊所	7511	旅館	うち会社の寄宿舎、学生寮等を除いた宿泊所の活動
		7521	簡易宿所	
		7531	下宿業	
		7591	会社・団体の宿泊所	
		7599	他に分類されない宿泊所	
8619	01 洗濯・洗張・染物業	7211	普通洗濯業	
		7212	洗濯物取次業	
		7213	リネンサプライ業	
		7221	洗張業	
		7222	染物業	
8619	02 理容業	7231	理容業	
8619	03 美容業	7241	美容業	
8619	04 浴場業	7251	公衆浴場業	
		7261	特殊浴場業	
8619	05 写真業	7431	一般写真業	
		7432	商業写真業	
		7433	写真現像・焼付業	
8619	06 冠婚葬祭業	7461	火葬業	
		7462	墓地管理業	
		7471	葬儀業	
		7472	結婚式場業	
		7473	冠婚葬祭互助会	
8619	07 各種修理業(除別掲)	7821	家具修理業	
		7831	かじ業	
		7841	表具業	
		7891	時計修理業	
		7892	履物修理業	
		7899	他に分類されないその他の修理業	
8619	08 個人教授所	8481	個人教授所(別掲を除く)	
		8482	学習塾	
		8483	フィットネスクラブ	
8619	09 その他の対個人サービス	0151	園芸サービス業	
		6952	損害査定業	
		7411	家事サービス業(住込みのもの)	
		7421	家事サービス業(住込みでないもの)	
		7441	衣服裁縫修理業	
		7451	物品預り業	
		7491	食品加工業	
		7492	古綿打直し業	
		7493	結婚相談業、結婚式場紹介業	
		7499	他に分類されないその他の生活関連サービス業	

[資料3]

平成12年(2000年)産業連関表小分類 — 国際標準産業分類細分類 対比表

平成12年(2000年)表小分類		国際標準産業分類細分類	
コード	部 門 名	分類番号	項 目 名
0111	穀類	0111	穀物及び他に分類されない作物栽培農業 (1/5)
0112	いも・豆類	0111	穀物及び他に分類されない作物栽培農業 (2/5)
0113	野菜	0112	野菜、園芸作物及び苗の栽培農業 (1/4)
0114	果実	0113	果実、ナッツ、飲料用作物及び香辛料作物の栽培農業 (1/3)
0115	その他の食用作物	0111	穀物及び他に分類されない作物栽培農業 (3/5)
		0112	野菜、園芸作物及び苗の栽培農業 (2/4)
		0113	果実、ナッツ、飲料用作物及び香辛料作物の栽培農業 (2/3)
0116	非食用作物	0111	穀物及び他に分類されない作物栽培農業 (4/5)
		0112	野菜、園芸作物及び苗の栽培農業 (3/4)
		0113	果実、ナッツ、飲料用作物及び香辛料作物の栽培農業 (3/3)
0121	畜産	0121	牛、羊、山羊、馬、ろば、らば及びけつてい飼育業;酪農業
		0122	その他の畜産農業;他に分類されない動物製品製造業
0131	農業サービス	0140	農業及び畜産サービス業(獣医業を除く) (1/3)
		8520	獣医業
0211	育林	0200	林業、伐採業及び関連サービス業 (1/3)
0212	素材	0200	林業、伐採業及び関連サービス業 (2/3)
0213	特用林産物	0112	野菜、園芸作物及び苗の栽培農業 (4/4)
		0150	狩猟業、わなかけ業及び猟鳥・獣増殖業(関連サービス業を含む)
		0200	林業、伐採業及び関連サービス業 (3/3)
0311	海面漁業	0500	漁業、魚の人工ふ化業又は養殖業;漁業に付帯するサービス業 (1/2)
0312	内水面漁業	0500	漁業、魚の人工ふ化業又は養殖業;漁業に付帯するサービス業 (2/2)
0611	金属鉱物	1200	ウランウム及びトリウム鉱
		1310	鉄鉱業
		1320	非鉄金属鉱業(ウランウム鉱及びトリウム鉱を除く)
0621	窯業原料鉱物	1410	石・砂及び粘土採取業 (1/3)
		1429	他に分類されないその他の鉱業及び採石業
0622	砂利・砕石	1410	石・砂及び粘土採取業 (2/3)
		2696	石材切り出し、型削・磨き業 (1/2)
0629	その他の非金属鉱物	1410	石・砂及び粘土採取業 (3/3)
		1421	化学及び肥料用鉱物鉱業
		1422	塩採取業
0711	石炭	1010	無煙炭鉱業・固形燃料製造業 (1/2)
		1020	亜炭鉱業・固形燃料製造業 (1/2)
		1030	泥炭採掘業・固形燃料製造業
0721	原油・天然ガス	1110	原油及び天然ガス採取業
1111	と畜	1511	肉及び肉製品製造業 (1/3)
1112	畜産食料品	1511	肉及び肉製品製造業 (2/3)
		1520	酪農製品製造業
		1549	他に分類されないその他の食料品製造業 (1/5)
1113	水産食料品	1512	魚類及び魚製品加工・保存業 (1/2)
1114	精穀・製粉	1531	精穀・製粉業
1115	めん・パン・菓子類	1541	パン製品製造業
		1543	ココア、チョコレート及び砂糖菓子製造業
		1544	マカロニ、ヌードル、クスクス及び類似製品製造業
		1549	他に分類されないその他の食料品製造業 (2/5)
1116	農産保存食料品	1513	果実及び野菜加工・保存業 (1/2)
1117	砂糖・油脂・調味料類	1511	肉及び肉製品製造業 (3/3)
		1514	植物・動物油脂製造業
		1532	でん粉・でん粉製品製造業
		1542	砂糖製造業
		1549	他に分類されないその他の食料品製造業 (3/5)
1119	その他の食料品	1549	他に分類されないその他の食料品製造業 (4/5)
1121	酒類	1551	酒類の蒸留、精留及び混合業;発酵原料からのエチルアルコール製造業 (1/2)
		1552	ワイン製造業
		1553	麦芽酒及び麦芽製造業
1129	その他の飲料	1513	果実及び野菜加工・保存業 (2/2)
		1549	他に分類されないその他の食料品製造業 (5/5)
		1554	清涼飲料製造業;ミネラルウォーター生産業
1131	飼料・有機質肥料(除別掲)	1512	魚類及び魚製品加工・保存業 (2/2)
		1533	加工飼料製造業
1141	たばこ	0111	穀物及び他に分類されない作物栽培農業 (5/5)
		1600	たばこ製造業
1511	紡績	1711	織物繊維準備業、紡績業及び織物業 (1/3)
1512	織物	1711	織物繊維準備業、紡績業及び織物業 (2/3)
		1729	他に分類されないその他の織物製造業 (1/2)
1513	ニット生地	1730	ニット及びクロセ編織物並びに同製品製造業 (1/3)
1514	染色整理	1712	織物整理仕上げ業
1519	その他の繊維工業製品	1711	織物繊維準備業、紡績業及び織物業 (3/3)
		1722	じゅうたん及び敷物製造業
		1723	ひも類、ロープ、より糸及び網製造業
		1729	他に分類されないその他の織物製造業 (2/2)

※ 本表で用いている国際標準産業分類は改訂第3版である。

平成12年(2000年)表小分類		国際標準産業分類細分類	
コード	部 門 名	分類番号	項 目 名
1521	衣服	1730	ニット及びクローゼ編織物並びに同製品製造業
		1810	衣服製造業(毛皮製衣服を除く)
1522	その他の衣服・身の回り品	1730	ニット及びクローゼ編織物並びに同製品製造業
		1810	衣服製造業(毛皮製衣服を除く)
		1820	毛皮仕上げ及び染色業並びに毛皮製衣服製造業
1529	その他の繊維既製品	1721	織物仕立て製品製造業(衣服を除く)
1611	製材・合板・チップ	2010	製材業及び木材プレーナー業
		2021	単板(ベニア)シート、合板、積層板、パーティクルボード及びその他の板製造業
1619	その他の木製品	1920	履物製造業
		2021	単板(ベニア)シート、合板、積層板、パーティクルボード及びその他の板製造業
		2022	建築用材料及び建具製造業
		2023	木製容器製造業
		2029	その他の木製品、コルク、わら及び編み物素材製品製造業
1711	家具・装備品	2022	建築用材料及び建具製造業
		3610	家具製造業
1811	パルプ	2101	パルプ、紙及び板紙製造業
1812	紙・板紙	2101	パルプ、紙及び板紙製造業
1813	加工紙	2101	パルプ、紙及び板紙製造業
		2102	段ボール及び板紙並びに紙製・板紙製容器製造業
1821	紙製容器	2101	パルプ、紙及び板紙製造業
		2102	段ボール及び板紙並びに紙製・板紙製容器製造業
		2109	その他の紙及び板紙製品製造業
1829	その他の紙加工品	2109	その他の紙及び板紙製品製造業
1911	出版・印刷	2211	書籍、パンフレット、楽譜及びその他の出版物出版業
		2212	新聞、雑誌及び定期刊行物出版業
		2219	その他の出版業
		2221	印刷業
		2222	印刷に関連するサービス業
2011	化学肥料	2412	肥料及び窒素化合物製造業
2021	ソーダ工業製品	2411	基礎化学品製造業(肥料及び窒素化合物を除く)
2029	その他の無機化学基礎製品	2411	基礎化学品製造業(肥料及び窒素化合物を除く)
		2412	肥料及び窒素化合物製造業
		2429	他に分類されないその他の化学製品製造業
2031	石油化学基礎製品	2320	石油精製業
		2411	基礎化学品製造業(肥料及び窒素化合物を除く)
2032	有機化学中間製品	2411	基礎化学品製造業(肥料及び窒素化合物を除く)
2033	合成ゴム	2413	プラスチック原料製造業、合成ゴム製造業
2039	その他の有機化学基礎製品	1551	酒類の蒸留、精留及び混合業;発酵原料からのエチルアルコール製造業
		2411	基礎化学品製造業(肥料及び窒素化合物を除く)
		2424	石鹼、洗剤、クリーニング、つや出し剤、香水及び化粧品類製造業
2041	合成樹脂	2413	プラスチック原料製造業、合成ゴム製造業
2051	化学繊維	2430	人造繊維製造業
2061	医薬品	2421	殺虫剤及びその他の農業化学製品製造業
		2423	医薬品、薬用化学品及び植物性薬品製造業
		2429	他に分類されないその他の化学製品製造業
2071	石けん・界面活性剤・化粧品	2424	石鹼、洗剤、クリーニング、つや出し剤、香水及び化粧品類製造業
2072	塗料・印刷インキ	2422	ペイント、ニス及びこれらに類する塗料、印刷用インク、マステック製造業
2073	写真感光材料	2109	その他の紙及び板紙製品製造業
		2429	他に分類されないその他の化学製品製造業
2074	農薬	2421	殺虫剤及びその他の農業化学製品製造業
2079	その他の化学最終製品	2424	石鹼、洗剤、クリーニング、つや出し剤、香水及び化粧品類製造業
		2429	他に分類されないその他の化学製品製造業
2111	石油製品	2320	石油精製業
2121	石炭製品	1010	無煙炭鉱業・固形燃料製造業
		1020	亜炭鉱業・固形燃料製造業
		2310	コークス炉製品製造業
2211	プラスチック製品	2520	プラスチック製品製造業
2311	タイヤ・チューブ	2511	ゴムタイヤ及びチューブ製造業並びにゴムタイヤ再生業
2319	その他のゴム製品	1920	履物製造業
		2519	その他のゴム製品製造業
2411	革製履物	1920	履物製造業
2412	なめし革・毛皮・その他の革製品	1820	毛皮仕上げ及び染色業並びに毛皮製衣服製造業
		1911	皮なめし及び仕上げ業
		1912	手荷物かばん、ハンドバッグ及び馬具類製造業
2511	板ガラス・安全ガラス	2610	ガラス及びガラス製品製造業
2512	ガラス繊維・同製品	2610	ガラス及びガラス製品製造業
2519	その他のガラス製品	2610	ガラス及びガラス製品製造業
2521	セメント	2694	セメント、石灰及び石膏製造業
2522	生コンクリート	2695	コンクリート製品、セメント製品及び石膏製品製造業
2523	セメント製品	2695	コンクリート製品、セメント製品及び石膏製品製造業
2531	陶磁器	2691	非建設用非耐火性窯業製品製造業
		2693	建設用非耐火性粘土・セラミック製品製造業

平成12年(2000年)表小分類		国際標準産業分類細分類	
コード	部 門 名	分類番号	項 目 名
2599	その他の窯業・土石製品	2692	耐火性窯業製品製造業
		2694	セメント、石灰及び石膏製造業 (2/2)
		2695	コンクリート製品、セメント製品及び石膏製品製造業 (3/3)
		2696	石材切り出し、型削・磨き業 (2/2)
		2699	他に分類されないその他の非金属鉱物製品製造業
2611	鉄鉄・粗鋼	2710	第1次鉄鋼製造業 (1/7)
2612	鉄屑	2710	第1次鉄鋼製造業 (2/7)
2621	熱間圧延鋼材	2710	第1次鉄鋼製造業 (3/7)
2622	鋼管	2710	第1次鉄鋼製造業 (4/7)
2623	冷延・めっき鋼材	2710	第1次鉄鋼製造業 (5/7)
2631	鍛造品	2710	第1次鉄鋼製造業 (6/7)
		2731	鉄鋼鋳造業
		2891	金属の鍛造、プレス、打ち抜き及び圧延成形業及び粉末冶金業 (1/3)
2649	その他の鉄鋼製品	2710	第1次鉄鋼製造業 (7/7)
2711	非鉄金属製錬・精製	2720	第1次貴金属・非鉄金属製造業 (1/3)
2712	非鉄金属屑	2720	第1次貴金属・非鉄金属製造業 (2/3)
2721	電線・ケーブル	3130	絶縁電線・ケーブル製造業
2722	その他の非鉄金属製品	2330	核燃料加工業
		2720	第1次貴金属・非鉄金属製造業 (3/3)
		2732	非鉄金属鋳造業
		2891	金属の鍛造、プレス、打ち抜き及び圧延成形業及び粉末冶金業 (2/3)
2811	建設用金属製品	2811	構造用金属製品製造業 (1/2)
2812	建築用金属製品	2811	構造用金属製品製造業 (2/2)
2891	ガス・石油機器及び暖房機器	2930	他に分類されない民生用機械器具製造業 (1/2)
2899	その他の金属製品	2812	金属製タンク、貯槽及び容器製造業
		2891	金属の鍛造、プレス、打ち抜き及び圧延成形業及び粉末冶金業 (3/3)
		2892	金属の処理・塗装業; 料金制又は契約制による一般機械エンジニアリング業
		2893	刃物、手道具及び一般金物類製造業 (1/2)
		2899	他に分類されないその他の金属製品製造業
		2919	その他の一般機械製造業 (1/7)
3011	原動機・ボイラ	2813	蒸気発生装置製造業(セントラルヒーティング温水ボイラーを除く)
		2911	エンジン及びタービン製造業(航空機用、自動車用及びオートバイ用エンジンを除く) (1/2)
3012	運搬機械	2915	つり上げ及びハンドリング装置製造業 (1/2)
3013	冷凍機・温湿調整装置	2919	その他の一般機械製造業 (2/7)
3019	その他の一般産業機械	2893	刃物、手道具及び一般金物類製造業 (2/2)
		2912	ポンプ、圧縮機、タプ及び弁製造業 (1/2)
		2913	軸受、ギア及び伝導・駆動装置製造業 (1/2)
		2914	かま、炉及び炉バーナ製造業
		2919	その他の一般機械製造業 (3/7)
3021	建設・鉱山機械	2924	鉱業、採石業及び建設業用機械製造業
3022	化学機械	2919	その他の一般機械製造業 (4/7)
3023	産業用ロボット	2919	その他の一般機械製造業 (5/7)
		2922	工作機械製造業 (1/3)
3024	金属加工・工作機械	2922	工作機械製造業 (2/3)
		2923	冶金用機械製造業
3029	その他の特殊産業用機械	2921	農業及び林業用機械製造業
		2925	食料品、飲料及びたばこ加工機械製造業
		2926	繊維、衣服及び皮革製造機械製造業
		2929	その他の特殊産業用機械製造業 (1/2)
3031	その他の一般機械器具及び部品	2912	ポンプ、圧縮機、タプ及び弁製造業 (2/2)
		2913	軸受、ギア及び伝導・駆動装置製造業 (2/2)
		2919	その他の一般機械製造業 (6/7)
		2929	その他の特殊産業用機械製造業 (2/2)
3111	事務用機械	3000	事務用、会計及び計算機械製造業 (1/2)
3112	サービス用機器	2919	その他の一般機械製造業 (7/7)
3211	民生用電子機器	3230	テレビ・ラジオ受信(像)機、音声又は画像録音・録画・再生装置並びに関連製品製造業 (1/3)
3212	民生用電気機器	2930	他に分類されない民生用機械器具製造業 (2/2)
3311	電子計算機・同付属装置	3000	事務用、会計及び計算機械製造業 (2/2)
3321	通信機械	3190	他に分類されないその他の電気機器製造業 (1/3)
		3220	テレビ・ラジオ送信機及び有線電話・電信装置製造業
3331	電子応用装置	3230	テレビ・ラジオ受信(像)機、音声又は画像録音・録画・再生装置並びに関連製品製造業 (2/3)
		3312	測定、検査、試験、航法及びその他の機器製造業(生産工程制御装置を除く) (1/3)
3332	電気計測器	3312	測定、検査、試験、航法及びその他の機器製造業(生産工程制御装置を除く) (2/3)
		3313	生産工程制御装置製造業
3341	半導体素子・集積回路	3210	電子バルブ、チューブ及びその他の電子部品製造業 (1/2)
3359	電子部品	3190	他に分類されないその他の電気機器製造業 (2/3)
		3210	電子バルブ、チューブ及びその他の電子部品製造業 (2/2)
		3230	テレビ・ラジオ受信(像)機、音声又は画像録音・録画・再生装置並びに関連製品製造業 (3/3)
3411	重電機器	2922	工作機械製造業 (3/3)
		3110	電動機、発電器及び変圧器製造業
		3120	配電・制御装置製造業 (1/2)

平成12年(2000年)表小分類		国際標準産業分類細分類	
コード	部 門 名	分類番号	項 目 名
3421	その他の電気機器	3120	配電・制御装置製造業 (2/2)
		3140	乾電池及び1次電池製造業
		3150	電球及び電気照明器具製造業
		3190	他に分類されないその他の電気機器製造業 (3/3)
3511	乗用車	3410	自動車製造業 (1/3)
3521	トラック・バス・その他の自動車	3410	自動車製造業 (2/3)
3531	二輪自動車	3410	自動車製造業 (3/3)
		3591	オートバイ製造業
3541	自動車部品・同付属品	3420	自動車車体製造(設計)業、トレーラ及びセミトレーラ製造業
		3430	自動車及び自動車エンジンの部品及び付属品製造業
3611	船舶・同修理	2911	エンジン及びタービン製造業(航空機用、自動車用及びオートバイ用エンジンを除く) (2/2)
		3511	船舶製造・修理業
		3512	レジャー及びスポーツ用ボート製造・修理業
3621	鉄道車両・同修理	3520	鉄道・索道機関車及び車両製造業
3622	航空機・同修理	3530	航空機及び宇宙船製造業 (1/2)
3629	その他の輸送機械	2915	つり上げ及びハンドリング装置製造業 (2/2)
		3530	航空機及び宇宙船製造業 (2/2)
		3592	自転車及び車椅子製造業
		3599	他に分類されないその他の輸送用機械器具製造業
3711	光学機械	3320	光学機器及び写真機器製造業
3712	時計	3330	時計製造業
3719	その他の精密機械	3311	内科用・外科用機器及び整形外科用器具製造業
		3312	測定、検査、試験、航法及びその他の機器製造業(生産工程制御装置を除く) (3/3)
3911	玩具・運動用品	3693	スポーツ用品製造業
		3694	ゲーム及び玩具製造業
3919	その他の製造工業製品	2029	その他の木製品、コルク、わら及び編み物素材製品製造業 (2/2)
		2213	記録媒体出版業
		2230	記録媒体複製業
		2927	武器及び弾薬製造業
		3691	宝石及び同関連製品製造業
		3692	楽器製造業
		3699	他に分類されない製造業
3921	再生資源回収・加工処理	3710	金属廃棄物・くず再生業
		3720	非金属廃棄物・くず再生業
		5149	その他の中間製品、廃棄物及びくず卸売業 (1/2)
4111	住宅建築	4510	用地整備業 (1/5)
		4520	建築物の全部又は一部工事業、土木工事業 (1/5)
		4530	建築設備設置工事業 (1/5)
		4540	建築物仕上げ業 (1/5)
4112	非住宅建築	4510	用地整備業 (2/5)
		4520	建築物の全部又は一部工事業、土木工事業 (2/5)
		4530	建築設備設置工事業 (2/5)
		4540	建築物仕上げ業 (2/5)
4121	建設補修	4510	用地整備業 (3/5)
		4520	建築物の全部又は一部工事業、土木工事業 (3/5)
		4530	建築設備設置工事業 (3/5)
		4540	建築物仕上げ業 (3/5)
4131	公共事業	0140	農業及び畜産サービス業(獣医業を除く) (2/3)
		4510	用地整備業 (4/5)
		4520	建築物の全部又は一部工事業、土木工事業 (4/5)
		4530	建築設備設置工事業 (4/5)
		4540	建築物仕上げ業 (4/5)
4132	その他の土木建設	4510	用地整備業 (5/5)
		4520	建築物の全部又は一部工事業、土木工事業 (5/5)
		4530	建築設備設置工事業 (5/5)
		4540	建築物仕上げ業 (5/5)
5111	電力	4010	電気生産・収集・配給業
5121	都市ガス	4020	ガス製造業; 導管によるガス燃料供給業
5122	熱供給業	4030	蒸気及び温水供給業
5211	水道	4100	水収集・浄化・供給業 (1/2)
		9000	下水及び廃棄物処理業、衛生及び類似サービス業 (1/2)
5212	廃棄物処理	9000	下水及び廃棄物処理業、衛生及び類似サービス業 (2/2)

平成12年(2000年)表小分類		国際標準産業分類細分類	
コード	部 門 名	分類番号	項 目 名
6111	卸売	5010	自動車販売業 (1/2)
		5030	自動車部品、付属品販売業 (1/2)
		5110	手数料又は契約制による卸売業
		5121	農産品原料及び生き物卸売業
		5122	食料品、飲料及びたばこ卸売業
		5131	織物、衣料及び履物卸売業
		5139	その他の家庭用品卸売業
		5141	固定・液体・ガス燃料及び関連製品卸売業
		5142	金属及び金属鉱石卸売業
		5143	建設材料、金物類及び衛生・暖房設備器具卸売業
		5149	その他の中間製品、廃棄物及びくず卸売業 (2/2)
		5150	機械器具卸売業
		5190	その他の卸売業
6112	小売	5010	自動車販売業 (2/2)
		5030	自動車部品、付属品販売業 (2/2)
		5040	オートバイ及び関連部品・付属品販売・整備・修理業 (1/2)
		5211	食料品、飲料又はたばこが主な非専門店の小売業
		5219	その他の非専門店小売業
		5220	食料品、飲料及びたばこの専門店による小売業
		5231	医薬品、医療品及び化粧・洗面用品小売業
		5232	織物、衣料、履物及び革製品小売業
		5233	家庭用具・用品・機器小売業
		5234	金物類、塗料及びガラス小売業
		5239	専門店によるその他の小売業
		5240	店舗による中古品小売業
		5251	通信販売による小売業
		5252	露店及び市場による小売業
		5259	その他の無店舗小売業
6211	金融	6511	中央銀行
		6519	その他の預金取扱機関
		6592	その他の信用供与機関
		6599	他に分類されないその他の金融仲介業
		6711	金融市場管理業
		6712	証券取引業
		6719	他に分類されない補助的金融仲介業
6212	保険	6601	生命保険業
		6603	損害保険業
		6720	補助的保険・年金基金業
6411	不動産仲介及び賃貸	7010	自己所有資産又はリース資産の不動産業 (1/2)
		7020	料金又は契約制による不動産業 (1/2)
6421	住宅賃貸料	7010	自己所有資産又はリース資産の不動産業 (2/2)
		7020	料金又は契約制による不動産業 (2/2)
6422	住宅賃貸料(帰属家賃)		該当なし
7111	鉄道旅客輸送	6010	鉄道輸送業 (1/2)
		6021	その他の定期旅客陸上輸送業 (1/2)
7112	鉄道貨物輸送	6010	鉄道輸送業 (2/2)
7121	道路旅客輸送	6021	その他の定期旅客陸上輸送業 (2/2)
		6022	その他の不定期旅客陸上輸送業
7122	道路貨物輸送	6023	道路貨物運送業 (1/2)
7131	自家輸送(旅客自動車)		該当なし
7132	自家輸送(貨物自動車)		該当なし
7141	外洋輸送	6110	海洋・沿海水上運送業 (1/2)
7142	沿海・内水面輸送	6110	海洋・沿海水上運送業 (2/2)
7143	港湾運送	6301	貨物取扱業 (1/2)
7151	航空輸送	6210	定期航空運送業
		6220	不定期航空運送業
7161	貨物運送取扱	6023	道路貨物運送業 (2/2)
		6301	貨物取扱業 (2/2)
		6309	その他の輸送代理店業 (1/2)
7171	倉庫	6302	貯蔵・倉庫業務
7181	こん包	6309	その他の輸送代理店業 (2/2)
7189	その他の運輸付帯サービス	4100	水収集・浄化・供給業 (2/2)
		6303	その他の運輸に付帯するサービス業
		6304	旅行代理店、旅行オペレータ・他に分類されない旅行者支援活動
7311	郵便	6411	国営郵便業
7312	電気通信	6420	通信業 (1/3)
7319	その他の通信サービス	6420	通信業 (2/3)
7321	放送	6420	通信業 (3/3)
		9213	ラジオ・テレビジョン放送業
8111	公務(中央)	7511	一般(全体)公務 (1/2)
8112	公務(地方)	7511	一般(全体)公務 (2/2)
8211	学校教育	8010	初等教育
		8021	一般中等教育
		8022	専門・職業中等教育
		8030	高等教育
		8090	成人及びその他の教育 (1/3)

平成12年(2000年)表小分類		国際標準産業分類細分類	
コード	部 門 名	分類番号	項 目 名
8213	社会教育・その他の教育	8090	成人及びその他の教育 (2/3)
		9231	図書館及び公文書館サービス業
		9232	博物館及び史跡・歴史的建築物の保護
		9233	植物園・動物園及び自然保護活動
8221	学術研究機関	7310	自然科学研究・開発業
		7320	社会・人文科学研究・開発業
8222	企業内研究開発		該当なし
8311	医療	8511	病院事業 (1/2)
		8512	医療業及び歯科医療業
		8519	その他の保健衛生事業 (1/2)
8312	保健	7512	保健・教育・文化サービス及び社会保障を除くその他の社会サービスを提供する機関の活動の規制
8313	社会保障	7530	強制社会保障事業
		8531	宿泊施設のある社会事業 (1/4)
		8532	宿泊施設のない社会事業 (3/4)
8314	介護	8511	病院事業 (2/2)
		8519	その他の保健衛生事業 (2/2)
		8531	宿泊施設のある社会事業 (2/4)
		8532	宿泊施設のない社会事業 (4/4)
8411	その他の公共サービス	9111	事業・雇用主団体
		9112	職業団体
		9120	労働団体
		9191	宗教団体
		9192	政治団体
		9199	他に分類されないその他の会員制団体
8511	広告	7430	広告業
8512	調査・情報サービス	7210	ハードウェア・コンサルタント業
		7220	ソフトウェア・コンサルタント業及びソフトウェア供給業
		7230	データ処理業
		7240	データベース業
		7413	市場調査・世論調査業
		9220	ニュース供給業
8513	物品賃貸業(除貸自動車業)	4550	建設又は解体機械賃貸業(オペレータ付き) (1/2)
		6591	金融リース業
		7121	農業機械器具賃貸業
		7122	建設・土木機械器具賃貸業
		7123	事務用機械器具賃貸業
		7129	他に分類されないその他の機械器具賃貸業
		7130	他に分類されない個人・家庭用品賃貸業
8514	貸自動車業	6591	金融リース業 (2/2)
		7111	陸上輸送機械器具賃貸業
8515	自動車修理	5020	自動車整備・修理業
		5040	オートバイ及び関連部品・付属品販売・整備・修理業 (2/2)
8516	機械修理	7250	事務機器、計算機及びコンピュータ保守・修理業
8519	その他の対事業所サービス	7411	法律サービス業
		7412	会計、簿記及び監査サービス業; 税務相談業
		7414	経営管理コンサルタント業
		7421	建築・エンジニアリング業及び関連技術コンサルタント業
		7422	技術試験・分析業
		7491	労働者募集・人材供給業
		7492	興信・保安サービス業
		7493	建物清掃業
		7499	その他の事業サービス業
8611	娯楽サービス	9211	映画及びビデオ制作・配給業
		9212	映写業
		9214	演劇、音楽及びその他の芸術活動
		9219	その他の娯楽業
		9241	スポーツサービス業 (1/2)
		9249	その他のレクリエーション活動
8612	飲食店	5520	レストラン、バー及び簡易食堂
8613	旅館・その他の宿泊所	5510	ホテル、キャンプ場及びその他の短期宿泊施設
8619	その他の対個人サービス	0140	農業及び畜産サービス業(獣医業を除く) (3/3)
		5260	個人・家庭用品修理業
		7494	写真業
		8090	成人及びその他の教育 (3/3)
		9241	スポーツサービス業 (2/2)
		9301	織物及び毛皮製品洗濯・(ドライ)クリーニング・染色業
		9302	理容及びその他の美容サービス業
		9303	葬儀業及び関連サービス業
		9309	他に分類されないその他のサービス業
		9500	雇人のいる個人世帯
8900	事務用品		該当なし
9000	分類不明		該当なし